

令和5年12月定例会

# 熊本県議会会議録

令和5年12月1日 開会  
令和5年12月19日 閉会

熊本県議会



## 令和5年12月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
12・1	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
2	土	休 会	(県の休日)		
3	日				
4	月			議案調査	
5	火				
6	水	本 会 議	一般質問 自民(前川) 立民連(岩田) 公明(前田(憲))	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
7	木		一般質問 参政(高井) 無所属(住永) 自民(高木)		
8	金		一般質問 自民(岩本) 自民(前田(敬)) 自民(西村)		
9	土	休 会	(県の休日)		
10	日				
11	月	本 会 議	一般質問 自民(斎藤) 自民(西山) 議案等に対する質疑 委員会付託		
12	火	休 会	特別委員会		
13	水		常任委員会	総務・厚生・教警	
14	木			経環・農水・建設	
15	金				
16	土		(県の休日)		
17	日				
18	月		議事整理		
19	火	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 19日間



## 目 次

### 第1号(12月1日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
諸般の報告	2
就任挨拶	2
自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第47号まで)	3
日程第4 知事の提案理由説明	4
日程第5 休会の件	7
日程通告 散会	7

### 第2号(12月6日)

議事日程 第2号	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員氏名	9
欠席議員氏名	9
説明のため出席した者の職氏名	9
事務局職員出席者	10
開議	10
日程第1 一般質問	10
前川収君質問	10
・新生シリコンアイランド九州の実現について	
・インフラの整備について	

・県南工業団地について	
知事蒲島郁夫君答弁	12
前川収君質問	13
・物流の2024年問題への対応について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	15
前川収君質問	16
・蒲島県政の成果と課題について	
知事蒲島郁夫君答弁	18
前川収君質問	20
・次期知事選への決意について	
知事蒲島郁夫君答弁	21
前川収君質問——終了	22
休憩	23
開議	23
岩田智子君質問	23
・県助成金不適切受給問題について	
知事蒲島郁夫君答弁	24
岩田智子君質問	24
・水俣病問題について	
知事蒲島郁夫君答弁	26
岩田智子君質問	27
・熊本の地下水保全について	
環境生活部長小原雅之君答弁	29
岩田智子君質問	29
・再エネ施設建設と県民の幸福量について	
知事蒲島郁夫君答弁	31
岩田智子君質問	32
・里親への支援について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	33
岩田智子君質問	34
・熊本県立天草拓心高校の実習船「熊	

本丸」について		事務局職員出席者	52
教育長白石伸一君答弁	35	開 議	52
岩田智子君質問——終了	36	日程第1 一般質問	52
休憩	36	高井千歳さん質問	52
開 議	36	・県内の新型コロナワクチンの健康被害の状況について	
前田憲秀君質問	36	健康福祉部長沼川敦彦君答弁	55
・アリーナ等スポーツ施設の整備について		高井千歳さん質問	55
知事蒲島郁夫君答弁	37	・地域と共生する再生可能エネルギー事業について	
前田憲秀君質問	38	知事蒲島郁夫君答弁	57
・がん検診受診率の向上と健康寿命の延伸を目指して		高井千歳さん質問	58
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	39	・営農継続のための農地確保について	
前田憲秀君質問	40	農林水産部長千田真寿君答弁	60
・サーキュラーエコノミー、循環経済に向けての挑戦		高井千歳さん質問	60
環境生活部長小原雅之君答弁	42	・環境影響評価条例及び地下水涵養指針の規定等について	
前田憲秀君質問	43	・熊本県の環境影響評価対象事業への複合開発事業の追加について	
・若者の地元定着へ向けて		・地下水涵養指針に定める涵養方策の取扱いについて	
商工労働部長三輪孝之君答弁	44	環境生活部長小原雅之君答弁	61
前田憲秀君質問	45	高井千歳さん質問	62
・誰もが安心して暮らせる街を目指して		・いわゆるLGBT理解増進法制定後の県内の取組について	
警察本部長宮内彰久君答弁	46	環境生活部長小原雅之君答弁	64
前田憲秀君質問——終了	48	高井千歳さん質問——終了	64
・水素の可能性を諦めるな(要望)		休憩	64
・県営団地の今後の在り方について(要望)		開 議	64
日程通告 散会	50	住永栄一郎君質問	64
<b>第3号(12月7日)</b>		・益城町の熊本地震からの復興に係る課題について	
議事日程 第3号	51	土木部長亀崎直隆君答弁	66
本日の会議に付した事件	51	住永栄一郎君質問	66
出席議員氏名	51	・新大空港構想から懸念される渋滞問	
欠席議員氏名	51		
説明のため出席した者の職氏名	51		

題に係る道路整備について		高木健次君質問	86
土木部長亀崎直隆君答弁	68	・有事を想定した国民保護に関する県 の取組について	
住永栄一郎君質問	69	知事公室長内田清之君答弁	87
・異次元の少子化対策について		高木健次君質問	88
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	70	・妊娠時から子育て期までの切れ目の ない支援体制の構築について	
住永栄一郎君質問	71	健康福祉部長沼川敦彦君答弁	88
・不登校対策について		高木健次君質問——終了	89
教育長白石伸一君答弁	72	日程通告 散会	89
住永栄一郎君質問	72	<b>第4号(12月8日)</b>	
・熊本の価値を高める観光振興策につ いて		議事日程 第4号	91
観光戦略部長原山明博君答弁	74	本日の会議に付した事件	91
住永栄一郎君質問——終了	75	出席議員氏名	91
・熊本の未来をつくるアリーナの必要 性について(要望)		欠席議員氏名	91
休 憩	76	説明のため出席した者の職氏名	91
開 議	76	事務局職員出席者	92
高木健次君質問	76	開 議	92
・野球場を含む県営スポーツ施設の整 備の在り方について		日程第1 一般質問	92
知事蒲島郁夫君答弁	78	岩本浩治君質問	92
高木健次君質問	78	・阿蘇の世界文化遺産暫定一覧表入り に向けた取組について	
・新大空港構想の実現に向けて		企画振興部長富永隼行君答弁	94
・空港アクセス鉄道の整備について		岩本浩治君質問	94
・空港までのアクセス道路の整備に ついて		・データを活用した住民サービスの向 上について	
知事蒲島郁夫君答弁	81	理事小金丸健君答弁	96
土木部長亀崎直隆君答弁	82	岩本浩治君質問	96
高木健次君質問	83	・熊本地域の地下水形成と阿蘇地域の 湧水群について	
・セミコンテクノパーク周辺の道路整 備について		環境生活部長小原雅之君答弁	98
土木部長亀崎直隆君答弁	84	岩本浩治君質問	98
高木健次君質問	85	・ヤングケアラーへの支援について	
・県の土木技術職員の確保について		健康福祉部長沼川敦彦君答弁	100
総務部長平井宏英君答弁	85	岩本浩治君質問	100

- ・施設に入所中の障害者の地域移行支援体制の整備について  
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………102
- 岩本浩治君質問——終了 ……………103
- 休憩 ……………103
- 開議 ……………103
- 前田敬介君質問 ……………103
  - ・障害者への医療費支援について  
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………105
  - 前田敬介君質問 ……………105
  - ・ノリ養殖業の振興について  
農林水産部長千田真寿君答弁 ……………106
  - 前田敬介君質問 ……………107
  - ・多子世帯をはじめとした子育て世帯への支援の在り方について  
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………109
  - 前田敬介君質問 ……………109
  - ・不登校児童生徒への対応について  
教育長白石伸一君答弁 ……………111
  - 前田敬介君質問 ……………111
  - ・有明海沿岸道路の建設促進について  
土木部長亀崎直隆君答弁 ……………113
  - 前田敬介君質問——終了 ……………114
  - ・梨における国内での花粉供給体制構築に向けた支援について(要望)
- 休憩 ……………115
- 開議 ……………115
- 西村尚武君質問 ……………115
  - ・中学校部活動の地域移行について  
教育長白石伸一君答弁 ……………116
  - 西村尚武君質問 ……………117
  - ・教員の確保と業務負担の軽減について  
教育長白石伸一君答弁 ……………117
  - 西村尚武君質問 ……………118

- ・県立高等学校入学者選抜制度改革について  
教育長白石伸一君答弁 ……………119
- 西村尚武君質問 ……………120
  - ・地域医療体制の整備に向けた看護職員確保について  
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………121
  - 西村尚武君質問 ……………122
  - ・魚類養殖業の振興について  
農林水産部長千田真寿君答弁 ……………123
  - 西村尚武君質問 ……………124
  - ・天草エアラインの現状と今後の展望について  
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………125
  - 西村尚武君質問——終了 ……………126
  - ・海業振興モデル地区の取組について(要望)
- 日程通告 散会 ……………127
- 第5号(12月11日)**
- 議事日程 第5号 ……………129
- 本日の会議に付した事件 ……………129
- 出席議員氏名 ……………129
- 欠席議員氏名 ……………130
- 説明のため出席した者の職氏名 ……………130
- 事務局職員出席者 ……………130
- 開議 ……………130
- 日程第1 一般質問 ……………130
- 斎藤陽子さん質問 ……………130
  - ・新大空港構想の交通ネットワークについて  
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………131
  - 斎藤陽子さん質問 ……………132
  - ・地下水保全の取組について  
環境生活部長小原雅之君答弁 ……………133
  - 斎藤陽子さん質問 ……………134



・スポーツツーリズム推進戦略の成果と課題について	
観光戦略部長原山明博君答弁	135
齋藤陽子さん質問	136
・誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現について	
・不登校問題について	
教育長白石伸一君答弁	137
齋藤陽子さん質問	138
・部活動の地域移行について	
教育長白石伸一君答弁	139
齋藤陽子さん質問——終了	140
休憩	141
開議	141
西山宗孝君質問	141
・熊本都市圏における防災機能の強化について	
知事公室長内田清之君答弁	143
西山宗孝君質問	144
・熊本観光の魅力創出と宿泊税の導入について	
観光戦略部長原山明博君答弁	145
西山宗孝君質問	145
・主要幹線道路の景観保全整備について	
土木部長亀崎直隆君答弁	147
西山宗孝君質問	147
・水産業の担い手支援対策について	
農林水産部長千田真寿君答弁	149
西山宗孝君質問	150
・くまもとアートポリス事業の推進と展望について	
知事蒲島郁夫君答弁	151
西山宗孝君質問——終了	152
・介護人材不足の対策について(要望)	

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)	153
知事提出議案の上程(第48号から第56号まで)	153
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第56号まで)	154
日程第4 請願の委員会付託	154
知事提出議案の上程(第57号)	155
日程第5 休会の件	155
日程通告 散会	155
<b>第6号(12月19日)</b>	
議事日程 第6号	157
本日の会議に付した事件	157
出席議員氏名	157
欠席議員氏名	158
説明のため出席した者の職氏名	158
事務局職員出席者	158
開議	158
日程第1 決算特別委員長報告	158
採決	161
日程第2 各常任委員長報告	162
厚生常任委員長報告	162
経済環境常任委員長報告	164
農林水産常任委員長報告	165
建設常任委員長報告	167
教育警察常任委員長報告	168
総務常任委員長報告	169
反対討論(星野愛斗君)	171
採決	171
日程第3 閉会中の継続審査の件	173
知事提出議案第57号	173
採決	173
議員提出議案の上程(第1号)	173
採決	175
委員会提出議案の上程(第1号)	175

採 決 .....	176
議員派遣の件 .....	176
閉 会 .....	177
議長の閉会挨拶 .....	177
<b>付 録</b>	
令和5年12月定例会議案議決件名一覧表…付 1	
議長諸般の報告.....	付 5
議案各委員会別一覧表.....	付 6
請願文書表.....	付20
委員会審査報告書.....	付29
閉会中の継続審査申出一覧表.....	付40
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続 審査申出一覧表.....	付41

**第 1 号**

**(12月1日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第1号

令和5年12月1日(金曜日)

議事日程 第1号

令和5年12月1日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第47号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第47号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉寫ミカさん  
立山大二郎君  
斎藤陽子さん  
堤泰之君  
南部隼平君  
本田雄三君  
岩田智子君

前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
鎌田聡君  
瀧上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君

吉 永 和 世 君  
松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君  
岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
人 事 委 員 会  
委 員 長 出 田 孝 一 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長  
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英

審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
議 事 課 長 補 佐

午前10時開会 開議

○議長(淵上陽一君) ただいまから令和5年12月  
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(淵上陽一君) まず、閉会中における諸般  
の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりでありま  
す。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

就任挨拶

○議長(淵上陽一君) 次に、去る9月定例会にお  
いて任命同意になりました教育委員会委員から挨拶  
の申出がっておりますので、この際、これを  
許します。

教育委員会委員園田恭子さん。

〔教育委員会委員園田恭子さん登壇〕

○教育委員会委員(園田恭子さん) おはようござ  
います。去る10月に本議会の御同意をいただき、  
熊本県教育委員を拝命いたしました園田恭子でござ  
います。誠に光栄でございますとともに、責任  
の重さを痛感いたしております。微力ではござい  
ますが、本県の教育の推進に全力で取り組む所存  
でありますので、今後とも御指導、御鞭撻のほど  
よろしく願いいたします。(拍手)

自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達

○議長(淵上陽一君) 次に、去る10月26日、香川  
県で開催された第176回全国都道府県議会議長会  
定例総会において、自治功労者として表彰されま  
した議員に対し、ただいまから表彰状及び記念品

の伝達を行います。

被表彰者は、  
30年以上

前川 收 君

であります。

前川收君は演壇の前に出ていただきます。

〔前川收君演壇前に入る〕

○議長(淵上陽一君)

表 彰 状

前川 收 殿

あなたは熊本県議会議員として在職30年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

令和5年10月26日

全国都道府県議会議長会

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、荒川知章君、堤泰之君、亀田英雄君、以上3人を指名いたします。

### 日程第2 会期決定の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ

って、会期は本日から12月19日までの19日間とすることに決定いたしました。

### 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第47号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第47号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

第2号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

第3号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

第5号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

第6号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8号 熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第9号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11号 財産の取得について

第12号 財産の取得について

第13号 財産の取得について

第14号 財産の取得について

第15号 工事請負契約の締結について

- 第16号 工事請負契約の締結について
- 第17号 工事請負契約の締結について
- 第18号 工事請負契約の変更について
- 第19号 工事請負契約の変更について
- 第20号 工事請負契約の締結について
- 第21号 工事請負契約の締結について
- 第22号 工事請負契約の変更について
- 第23号 当せん金付証券の発売について
- 第24号 公立大学法人熊本県立大学第4期中期  
目標の策定について
- 第25号 公立大学法人熊本県立大学定款の変更  
について
- 第26号 和解及び損害賠償額の決定について
- 第27号 訴えの提起について
- 第28号 指定管理者の指定について
- 第29号 指定管理者の指定について
- 第30号 指定管理者の指定について
- 第31号 指定管理者の指定について
- 第32号 指定管理者の指定について
- 第33号 指定管理者の指定について
- 第34号 指定管理者の指定について
- 第35号 指定管理者の指定について
- 第36号 専決処分の報告及び承認について
- 第37号 専決処分の報告及び承認について
- 第38号 専決処分の報告及び承認について
- 第39号 専決処分の報告及び承認について
- 第40号 専決処分の報告及び承認について
- 第41号 専決処分の報告及び承認について
- 第42号 専決処分の報告及び承認について
- 第43号 専決処分の報告及び承認について
- 第44号 専決処分の報告及び承認について
- 第45号 専決処分の報告及び承認について
- 第46号 専決処分の報告及び承認について
- 第47号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 専決処分の報告について

- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について

---

#### 日程第4 知事の提案理由説明

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、景気の動向についてです。

我が国の景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している、先行きについては、物価上昇等の影響に十分注意する必要があるとされており、県内においても、直近の公表では、景気は緩やかに回復しているとされています。

しかしながら、10月の熊本市の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年同月比で見ると、プラス2.8%と20か月連続で上昇しており、県民生活や企業活動への影響が続いています。

このような中、政府は、経済を成長経路に乗せるため、「物価高から国民生活を守る」など、5つの柱から成るデフレ完全脱却のための総合経済対策を発表しました。

県としましては、国の補正予算措置の内容を適切に把握しながら、早急に実施すべき事業については、今定例会に追加提案できるよう、しっかりと検討を加速化してまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積についてです。

経済発展と地下水保全を両立させるため、大津



町瀬田地区において、白川中流域では初めてとなる冬期湛水事業が先月から開始されました。この取組により、年間約100万トンを超える涵養が実現される見通しです。引き続き、熊本県民の宝である地下水の取水と涵養のバランスを維持するための取組を推進してまいります。

半導体関連人材の育成については、先月21日に、水俣市、株式会社アスカインデックス、水俣高校の3者で連携協定が締結されました。

相互に連携、協力しながら教育活動を行うことで、水俣高校の魅力向上を図るとともに、水俣市及び本県における半導体関連人材の育成に取り組んでまいります。

半導体関連産業の集積に伴う道路整備については、10月に、合志市、大津町、菊陽町において、大津植木線の多車線化、合志インターチェンジへのアクセス道路に係る事業説明会を開催し、地域住民の方々に道路構造や今後のスケジュール等をお示ししました。

各地権者の方々との個別交渉と並行して、先月には都市計画素案に関する説明会を開催するなど、着実に取組を進めています。

10月4日には、首相官邸で開催された国内投資拡大のための官民連携フォーラムに参加し、本県の半導体関連産業の集積に係る現状を説明し、岸田首相に改めてインフラ整備等への支援をお願いしてまいりました。

首相からは、インフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みを創設するとの力強い御発言がありました。

先月2日に閣議決定された総合経済対策では、国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、工業用水、下水道、道路の関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援すると明示され、補正予算も成立いたしました。

今後、国の支援をしっかりと確保しながら、本県への半導体関連産業のさらなる集積を見据えたインフラ等を早急に整備し、新生シリコンアイランド九州の実現につなげてまいります。

また、TSMCの進出をはじめとする環境変化をビッグチャンスと捉え、10月24日に、阿蘇くまもと空港と周辺地域を核とした、地方創生の先進地域を目指す新大空港構想を策定しました。

今後、新構想の下、空港機能のさらなる強化や企業集積に伴うまちづくりについて、スピード感を持って推進し、これらの取組が50年、100年先の熊本の発展につながるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、令和5年梅雨前線豪雨による災害への対応についてです。

6月29日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨では、山都町にある国道445号の金内橋が落橋するなど、道路、河川をはじめとする公共土木施設等で大きな被害が発生しました。

特に、金内橋の落橋については、道路利用者の方はもとより、沿線住民の皆様にも多大な負担をおかけしましたが、先月21日に、国土交通省の御協力の下、仮橋を含めた仮設道路を開通させることができました。

引き続き、一日も早い本復旧に向け、国や関係機関ともしっかりと連携しながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、熊本地震からの創造的復興についてです。

10月には、国際サイクルレース、ツール・ド・九州2023の熊本阿蘇ステージが、また、先月には、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンが開催され、熱戦が繰り広げられました。

大会期間中、多くの方々に訪れていただき、大会の大いなる盛り上がりとともに、着実に復興が

進む熊本の姿を世界に向けて発信することができました。

被災した農業用施設のうち唯一残されていた大切畑ダムの定礎式を10月19日に開催しました。

工事は着実に進んでおり、令和8年度から西原村や益城町、菊陽町に農業用水の安定的な供給が開始できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

国が進める九州中央自動車道については、蘇陽五ヶ瀬道路が先月26日に工事着手され、来年2月11日には、山都中島西インターチェンジから山都通潤橋インターチェンジ間の延長10.4キロメートルが、いよいよ開通することとなりました。

また、熊本都市圏3連絡道路については、先月に有識者委員会を開催するなど、住民参加型の道路計画検討を進め、計画の具体化に向けた取組を着実に進めてまいります。

今後とも、国や地元自治体との連携を図りながら、「すべての道は、くまもとに通じる」の考えの下、九州をつなぐ幹線道路ネットワークの整備にしっかりと取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

まず、最重要課題である住まいの再建については、災害公営住宅が、10月に芦北町湯浦地区で、昨日、人吉市で新たに完成しました。仮設住宅等にお住まいの方々については、ピーク時の78%に当たる1,423世帯の方が住まいの再建を実現されています。

被災地の創造的復興に向けては、先月11日に、国の権限代行により、流失した球磨川10橋のうち、未着手であった八代市坂本町の深水橋、芦北町と球磨村に架かる神瀬橋など、4橋が着工しました。流失10橋全ての復旧が目に見える形となり、さらに大きな一歩を踏み出すことができました。

た。

球磨川の治水対策については、命と清流を守る「緑の流域治水」の理念の下、各地で遊水地や宅地かさ上げ、輪中堤の整備など、安全、安心の確保に向けた対策がスピード感を持って進められています。

新たな流水型ダムについては、先月28日、国において環境影響評価の結果を示した準備レポートが公表されました。来週4日には、第8回球磨川流域治水協議会が開催され、ダムの検討状況や環境影響評価の結果について、流域市町村長とともに直接説明を受ける予定です。

県としても、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」の年内開催に向け、準備を進めてまいります。

復旧、復興と緑の流域治水の取組は着実に進んでいます。引き続き、地域の皆様とともに、球磨川流域の創造的復興に向けた取組を進めてまいります。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、頭地地区周辺に続き、先月14日に、宮園周辺地域の活性化に向けた、住民を主体とした協議会が立ち上がるなど、国、県、村が一体となった新たな村の復興の取組が進んでいます。

また、流水型ダムの建設地となる相良村については、10月に、川辺川の河川整備と国道445号バイパス整備に向けた村民説明会が開催されるなど、具体的な取組が着実に進んでいます。

両村の復興は待ったなしの状況であり、引き続き、目に見える形で進むよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、鳥インフルエンザへの対応についてです。

先月25日に、佐賀県鹿島市において、今シーズン全国初となる高病原性鳥インフルエンザが発生

し、その後も茨城県などで確認されました。

県では、発生後直ちに、県内の対象農場全てに異状がないことを確認し、人や車両の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守を改めて指導しています。

あわせて、先月28日には、養鶏農家の皆さんに対して消毒命令を発出し、本日から、各農場で消毒を徹底していただいています。

引き続き、ウイルスを本県の農場に入れないよう、関係機関と一丸となって、防疫措置に万全を期してまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、熊本地震からの創造的復興や災害復旧関連の事業などを計上しています。

この結果、104億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと、9,609億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

また、今会期中には、国の令和5年度補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る追加の補正予算や人事案件等についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 休会の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

4日及び5日は、議案調査のため、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、4日及び5日は休会することに決定いたしました。

なお、明2日及び3日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(瀧上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る6日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分散会



**第 2 号**

**(12月6日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第2号

令和5年12月6日(水曜日)

議事日程 第2号

令和5年12月6日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の  
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに  
県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉嶋ミカさん  
立山大二郎君  
斎藤陽子さん  
堤泰之君  
南部隼平君  
本田雄三君  
岩田智子君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君

中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
鎌田聡君  
淵上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
人 事 委 員 会 長  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長  
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

前川收君。

〔前川收君登壇〕(拍手)

○前川收君 皆さん、おはようございます。自由民主党の前川收でございます。

通告に従い質問に入りたいと思いますが、今朝の朝刊を見て、私はびっくりいたしまして、今日、今から私が聞くことを既に断定的に結論として書いてありました。知事、後ほど質問いたしますが、できれば、新聞辞令を覆すような、期待感のある御答弁をいただければありがたいなというふうに思っています。

ちょっと風邪を先週からこじらせておりました、聞きづらいところもあろうかと思いますが、御容赦いただければと思います。

早速質問に入っていきたいと思います。

まず、新生シリコンアイランド九州の実現について。

インフラの整備についてお尋ねをいたします。

セミコンテクノパーク近隣に建設中のTSMCの工場については、来年末の本格操業に向けて急ピッチで工事が進んでおり、ほぼ完成の形も見えてきました。既に台湾からは多くの社員の方が熊本に来ておられ、研修も始まるなど、操業に向けて着実に準備は進んでおります。

このような中、国は、11月29日に成立した令和5年度補正予算に、国内の半導体生産や開発を支援するための予算として、約1兆9,000億円を計上しました。

このうち、TSMCが本県での建設を優先的に検討すると表明しております第2工場に対する補



助金、7,500億円規模になるものと報道があり、第2工場の本県進出がますます現実的なものとなってきていると思っております。

また、5月に土地取得の意向を表明したソニー、7月には24ヘクタールの開発許可を受け、土地の造成工事を進めており、今後さらなる関連企業の集積が見込まれております。

一方で、企業を受け入れる周辺の道路や下水道といったインフラ整備については待ったなしの状況であり、短期間な予算の集中投資など、整備に向けた課題もたくさんあります。

このため、8月には、知事自ら、直接岸田総理に対し、インフラ整備に要する予算の別枠確保を要望され、その結果として、国において、自治体が進めるインフラ整備を支援する新しい交付金制度、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金——かなり長い名前ではありますが、が創設をされました。

そこで、新たな交付金制度の創設を踏まえて、今後の道路整備に必要な財源確保の見通しと、現在取組が進められております県道大津植木線の多車線化等の進捗状況及び今後の整備目標について、知事にお尋ねをいたします。

次に、企業排水を受け入れる下水道の整備についてではありますが、現在建設中のTSMC第1工場の排水は、既設の熊本北部浄化センターで受入れ可能だと聞いておりますが、しかし、さらに同規模の工場が立地した場合、既設の施設だけでは対応できなくなると思います。

さらなる企業の動きについて、様々な情報が飛び交う中、排水対策についても待ったなしで対応しなければならない状況ではありますが、その方策について、一向に具体的な手法や方向性が示されずに、とても案じておりました。

ところが、県が事業主体となって進めていくと

いう方針が示されましたので、そこで、県が事業主体となった今、企業の開発スピードに対して遅れることなく、企業からの排水について、県はどのように対応していくのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、県南工業団地についてお尋ねをいたします。

TSMCの進出決定から2年が経過し、それ以降、県内では半導体関連企業の投資も進んでおります。

今回のTSMCの進出は、100年に1度のビッグチャンスと知事も言われておりますが、このビッグチャンスを最大限生かすためには、県議会も含めた多くの皆さん方のTSMCの波及効果についての様々な議論というものが必要だというふうに思われます。

また、知事は、九州知事会会長として、新生シリコンアイランド九州の実現を訴え、九州が日本の経済安全保障の一翼を担っていききたいと、総理官邸で行われました国内投資拡大のための官民連携フォーラムで発言をされておられますし、また、日頃からTSMCの進出効果を全県に波及させるともおっしゃっていただいております。

企業進出の受皿としては、工業団地は絶対に必要な要件ではありますが、工業団地の整備の最大のリスク、これは、企業が進出してこないということによって、その土地が塩漬けになってしまうということでもあります。

今、様々な関連企業が、工場の立地を模索しながら、あらゆる地域で工業団地をしっかりと探しているようなこの状況が、まさに100年に1度のビッグチャンスということであり、今やらなければいつやるのかというような時期であるというふうに思っています。

県では、中九州横断道路の沿線地域に、それぞ

れ25ヘクタールの2か所の工業団地の整備を進めていますが、県土のバランスを考慮し、受皿をしっかりと整備すれば、県南には、八代港も、それから高速道路等のインフラも整備されていますので、県南地域への企業の進出も十分可能であるというふうに私は思っております。

県南地域にも県営工業団地を整備していただきたいと思いますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 現在、県では、JASMの新工場が来年末から本格稼働することを見据え、県庁一丸となり、様々な取組を進めています。

さらに、議員御指摘のとおり、今後も半導体関連産業のさらなる集積が見込まれ、渋滞・交通アクセス対策、排水対策など、受入れ環境の構築は喫緊の課題であります。

あわせて、将来にわたって、企業が本県での立地を決定し、思い切った投資ができるよう、今後のインフラ整備の見通しを示すことも重要です。

そのため、道路等の社会資本を短期集中的に整備する必要があり、今後多額の財政負担が見込まれます。

私は、国による別枠での予算措置などを求めた8月の緊急要望に続き、10月には、国内投資拡大のための官民連携フォーラムで、岸田首相に対し、インフラ整備の必要性を述べました。

岸田首相からは、戦略分野の事業拠点に必要なインフラ投資を、追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みを創設するとの力強いお言葉をいただきました。

これらの取組が結実し、今回の経済対策として、国において、デジタル田園都市国家構想交付金に地域産業構造転換インフラ整備推進タイプが創設されました。

この新たな交付金の創設により、これまでの国の通常予算とは別枠で、今後5年、10年後の整備計画を見据えた安定的な財源の確保が可能になると考えます。

なお、来年度事業の前倒しとして、早速、本交付金を活用した補正予算を今定例会に追加提案する予定です。

次に、取組を進めている道路事業の進捗状況についてお答えします。

まず、企業集積地への主要な縦軸となる菊陽空港線は、今年7月に改良工事に着手し、現在、今年度内のJR豊肥線をまたぐ橋梁工事着手に向けた準備を進めています。

また、大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路は、先月、都市計画決定に向けた説明会を開催し、将来の計画をお示しながら、年度内の都市計画決定を目標に取組を進めております。

今後の整備については、目標とする5年、10年後の道路ネットワークの姿をお示しながら、スピード感を持って取組を進めてまいります。

次に、工場排水への対応についてお答えします。

スピード感を持って工場排水対策を進めるためには、県と市町が連携して新たな下水処理場を整備する必要があると考えました。

先月20日には、今後のセミコンテクノパーク周辺の排水対策に関する基本的な事項や協力体制を確認する基本協定を、県、合志市、菊陽町で締結いたしました。

今後、県が事業主体となることで、時間的緊迫性を持って新たな下水処理場の整備を強力に進めてまいります。

また、この下水処理場を整備するまでの間に増加する工場排水については、熊本北部流域下水道

を暫定的に活用することで、適切に対応してまいります。

引き続き、県議会をはじめ、国や地元自治体としっかりと連携しながら、半導体関連産業の受入れ環境の整備に全力で取り組んでまいります。

次に、県南の工業団地の整備についてお答えします。

T S M Cの進出効果を全县に広げることは、蒲島県政の重要な使命であり、私が先頭に立って全力で取り組んでいるところであります。

J A S Mの工場周辺地域では、半導体関連企業の進出が相次いでおります。

その一方、県南地域の皆様からは、T S M C進出効果を感じられないとの声が上がっていることも事実です。

半導体関連企業などからの本県に対する注目度が高まる中、本県への工業用地の需要は確実に高まっております。

その波及効果を実感していただくためには、県南地域にも新たな企業が進出できる環境を整えることは、大変意義のあることと認識しています。

そのため、県南のみならず、南九州の拠点を目指す八代地域における県営工業団地の整備の検討に着手いたします。

八代地域は、重点港湾の八代港、高速道路の3つのインターチェンジ、九州新幹線の駅といった交通インフラに優れ、球磨川の豊富な水資源も活用できます。

また、熊本高等専門学校や八代工業高校など、産業人材育成のための教育機関も充実しております。

県が主体性を持って企業誘致の受皿となる工業団地を整備することで、物流や半導体関連にとどまらず、食品関連企業など地域の特性が生かせる企業を呼び込み、T S M C進出効果を着実に県南

地域に波及させることが期待されます。

現在の企業進出の機運を確実に捉えるためには、できるだけ早期に整備することが極めて重要です。一日でも早い分譲開始を目指して、全庁を挙げて取り組んでまいります。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 ただいま知事より御答弁をいただきました。

まずは、いわゆるこのインフラ整備、熊本県にT S M Cの工場が進出するということは、とてもありがたいことで、物すごくうれしいことでありますが、同時に、周辺の地域のインフラ整備をやらないと、今でも非常に厳しい状況にあることは十分分かっておりました。ただ、それを県だけの力でやろうとすれば、できないことはないかもしれませんが、10年間で約1,140億の新たな投資が生まれるということでありまして、それを県だけで賄うことは非常に厳しいと、また、賄ってしまえば、地域以外の皆さん方のこれまでの既存事業に対して、とても大きな影響を出してしまうという懸念を持っておりました。

とはいえ、他県の皆さんから見れば、熊本は誠に羨ましい限りですという羨望のまなざしで見られている状況も踏まえながら、私は、党幹部の皆さん方、知事も一緒になって党本部に何度となくお邪魔をしながら、こう言ってまいりました。熊本県は、T S M Cが来たことを大歓迎いたしておりますと、県としては、その受入れ体制については、県が倒れるまで県として頑張りますと、しかし、倒さないでくださいという願いをしてまいったんです。

最初からお願いしますというわけにはいかない。それは、羨望という言葉が他県からあるということ为前提としながら対応をしていかなければいけないということだったというふうに思ってい

ます。

おかげで、新しい枠組みの交付金ことができました。画期的なことだと思います。予算の単年度主義は全国一緒であります。この単年度主義を打ち破りながら、その時々にはしっかり交付金で対応していくという対応を総理から言っていたわけでありますから、憂いなくこの周辺整備に対してしっかりと取り組んでいただけたというふうに思いますので、ぜひ緩めずに頑張ってくださいというふうに思っております。

それから、県南の工業団地について、県土の均衡ある発展というのは、なかなか簡単ではないと思います。そう簡単にできることはありませんが、これだけやっぱりTSMCの効果が言われている中であって、県南の皆さんから非常に御不満の声があったと。それは、私も、同じ県南の人間であれば、同じことを言っただろうなというふうに思います。そこは、いろんな日常活動の中で皆さんにも聞こえてきたと思いますけれども、いいですね、県北はとか、いいですね、菊陽町はとか、そういった話があるわけであります。

ただ、このことを成功させていくためには、やっぱり県民一丸となった思いの結集というのが必要であり、そのためには熊本県全体に波及させると、TSMCの効果を全体に波及させるということが絶対に必要であり、その象徴として、その象徴としてですね、ぜひ八代地域に——もうはっきりお答えになりましたから、八代地域に工業団地を造ってもらいたいというふうに思います。

ただ、これもまた時間との勝負でありまして、今が旬でありますけれども、進出をされている、希望を持っている企業がたくさん来ているうちに造って行って完成させないと、塩漬けという言葉をあえて先ほど使いましたけれども、そうになってしまうと。

ただ、やっぱり行政は、それを恐れてはいけないと思います。塩漬けにならないように努力するというこの前提の中で、一步踏み出していくということだと思いますので、その結論については、知事を高く評価したいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

物流の2024年問題への対応についてお尋ねをいたします。

物流の2024年問題とは、働き方改革の関連法によって、2024年4月1日以降、猶予されていた自動車の運転業務に対し、年間の時間外労働時間の上限が960時間に制限されることで発生する数々の問題のことです。

国においては、物流の2024年問題に対して、何も対策を講じなければ、2024年度、来年度であります。14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があるということから、本年6月、物流革新に向けた政策パッケージというものが策定されました。

今般、2024年が迫る中、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう、可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け、可能な施策の前倒しを図るべく、必要な予算の確保も含め、緊急的に取り組むこととされております。

また、荷主企業と物流事業者が相互に協力して物流を改善しようとするホワイト物流の取組が進められておりますが、残念ながら、県内では、自主行動宣言を行っている企業は24者しかないという状況にあり、浸透しているとは言い難い状況でございます。

2024年の4月が目前に迫る中、運送業界の方々にお話を直接伺いすると、なかなか荷主企業の理解が得られず、一向に準備が進んでいないとい



う印象を受けております。

言うまでもなく物流は、社会インフラで、経済活動を維持していく上で必要不可欠なものであり、今回の問題は、運送業だけの問題ではなくて、荷主企業を含めた物流システム全体の問題で、何より荷主企業の意識改革が必要であります。システム効率化に向けて、当事者意識を持って取り組むべき課題でもあります。

また、農業県である本県における農産物の輸送は、非常に大きな問題であります。

熊本県においては、これまで、農協青果物輸送改善協議会と連携し、中継基地やモーダルシフトの実証実験を行ってきましたが、地域や品目により温度差があるため、9月定例会では、県産農産物県外流通効率化緊急支援事業というものを予算化し、県内JAの輸送効率化に向け、話し合いやパレット輸送体系の導入等の取組の一部の経費を補助するなどして、効率化に向けた取組を後押ししているところであります。

現在、県内の運送事業者の7割は、保有車両20台未満の小規模事業者であります。こうした事業者が県内の物流の下支えをしている現状にあります。仮に、こうした事業者が倒産や廃業となれば、県経済に与える影響は甚大なものとなります。

国の補助制度はあるものの、燃料費の高騰の影響は小さくなく、これに人件費や車両価格、タイヤ代等の高騰による影響も重なり、小規模事業者は厳しい経営を強いられており、事業継続することができるのか、大変危惧をしているというところであります。

適切な価格転嫁への機運醸成や物流の効率化に向け、県として緊急的な対策をさらに講ずるべきではないかというふうに考えておりますが、2024年4月を目前とし、県の物流の2024年問題への対

応について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 物流の2024年問題は、議員御指摘のとおり、運送事業者だけでなく、荷主企業を含めた物流システムに関わる事業者全ての問題です。来年4月に向け、既に一部の荷主企業では、運送事業者との協議を重ね、着実に準備を進められていると伺っています。

しかし、現時点においては、この問題に対する荷主企業の理解や必要な対策が必ずしも進んでいる状況にはないと認識しています。

国においては、物流革新に向けた政策パッケージに続き、10月には物流革新緊急パッケージが取りまとめられ、これに基づく様々な施策が進められています。県としても、本県独自の政策パッケージを取りまとめ、実効性のある対応策を講じてまいります。

農産物に関しては、この問題に対する啓発セミナーの開催に加え、今年19日には、荷役契約の明確化に向けた2回目のセミナー開催を予定しています。

あわせて、議員の御紹介にもありましたとおり、9月補正予算において、輸送の効率化に向け、荷主を対象とした事業にも取り組んでいます。

また、熊本県トラック協会と協力し、県民や荷主企業への啓発など、理解促進のための取組も進めてまいります。

さらに、こうした取組を推進するため、国の関係機関や経済団体等と相互に連携協力し、適切な価格転嫁に向けた機運醸成を図ることを目的とした協定を、今年19日に締結することといたしました。

この協定には、主たる荷主である農業協同組合

中央会等にも参画いただく予定としており、全国初の枠組みになります。これにより、農産物等の輸送における荷主と運送事業者の負担の在り方についての議論が深まるものと期待しています。

加えて、国のホワイト物流推進運動に参画し、物流の効率化に向けて連携して取り組む運送事業者と荷主企業を強力に後押しします。

具体的には、ホワイト物流推進運動に取り組む運送事業者に、貨物自動車1台当たり5万円で最大20台分となる上限100万円、同じく荷主企業については、物流の効率化に要する経費の一部を助成したいと考えています。

このため、これらの取組を進めていくための予算を今定例会に提案することとしています。

また、商工団体の会員企業の方々に運送事業者の価格転嫁について理解を深めてもらうための取組や物流の効率化を図る荷主企業等への専門家派遣など、様々な施策を速やかに実施します。

県としては、国の施策に加え、今回策定した本県独自の政策パッケージを着実に進めてまいります。そのことにより、目前に迫った物流の2024年問題に的確に対応し、関係する団体、事業者の皆様と一緒にこの困難を乗り越えていけるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 御答弁をいただきました。

2024年問題、もう来年の4月でありますから、これはもう5年ぐらい前から分かっていたことであり、国も含めて、我々の取組の甘さというものを改めて感じているところであります。

恐らく、このままでいけば、さっきお話をしました20台以下の中小の企業がほとんど厳しい環境になると。この皆さん方が県内物流の7割から8割ぐらいを支えているというお話でありますから、その部分をしっかりと支えていくということ

ができていかなければいけないというふうに思っています。

また、問題点の一つは、運送事業者との商習慣、いわゆる商いの習慣というのがずっと潜在的にはあったわけでありまして、運送事業者の皆さん方も、仕事を得るためにはある程度のサービスというものは——これは自由競争の中でありますから、あってきたというふうに思いますが、ここに来てそれを続けると、いわゆる労働時間の残業のところで引っかかってしまいます。それで引っかかると、残業を少なくしなきゃいけない、残業を少なくすると、ドライバーの皆さん方に対する給料を下げざるを得ないと、そうなったら、今でも不足しているドライバーの成り手がなくなるといふ、そういった負の連鎖が始まるかもしれないというふうに思っておるところでありますので、今、本県独自の政策パッケージということをつくっていただき、まずは国の関係機関や経済団体等と一緒に価格転嫁に向けた機運醸成をしっかりとやっていくと、協定を結んで頑張っていくということでもあります。特に、主な荷主である農協の皆さん方にも参画をいただくということでもあります。

少し長くなりますが、農協の話は、価格転嫁が物すごくしにくいわけでありまして、市場で価格が決まるから、輸送費は50円上がりましたから、50円高く落札してくださいということがなかなか言えない状況にあります。そこは、今、食料・農業・農村基本法の中にも議論をされておりますけれども、どうやってそういった部分を転嫁するか、最終的には生産原価が幾らなのかということ科学的に我々が把握しながら、プラスオンできるという形をつくっていかねばいけないなということを感じております。

当面、ホワイト物流の推進運動にしっかりと、運送事業者だけではなくて、荷主企業に対しても

御参画をいただき、そのためのインセンティブとして100万円、20台5万円の100万円上限という形で、貨物事業者に対しては、そういう上限で助成をいただくということですが、そこもとても大事であります、やっぱり荷主企業の皆さんにも御理解をいただくということについて、ぜひこれも速やかに、来年の4月はあつという間ありますから、取り組んでいただきますようによくお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

蒲島県政の成果と課題について質問をいたします。

今年度は、蒲島県政4期目の最終年度であります。知事は、今年度を4期目の集大成の年と位置づけ、様々な目標の達成に向け、果敢に取り組んでおられます。

私は、蒲島県政4期16年が終わりに近づいている今、知事が一貫して目標とされてきた県民総幸福量の最大化に向けたこれまでの取組で、県政がどう変わったのか、あるいは変わらなかったのか、その成果と課題を総括する必要があるというふうに思っております。

改めて蒲島県政を振り返りますと、まずは1期目の4年間、県民総幸福量の最大化に向け、財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題という、いわゆる3つの困難の克服、そして稼げる県、長寿を恐れない社会、品格あるくまもと、夢のある教育という4つの夢の実現を掲げられました。そして、3つの困難に果敢に挑戦されるとともに、4つの夢についても着実に成果を上げてこられたというふうに思います。

2期目の4年間は、「幸せを実感できるくまもと」を掲げ、「活力を創る」「アジアとつながる」「安心を実現する」「百年の礎を築く」という4つの約束の実現に力を注がれてこられました。

その中で数々の成果を上げられていますが、こ

の2期8年間で、県政は確実に勢いを増してきたというふうに感じておりますし、この4年間の取組が、TSMCをはじめとした今の政策にも生きているなということ、私は個人的に感じております。

そして、このよき流れをさらに大きく、強くしていくということで、「“幸せを実現でき、躍動し続けるくまもと”の創生」を掲げ、見事3選を果たされ、蒲島県政がまさに3期目に突入しようとした矢先、4月16日でありましたが、あの熊本地震が郷土を襲いました。

未曾有の被害を前に多くの県民が途方に暮れる中、知事は、ふるさと熊本の復活のために、全身全霊をささげてこられました。

熊本地震からの復旧、復興の過程では、例えば熊本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港の活性化、空港へのアクセス改善、中九州の横軸の整備など、これまでその必要性は指摘されながらも、なかなか事業化に至らなかったものが、知事が掲げた創造的復興の理念の下で、一気に実現に向かって動き出しました。

これらは、熊本地震という大きなピンチを、創造的復興という形でチャンスに変え、熊本のさらなる発展につなげてきた例であります。

そして、3年前、国難とも言うべき新型コロナウイルスの感染拡大の中、告示後は選挙運動は一切やらずに公務に専念されるという、全国でも例のない異例の事態の中で、知事は、熊本地震からの創造的復興と新型コロナウイルスの感染症への対応を使命と掲げ、見事県政史上初となる4選を果たされたということでもあります。

そうした中発生したのが令和2年7月豪雨災害であります。知事は、この4期目において、熊本地震からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応、そして豪雨災害からの復旧、復興に

積極果敢に取り組んでられました。

7月豪雨から復旧、復興も着実に進み、また、球磨川流域の治水対策についても、緑の流域治水の理念の下、国、県、流域市町村等あらゆる関係者が連携し、様々な対策を進めておられます。

しかしながら、令和2年7月豪雨からの創造的復興をはじめ、まだ課題として残されていることがたくさんあるのではないかというふうに思います。

TSMCの本県進出というビッグチャンスを基に、将来の熊本の発展に向け、知事が4期目の集大成に取り組まれている中、県民の総幸福量の最大化を目指してきた蒲島県政の成果と課題をどのように総括されるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 蒲島県政の成果と課題についてお答えします。

これまでの蒲島県政の歩みは、県政の最大目標である県民総幸福量の最大化に向けた挑戦の連続でありました。

まず、1期目の4年間では、議員がおっしゃったように、財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題という3つの困難に取り組み、それに対して挑戦する1期目でありました。

一定の道筋はつけたと思いますけれども、後で述べますように、川辺川ダム問題は、2008年に白紙撤回をいたしましたけれども、その後、球磨川流域の大豪雨災害で、それについての方向転進を行いました。それについては後で述べたいと思います。

また、マニフェストに掲げた4つの夢についても、熊本市の政令市移行などの目標を実現することができました。

そして、2期目の4年間は、「幸せを実感でき

るくまもと」の実現に向け、掲げた4つの目標達成に全力で取り組んだ期間でありました。

その中では、1期目に種をまいた様々な施策が成果を出し、稼げる農業の実現やくまモンの活躍など、多くの花が咲き始めました。

こうした県政のよき流れをさらに大きな流れとし、地方創生を実現する意気込みの中で3期目を迎えた矢先に、ふるさと熊本を襲ったのがあの熊本地震であります。

私は、この県政史上最大の逆境を乗り越え、熊本を一日も早く再生させることが自らの天命であると思い決めました。そのために、発災直後に復旧、復興の3原則を掲げ、地震からの創造的復興に向け、全力を尽くしてまいりました。

私は、熊本地震からの創造的復興は、今、目に見える形で着実に進んだと考えております。熊本空港も新しくなり、そして私が知事になったときに、熊本駅は何でこんなにみすぼらしいんだろうと思いましたが、安藤忠雄さんをお願いして、すばらしい駅に生まれ変わりました。そして、くまモンポート八代も、クルーズ船の拠点として、これから最高の働きをするんじゃないかなと、このように思います。

そのような形で、創造的復興が——ここで大事なことは、創造的復興で、負担の最小化を目指しながらその復興が進んだということが、私はとても大きいのではないかなと思います。それを可能にしたのが、チーム熊本として、本県の持てる力を一つに結集して困難に立ち向かったことであります。

議会も国会も、そして県も市町村も、一緒になって同じ方向で要望に行き、そして同じ方向の要望を行いました。これは、普通、当たり前のような感じがしますが、これができるのは熊本だけあります。同じ方向で全てが進んでい



る、それでチーム熊本というのは、とても本県の持てる力を一つに結集して困難に立ち向かったことにあります。

そして、3期目もいよいよ終盤に迫った令和2年当初、本県はもとより、全国を新型コロナウイルスが襲いました。

蒲島県政4期目は、熊本地震からの創造的復興に加え、新型コロナウイルスという大逆境を乗り越え、熊本の再生を果たすことを最大の使命としてスタートいたしました。

そのような中で、令和2年7月豪雨災害が発生しました。この未曾有の災害を経験し、私は、改めて球磨川流域の治水の問題に正面から向き合わなければならないと考えました。そして、流域の皆様に通ずる心からの願いは、命と環境をともに守る、そのことだと受け止め、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を推進していくことを決断しました。これは、2008年の川辺川ダム白紙撤回から全く違った判断でありました。

現在、国や市町村などと連携しながら、一日も早い流域の安全、安心と復旧、復興に向けて全力で取り組んでいます。

私は、4期目においても、幾多の逆境に立ち向かってまいりました。そして今、熊本県では、TSMCの熊本進出を契機とした新生シリコンアイランド九州の実現に向けた取組など、将来の熊本の発展を見据えた礎が着実に築かれつつあります。

これまで幾多の困難を経験した本県は、その克服の先に、本県のポテンシャルを最大限生かした地方創生を実現し、熊本の5つの安全保障に貢献し得る存在となっています。これが、これまでの蒲島県政の成果であると考えています。

しかし、残された課題もあります。

1つ目の課題は、令和2年7月豪雨からの創造

的復興の完成です。

まず、最重要課題である住まいの再建について、任期中に全ての被災者の住まいの再建にめどをつけなければなりません。

また、私は、被災地の人口減少に大きな危機感を抱いています。人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続可能で魅力的な地域として再生していくためには、引き続き、緑の流域治水を力強く国、県、流域市町村と推進し、創造的復興を成し遂げなければならないと思っています。

その点、命と清流を守る流水型ダムについては、国において最新の知見と技術力を結集した検討が行われており、川辺川、球磨川の環境に極限まで配慮したものに限りなく近づいていると感じております。国においては、引き続き、しっかりと検討を進めていただきたいと考えております。

県においても、今般、国から示された環境影響評価準備レポートへの知事意見を、この任期中にしっかりと取りまとめてまいります。同時に、五木村、相良村に対しても、両村の振興を力強く進めるとともに、ダムの環境影響の丁寧な説明を行ってまいります。

また、JR肥薩線の再生については、今般、再生協議会で地元負担分の負担割合の枠組みが合意されました。全国に誇る地方創生ロールモデルとして、鉄道復旧により地域の再生を成し遂げられるよう、JR九州との協議を加速してまいります。

2つ目の課題は、日本の経済安全保障に貢献する上で鍵となるTSMC進出への対応です。

今後の半導体関連産業の集積を見据え、道路等の社会資本整備に加え、地下水等の環境保全対策もしっかりと進めていく必要があります。さらには、地方創生の実現を見据え、TSMCの進出効果を県内全域に波及させ、県土の均衡ある発展へ

とつなげていく必要があります。

今般、有識者の提言を踏まえて策定した新大空港構想もその一環であります。空港を軸とした熊本の発展を確実にするため、構想に盛り込んだ空港アクセス鉄道の整備実現などの取組をしっかりと進めてまいります。

私の4期目の任期も、残り4か月であります。これらの課題に任期中にめどをつけること、そして4期目の集大成に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔前川收君登壇〕

○前川收君 蒲島県政の成果と課題について、自ら御検証をいただきました。

とてもじゃないけど、この16年間を全て振り返ることは当然できません。しかし、今のお話を聞くだけでも、本当にたくさんの方があつたなど、厳しい環境も含めて、乗り越えてきていただいたなということを感じておりました。

知事がまだ知事に就任なさる前、東大の教授だった頃だと思いますが、「逆境の中にこそ夢がある」という本を書かれました。逆境の中にこそ夢がある、まさか知事になってこんな逆境を体感なさるとは思ってなかったと思いますが、2期目までは別として、3期目以降は、本当に逆境の中で頑張っておみえになったと、その背景で県議会の皆さん方や県民の皆さんがたくさん知事を支えてきたということもお感じになっているんじゃないかなというふうに思っています。

多くは述べられませんが、1つ、くまモンの話だけしたいと思います。

私は、くまモンというのは、政治的政策の中で生まれたものだと思っています。隣県のある知事が、自らの知名度を生かして、何とかブームということをつくられました。そのブームは、その方が知事のおときには確かにブームであったんです。

しかし、その方が知事を辞めた瞬間から、そのブームは消えて終わりました。くまモンは、これから未来永劫、我々県民がしっかりと育てていけるものでありまして、これこそが、私は戦略というふうに思っています。当時からその比較をさせていただいていた。蒲島県政の戦略の中で引き継いでいける大きな資産、これをくまモンという形でもつくっていただいたというふうに私は評価をいたしております。

最後に、次期知事選への決意についてお尋ねをいたします。

御答弁のように、これまで知事は、15年余りの間——約16年間です。県民の総幸福量の最大化という目標の下に、様々な課題に果敢に取り組み、着実に成果を上げてこられたと思います。

いよいよ来年4月15日は、4期目の任期満了日を迎えます。知事は、残された任期いっぱい、目標達成に向け全力を尽くすというふうにおっしゃっていただいております。

ただし、ただいまの御答弁にもありましたように、現在の県政には課題もたくさん残されておりまして、その課題のほとんどが蒲島知事でなければ解決が難しい課題であります。また、100年に1度のチャンスも、蒲島知事でなければ生かせないというふうに私は思っております。

知事は、最近のある会合で、ダイバーシティという言葉があるけれども、そう言われながら、私は日本一高年齢の知事というふうに言われていますと、自らを卑下して発言をされ、苦笑いをされたという話をつい最近耳にいたしました。多くの県民は、次の4年間も引き続き蒲島県政を求めているというふうに思っておりますので、そのことを卑下することはやめていただきたいというふうに思います。

そして、その根拠は、11月の初めに我々自民党

県連の世論調査によって出てきた答え、77%という圧倒的な支持率であります。現職で4期目を終えようとしている知事としては、まさに驚異的な数字だと、支持率だというふうに思います。

次にそういった機会があれば、ぜひこう言ってください。私は、日本一高年齢の知事と言われていますが、日本一県民の信頼を得ている知事であるとも言われておりますと、知事、ぜひそう言っていただければというふうに思っております。

朝の新聞辞令も出ておりますけれども、ぜひ知事には前向きな御答弁をいただきたいと思えます。

最後のお尋ねをいたします。

知事、5期目に向けた決意のほどをお聞かせください。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 次期知事選に向けた私の決断についてお答えします。

私が自分自身の進退を判断する基準は、県政の流れが私が最大の目標とする県民総幸福量の最大化に向けて確かな歩みを進めているかという、その一点にあります。その観点から、私が知事の職を退くことで県政の流れを妨げることはないのか、県民の期待はどうか、自身の気力と体力は十分かと、熟慮に熟慮を重ねてまいりました。

本県は、今、そのポテンシャルを最大限に生かした地方創生を実現し、日本の経済、感染症、災害、食料、環境の5つの安全保障に貢献し得る存在となっております。

次の4年間は、蒲島県政の成果を踏まえ、課題を確実に解決しながら、熊本の将来に向けた礎を強固にしていく極めて大事な期間です。そして、議員からは、多くの県民の皆様が私に期待を寄せてくださっていることを、ありがたくも御紹介いただきました。私自身といたしましても、県民の

皆様の期待の高さを心からうれしく思っています。

顧みれば、4期目の4年間、熊本は、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害のトリプルパンチとの戦いでした。しかし、チーム熊本で困難に立ち向かう中で、令和3年11月には、TSMCの熊本進出という、それまで誰もが予想できなかったビッグチャンスが訪れました。このように、政治というものは、逆境と将来の夢の追求が重なり合いながら、未来に向けて続いています。

しかし、人には命の限りがあります。政治に携わる者には、一人の人間として、自身の進退を真に見極めるときが必ず訪れます。私にとって進退の決断は、県民総幸福量最大化の理念に照らし、県政の将来展望に沿ったものでなければなりません。

この観点から、改めて本県の現状を見ますと、チーム熊本の力で、今、創造的復興は目に見える形で進んでいます。そして、令和2年7月豪雨についても、災害からの創造的復興と緑の流域治水の取組が着実に進んでいます。

流水型ダムについても、環境に極限まで配慮したダムの姿が、国の努力によって見えつつあります。長年ダム問題に翻弄された五木村、そして相良村の振興についても、その実現に向け、全庁を挙げた取組が進んでおります。

TSMC本県進出への対応についても、岸田首相が、複数年にわたる国の支援を明快に約束してくださいました。

そして、この流れの中で、将来に向けた県政のリーダーシップの担い手を考えたときに、仮に私が新たなリーダーに県政を託すとすれば、今が最も適切な時期ではないかという思いに至りました。

私は、全国47の都道府県の中で最年長の知事です。しかし、仮に次の選挙で県民の負託をいただいたとしても、次の任期の途中で限界を迎える可能性もあります。

県政は、今、将来の夢に向けてよき流れを加速しております。活躍を続けるくまモンの存在や安藤忠雄さんの手により近く完成することも図書館も、未来に向けた夢の一つであります。この流れを踏まえるならば、今このときに、有能な人物に県政を託すこと、それが、本県の今のよき流れをさらに強く、さらに大きくし、そして将来的な県民総幸福量の最大化を目指し続ける上で、最も望ましい選択ではなかろうかと思に至りました。

熟慮に熟慮を重ねた上、この思いから、私は、与えられた今の任期を全うした上で、次の知事選には出馬しないことを決断いたしました。

私は、これまで長きにわたり、県民の皆様をはじめ、議会の皆様、国や市町村の皆様からも、蒲島県政の推進に対する深い御理解と多大なる御支援をいただいております。常に県民総幸福量の最大化を願いながら県政の推進に当たるといふこの重要な任務を、皆様からの深い信頼と私自身の皆様への変わらぬ敬愛、尊敬を持って続けてこられたことを、私は心から感謝いたしております。

私は、15年前、この議場で川辺川ダム計画の白紙撤回を表明いたしました。そのとき、県民の85%は、私の決断を支持してくださいました。しかし、3年前、令和2年7月豪雨災害は、それをはるかに超える豪雨災害でありました。そして、それをどうやって乗り越えるかということで、私は、30回にわたり球磨川流域の皆様との民意と向き合い、そこで得られた、また、私が感じた球磨川流域の皆様との民意は、命と清流の両方を守ってくれと。そのことによって、新たな流水型ダムを国

に求めることを決断いたしました。

通常であれば、このような方向転換は、県民の皆様を受け入れられてもらえないものです。しかし、今井亮佑教授の調査では、その直後の調査で71.4%の県民がこの方向転換を支持してくださいましたことを、私は今も忘れることはできません。

そして、今でも、前川議員がおっしゃったように、多くの県民の皆様が私を支持していることを、感謝の念に堪えなく思っています。

私は、このよき流れを強く、大きくし、本県の今後の発展を導く有能なリーダーに県政をつないでいきたいと思っています。

この思いを胸に、残る課題の解決に向けためどをつけること、そして今のよき流れをさらに加速させ、50年、100年先の本県の発展に確実につなげる覚悟を持って、残る任期を全力で務めてまいります。

皆さん、本当にありがとうございました。(拍手)

〔前川収君登壇〕

○前川収君 ただいま、知事の重い重い決断を、この議場で皆さんと一緒に聞かせていただきました。多くの県民も、メディアを通じながら、その結論を耳にしたと思います。

ちょうど16年前の12月、私は、蒲島知事と東京でお会いいたしました。そのときに、ぜひ熊本県知事になってください、熊本に戻ってきてほしいというお話を1対1でさせていただいたことを鮮明に覚えています。

そのとき私が感じた印象は、蒲島さんは、ハーバードを出て東大の教授であると、いわゆるインテリジェンスの塊みたいな人だというふうに先入観としては思っていたんです。ところが、実際にお会いした御本人は、今と少しも変わらない性格の方でありました。私たちをしっかりと受け入れて



くれて、いろんな話にちゃんと耳を傾けてくれる、インテリジェンスのかけらも見えない、出さない、そういう人だなというのを当時感じたというふうに、その当時思いました。

そして、私たち自民党熊本県連は、知事選に臨むに当たって、県連のための、自民党のための知事をつくるのではないと、あくまで県民のための知事をつくらうという思いの中で、異例なことをこれまでやらせていただきました。公認でも推薦でもないけれども、公認より重い候補者、多分全国に誰もいません、今まで。それが蒲島知事であったというふうに思っています。

様々な戦いを我々は政党としてやりますけれども、知事選以外の戦いに知事を駆り出したことは一回もございません。そうやって支えてきたつもりであります。

しかし、この16年間、考えてみれば、本当によく頑張っていたというふうに思います。県民の一人として、その16年間の重みに心から感謝と敬意を表したいというふうに思います。ありがとうございました。

これから先、まだまだ県政は続いていくわけがありますから、知事の思いをしっかりと受け止めながら、次に向かって我々も邁進していかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞ御指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

知事のこの答弁を受けながら、明日から大変だなということ、実は私、内心考えておりますけれども、しかし、それはそれで我々の責任という言葉があります。責任をしっかりと果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分開議

○議長(瀧上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕(拍手)

○岩田智子君 おはようございます。熊本市第一選挙区選出・立憲民主連合の岩田智子です。

先ほどの前川議員の御質問で、知事が、今度はもう出ないというふうにおっしゃいました。そして、成果と課題についても、本当に心を込めて、ぐっときながらお話をされまして、私が議員になってからもずっと蒲島知事でしたので、ずっと地震のときから振り返ってお話を聞かせていただきました。でも、そうとはいいいながらも、まだ任期はこれからも続きますので、今日も知事に答弁をしていただく質問を幾つか用意をしておりますので、しっかりと御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

私、3期目初めての質問になりますけれども、通算13回目の質問になります。女性議員も、この3期目、今期は5人、5倍増ということで、とてもうれしく思う一方で、まだまだ女性議員足りないというふうにも感じています。

今日、前川議員の質問とはちょっとまた逆のところからの視点で質問をさせていただきますけれども、早速通告に従って質問をさせていただきます。

まず1つ目です。県助成金不適切受給問題についてお尋ねをいたします。

県の旅行支援事業の助成金を旅行会社が不適切に受給した疑いがあるとされている問題ですけれ

ども、9月議会でも代表質問で取り上げられ、知事に質問がなされました。

知事は、答弁で、報告を受け、第三者に調査を任せる、丁寧、迅速に調査を行う、私が見逃しを指示したことは一切ございません、返納は完了している、タクシー券未使用分の適法性を調査する、制度設計は、関係者間の連携不足や誤認が重なった、外部弁護士の選定を急ぎ、丁寧、迅速に調査を行うと、それぞれの質問に答弁されました。

また、定例記者会見では、マスコミの質問に、TKUヒューマン側からの要求について、少なくとも知事にはなかったし、知らなかった、私は第三者委員会にお任せをしています、そういう判断です、私の判断が必要なとき、公文書として残すときは私がしますが、内部調査もしてほしくないとのことだったので、皆さんや世論が調査はしないと言われるので、ガバナンスの一つとして第三者に任せている、県は事務局に徹しなさいと言っているなど、質問した議員やマスコミに対してお答えという形で発言をされています。

しかし、県民は、この問題が明るみになったことでの、県行政のトップとしての責任がどうなのかということの発言を求めているんです。

問題解決に向けては、第三者委員会の結果が出てからとしても、知事から県民に御自分の責任についてお話をしていただきたいと思います。知事、よろしく願いいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」については、コロナ禍で苦しむ観光関連事業者を何とか支援しようと、国の支援策発表に先駆ける形で、いち早く事業を実施しました。

これまで、延べ約280万人の方々にご利用いただき、多くの観光関連事業者から、この事業のおか

げで事業継続ができていいるなどの声が届けられています。

このような中、このたび、補助事業の対象について、公益通報制度による指摘を受けたので、真摯に対応しています。

公益通報が行われた事項については、事実関係の確認も含め、中立、公平に判断いただくため、第三者調査委員会を設置し、現在、調査が進められています。

この調査により事実関係を明らかにすることが、知事である私が今なすべき責務と考えております。

調査結果を受けて、その対応の中に、知事としてどのような対応をすべきかということについては、責任を持ってやります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 知事に答弁いただきました。

私も、様々なところに出かけていって、様々な人にお会いをします。幸い、よくお声がけもしていただきますんですけども、私を議員と知らない人もたくさんいるんですね。私が議員ということが分かったら、ああ、あんた議員さんだったんねということで話が始まります。で、この話題がよく出るんです。それで、熊本県民のために働く熊本県のトップとして、また、県庁職員のトップとしての今回の問題を、この知らなかったという発言は、一般企業の社長なら許されぬと言われた方もおられますし、もし、知事ではなくて、一県民ならばどう思うか考えてほしい、そういうことを言われた方もおられました。

今日の答弁で県民の方々々が納得されたか分かりませんが、知事がいつも考えるのは、県民のことだと思えます。そして、県民、そして当事者である職員の方もそうです。真面目に制度にのっとり、事業への助成金を厳格に対処していたからこ

その通報だったと思います。部下である職員の方も、しっかり思いをはせていただきたいと思っています。

特に、公金については、県民は厳しく見ておられることをこの場でお伝えをしておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

水俣病問題についてお尋ねをいたします。

10月7日から11月14日まで、2017年に熊本県立美術館分館で開かれた水俣展が、福岡アジア美術館で、6年ぶりに水俣・福岡展として開催されました。今回もたくさんの方の入場者だったと聞いております。

本人の責任ではないところで、原因が分かっていたのにも関わらず、流され続けた排水でメチル水銀中毒にさせられた上、地域の人たちからも差別されてきた患者さんたち、また、そのような状況の中で、自分が水俣病であるのではということすら考えられなかった人たち、言い出せなかった人たちがおられます。地域では、差別、排除、分断が渦巻いていました。

そんな状況を、これまで熊本県は、水俣再生という形でリードし、ばらばらだった被害者団体や市民団体を丁寧な聞き取りなどを続けてつないできました。もやい直しが進められてきました。水俣市の資料館も、また、百間排水口の件も、熊本県がリードをしてきていると思っています。

二度とこのようなことを起こさないようにすることが政治の役目だと思います。人の命や健康よりも、経済発展、経済成長のみ見ていた時代を繰り返さないことだと思っています。

そこでまず、知事に率直にお尋ねします。

知事がおっしゃる、水俣病は私の政治の原点とは、具体的にどのようなことなのでしょう、お尋ねをいたします。

私は、9月27日、水俣病と認定されておらず、救済策の対象にもならなかった関西などに住む128人の原告全員を水俣病と認定して、原告全員に各275万円の賠償を命じた大阪地方裁判所の判決に、これで、水俣病の解決、被害者救済がまた一歩進んだと大喜びしました。

原告は、昭和30年から40年に熊本県や鹿児島県に住み、その後、関西などに移り住んだ方々です。ちょうど私と同じ年代です。集団就職で出られた方も多かった時代です。原告の平均年齢は、70歳を超えています。全国の新聞、テレビでは、早期救済への決断を迫っていました。

判決は、水俣病の罹患の判断は、メチル水銀の暴露や感覚障害が認められることを前提とした上で、ほかの症状の有無、発症に至る経過、他原因の可能性の有無などの個別の事情を総合的に考慮するのが相当としました。

暴露の判断としては、毛髪水銀値の調査結果を見ると、不知火海沿岸は、水俣と同等またはそれ以上の水準の地域もあり、水俣病を発症し得る程度の暴露が広がっていたと推認されることにより、特措法の対象地域外でも、水俣病を発症し得る程度にメチル水銀を摂取したと推認するのが合理的である、また、除斥期間についても、起算点は神経学的検査などに基づき水俣病と診断されたときなので、除斥期間を経過した者はいないなど、これまで被害者が訴えておられたことが認められた判決でした。

しかし、県は、その判決を、国とともに、不服として控訴しました。

控訴した理由について、蒲島知事は、県庁で記者団に対し、今回の判決の最大の争点である水俣病の罹患の考え方について、過去の最高裁で確定した判決等と大きな相違がある、水俣病の行政の根幹を揺るがすものであることから、上級審の判

断を仰ぐ必要があると判断したと述べられました。

その上で、水俣病は私の政治の原点であり、被害者や患者の方はずっと寄り添ってきたつもりだ、原告の方が長年にわたって様々な症状に苦しんでいることもあり、苦渋の決断だった、ただ、司法の一貫性はとても大事で、それがないと水俣病の行政はできないと思っていると述べました。

私にはよく分かりませんでした。水俣病問題を有する県として、法定受託事務だから、国の方針どおりにするべきだというスタンスにしか感じられませんでした。

私は、2004年10月15日、水俣病拡大に対する国、県の行政責任が確定した関西訴訟最高裁判決以降、熊本県行政としての主体性が強かったと感じています。

2004年には、県は、環境省へ4項目を提案、要請し、2005年4月、この提言、要請が環境省の「今後の水俣病対策について」に反映されましたが、残念ながら、健康調査は除かれました。

その後、2009年、蒲島知事時代に特措法が制定されましたが、その特措法自体、補償救済を時限的なものにしたりと、県がリードした2006年に実施した健康調査事前検討結果が生かされたりしていないと思うのです。

環境省が研究している水俣病の客観的な評価法を活用した調査の在り方についても、新たに研究班を立ち上げ、今年度から3年間を上限に、また検討を行うとされています。

今後、水俣病早期解決、早期救済に向けて、熊本県がどのようなリーダーシップを取っていかれるのか、お聞きします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事（蒲島郁夫君） 水俣病問題についてお答えします。

熊本県に生まれた私にとって、水俣病問題は、私が常に関心を寄せ続けてきた問題でした。特に、ハーバード大学で政治学を学んでいた28歳のときに、日本の公害問題の研究者であった友人と出会い、水俣病が公害の原点として世界的にも注目されていることを知りました。以来、政治学を学ぶ上で、水俣病は、私の大きなテーマとなりました。

その後、知事として、ぜひとも水俣病の解決に関わりたいという思いから、15年前に知事選に立候補し、現在に至っております。

水俣病被害者の方々の無念さに何とか応えたい、それが、弱い立場の人の目線に立つという知事としての私の政治の原点につながっています。

私が知事に就任した当時は、4,000人を超える方々が公健法に基づく認定申請をされており、裁判においても、多くの方々が救済を求めておられる状況でした。

私は、その切実な声に応えるため、特措法の成立に全力を傾けました。

これまでの熊本県政では極めて異例とも言える知事自身による与野党国会議員への直接交渉を行い、時間的緊迫性を訴えながら、与野党双方の橋渡しを務めることで、法の成立につなげました。

法成立後は、あとう限りの救済を行うため、可能な限りの周知を行い、本県だけでも3万7,000人を超える方々が救済されました。

患者、被害者の安心できる暮らしの確保については、蒲島県政において積極的に取り組んでまいりました。

特に、胎児性・小児性患者の方々には、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御本人や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活を支援しています。今年9月の患者訪問で患者の方々から直接御要望いただいた地域生活支援事業の自己負担



軽減についても、来年度からの実現に向け、現在その検討を進めております。

また、公健法に基づく認定審査に関しても、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めています。

健康調査については、これまで、環境大臣とお会いする機会を捉え、取組の加速化を粘り強く求めてきたことで、本年6月、研究班が立ち上がりました。環境大臣は、研究期間は3年上限だが、できるだけ早く検討を進めていきたいと国会で答弁もされています。県としても、引き続き、国に対して、スピード感を持って対応していただくよう要望してまいります。

さらに、地域の融和、偏見や差別への対応、水俣・芦北地域振興計画に基づく地域の再生や振興などにも、地元市町とともに取り組んでいます。

今後も、水俣病問題の解決は県政の最重要課題であり、様々な課題に対して、全庁一丸となって積極的に取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁をいただきました。

政治の原点、弱い立場の人の目線に立つこと、そのとおりだと思います。今回の知事の政治の原点としての水俣病問題については、詳しくお聞きできてよかったなと思っています。ハーバード大学の話をされましたけれども、世界からも注目をされている公害の原点なのだと改めて感じることができました。

今年の水俣病犠牲者慰霊式、知事も行かれましたけれども、小学生の祈りの言葉がありましたね。その子が、水俣に住む私たちにできることは、正しい知識を身につけ、水俣病のことや水俣のよさを未来に伝えていくことだと考えます、差別に負けず、全ての人が幸せに暮らしていくこと

ができる社会をつくっていききたい、水俣の環境保全に取り組み、二度と同じ過ちを起こさず、水俣病の教訓を生かし、素晴らしい未来をつくっていくことを誓うと話してくれました。これこそ政治の原点だと私は感じます。このような小学生が育っているのも、これまでの県政があったからだと思改めて感じています。

大阪地裁に控訴した知事は、苦渋の決断だったと言われました。その苦渋に関しても、被害者との対話が今後も必要ではないかなというふうに思っています。これからも要望していきたく思っています。

そして、既に行かれていますと思いますけれども、百間排水口、あそこから大体水俣学習というのは始まるんですよね。フィールドワークとかをされています。ぜひフィールドワークにも任期中に行かれたらどうかなというふうに思います。

環境省への要望も、また本当に力強くやってほしいと思います。スピーディーにということも言われておられるので、本当に環境省のほうもやってほしいんですけれども、知事のほうからもしっかりとまたよろしく願いいたします。

私も、これからも、解決するまで、こだわって水俣病問題には取り組みたいと思っております。

次の質問に移ります。

熊本の地下水保全について伺います。

有機フッ素化合物、PFOS、PFOAの汚染は、全国的に広がりを見せています。熊本県も例外ではなく、KKTによる水質検査の結果でも、指針値を上回る結果が出ています。

スライドを御覧ください。(資料を示す)

この資料は、民間団体の熊本の環境を考える会が、京都大学の原田浩二准教授に、熊本市近郊の河川、井戸水等の水質分析を依頼し行った調査結果を一覧にしたものです。

調査結果について、番号④と⑤の坪井川では、熊本市北区鶴羽田の2地点で本年9月3日に採取し、表の一番右側のPFOSとPFOAの合計濃度が24.36、22.47ナノグラム・パー・リットル、また、番号⑥の木葉川では、熊本市北区植木町轟で本年9月3日に採取し、PFOSとPFOAの合計濃度が21.71ナノグラム・パー・リットルでした。さらに、番号⑩の上生川では、合志市御代志で本年9月8日に採取し、PFOSとPFOAの合計濃度が39.89ナノグラム・パー・リットルとなっており、いずれも指針値の50ナノグラム・パー・リットルは超えていないものの、それに近い値が確認されています。

地下水汚染は、水道事業に大きな影響を与えているだけではなく、井戸水を直接水源とする膨大な数の飲用井戸の汚染を通じて、県民の日常生活や健康に対して不安材料となっています。

熊本県では、今年7月から8月に県内17か所で調査した結果は、全て指針値を超過していませんと9月議会で報告がありました。次年度以降は、調査地点を見直し、調査継続をするとしています。

環境省では、PFASに対する総合戦略検討専門家会議が、今年7月に対応の方向性について発表しています。国際的にも、POPs条約において、人の健康の保護の観点から、規制対象物質とされています。そのことも踏まえて質問をいたします。

1点目として、PFOS、PFOAによる地下水汚染の状況をどのように受け止めているのか、まず、県としての基本的な認識をお伺いします。

熊本県は、世界的にも類を見ない良質で豊富な地下水を飲用に用いてきた歴史があります。湧水として河川等の公共用水域とつながり、土壌環境とも深く関連しています。地下水環境の保全は、

熊本県ではとても大切な課題です。その中の汚染の広がりには衝撃的で、住民から大きな不安を感じる声が上がっています。

水俣病事件が起きた熊本県において、二度と同じ間違いを起こさないために、経済より命と健康を優先することは言うまでもありません。

そこで、2点目として、国のPFOS及びPFOAに関する対応の手引きにある汚染井戸周辺地区調査や排出源特定のための調査、また、県民の健康実態を把握するための疫学調査は、今後どのように行うのかということところまでの計画はありますか。

現在、PFOS、PFOAに関する調査は、市や県でそれぞれされています。情報の相互活用や検証を行っていかれると思います。人体への影響が心配される化学物質ですので、県や市町村間の連携を密にし、井戸水の独自調査を行っている各自治体との協力体制を一刻も早くつくるべきだと思います。

そこで、3点目として、蓄積されつつある汚染状況データを効果的に活用して、オープンに比較検証できるよう、調査地点、汚染地点の公開、計画的かつ継続的な検証体制を確立することはできないのか、質問をいたします。

40年ほど前、熊本では、半導体工場や化学工場の進出で、トリクロロエチレン汚染が問題となり、地下水を守る大きな運動が起こりました。1日1,000トンの地下水を使う工場建設の折、当時の熊本市長の星子氏は、地下水保全に悪影響を及ぼすと発言をされ、その後、県では、全国で初めての地下水保全に関する要綱をまとめ、地下水保全条例の策定へと動きました。その後、自治体では、水を大量に使う企業とは地下水保全の協定をそれぞれ結んでいたようです。

熊本県は、今回、JASMと4団体との水の涵

養に関する協定を結んでおられますが、量だけではなく、質の保全も必要ではないでしょうか。

そこで、4点目として、守るべき地下水のため、熊本県として半導体企業との水保全に関する協定等をつくるべきではありませんか。

以上4点、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

**○環境生活部長(小原雅之君)** まず、PFOS及びPFOAに関する認識についてお答えいたします。

今年度、熊本市を除く17地点で実施した県の調査では、指針値の超過は確認されていません。しかし、熊本市調査での指針値超過や全国的な検出に関する報道等により、県民の関心も高くなっています。このような状況から、来年度以降も調査を継続して実施いたします。

県としては、調査結果や指針値を超過した場合の対応方策など、客観的かつ科学的な情報を市町村や県民へ周知することが重要と認識しております。

2点目の指針値を超える井戸等への対応についてお答えいたします。

県では、令和2年度から、市町村などの水道事業者に対し、水道水中のPFOS及びPFOAの調査実施を働きかけています。指針値を超える場合は、国の手引きに沿って、市町村等と連携し、周辺住民に飲用を控えるよう周知徹底を図るとともに、汚染範囲を把握するための追加調査を行うこととしています。

なお、有機フッ素化合物に関する健康リスクや疫学調査については、現在、国の専門家会議で議論されている段階であり、その内容を注視しているところでございます。議論の結果を踏まえて、関係部署と連携し、必要な対応を行いたいと考えています。

3点目のデータの検証及び公開についてお答えいたします。

県内の水質調査のうち水道については、市町村などの水道事業者が実施し、河川や地下水などの環境調査については、熊本市の地域は熊本市が、それ以外の地域は県が実施いたします。

県や熊本市が実施する水質等の環境調査については、専門家等で構成する環境審議会の意見を踏まえて、調査項目、調査地点等を決定しています。

なお、調査結果については、環境審議会でご検証いただく体制を整備しています。そして、調査結果については、今年度と同様、結果が判明次第、市町村と共有するとともに、速やかに公表いたします。

最後に、協定についてお答えいたします。

昨年4月、県を立会人とし、JASMと菊陽町が立地協定を締結いたしました。協定には、法令を遵守し、環境の保全に努める旨を規定しており、新たな協定を締結することまでは考えておりません。

なお、JASMの工場排水は、全て下水道に排出される計画となっており、PFOS、PFOA及び令和6年から製造や輸入の原則禁止が決定したPFHxSについては、使用されないことをJASMに確認しています。

県としては、水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例、下水道法等の環境関係法令に基づき、関係市町と協力し、地下水を含む環境の保全に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 答弁いただきました。

私は、江津湖の近くに住んでいるんです。小学校の頃、まあ今から50年ほど前なんですけれども、とてもきれいな水がどこそこに湧いていて、

水生生物もたくさんいて、自然豊かなところだったんですけれども、その後10年ぐらいで、とてもやっぱり環境が悪くなってきたんです。環境の悪化が深刻になりました。その頃から環境を守るという運動が盛んになって、地下水を守る運動が官民一体となって進められてきました。おかげで、今でも熊本の水道水のほとんどを地下水で賄う、おいしい水が熊本では飲めます。その地下水や川から濃度がちょっと高い有機フッ化物が検出されたことは、とても心配なことではあります。

有機フッ化物は、4,700ぐらい種類があつて、その中の幾つかは輸入禁止とか製造禁止とかなつて、JAS Mにお尋ねもされているので、それは分かってよかったなと思つてますけれども、たくさんあるので、これまで私たちが知らないようなものもあるのではないかなというふうにも感じていますが、半導体のその工場においては、やっぱりそういう撥水というか、つるつるになるような効果のある有機フッ化物というのをたくさん使われますので、とてもやっぱり心配なことはお伝えしたいと思つています。

中村議員も、前回、有機フッ素のことを質問されていますが、今回、水質汚濁防止法にのっとり、工場からの排水の基準値もありますけれども、来年度以降、調査を増やして対応策などにも取り組むと答弁をされました。おっしゃるよう、市町村や県民への周知とか広報とか規制とかがとても大事になると思つていますので、よろしくお願ひしたいと思つています。

半導体工場との水保全の協定については考えていないという御答弁だったんですが、望む声は大きいと思つています。先人たちの熊本の水を守る取組をしっかりとつないでいかなければならないと思つています。

私が教員になったとき、教育長が安永蒨子さん

だったんです。覚えていらっしゃるでしょうか。

安永蒨子さんが、水を守ることは人の命を守ることで、水を守ることは芸術運動である、水の守り人になろうと文章を残しておられます。

地下水取水と使用後の排水、行政は、県民の命を徹底的に守り、熊本の環境を守り抜くという強い姿勢を持っていていただきたいと思つています。

企業も、大量の地下水を使うならば、できるだけ水のリサイクル率を上げるような努力もしていくべきだと思つています。

先ほど質問をした水俣病問題を経験した熊本だからこそ、水量と水質についてはうるさがられるくらいの態度をもって取り組んでいただきたいと思つています。そのような行政の姿勢は、県民にも企業にも伝わると思つています。

次の質問に移ります。

再エネ施設建設と県民の幸福量について伺います。

約束5、県民の安心・安全な暮らしを創生、持続可能な社会を実現、これは、知事の10の約束の5つ目に書かれている言葉です。そして、そこには、災害に強いエネルギー源を確保し、県民生活のライフラインを守るため、太陽光発電や中小水力発電など、自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進めますと書いてあります。

今回、水俣、芦北の山間部に建設予定の大規模風力発電建設計画について伺います。

この件については、令和3年9月議会でも取り上げました。そのとき、再エネ事業は地域との共生が不可欠だと商工労働部長がお答えになりました。その後、今年度には、再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準も出されました。

改めて確認しますが、ここに予定されている風車は、高さ150メートル、ブレードの長さは60メートル、これまでにないものであること、トラッ



クで資材を運ぶこと、想像してみてください、湯の鶴温泉に向かう道を10トントラックが資材を積んで毎日300台ほど通ることを。知事は、湯の鶴温泉の風景がお好きだと聞いたことがあります。静かな川沿いの小さな温泉、私も大好きなところですよ。想像を絶します。

この事業に関しては、現在、環境アセスメント手続が行われています。準備書の手続で、先日住民公聴会が開かれ、今月末に知事の意見が出される手はずになっています。

準備書の前の方法書での知事意見を見てみますと、知事は、低周波音について、水の濁りについて、水源について、鳥類など野生生物について、景観や自然との触れ合いについて意見を出されています。これは非常に納得のいく意見書で、さすが知事と言わせていただきます。

水俣市長からの意見書には、低周波音による影響及び生態系の変化、土砂災害の懸念、工事車両の通行等について地域住民から多くの意見が寄せられている、地域住民の理解を得るように最大限努めることと書かれています。また、この地域はクマタカが生息する地域でもあり、バードストライクの危険性についても詳しく書かれています。

公聴会では、3つの会場で、住民65人の方が意見を述べられました。それぞれ、騒音や低周波、景観、絶滅危惧種クマタカの生息状況などの内容で、反対の意見を述べられました。

制度にのっとってアセスメントが進められているのですが、もともと、再生可能エネルギーは、自然生態系の保全と人類への悪影響の排除を目的としています。再生可能エネルギー施設建設で、公害や土砂災害などを引き起こすのであれば本末転倒です。

他県では、青森県、北海道、宮城県、山口県で、同じような住民の意見を尊重した風力発電建

設事業見直しなどが実際に行われています。

熊本県は、多くの災害や公害を経験し、再生を目指してきた県です。環境アセスメントで強く企業に意見することは必然だと思っています。

そこで質問です。

環境アセスメントのこれまでの流れを見て、知事の意見を準備しておられると思います。この大規模風力発電施設計画が住民の幸福量の最大化にどうつながるとお考えなのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 地方レベルで持続可能な社会づくりを進め、地球温暖化等の世界的な環境問題の解決に貢献することは、豊かで活力に満ちた熊本を実現するために重要なこととあります。そして、そのような熊本を実現することは、蒲島県政の目指す県民総幸福量の最大化につながるものと考えます。

風力発電など再生可能エネルギーを導入する際には、地域との共生を図ることが重要であり、きめ細かな環境への配慮と地域との対話プロセスが不可欠であります。

水俣市、鹿児島県の出水市、伊佐市にまたがる地域に計画されている風力発電施設については、環境影響評価法に基づく手続が進められ、現在、事業者が環境影響評価書を作成する前の準備書審査の段階であります。

県では、この計画に対する最終的な知事意見を国に提出する必要があります。このため、本年6月に、知事意見の参考とするため、環境影響評価審査会を開催し、環境分野の専門の方々から意見をお伺いしました。また、地域の方々の意見を聴くための公聴会を、10月20日に水俣市の総合もやい直しセンターで開催いたしました。

公聴会では、議員御紹介のとおり、公述人65人

から、土砂災害、大型ダンプカーが温泉街などを走行することへの危険性、絶滅危惧種であるクマタカへの影響などを懸念する意見をいただきました。その後、水俣市長からも、生活面や環境面への影響を懸念する同様の意見をいただきました。

県としては、専門の方々からの客観的、科学的な観点からの意見に加え、地域の方々の意見を踏まえた適切な知事意見を形成し、国に対してしっかりと意見を述べてまいります。

引き続き、県民総幸福量の最大化に向けて、再生可能エネルギーの導入と地域共生とのベストバランスを目指してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

環境アセスメントという制度は、事業者側が、事業内容について、行政や市民、県民の声や疑問に答えて事業内容を見直していくというものなんですけれども、事業者は造りたいので申請をしますから、なかなか住民の意見とかみ合わないことが多々あるんです。

ずっと読ませていただいたんですけれども、例えば、理解をしていただけるように努めてまいりますとか、災害が発生しないように努めてまいりますとか、皆様の御理解が不可欠ですなどの答えがずっと書いてあるわけです。でも、地元の人々の理解がもう一番だと、もう本当に思うんですよね。

質問でも述べたように、再生可能エネルギーの推進の目的は、自然生態系の保全と人類への悪影響の排除、これが目的ですので、しっかりとその辺を捉えていただきたいと思います。

ベストバランスを目指すとの答弁があったんですけれども、私もそう思います。ベストバランス、住民の皆様がそんなふうに思えるように知事は動いてくださるだろうと思っております。

全国各地で再エネ開発による地元住民とのいろいろな反発を招く事例も目立ってきております。

熊本県では、この風力発電建設以外にも、メガソーラーや再エネの施設に加えて、半導体工場とかがいっぱいできますので、それに関連する企業などからのその増加が原因なのか分かりませんが、産業廃棄物処理場とか最終処分場とかエネルギー回収施設建設なども環境アセスメントの手続が行われています。誰一人取り残さない上での総幸福量が大きくなる施策をと願っております。

何で私が水俣とかこだわるのかと、もう不思議に思っている方もいらっしゃると思いますが、私の父母は水俣、芦北の出身で、ふるさとなんです。それでやっぱり本当にこだわりたいなと思っていますので、質問させていただきました。

では、次に移ります。

里親への支援について伺います。

児童虐待相談対応件数は、毎年過去最多を更新しており、社会問題となっています。全国の児童相談所が対応した令和4年度の児童虐待相談対応件数は、約22万件と最多を更新しました。また、熊本県においても、令和4年度の児童虐待相談対応件数は、2,764件と過去最多を更新しています。

そのような中、多くの子供たちが、家庭での養育を受けられず、乳児院や児童養護施設、里親家庭などで生活をしています。

児童福祉法では、家庭養育優先の原則が明記されており、より家庭環境に近い里親家庭で生活することが求められておりますが、熊本県の里親委託率は、これまで全国で最下位レベルという状況でした。そのような中、県内では、里親の新規開拓やマッチングなどを行うフォスタリング機関が設置され、里親委託率が3年連続で上昇するな

ど、家庭養育優先の原則に向けて、順調に推移をしていることは評価ができると思います。

里親になられている方々の状況は様々です。子育てを通して社会に貢献したいという思いの方が多く、実子がおられる方もいらっしゃいます。また、子供を授かることができず、不妊治療を断念したという子育て経験のない方もおられます。

さらに、里子になる子供たちは、何らかの障害がある場合が多く、児童相談所や専門家のサポート、子育て仲間、里親同士のサポートを必要とされています。

熊本県里親協議会が里親会員に対して実施したアンケート結果を拝見しましたが、養育上の困り事があると回答した里親は59.4%、体調不良や急な用事などで里子を預ける必要を感じたと回答した里親は68.4%と、日常的に困り事を感じておられるという結果が出ています。

里親になられている方々にも実際お会いしてお話を伺いました。兄弟がいる一般家庭でも、1人が熱を出し、病院に行かなければならないときは、その子以外の子供たちを親や祖父母に預けたり、ママ友に見てもらったりすることがありますが、里親の場合は、子供が好きでお金ももらっているのに、どこかに預けるとか言えないのはいかなどの理解不足の声をよく聞くそうです。また、里親制度への理解がなく、学校や病院、行政の窓口などで、里子との関係性を証明するのに苦勞し、手続に非常に時間がかかることがあるそうです。

そこで質問です。

里親委託が増加していることはとても喜ばしいことですが、里親への支援が必要だと思っています。熊本県における里親への支援についてどのように考えておられるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 虐待などにより社会的養護を必要とする子供たちは、心身に様々な影響を受けている場合が多く、信頼できる特定の大人と愛着関係を形成し、安心して暮らすことができる家庭的な養育環境が必要であると考えています。

そこで、県では、令和2年3月に策定した社会的養育推進計画に基づき、様々な取組を進めております。

具体的には、里親の新規開拓やマッチング、養育支援といった業務を包括的に担うフォスタリング機関を開設するとともに、児童相談所の職員と児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員が連携を強化し、里親家庭の現状把握や個別の相談対応など、継続的な支援に取り組んでいます。

その結果、計画策定時と比べ、里親登録者数は124人増加し316人に、里親委託率は4.1ポイント上昇し17.5%となるなど、着実に成果が現れています。

一方、里親制度に対する理解が社会全体に十分浸透しているとまでは言えません。また、社会的養護を必要とする児童が何らかの障害を抱えているケースが増加傾向にあるなど、里親の負担は大きくなっています。

そこで、県では、県内各地で説明会や出前講座を開催するとともに、毎年10月の里親月間では、国の動きに合わせてパネル展の開催や市町村広報誌への掲載など、集中して里親制度の理解促進を図っています。

また、里親の負担を軽減するため、児童を一時的に預かるショートステイやレスパイトケアの利用促進などに取り組んでいます。

さらに、里親は、医療機関や行政の窓口等での



手続といった様々な場面で、委託児童との関係性を明らかにすることが必要であることから、その負担軽減を図るため、今年度から里親の携帯用証明書の発行も行っています。

加えて、来年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、任意の民間機関であるフォスタリング機関は、一貫した体制で継続的に支援等を行う里親支援センターとして、児童福祉法に位置づけられます。現在、その移行に向けた準備を進めており、里親からの様々な相談や里親同士の交流促進など、さらなる支援の充実を図ってまいります。

今後も、関係機関等としっかり連携を図りながら、里親への支援を充実させ、社会的養護を必要とする子供たちが、家庭と同じような生活ができる環境づくりに努めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

しっかり現状を踏まえていただいていると感じております。

18歳未満の子供たちへの虐待が32年連続で過去最多が続いていること、それから私がとても心配をしている特定妊婦も8,327人と年々増加をしています。一時保護、緊急保護もそうです。子供たちには何の罪もなく、穏やかな家庭的な養護の中での成長を保障するのが里親です。

2017年に、新しい社会ビジョンとして、里親委託率を、3歳未満はおおむね5年以内に75%以上としていましたが、令和3年度、熊本県はまだまだでした。

フォスタリング機関が県の委託を受けて里親委託率は増加をしてきたんですけれども、今度、里親支援センターということで、フォスタリング機関が法人となるというふうに聞いております。

登録里親家庭の60世帯を基準に4人の専任配置、それから20世帯増えるごとに1人を新たに配

置するというふうに人員配置がされているんですけども、先ほど言われたように、障害のある子供たちが多いこととか、虐待体験があることなどを考えると、愛着障害なんかもいろいろあるわけです。この人員配置では何か足りないのではないかなというふうに感じています。

里親さんたちの困り事は、周りの理解とともに真実告知、そういう問題についても相当悩まれています。頼りになるのは専門の方々なので、充実をさせていただきたいなと思います。

子供の1年は、大人の10年にも匹敵します。これまで、熊本は施設での養護が中心だったので、施設のある校区の学校では研修などがあつたんですが、県下各地に広がるわけです。学校、行政窓口、病院窓口など、様々なところまで里親への支援が行き届くように、研修なども、また取り組んでいただきたいと思います。

今回質問では触れなかったんですが、児童相談所での里親担当職員を増やすことや一時保護所を充実すること、弁護士など法律のプロを職員として採用することなども必要ではないかなというふうに思っていますので、ここで要望をしておきます。

次の質問に移ります。

熊本県立天草拓心高校の実習船「熊本丸」についてお尋ねをします。

熊本県立天草拓心高校マリン校舎にある海洋科学科海洋航海コースは、定員20名の県内唯一の海や船や漁業について学ぶことのできる場所です。授業の一環として「熊本丸」が運航をしています。2019年2月に5代目として竣工した「熊本丸」は、495トンの船です。くまモンのマークもついていて、新しい船です。

県内各地、また、県外からこの学校に入学して学びたいとやってくる子供たちは、ここ最近の入

学者選抜の状況を見てみますと、令和3年度前期(特色)選抜1.6倍、令和4年度1.64倍、令和5年度1倍、後期(一般)選抜は、令和3年度0.8倍、令和4年度1.67倍、令和5年度0.83倍となっています。

「熊本丸」には、船長をはじめ機関長、機関士、機関員、通信士、航海士、甲板長、甲板員、司厨長、司厨員など、当初18名の配置がありました。熊本県職員の身分での勤務です。年間3分の1を実習のために生徒たちと寝食を共にして、海の上で生活を行っています。ちょうど今も、12月21日までの22日間、航海に出ています。

現在、船に乗船している乗組員は、11名です。実は、この間ずっと欠員が続いており、定員に満たないままだとお聞きしています。今年は、既に5人の方が辞職をされたそうです。

海事職は、今どこも人を必要としていて、民間会社の船の仕事に移られたともお聞きしました。船は5人いれば動かせるとお聞きしていますが、生徒たちの安心、安全、命を預かる実習船だからこそ18人定数なのだと思います。

そこで質問です。

まず、海のスペシャリストとして学び、生徒たちが卒業後どのような道に進んでいるのか、実習船乗組員の欠員についての原因と、それに対してどのような対策を取っているのか。

また、乗組員は、乗船している生徒たちの実習や生活の指導を教育職員と共に行うなど、幅広い業務になっていると思います。これらの点は、ほかの海事職にはないものもあると思います。これらを考慮した給料体系になっているのかも疑問です。そのことを踏まえ、乗組員の給料、手当、処遇改善についてどのように考えられているのか。

以上2点について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、天草拓心高校海洋科学科海洋航海コースの生徒の進路についてお答えいたします。

同科海洋航海コースは、本県の将来の水産業や海運業を担う人材の育成という重要な役割を担っています。卒業した生徒たちは、海運会社や水産庁などに船員として就職したり、さらに専門性を高めるために進学したりするなど、海のスペシャリストとして活躍しています。

次に、実習船乗組員の欠員の原因とその対策についてでございますが、全国的に船員が不足する中で、民間との給与格差などもあり、本県の実習船でも人材確保が非常に厳しい状況にあります。

このため、県教育委員会では、県のホームページをはじめ、地元自治体の広報誌などによる乗組員募集や船員養成機関である海上技術学校の生徒へのPR活動に取り組んでいます。また、今年の8月には、海上自衛隊やフェリー業者等を訪問するなど、OBや退職予定者への再就職の働きかけを行っているところでございます。

最後に、乗組員の給与や処遇改善についてお答えいたします。

令和元年度に、高度な水準で安心、安全な航行を確保し、実習の充実や質的向上を図る観点から、乗組員に適用する給料表を技能労務職から行政職へ見直しを行いました。また、海上での業務の特殊性に鑑み、給料の調整額を加算するなど、処遇の改善を図ったところでございます。

今後も、県の水産業や海運業を支える人材の育成に努めるとともに、乗組員の給与や処遇について、他県の状況等の研究を深めながら、乗組員が確保できるようしっかり取り組んでまいります。

○議長(淵上陽一君) 岩田智子君。——残り時間が少なくなりました。発言を簡潔に願います。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

状況を把握されて取り組まれているということが分かります。

天草拓心高校海洋科学科海洋航海コースの生徒さんたちの進路も、海運会社とか水産庁だったり、進学など、様々に飛び立っていることが分かります。「熊本丸」での実習も大きな影響を与えていると思います。大事な実習船です。乗組員の船員の方々の不足について、様々な取組をまた続けていっていただきたいと思います。

教育長がおっしゃるように、不足の原因が、海事職が全国的に不足していることとか給料格差があることがあります。実際にお話を聞けば、子供たちのためにやっぱり続けているとか、ここで自分も卒業したから母校愛でやっていますという方がたくさんいらっしゃいます。でも、民間からの誘いは揺さぶられますというふうにもお聞きしています。

これからも、早急に、乗務員の確保と離職の原因である処遇改善に努めていただきますように強く強く願います。

これで私の質問終わりますけれども、今日は知事の進退のみに光が当たっていますが、主人公、私は県民だと思っております。様々な県の課題を解決していくことを、私も県民の代理人として、これからも頑張っていきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕(拍手)

○前田憲秀君 皆さん、こんにちは。熊本市第二選挙区選出・公明党の前田憲秀でございます。今回の改選後初の質問になります。今回で17回目の質問になります。今までどおり、これまで議論してきたこと、最近の出来事や要望等からピックアップをして質問をさせていただきたいと思っております。

午前中は、蒲島知事が5期目に不出馬を表明されました。今ちょっと言いにくかったのは、そういう想定じゃなかったものですから、お昼に原稿も書き直して、どういう言い回しがいいかと悩んだ結果でございます。この動向によっては質問のトーンも変わってくるのかどうか、本当に今日は難しい質問の日となってしまいました。これまで蒲島県政を支えさせていただいた自負を持つ議員として、残念でなりません。よき流れを確実に継承していただくためにも、予定どおり質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

午前中と違って、マスコミさんの数も非常に少なくなり、カメラは1台もなくなりました。非常に残念でなりませんけれども、しっかりと私は質問を続けさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

いつものように、蒲島知事、執行部におかれましては、明快で前向きな御答弁を期待して質問をさせていただきます。

初めに、アリーナ等スポーツ施設の整備についてお尋ねをいたします。

知事は、前回9月定例会において、同じ会派の本田議員の質問に対して、スポーツ施設整備の在り方については、知事の任期中に取りまとめるこ

とが困難な状況であるとの答弁をされました。このことは、同じ会派の代表質問に対しての答弁であっただけに、私としては、かなり衝撃でした。

もちろん、その前段としましては、県政の喫緊の課題である災害からの創造的復興やT S M C進出に伴う効果の最大化など、率先して対応すべき課題が山積していることを理由として述べられています。それは理解できますが、知事の任期を当時半年残しての発言は重く、翌日の新聞1面を大きく飾るものでありました。

しかし、一方では、プロスポーツチームの振興はもとより、交流人口の拡大や地域経済の活性化など、地域経済の解決に貢献するスポーツ施設の整備は重要であるとの認識も明らかにされています。まさに断腸の思いでの答弁であったと拝察いたします。

ここでは、アリーナについて述べますが、バスケットボールのみならず、バドミントンや卓球など、屋内スポーツ観戦の魅力を最大化できるアリーナの整備は、今後の熊本におけるプロスポーツ振興はもとより、イベント等での経済振興の起爆剤になり得る、欠かせない重要な施設であると私は考えています。

確かに、アリーナ建設に関する他県の事例を見ますと、佐賀県では、2024年に国体開催を控えることや、愛知県では、2026年にアジア大会を控えているなど、アリーナ建設を進める必要性が高い事情も抱えています。また、長崎県におきましては、御承知のように、強力なスポンサーによる潤沢な民間資金導入による建設が進んでいます。

このように、各県において、アリーナ建設に向けた機運や社会情勢は、様々であり、濃淡もあるようです。

そこで、前回9月定例会の答弁で知事が言及された、県民の機運の盛り上がりや社会情勢を慎重

に見極め、民間事業者や市町村とも連携して、施設の整備の在り方について、引き続き検討を進めるとの見解に沿って、少なくとも検討を進めるための協議会組織の立ち上げや検討を前に進めるためのスケジュールリングなどが最低限必要であると思われま

す。よき流れを後世に続けるためにも、検討そのものを断念したわけではない以上、いま一度、アリーナ等スポーツ施設の整備に向けて、どのように検討を進める予定なのか、蒲島知事にお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 私は、9月定例会において、スポーツ施設の整備の在り方について、その方向性を任期中に取りまとめることは困難と答弁いたしました。この答えに至るまで熟慮を重ねましたが、最終的には、施設やプロスポーツチームに求められる基準の変化、新たな民間や市町村の動きなどもあり、やむを得ず決断いたしました。

議員御指摘のとおり、アリーナ等のスポーツ施設は、周辺産業への経済波及効果、雇用創出も期待できるなど、県民の夢や誇り、地域活性化に大きく貢献する潜在力を有していると考えています。

去る10月、佐賀県で行われました九州地方知事会議において、国民スポーツ大会を控え、本年5月に開業したS A G Aアリーナを視察しました。スポーツイベントのみならず、コンサートなどの大型イベントも誘致可能であり、交流人口の拡大や地域経済の活性化をさらに進めていくためには、このような多目的に活用できる施設が重要であると改めて認識したところであります。

一方、県内に目を向けると、幾つかの市町村において、スポーツ施設の整備に関する検討が始まっています。また、新アリーナについては、プロ



バスケットボールチームの熊本ヴォルターズが、全国の先行事例を十分に吟味しながら、慎重に検討することを発表されました。

このような県内の状況も十分に注視した上で、市町村や民間と連携を図りながら、アリーナを含めたスポーツ施設整備ができるだけ早期に実現できるように、その在り方について、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 9月の答弁で、知事は、質問でも触れたように、スポーツ施設整備の在り方について、任期中に取りまとめることは困難であると言いつつも、施設の整備の在り方について、引き続き検討を進めるとの御答弁でありました。

今回の答弁は、コピペではないでしょうけれども、スポーツ施設の在り方について、引き続き検討を進めてまいるといものでありました。3文字追加されております。

私は、協議会組織を立ち上げるとか、少しでも前に進めるためのスケジューリングが必要ではないかと問うたつもりですが、残念でなりません。ただ、周辺産業への経済波及効果、雇用創出も期待できるなど、県民の夢や誇り、地域活性化に大きく貢献する潜在力を有していると考えるとの考えは、私とも共有ができました。

今回、私は、アリーナについて質問いたしましたが、今このアリーナの存在は、全国的に旬です。質問で紹介した佐賀、名古屋、長崎のほかにも、全国で地域の核となるアリーナ建設が計画されています。

過日、台湾のプロバスケットボールチームと熊本ヴォルターズの親善試合が開催されました。台湾でもバスケット熱が高いことを強く感じました。TSMCの進出で、半導体関連企業が続々と熊本に進出との報道がある中、県は、それらの企

業とのマッチングに努める等、熊本をアピールする好機ではないでしょうか。

今回改めて感じたのですが、担当の県職員と話す中で、知事が、経済波及効果、雇用創出の期待、県民の夢や誇り、地域活性化に大きく貢献すると考えるならば、実際、担当の職員が、直にバスケット、野球、サッカー等の会場に足を運び、そのことを自ら検証し、体感してほしいと強く感じた次第であります。私は、ただただスポーツが好きだけでこうした訴えをしているのではないと申しておきます。

今回、スポーツ施設整備の在り方については、私が尊敬申し上げる高木先生が、野球場をテーマに明日取り組まれるとお聞きをしております。私は残念ながら座礁しましたので、明日はがんがん質問していただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

がん検診受診率の向上と健康寿命の延伸を目指してというテーマで質問させていただきます。

本県において、がん検診受診率を向上させるなどの取組を通じて、健康寿命の延伸を実現していくためには、がん検診受診率の向上に向けた取組や各種ワクチンの接種機会の拡充等の施策展開が必要不可欠であるため、おのおのの観点から質問をさせていただきます。

まず、がん検診受診率についてお尋ねします。

がん、悪性新生物は、昭和55年から熊本県の死亡原因の第1位を占めています。

本県におけるがん検診受診率は年々増加しており、令和元年においては、全てのがん検診受診率が全国平均を上回るまでになりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、日本対がん協会の調査では、令和2年に検診受診者は前年比で27%減少したため、がんの早期発見が遅れ、がんが進行した患者が増加する

懸念があります。

本県においても、がん検診の受診の必要性を引き続き県民に強く訴え、周知していただいているものと認識しているところです。

県としては、これまで以上にがんの予防や早期発見を広く県民に働きかけるとともに、がん患者の状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられる体制を整備していくことが求められています。

がん検診の受診率向上については、前回の質問でも議論してきたところですが、その際には、規定にとらわれず、思い切った施策に取り組む必要性を指摘いたしました。その後、受診率向上に向けた取組はどのようなのでしょうか。

次に、HPVワクチンのキャッチアップ接種についてお尋ねをいたします。

昨年度から積極的接種勧奨が再開されたHPVワクチンにつきましても、前回質問時に、市町村などと連携をし、周知等の取組を積極的に進めるとの答弁をいただきました。

特に、接種後の副反応の報告により、ワクチン接種の積極的勧奨が控えられた時期に接種対象を迎え、機会を逃した平成9年度生まれから平成18年度生まれの女性に対しては、救済措置として、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、公費による接種機会が得られるキャッチアップ接種が実施されていますが、これについても周知の徹底を訴えたところです。

この救済期間も折り返しの時期を迎えています。このワクチンは、3回接種する必要があり、第1回後、第3回の接種までに半年間間隔を空ける必要があることから、接種措置期間が終了する令和7年3月までに全ての接種を終えるには、来年の9月には、遅くとも1回目の接種を行わなければなりません。

これまでの接種の情報提供と実際の接種状況

は、どのような状況なのでしょうか。

最後に、带状疱疹ワクチンの接種機会の拡充に向けた取組についてお尋ねします。

带状疱疹につきましては、水痘带状疱疹ウイルスに初感染後、いわゆる水ぼうそうに感染し、その後、生涯にわたって、神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制など、免疫力を低下させるなどの病態が発現するとの指摘がなされています。加齢がリスクとされ、50歳以降で罹患率が高くなります。人から人へは感染せず、発症した場合は、重篤化することがあります。

最近、CMなどで、感染予防には带状疱疹ワクチンが有効と報じられており、ワクチンの公費助成につきましては、令和5年9月現在で、全国で281の自治体で実施されていると聞きます。

この現状を踏まえますと、県内の現状と健康寿命の延伸を目指す県の立場から、公費助成を含めた何かしらの関与に向けた検討が必要ではなかろうかと考えます。

そこで、まず1点目に、新型コロナウイルス感染症対策が落ち着いて以降の本県のがん検診受診率の向上に向けた取組について、2点目に、HPVワクチンのキャッチアップ接種の情報提供と実際の接種状況について、3点目に、带状疱疹ワクチンの接種機会の必要性を踏まえた公費助成を含めた検討状況について、それぞれ健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 1点目のがん検診受診率の向上に向けた取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診者数が減少しており、令和3年は、令和2年に比べ増加したものの、コロナ禍前の水準には戻っていない状況で



す。

発見が遅れることで、進行がん患者が増加するおそれがあるため、今年度は、国のコロナ交付金を活用した新たな取組として、「そうだ♪がん検診に行こう！」をキャッチフレーズに、受診率向上のキャンペーンを大々的に実施しています。

この中で、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんという5種類のがん検診動画を、SNSをはじめとする様々な媒体で配信し、県民に対する検診受診の動機づけを行っています。

とりわけ、受診率向上の鍵を握る健康無関心層にも届くよう、ロアツ熊本や熊本ヴォルターズのホームゲームでの啓発、映画館でのCM放映など、様々な場面で目につくような工夫も行っています。

また、がん検診を受けると県産品等が当たるプレゼントキャンペーンなども実施しております。

市町村や関係機関とも連携し、引き続き、様々な機会を捉えて、がん検診受診の必要性を県民に強く訴えてまいります。

2点目のHPVワクチンのキャッチアップ接種についてお答えします。

前回の議員からの御質問後、県では、県政ラジオやテレビCM、県ホームページ等の広報媒体を活用した周知等に取り組んでまいりました。

本年4月から9月末までの接種者数は延べ6,100人余りで、昨年度の同時期における接種者数の約1.5倍となっており、着実に接種が進んでいるものと考えています。

一方、議員御指摘のとおり、キャッチアップ接種が自己負担なしで接種できる期間は、令和7年3月末までとなっています。

県としては、接種を希望される方が期間内に接種を終えられるよう、新たに県内の大学等への働

きかけやSNSの活用など、様々な方法で周知を強化するとともに、医師会や市町村とも連携し、接種対象者に必要な情報が確実に届くよう取り組んでまいります。

3点目の带状疱疹ワクチンの公費助成についてお答えします。

県内では、3町村が独自にワクチンの接種費用を助成しております。一方、都道府県で助成を行っているのは東京都のみです。

带状疱疹ワクチンについては、現在、公費負担が可能となる定期接種化も見据え、国の審議会において、その有効性等について、専門的、科学的な見地から議論されております。

このような状況を踏まえ、県としては、全国衛生部長会を通じ、検討を急ぐよう国に要望しているところでございます。

引き続き、その動向を注視するとともに、他道府県の公費助成の状況を含めた情報収集に努めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 がん検診の受診率向上については、引き続き、市町村や関係機関との連携を密に、全国を上回る受診率に向け頑張っていただきたいと思っております。

HPVワクチンについては、今年初めに、厚労省が、全国で対象者約2,500人にアンケート調査を実施したと聞きました。

その中で、子宮頸がんを知っている、深刻な病気であるとの回答は、8割、9割が認識。ただ、HPVワクチンの存在や有効性については、半数程度の人しか認識がなかったとの結果。キャッチアップ接種については、知らないと答えた人が半数以上を占めたという結果だったそうです。

私がお付き合いのある産婦人科のドクターは、とにかく今行政は対象者にしっかりと周知をして

ほしい、相談を受ける我々は責任を持って重要性を訴えるからと言われておりました。

昨日テレビでも放映があっておりましたが、熊本大学でもHPVワクチンを考える集いがあり、実際、対象者である学生には反響を呼び、今大学病院で接種を実施しているとのことでもあります。

キャッチアップ接種については、当事者は当然ですが、家族で話し合うきっかけをつくるさらなる周知の徹底を強く望みたいと思っております。

帯状疱疹ワクチンは、質問でも触れたように、過去に水ぼうそう、水痘を発症した50代以降が、年を重ねるごとにリスクが高まるとのこと。まさしく仕事盛りの我々が、これから本当に危機が高まってくるという話でございます。

同年代の人からは、この帯状疱疹ワクチン、実行できるのかどうか、そういう問合せも今非常に増えております。働き盛りの発症は、健康寿命の延伸にも大きく影響いたします。

県下自治体でも助成の実態がある以上、効果を検証し、独自の働きかけも早急に検討していただくよう望ませていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

サーキュラーエコノミー、循環経済に向けての挑戦と題して質問をさせていただきます。

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化、カーボンニュートラルや生物多様性の保全と活用への自然再興、ネイチャーポジティブについては、人類社会を持続可能なものにしていく上で欠かせない最も重要な課題の一つとなっております。

資源効率性の最大化と環境負荷の低減、これら2つの課題を同時に解決するためには、大量生産から大量廃棄を生む従来型のリニアエコノミー、直接型経済から、廃棄される製品や原材料などを資源と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラーエコノミー、循環型経済への転換

が今こそ必要な時代を迎えていると考えています。

そのためには、日常生活を支えている物品の生産段階において、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄までの各過程で、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れた国民生活全般のライフスタイルを変革するような大きな流れを社会全体で醸成していく必要があります。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す動脈産業と廃棄物の回収や再利用などを担う静脈産業が連携した産業構造を構築することが重要となります。

これまで、国においては、1R、リサイクルから3R、リデュース、リユース、リサイクルの総合的な推進へと転換し、その政策効果として、1990年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せるに至ったところであります。

しかしながら、その後、国内はもとより、国際的な状況も大きく変化したため、社会経済システムの大きな見直しが必要となってきています。

国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかという資源枯渇に関する懸念が増えています。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生したり、海洋プラスチックごみが国際問題化したりと、世界中の消費者や投資家から、環境配慮に関する要請の声が高まりを見せている状況です。

サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組については、国も世界に先駆けて取り組んでいるところであり、本県も同じ考えで動いていく必要があります。

特に、プラスチックごみの処理につきましては、プラスチックごみによる海洋汚染等の環境問題がクローズアップされる中、2022年4月に、プラスチック資源循環促進法が施行されるなど、プラスチックの削減とリサイクル促進に国を挙げて取り組んでいるところです。

PETボトルリサイクル推進協議会によりますと、私たちに身近なプラスチックごみであるペットボトルのリサイクルにつきましては、我が国の指定ペットボトルの回収率は世界でもトップレベルにあり、温暖化防止等の観点では、温室効果ガス排出量の削減に貢献するなど、大幅に環境負荷を低減しているとの分析がなされています。

しかし、その一方で、ペットボトルの回収過程において、異物の混入という問題も生じています。

その要因としては、例えば、公共空間におけるごみ箱の撤去が進んでいることが挙げられ、ペットボトル専用のごみ箱に、それ以外のごみを投棄するケースが後を絶たないことが指摘されています。

現状では、こうしたペットボトルごみ以外の異物は、飲料メーカーや自販機事業者が自主的に処理しているとのことでした。

事業者からは、本来は負担しなくてもよい異物である一般廃棄物処理費用等の負担が増大し、死活問題となるとの声を受け、ペットボトルごみ以外のごみ投棄がしにくい自販機リサイクルボックスの導入推進等が議論されているところです。

環境省は、この異物低減は、自販機業者だけではなく、行政機関も協力して問題解決に当たるべきとの見解を示しており、国、地方、業界団体との協議の場が発足し、問題解決に向けて取り組まれていると聞いております。

この異物混入防止に関する考え方は、完全リサ

イクル、サーキュラーエコノミーの観点からも重要であり、そもそもごみ箱の設置が必要なのかといった抜本的な意見も出ているようで、国民一人一人のごみの出し方について、その意識の転換を図ることが必要との議論もあっているようです。

今、脱炭素社会の構築に向けて、国民一人一人の意識は変わりつつありますが、その代表例が、私も含めて、ここにいらっしゃる皆さん方もそうだと思いますが、マイバックの携帯です。

これまでも述べてきたように、県民に対して、脱炭素に向けた大きな意識転換を促していくためにも、このような取組が引き続き必要であると考えています。

そこで、県としてのサーキュラーエコノミーに対する認識やペットボトルなどプラスチックの分別、リサイクルに向けた取組の現状と今後の対策について、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

**○環境生活部長(小原雅之君)** まず、サーキュラーエコノミーに対する認識についてお答えいたします。

サーキュラーエコノミーは、資源投入量や消費量を抑えつつ、廃棄物発生の最小化につなげる考え方であり、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言し、循環型社会の実現を目指す本県にとって、大変重要であると認識しています。

国では、サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、現在、具体的な施策や指標等を議論、検討していることから、県としても、国の動向をしっかりと注視してまいります。

次に、プラスチックの分別、リサイクルに向けた県の取組についてお答えいたします。

プラスチック資源循環促進法において、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と製品原料などへのリサイクルに向けた取組が求めら

れており、また、製造・販売事業者は、自主回収や再資源化に向けた取組などが求められています。

こうした取組には、住民の理解と協力が前提となり、加えて、分別収集やリサイクル処理に多額のコストがかかります。

そこで、県では、県民への意識啓発について、プラスチックごみなどの環境問題を学んでいたためパネル展示やクイズによるイベント、PR動画の放映等を行うとともに、環境センターやエコアくまもとを活用した環境教育にも取り組んでいます。

また、市町村に対し、新たにプラスチックごみの分別を始める際の費用を補助するとともに、事業者に対しては、廃棄物の排出抑制やリサイクル等に資する施設整備への補助を行うなど、分別、リサイクルの取組を後押ししています。

なお、ペットボトルについては、既に県内全ての市町村で分別収集が行われており、白色トレイについても、県の補助金の活用等により、今年度中に県内全ての市町村で分別収集が行われる見込みです。

混ぜればごみ、分ければ資源と言われています。議員御指摘のとおり、資源の循環を進めるためには、県民一人一人が意識を転換し、適切に分別を行うなどの行動を積み重ねていくことが重要です。

今後も、啓発等を通じて、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、国や市町村、事業者と連携して、分別、リサイクルの取組を推進してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** サーキュラーエコノミー、循環経済の考え方は、国でも具体的な施策や指標をさらに議論、検討しているとのことでありました。循

環型社会の実現を目指す本県としても、受け身ではなく、何か発信できるものとは認識をしていただきたいというふうに思っております。

プラごみ対策では、環境学習も大事ですが、様々な生活に密着しているプラスチックの扱いを県民一人一人がどう意識改革していくかが重要だと思っております。

県は、プラスチックごみの削減に取り組んでいる店舗を、くまもとプラスチックスマート店として登録を推進していますが、そのことを県民としてどう捉えればよいのか等、プラスチック、ペットボトルの廃棄も含めて、何をどう県民が意識転換すべきなのか、引き続き啓発をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

若者の地元定着へ向けてというテーマで、奨学金の返還支援制度について質問をさせていただきます。

自治体の奨学金返還支援制度につきましては、2015年から、負担額を特別交付税措置の対象とするなど、国による財政支援がスタートいたしました。

内閣府の担当者によりますと、実施自治体への調査の中で、この返還支援制度がU I J ターンの決め手となったとか、自治体内の企業の採用活動を有利に進めることができたとか、制度を歓迎する声が寄せられているということです。

一方、企業による返還支援は、一昨年4月から、社員に代わって企業が、奨学金を貸与する日本学生支援機構に直接返還できる代理返還制度が始まったことで、導入企業が拡大されており、昨年10月末時点では、全国で約500社が制度を設けていると聞きます。

公明党は、党青年委員会の政策懇談会などで寄せられた奨学金の返済負担を軽くしてほしいとの



声を基に、返還支援制度の拡充や国、地方のネットワークを生かした実施地域の拡大を進めてまいりました。

奨学金支援制度は、自治体や企業が奨学金の返還を肩代わりする制度であり、公明党も推進に力を入れ、全国に今広がっておりますが、自治体によっては、推進の度合いに濃淡がまだあるようです。

令和4年6月1日現在では、36都道府県、615の市町村が奨学金返還支援に取り組んでいます。

これまで、公明党では、学びたい人が経済的な理由などにより進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。

日本学生支援機構によりますと、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでになるなど、制度拡充が着実に図られてきたところであります。

しかし、そんな中、卒業後の若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。

2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ると聞きます。

延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されていると聞きます。

奨学金の返還支援制度につきましては、自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みで制度をスタートさせましたが、現在では、この制度が拡充され、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も、負担額の2分の1から全額にまで拡大されています。

本県では、くまもと創造人材奨学金返還等サポ

ート事業、通称くま活サポートとして、奨学金返還支援制度が実施されております。

そこで、この制度内容に関しまして、1点目、制度の利用状況や対象者への周知、募集企業の登録増加に向けた取組などの現状について、2点目、この制度は、利用者が利用しやすい制度へと変化してきていると認識していますが、本県の特徴的な取組について、3点目に、制度実施に伴い、本県への若者のU I Jターンなどのふるさと回帰、地元定着がどの程度図られてきたかについて、それぞれ商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** 本県が将来にわたり発展していくためには、次世代を担う若い方々の地元定着が重要であると認識しています。

このため、本県では、そうした貴重な人材に県内で働いてもらう、また、県外から熊本に来てもらう、そして県内で知識や技術力を高めるという3つの視点に立って、様々な取組を進めています。

議員が触れられたくま活サポートも、奨学金の返済に苦しむ若い人たちの声を踏まえたその中の一つの事業でございます。

まず、1点目の御質問の制度の利用状況については、募集開始から昨年度までの3年間で、延べ238社の企業と664名の学生等に参加、登録いただき、その数は年々増加する傾向となっております。

また、制度の周知と募集企業の登録増加に向けた取組については、これまで、就職活動中の方を対象とした説明会を開催するとともに、SNSなどの媒体による情報発信を行ってまいりました。

これに加え、今年度からは、東京、大阪、福岡及び熊本に設置しているU I Jターン就職支援センターや県外の就職支援協定締結校19校を通じま

して、大学生等の求職者やセンター登録企業への周知等にも取り組んでいます。

次に、2点目の御質問の本県の特徴的な取組としては、企業と学生がそれぞれ登録する方式を取り入れ、専用サイトで企業情報等をダイレクトに伝えるなどのマッチング機能を高めていることがございます。さらに、奨学金返還を10年間という長期にわたりサポートしているほか、奨学金を利用していない方にも就職時の赴任費用を支援するなど、幅広い人材を対象とした支援を行っております。

最後の御質問の取組の効果については、これまでに登録された方の中から、累計で120名を超える方が県内企業へ就職されました。まだまだ成果として強調できる実績ではないかもしれませんが、制度を活用された企業の方からは、この制度をきっかけとして、優秀な人材を採用できたという声もいただいております。

今後、半導体関連産業のさらなる集積に伴う人材確保といった課題にしっかりと対応していくためにも、より多くの学生や企業の方々にくまサポートを知っていただき、御活用いただくことが重要と考えています。

引き続き、商工団体等とも連携を図りながら制度の周知を図り、多くの方々に参加、登録していただけるよう努め、若い世代のふるさと回帰や地元定着を力強く推進してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** この奨学金返還支援制度の熊本版くまサポートは、奨学金の返済が苦しい、不安だという声にしっかりと応えるものと実感しております。さらに、県内で働く、県外から熊本に来てもらう、県内で知識や技術力を高めるといった視点にマッチしていると思います。

この制度では、大学院修了者で約450万円、4

大卒で約244万円を10年間に分けて企業と県が折半をして支援するものであります。その収入は一時所得扱いで、所得税はかからないとのこと。企業側も全額損金扱いとすることで、優秀な人材が熊本に定着してもらう大事な取組であり、双方の利用者にとってもありがたい制度と認識をいたします。

ただ、年々利用者は増えているとの答弁ではありましたが、昨年の支援予定数に対する実際の対象者はまだ4分の1にとどまっているのは残念な結果であります。周知に問題があるのか、登録自体に何か問題があるのか、企業側のニーズとマッチしているのか等々、答弁にもありましたように、今後の半導体関連企業等のさらなる集積による人材確保の上でも、さらなる検証が必要ではないでしょうか。

若い世代のふるさと回帰や地元定着へ向け、目標を定めしっかりとさらに取り組んでいただきますよう要望をさせていただきます。

質問では最後です。

誰もが安心して暮らせる街を目指してというテーマで質問をさせていただきます。

誰もが安心して暮らせる街熊本を実現するため、交通と生活という2つの視点から、それぞれの安全、安心を確保するための取組についてお尋ねをいたします。

まず、交通安全についてです。

近年、広く国民の間で健康志向が高まっていることやシェアサイクルが普及していることなどに伴い、自転車利用のニーズが高まってきています。

熊本市内におきましても、市内の回遊性向上、中心市街地の渋滞対策、市電の混雑緩和など、様々なニーズに伴い、昨年4月から、チャリチャリと呼ばれるシェアサイクルが普及しています。利



用者数も利用回数も増加傾向にあると聞きます。今後も、このチャリチャリの利用エリアは拡大される見通しであると伺っています。

一方で、特に中高生の並走や信号無視など、交通ルールを守らない自転車の利用に対する住民の方々からの厳しい意見を耳にすることも多くあります。

本県において、良好な自転車秩序が確立された住みよい社会を実現することは、大変重要な課題であると感じています。

さらに、自転車のヘルメット着用については、今年4月から努力義務化されていますが、熊本県の着用率は、全国に比べて低い水準であると聞いています。

また、今年7月にスタートした特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの普及も見込まれるため、これらを含めた自転車等の安全利用に向けた取組が、今後ますます重要になってくるものと思われまます。

次に、県民生活の安全確保についてです。

本県における電話で「お金」詐欺の被害状況につきましても、認知件数が増加傾向にあり、被害額も数億円単位に上るなど、深刻な状況であると聞いています。

電話でお金のお話が出たら詐欺であるという意識を、県民一人一人に深く認識していただこうと、県警察独自に「電話で「お金」詐欺」というキャッチコピーを掲げ、被害防止や被害根絶に向けて取組をされていると聞いていますが、ますます複雑化し、多様化する犯罪手口に対して、ゴールのない戦いが続いているのが現状と聞きます。

さらに心配なのは、ネット犯罪被害です。

スマートフォンがあらゆる世代に普及し、かつ、誰もがインターネットを気軽に利用できる社会になったことは歓迎すべきことではありますが、

巧妙な手口でのネット犯罪が続発しており、その被害根絶に向けた対策が課題となっています。

私のところにも、世界的なネット通信販売を模したメールが、本物のメールと見分けがつかないような状態で頻繁に配信されます。

また、口座を持っていない大手銀行から利用者確認のためと称したものや宅配業者から留守対応の連絡と称したものなど、一見真実かと勘違いしてしまいそうなメールが多数送られてきます。

最近では、マイナポイントの取得期間が延長されました、ポイントの確認ができますなどと語った偽メールも、本物そっくり頻繁に送られてきます。

県内のサイバー犯罪に関する相談も増加していると聞きます。ネットの必要性を感じながらも、利用することに不安を感じている県民の方が多いのではないのでしょうか。

県民の皆様が安心してインターネットを利用できるような、ネット犯罪被害のない社会とするための対策が強く望まれているところです。

そこで、まず1点目に、自転車の交通事故の情勢や安全利用に向けた取組と今後普及するであろう電動キックボードの安全対策について。

2点目に、電話で「お金」詐欺やネット犯罪に関する被害の状況と安全対策について。

以上2点につきまして、それぞれ警察本部長にお尋ねをいたします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) 議員御指摘のとおり、自転車利用のニーズの高まりが指摘されている一方で、交通ルールを守らない自転車利用者に対する批判的な意見も見られるところであり、良好な自転車交通秩序の確立は、重要な課題であると認識しています。

まず、本県における自転車の交通事故の現状で

すが、10月末現在で、自転車が当事者となる人身交通事故が406件発生し、2人が亡くなり、415人が負傷されています。

交通事故全体が減少傾向にある中で、自転車の交通事故が全交通事故に占める割合は増加しており、10月末現在で、10年前の同時点よりも約4ポイント増の15.3%となっています。

また、自転車の交通事故のうち、約半数は自転車利用者側にも何らかの法令違反が認められるなど、自転車利用の交通ルールが遵守徹底されているとは言い難い状況にあります。

自転車利用の交通ルールが遵守されない要因は様々あるかと思いますが、自転車が自動車と同じ車両であるとの認識が低く、車道の左側通行が原則であることなど、基本的な交通ルールの遵守意識が希薄であることも要因の一つであると考えられます。

県警察では、自転車の安全利用に向けた対策としまして、小中学生や高校生等に対する交通安全教育を充実させることにより、基本的な交通ルールの周知を図っていますほか、自治体や教育機関等と連携して、ヘルメットの着用促進に向けた啓発活動を行っています。

あわせて、自転車の交通事故発生が懸念される場所を中心に、交差点での一時不停止や車道における右側通行など、危険性、迷惑性の高い違反行為に重点を置いた交通指導取締りを実施しています。

また、議員御指摘の特定小型原動機付自転車につきましては、今のところ、本県では人身事故の発生はありませんが、今後、自転車とともに、その安全利用を確保していくため、電動キックボード等の販売や貸出しを行う事業者と連携し、購入者や利用者に対する交通ルールの周知に取り組むなど、必要な安全対策を進めてまいります。

次に、電話で「お金」詐欺やネット犯罪の現状と安全対策についてお答えします。

県内の電話で「お金」詐欺の発生状況は、10月末現在で、認知件数が、前年同期と比べて17件増の99件、被害額は約2億3,997万円となっており、前年同期と比べて認知件数が増加するなど、深刻な状況が続いています。

また、ネット犯罪、いわゆるサイバー犯罪についても、10月末現在で、県警察が受理した相談件数が、前年同期と比べて150件増の3,803件となっており、過去最多であった前年を上回るペースで増加しています。

県警察では、電話で「お金」詐欺の被害防止対策としまして、テレビCM等を活用して、最新の手口や対策について広報啓発を行っていますほか、高齢者宅を個別訪問するなどしまして、被害防止に向けた注意喚起を行っています。

また、固定電話を常時留守番電話に設定することや防犯機能つき電話機や自動通話録音機を活用することなど、犯人から電話を受けないようにするための対策についても広報啓発を行っています。

加えまして、金融機関やコンビニエンスストア等と連携して、ATMでお金を振り込もうとしている方や電子マネーカードを購入しようとしている方への声かけを行うことによりまして、被害の未然防止を図っています。

次に、サイバー犯罪への対策につきましては、他の都道府県警察と連携した取締りを推進していますほか、不審なメールやSNSに記載されたリンクをクリックしないことや、メール等の内容を確認するときは、公式のサイトやアプリを利用することなど、サイバー犯罪の被害に遭わないようにするための広報啓発を行っています。

県警察におきましては、県民の皆様が安全で安

心して暮らせる熊本を実現するため、引き続き、電話で「お金」詐欺やサイバー犯罪の被害防止に向けた各種対策を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 自転車の交通事故が交通事故に占める割合は年々増加しており、自転車利用の交通ルールが遵守徹底されているとは言い難いとのこと、全く私も同感であります。

警察庁は、携帯電話を使用しながら自転車を運転する行為の罰則を強化することを検討していると聞きます。これは携帯電話使用に起因する自転車事故が増加しているからだと聞きます。ただ、自転車の事故摘発は全国地域によって偏りがあり、反則金の対象に入れるにも、免許証を持っているわけでもなく、さらに議論が必要というふうにもお聞きします。

答弁にもありましたように、全国でも低い着用率と言われるヘルメットの着用促進の啓発活動を含め、若い世代に交通ルールの周知の徹底をお願いしたいと思います。

電動キックボードは、東京で気軽に乗っている若者を見ましたが、非常に危険で心配です。事故が起きたときの賠償など、普及する前にルールの周知と危険性も発信すべきではと思います。

電話で「お金」詐欺については、認知件数は増加、被害額も2億円超と深刻です。ネット犯罪も相談件数が増加で、過去最多の前年を上回るとのこと。質問でも述べましたように、内容は巧妙化し、不審とさえ感じない状況もあるのではと推測します。残念ですが、全てにおいて安全な通知なのか、行動する前に気軽に相談先を充実させるなどの対策に努めていただくよう強く要望をさせていただきます。

質問は以上でございますけれども、今回質問になかなか得なかったことを2つ、要望として

述べさせていただきます。

1点目は、水素の可能性を諦めるなという、ちょっと過激なタイトルにはなりましたが、これまでずっと水素に関して質問に取り上げさせていただきました。今熊本県にとって、私なりに危機的状況ではないかという思いで要望させていただきます。

次世代エネルギーへの水素の利活用につきましては、これまでも毎回議論してまいりました。

政府は、2017年に決めた水素基本戦略を改定し、供給量を、現在の200万トン、30年に300万トン、50年に2,000万トンを目指し、官民合わせて15年で15兆円の投資計画を打ち出しました。

富山県は、10月、富山大学、富山県立大学、県内企業が会員となっている富山水素エネルギー促進協議会と水素やアンモニアの燃料利用で連携協定を結びました。脱炭素化を進める中で、サプライチェーンの構築を目指しての先進的な取組と聞きます。

経済産業省は、9月に、都内で開いた国際会議で、有力な次世代燃料とされる水素について、2030年までに世界全体で活用する量を1億5,000万トンに増やす目標を示しました。必要な規模や時期の目安を設けて、国際的な供給網の構築に向けた早期の投資を促す姿勢を示したところです。

活用目標の1億5,000万トンのうち、6割の9,000万トン分は、再生可能エネルギー由来かCO<sub>2</sub>発生を抑える脱炭素技術で製造した水素で賄うこととされています。

また、長野県の金属加工業者は、太陽光発電と燃料電池を組み合わせることで利用できるシステムの実証実験を始めました。

このように、水素をテーマにした様々な動きが全国で見られているところです。

さて、熊本県庁に設置されている水素の供給施

設、いわゆるスマート水素ステーションは、耐用年数が経過し、修理のための部品の供給も困難であり、今後メンテナンスにも支障があるとのことで、このままでは撤去もやむを得ない状況にあるのではないかと私は危惧をしております。

今県がリースしている燃料電池自動車、F C Vは、E V車に比べて航続距離で勝ります。長距離を運行する機会が多いトラックやバスは、将来的にはF C V、燃料電池車に切り替えられることが見込まれています。

県庁内に設置されたスマート水素ステーションは、脱炭素化や次世代エネルギーの構築に向けて、水素の可能性追求を発信する熊本県の象徴的な存在であっただけに、これを失うことになれば、非常に残念でなりません。

これからも、水素という魅力あるエネルギーの可能性を追求し続ける熊本県であるべきだと私は固く信じております。

そして、熊本県には、水素を諦めない、引き続きこれを追求するという姿を内外に発信し続け、県内経済界、とりわけ産業界に対する水素エネルギーの製造や関連技術の開発への機運醸成を強力に推し進めていただきますよう、ここに強く要望させていただきますとともに、引き続き、水素については、また議論をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、もう1題、県営団地の今後の在り方についてというテーマで要望をさせていただきます。

県営団地の空室率が2割ということで、近年で最高水準であるとの報道に接しました。県内6市町にある県営団地は、その8割が熊本市に集中しており、空き家対策とともに、老朽化対策が急務となっております。

先日、熊本市営団地も、老朽化、空室対策とし

て、2055年度までに、全体の3割に当たる約4,000戸を削減するとの報道もあったところであります。

県営団地の場合には、その多くが高度成長期に整備され、築35年以上が約8割を占めるまでになっています。中には、風呂釜の設置、撤去は入居者の負担としている団地もあり、団地によって入居条件などは様々なようです。

私もよく相談を受けることがあります熊本市西区の八島団地は、築年数が最も古く、1960年代の建物で、築60年を超えている棟もあります。公会計制度に基づく固定資産台帳に記載されているこの建物の評価額は、備忘価格に相当する1円の評価になります。一方、この土地の評価額については、八島団地の帳簿価格は約18億9,000万円に上ります。しかも、これは取得当時の価格であるため、現在の価値にしてみれば、この帳簿価格よりもはるかに高い評価額になることが見込まれ、熊本市内や熊本市近郊に位置する県営団地の土地は、いずれも活用策としては様々なマネジメントを検討する余地があるのではないのでしょうか。

熊本県公共施設等総合管理計画では、経営戦略的視点に立った県有財産の総合的な管理に関する基本方針を示しておられます。その中で、マネジメントの手法としては、総量最適化、効率的活用、長寿命化の視点を持つこととされています。

マネジメントの一般的な手法は、人、物、金を有効に評価、分析、選択などをし、その後の改善や調整を経て、統制、組織化していくことであると私は考えます。

こうしたことを踏まえた上で……

○副議長(内野幸喜君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○前田憲秀君(続) 公会計制度改革で示された県

有財産の細かな分析などを含めて、県営団地を含めた県有財産の評価やマネジメントの姿が見える化された中で、透明性を高めた議論を進めていただくよう強く要望をさせていただきたいと思っております。

以上で私が今回用意をした質問と要望は終わりました。

最初にも述べましたように、今日の午前中で本日の県議会は全てが終わったかのように、午後は、皆さん、大変時間との戦いで苦労をおかけしたかと思えます。

蒲島知事におきましては、まだ任期までにはいろいろとやることもたくさんあると思えますし、また、バトンタッチをすべく人、どういう方になるか分かりませんが、蒲島知事がこれまで行ってきたことをしっかりとバトンタッチできるまで頑張ってくださいようエールを送らせていただき、私の今回の質問を終わらせていただきたいと思えます。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明7日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会



**第 3 号**

**(12月7日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第3号

令和5年12月7日(木曜日)

議事日程 第3号

令和5年12月7日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 立山大二郎君  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 末松直洋君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 増永慎一郎君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 淵上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島郁夫君  
副知事 田嶋徹君  
副知事 木村敬君  
知事公室長 内田清之君  
総務部長 平井宏英君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 小金丸健君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府高隆君  
健康福祉部長 沼川敦彦君  
環境生活部長 小原雅之君  
商工労働部長 三輪孝之君  
観光戦略部長 原山明博君  
農林水産部長 千田真寿君  
土木部長 亀崎直隆君  
会計管理者 野尾晴一朗君  
企業局長 竹田尚史君  
病院事業者  
管理者 竹内信義君  
教育長 白石伸一君  
警察本部長 宮内彰久君  
人事委員会  
事務局長 西尾浩明君  
監査委員 藤井一恵君

#### 事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長  
兼総務課長 村田竜二  
議事課長 富田博英  
審議員兼  
議事課長補佐 濱田浩史

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程

第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕(拍手)

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳でございます。新人の私に、このように一般質問の機会をいただきました先輩議員の皆様、そして同僚議員の皆様には心より感謝を申し上げます。

そして、昨日、知事は、次期知事選に御出馬されないとの御意向を示されましたが、これまで、熊本地震、そしてコロナ禍、そして令和2年7月豪雨など、本当に多事多難な中で、16年間かじ取りをしていただきましたことを、一県民として心より感謝を申し上げます。

また、熊本のために、日々御尽力いただいている職員の皆様方にも心より感謝を申し上げます。

さて、私ども参政党は、結党して約3年半の政党でございます。日本の国益と国民益を最優先とし、また、祖先が大切にしてきた調和の精神や伝統文化を次世代へと受け継いでいくことを旨とし、国民全員の政治参加を目指し、日々活動しております。

私自身は、ほんの1～2年前まで、まさか自分が政治を志すなどとは考えたこともございませんでした。しかし、4年前に子供が生まれ、次世代のことを考えたときに、少しでもよりよい地域、よりよい社会にし、次の世代につないでいきたいと強く思うようになりました。そして、政治を人任せにしてきた自分を反省し、批判するだけでなく、自分が行動しなければと思い、活動をしてまいりました。まだまだ未熟者ではございますが、県民の方々からいただいたお声を、党の理念も踏まえつつ、精いっぱい質問をさせていただきます。

まず、県内の新型コロナワクチンの健康被害の

状況について伺います。

新型コロナ感染症が始まり、4年がたとうとしています。これまで県民を守るために御尽力くださった知事、健康福祉部をはじめとする職員の皆様、そして現場の方々に敬意と感謝を申し上げるとともに、コロナ後遺症だけでなく、あらゆる疾患に苦しむ方を減らすため、県民の健やかな生活を守るためにも質問をさせていただきます。

厚生労働省は、これまで、ワクチン接種後に生じた副反応を疑う事例を収集し、評価を行ってきました。ワクチン接種後の副反応疑い報告状況ですが、接種開始から本年10月27日まで、医師や医療機関から上がっている報告は、全国で3万6,698件、そのうち重篤な症状の方は8,784件、死亡報告は2,121件となっています。本県におきましては、11月30日時点で、副反応報告は累計574件とのことでした。

この副反応疑い報告について、名古屋大学名誉教授で医師の小島勢二氏が、インフルエンザワクチン2億6,248万回分と同程度に、コロナワクチン接種回数をならして比較したところ、インフルエンザの報告数は1,967回分なのに対し、コロナワクチンは3万4,120回分と約17倍になっています。そのうち、死亡報告は、インフルエンザが35回分、対して新型コロナワクチンは1,761回分と約50倍になっています。

次に、予防接種健康被害救済制度についてです。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

この制度は、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。こちらのグラフは、厚生労働省の公表資料を基に作成したもので、右側が新型コロナワクチンの健康被害、左側が新型コロナ以外の全てのワクチンの健

康被害を表しています。

厚生労働省によりますと、新型コロナワクチンは、2023年11月29日の時点で、申請の受理件数が全国で9,522件、そのうち認定が、グラフの赤い部分ですが、5,357件、認定のうち死亡が、黄緑色の部分ですが、377件、審査未了は、黄色い部分、枠の部分ですが、3,305件と報告をされました。

それに対して、左側のグラフ、1977年から2021年までのコロナワクチン以外の全ての予防接種被害認定が、青色の部分、累計で3,522件、うち死亡は、黄緑色の部分、151件でした。

つまり、今回のコロナワクチンは、過去約45年間の予防接種被害認定件数を僅か3年の間に優に超えていることになり、ほかのワクチンより健康被害のリスクが高いことを示しており、過去に例を見ない規模の健康被害が生じています。

本県においては、11月30日時点で、救済申請件数は132件、認定が71件、うち死亡が4件、審査未了が49件と伺っております。

国内の医学学会で報告されているコロナワクチン接種後に生じた疾患は、多岐にわたっており、また、2022年3月に、米国食品医薬品局、FDAが公開したファイザー社のコロナワクチン接種後に生じた有害事象報告は、1,291種類にも上ります。

厚生労働省の資料によりますと、2022年7月から8月の時点で、重症化率、致死率ともに季節性インフルエンザ以下まで低下をしておりました。ウイルスが弱毒化していることを受けて、世界の国々では、2022年春以降の追加接種はほとんど行っておらず、感染も収束しております。重症化率、致死率ともに季節性インフルエンザ以下まで低下をしても、6回、7回と繰り返し接種をしているのは、世界で我が国だけです。



御承知のとおり、今回のコロナワクチン、メッセンジャーRNAワクチンは、ウイルスのたんぱく質をつくる基になる遺伝子情報の一部を注射するもので、緊急的に特例承認されたものであり、長期的な安全性はまだ分かっておりません。

接種をすると、細胞内に取り込まれたスパイクたんぱくが量産され、その一部が血流に乗って全身の臓器に取り込まれ、血栓をつくる場合があること、また、メッセンジャーRNAワクチンの頻回接種により、IgG4という免疫を抑制する抗体が上昇し、免疫寛容、つまり免疫反応が逆に低下してしまう可能性があることが、複数の査読済み論文で指摘をされています。

厚生労働省は、令和4年8月まで、ワクチン接種歴別の新規陽性者数を公表しておりました。その中で、2022年8月のデータで、一見未接種者のほうがコロナ陽性者が高いというデータが出ておりました。しかし、未接種者の中には接種不明の方も含まれていたことが分かり、データを精査したところ、年代によっては、未接種者よりワクチンを2回接種、3回接種者のほうが陽性数が高いことが分かりました。

しかし、残念ながら、これ以降、厚生労働省は、アドバイザリーボードの資料を公表していません。メッセンジャーRNAワクチンの効果とリスクはまだ不明なことも多いにもかかわらず、初めは未知のことも多かったとはいえ、感染症分類が5類となった今も、検証を行わない国の姿勢には疑問を感じますし、重症化のリスクが極めて低い子供たちにまで進めてきたことには憤りすら感じます。

以上のことを考えますと、コロナワクチン接種を進めるのであれば、ベネフィットだけでなく、リスクの部分についても公平な情報を広く周知することは、県民が接種をするかしないかの選択を

する上で非常に重要なことです。

県民が自らの命や健康を守る判断をするためにも、県内での副反応の実態を、個人情報を守りつつも、年代や接種回数、疾患含め周知をすることは必要不可欠と考えますが、県ではどのように対応されておられるのでしょうか。

続いて、本県の死者数の増加について伺います。

ここで再度スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

厚生労働省の人口動態統計から、全国と本県の死者数の経過をまとめました。右側の表の上段、全国の死者数は、コロナ元年と言われる2020年には、前年に比べ死者数が8,038人減少し、約137万人だったにもかかわらず、2021年には、戦後最多、東日本大震災のときより多い約144万人、2022年には、さらに増え、約157万人となっています。コロナ陽性者の死者数は、2021年は約1万7,000人、2022年は約4万8,000人ですから、コロナ感染症の蔓延のみでは説明ができません。

下段の表の本県の経過も、2020年のコロナ元年と言われた本県の死者数は、前年よりも514人減少しているにもかかわらず、2021年には前年より937人増、2022年には前年より2,334人増えています。

また、左側のグラフを御覧いただきますと、上が全国、下が熊本県ですが、特に、例年の年間の推移に見合わない2020年8月、緑の折れ線の丸印がついているところの異例の夏場の死者数の増加や、2023年1月、赤の折れ線グラフの丸印のついているところの目立った死者数の増加についてどのようにお考えでしょうか。

県民の命を預かる自治体として、現在把握されている見解とその根拠について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 1点目のコロナワクチン接種後の副反応に対する県の対応についてお答えします。

現在我が国で使用されているコロナワクチンは、国において、その有効性及び安全性が確認された上で、薬事承認され、接種が進められているものです。

接種開始後も、副反応疑いに係る報告制度により、国において常に安全性の評価が行われています。

現在、厚生労働省のホームページにおいて、全国の約3万6,000件の副反応疑いの事例について、ワクチンの種類ごとに、年代、性別、接種回数、症状等の別に、詳細な分析結果が公開されており、現時点では接種に影響を与える重大な懸念は認められないと結論づけられております。

また、予防接種健康被害救済制度は、健康被害の認定を受けられた方に医療費等を給付する制度で、現在、厚生労働省の審議会において審議された約6,000件について、性別、年齢、疾病名、判定結果等が、厚生労働省のホームページで公開されております。

また、本県分については、県民の関心も高いと考えられることから、県としても、個人の特定につながらない範囲で、定期的に記者発表をしているところです。

引き続き、制度の趣旨に沿って、個人情報に配慮しつつ、適切に対応してまいります。

なお、議員から、年代によっては未接種者よりワクチンを2回、3回接種した方の陽性数が多かったとの御指摘がありましたが、ワクチン接種については、厚生労働省の審議会において、有効性、安全性に関する知見等を踏まえ、一定の予防効果があるとされております。

このような認識の下、ワクチン接種に当たっては、重症化予防等の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持った上で、御本人の意思に基づき判断していただくことが重要と考えております。

県としましては、知事がワクチンを接種する際など、様々な機会を捉えて情報発信しているところですが、引き続き、接種を検討される方に必要な情報が届くよう、周知に取り組んでまいります。

次に、本県の死者数の増加についてお答えします。

令和2年以降の死亡者数の推移は、全国的に同様の傾向となっております。

議員御指摘の令和4年8月は新型コロナウイルス感染症の第7波、令和5年1月は第8波のピークに当たり、その感染規模や高齢者施設等での多くのクラスター発生によって、死亡者数が増加していると考えられます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症以外の原因による死亡者数の増加については、国はその原因を特段把握していない中で、県としてその原因の把握は困難です。

国の動向を今後も注視してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

新型コロナワクチンの接種は、国からの法定受託事務であることは承知をしておりますし、安全性には問題ないとの御答弁でしたが、複数の自治体では、健康被害が今後も増える可能性を受け、予防接種台帳の保存期間を延長しているところもあるようです。

先日、県内在住のコロナワクチン後遺症と診断された57歳の女性からお話を伺いました。その方は、2回目接種の約半年後に、足に力が入らず、

歩くことができなくなったということですが、ワクチンが原因とは疑いもしなかったため、3回目も接種をしたところ、さらなる体調悪化をしたとのことでした。県内の病院を回っても原因が分からず、6軒目の心療内科でコロナワクチンの影響を疑われ、7回目のクリニックでワクチン後遺症と診断をされたとのことでした。これから定年まで働いて、その後を楽しもうと思っていた矢先の出来事で、人生が狂ってしまったと嘆いておられました。

薬害は避けては通れませんが、しかし、もともと健康な方が、病気を予防するためのワクチン接種によって、人生を台なしにされたり、命を奪われたりすることは極力避けなければなりません。

そして、近々、WHOにおきまして、パンデミック条約とIHR、国際保健規則の改正というのが検討をされているようです。まだ詳細は分かりませんが、もし仮にパンデミックが起こった際に、WHOがロックダウンやワクチンの強制接種など、そういった国家よりも強大な権限を持たないよう、このことを検討する超党派の国会議員連盟も先日立ち上がったと聞いております。

自身の体に入れるワクチンは、強制や同調圧力により打つものではなく、個人がメリットとデメリットを十分に検討した上で判断されるべきものです。そのためにも、県民の健康と命を預かる者の責任として、県からは、公平な情報提供を県民の皆様にしていただきたいと心よりお願いを申し上げます。

また、コロナや高齢化では説明できない死亡数の大幅な増加については、様々な要因が考えられるとは思いますが、コロナワクチンの追加接種と死亡数増加に相関関係があるのではないかと国会のほうでも議論があるようですが、まだ原因の究明には至っていないようです。

武見厚生労働大臣が、今年9月の記者会見にて、この死亡数の増加を、地方自治体などと連携して実態把握をしっかりと行い、それによる今後の対応策をしっかりと固めていきたいと述べられています。

ぜひ国とも連携をしながら、しっかりと検証していただくことも併せてお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、地域と共生する再生可能エネルギー事業について伺います。

国は、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減の実現を目標とし、再生可能エネルギーの主力電源化を最大限導入を促すこととしています。

また、本県においても、第2次熊本県総合エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギー、省エネルギーの促進が行われています。

一方、再エネ施設の事業計画をめぐっては、特に、森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響、鳥獣害被害の増加の要因の可能性など、懸念する声も大きく、地域との共生を図った再エネの導入と環境保全の両立を目指す新たな対策が求められています。

本県では、世界遺産の保全や登録に向けた動きとメガソーラーや風力発電施設等の整備の整合性の確保を図るために、再エネ施設立地に関わる情報マップの作成がなされました。

しかし、自治体によっては、もっと厳しい規制や、森林開発を伴う再エネには課税をかける自治体も出てきています。その背景には、地域との共生の視点が、これまでの再エネ政策で欠けていたことが大きいと思われ、地域住民の声につき動かされた幾つかの自治体が、民意を反映し、規制の方向へ進んでいるのではないのでしょうか。

例えば、宮城県では、森林を大規模開発する再

生可能エネルギー事業者から税を徴収する条例が7月に成立し、注目を集めています。この新しい税では、森林開発を伴う太陽光、風力、バイオマス発電を対象に、営業利益の2割相当を徴収します。

一方、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域内の認定事業者については課税対象外とし、再エネ立地を誘導するものです。つまり、税収が目的なのではなく、開発行為を森林の外に誘導をして自然保護を図る狙いです。

開発行為による自然破壊が各地で課題となる中、青森県も新たに再エネ課税構想を打ち出すなど、今後、少しずつこの波は全国に広がっていく可能性もあります。

また、我が国の再エネ事業には、国内の事業者だけでなく、海外の事業者も参入してきていますが、本県でもその流れは確認しております。

森林整備課に伺ったところ、外資系企業と思われるものによる本県での森林取得事例は、平成24年から令和4年までで11件、そしてその11件のうち8件が、太陽光発電や風力発電に使用された外国法人の事業者でした。その国籍は様々で、カナダ、中国、アメリカ、スペイン、シンガポールといったところでした。高い利回りを目的に、投資ビジネスのために、我が国の再エネ事業に参入しているわけです。

国民は、電気料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を上乗せした金額を支払っています。日本全体の賦課金合計が年間2兆7,000億円なので、それを人口で割ると、年間約2万2,000円を1人当たりの国民が負担していることとなります。外国資本であっても、日本で法人格を取得していれば排除はできませんが、県民の富が国外に流出している面も否めません。

また、環境省によると、パネル廃棄のピークを

迎える2039年には約78万トンとなり、全国処分場の6%をソーラー関連廃棄物が占めるという試算もあります。

一度破壊されてしまった森林を取り戻すには、相当な年月と労力がかかります。森林は、地下水保全のため、重要な役割を担っていることはもちろん、川や海に養分が流れるため、農業や漁業にも影響を与えます。

先人たちが、数十年、あるいは数百年先のことを思い、森林を守り、つないできたおかげで、私たちがその恵みを楽しんでいます。今を生きる者の責任として、豊かな自然を次世代にもつないでいかなければなりません。

阿蘇外輪山のメガソーラーは、県民だけでなく、全国的に大きな衝撃を与えました。今後、県としては、県民の声をどのように聴き、地域環境と共生した再エネをどのように進めていくのか、そして、宮城県のように、ある一定以上の林地開発を伴う太陽光事業には課税をするような条例を検討するお考えはあるのか、知事にお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 私は、これまで様々な機会を通じて、再エネの最大限の導入と自然環境や景観保全とのベストバランスが大変重要であると申し上げてきました。第2次熊本県総合エネルギー計画においても、重点的取組として「すべての県民に愛される再エネ施設」を掲げています。これを実現するためには、地域住民、再エネ事業者、行政による丁寧な合意形成が何よりも重要です。

このため、本県では、平成22年度から、メガソーラーなどの再エネ施設の立地に関して、県、立地市町村、再エネ事業者との三者協定を締結し、立地地域の環境保全や災害防止に努めています。本年11月末時点での協定数は、203件となってい



ます。

また、議員御紹介のとおり、本県では、9月に、地域の合意形成が円滑に進むよう、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する再エネ促進区域の設定に関して、本県の条件に応じた環境配慮基準を策定するとともに、その基準を見える化したゾーニング図を公表しました。

なお、議員御紹介の阿蘇のメガソーラーの立地場所は、このゾーニング図の中では、再エネ促進区域に含めることが適切でないと認められる区域、いわゆる保全エリアには該当しません。

いずれにしても、この区域設定の前には、市町村は地域住民の意見を聴くことが義務づけられているため、民意をしっかりと反映した区域が設定されるものと考えています。

県としては、再エネ促進区域が適切に設定され、再エネ施設が適地に誘導されるよう、県の基準とゾーニング図を活用して、市町村を支援してまいります。

次に、宮城県の新税導入についてです。

これは、再エネ事業者が市町村の設定した再エネ促進区域内で事業を行い、かつ、市町村が事業計画を認定する場合には非課税とし、その他の場合は課税することで、再エネ事業の地域との共生を促進するものであります。本県では、現在のところ導入の検討は行っていないですが、宮城県での導入の効果や他の自治体での検討状況を注視してまいります。

今後も、地域住民の方々意見を尊重しながら、再エネの最大限の導入と自然環境や景観の保全の両立に取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

まずはゾーニングの効果を見ていくとのことでしたが、なかなか効果が現れない場合は、こうい

った施策も検討していただくとともに、私も、これからも関心の目を向けていきたいと思っております。

先日、海の再生及び環境特別委員会での視察がございました。その中で非常に印象に残ったのが、岩手県にある久慈バイオマスエネルギー株式会社というところでした。時間の関係上、詳細は割愛しますが、こういった地域に密着した再エネ事業は積極的に進めるべきだと感じております。

一方で、森林を開発してのメガソーラーは、本当にエコなのかといった声もあります。2022年の中国系メーカーパネルの世界シェアは約8割ですが、中国製パネルは、結晶シリコン製造時に石炭火力による電力を多く使用するため、大量のCO<sub>2</sub>が発生すると言われております。

さらに、メガソーラー発電所を建設するときには、広大な土地が必要になります。関西電力によりますと、火力発電と太陽光発電を単位面積当たりの発電電力量で比較をすると、同じ電力を生み出そうとしたら、太陽光発電は、火力発電の約2,600倍の面積が要るそうです。

これらのことから、中国から輸入したパネルで日本にメガソーラーを建てた場合、パネル製造時に中国で発生するCO<sub>2</sub>が約8年分、森林破壊による分が約2年分の計10年かかるという試算もございます。

また、再エネ導入量が増えた結果、九州では電力が余っており、九州電力エリアでは、2018年度から出力制御をしております。特に、2022年度は、4.4億キロワットアワーの電力を、2023年は、4月だけで3.7億キロワットアワーの制御をしておりますが、このような状況でも、自然を壊してのさらなる再エネ事業は必要なのかという声もございます。

また、御承知のとおり、中国製パネルの製造には、新疆ウイグル自治区での強制労働も指摘され



ており、アメリカでは、2022年6月から、その疑いのあるものは輸入禁止措置が取られています。

阿蘇くまもと空港周辺地域が脱炭素先行地域に選定をされたということですが、事業者選定の際には、このようなことも加味していただきたいと要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、営農継続のための農地確保について質問いたします。

昨今、世界的な食料危機がささやかれる中、食料安全保障を担保していくことは喫緊の課題です。

御承知のとおり、最新の我が国における食料自給率は、カロリーベースで38%であり、世界の先進国の中では低い水準です。食料自給率を上げることは国防に直結します。

現在、国では、ロシア・ウクライナ戦争などを受けて、1999年に施行された食料・農業・農村基本法の改正の検討を行っており、令和6年の通常国会へ提出される見通しです。その中において、これまでも食料安全保障の項目が盛り込まれていますが、不測時だけでなく、平時からの国民一人一人の食料安全保障を確立していくことが検討をされています。

本県の基幹産業は農業であり、また、都市部に食料を供給してきた食料供給県でもありますので、本県としても、これまで以上に農業振興に力を注いでいかなければならないと思います。

しかし、その一方で、昨今の半導体企業進出により、農地が工業用地として転用される事例が増えており、営農が困難となる農業者の声が多数届いております。

コロナ禍において生じた半導体不足は、我が国の自動車をはじめとする産業に甚大な損害をもたらしました。我が国でも、経済安全保障の観点か

ら、国を挙げて半導体の確保に努めていることは承知をしております。

また、台湾の地政学的リスクを鑑み、製造拠点を移そうという流れがあることも理解はしております。しかし、もし仮に台湾有事が起こり、シーレーンが封鎖されてしまったらと考えると、食料自給率をさらに上げていくこと、そしてその要である農家や農地を守ることも同じぐらい重要なことではないでしょうか。

先日前話を伺った酪農家の方は、周りの土地がどんどん買われていって、真綿で首を絞められるように苦しい、そして将来不安から、とてもじゃないが、自分の子供に継がせたいとは思えないとおっしゃっていました。また、別の畜産農家の方は、畜舎のすぐ隣に、将来的に工場が建つと聞いている、このままこれからも営農できるのか大変危惧しているとおっしゃっていました。

半導体産業の立地を進めるのであれば、それによって影響を受ける農業者への寄り添った対応が重要であり、県として、このような農業者の声を受け止め、安心して営農ができる環境を提供していかなければならないと思います。

また、農家が安心して営農できることが、私たち県民の食を守ることに直結することから、農地の確保は極めて重要です。

6月の定例会で、この件についての藤川議員の質問に対して、代替農地を掘り起こして、マッチング事業に取り組みられていくとの御答弁でしたが、農家の方々のお声を聞くと切実ですし、生活がかかっていることですので、早急に、スピード感を持って進めていかなければならないと感じています。

そこで質問です。

現在のマッチング事業についての進捗状況と今後の展開について、農林水産部長にお尋ねいたし

ます。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 世界的な食料需要の増大や気候変動等による生産減少など、様々な要因により食料の安定供給が不安視されている中、食料生産の基盤である農地の確保はますます重要となっています。

また、本県においては、半導体関連企業等の急速な進出により、農地が工業用地として転用される中で、将来の営農に不安を持たれている農家がおられることは承知しており、農地の確保は喫緊の課題と考えています。

そこで、利用可能な農地を掘り起こし、必要とする農家とのマッチングを進めるため、本年6月に、農林水産部と県北広域本部に営農継続支援プロジェクトチームを設置しました。既に相談のあった案件については、プロジェクトチームによるマッチングに取り組んでいます。

さらに、9月定例会で承認いただいた事業により、菊池地域2市2町を対象に、候補となる農地の周辺道路等の耕作環境を含めた現地調査を実施し、くまもと農地GISを活用したデータベースを構築しています。

今後は、調査を終えたエリアから、順次関係市町の農業委員会にデータを提供してマッチングを進めるとともに、年度内の調査完了に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

県としましては、農業振興と企業進出の両立を目指して、関係市町や農業団体と連携を図りながら、農家の皆さんの不安を解消できるよう、丁寧に対応してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

スピード感を持って御対応いただいているとのこと、ぜひこれからもよろしく願いいたしま

す。

今回私がこれを質問させていただいた理由は、農家の方をはじめとする県民の方が、知事のおっしゃる、農業と工業化のバランスが具体的にどのぐらいなのか、青写真のようなものが見えないといったお声をよく聞くからです。

農地を開発することはできますが、開発した土地を農地に戻すことはなかなかできません。ですので、ぜひ県として、今後、農地をどのぐらい確保していくのか分かるようなビジョンを示していただけたらと思います。

令和6年度に、熊本県食料・農業・農村基本計画の改定が行われます。現在、肥料や農薬、資材や飼料などが高騰しており、大変厳しい中で営農しておられるところに重ねて、このような農地の減少が起っています。

農家の方々がこれからも自信を持って営農していけるよう、農家の方々のお声も十分に拾っていただき、希望を持てるようなマスタープランを作成していただけたらと思います。

次に、環境影響評価条例及び地下水涵養指針の規定等について、2点質問いたします。

まず、熊本県の環境影響評価対象事業への複合開発事業の追加についてお尋ねいたします。

今後も長期的に、菊陽、大津、合志、益城等の各地域において、様々な開発や整備に関わる事業が集中的かつ継続的に行われる見通しであることと承知をしております。

当該地域におきましては、今後も、大規模な土地利用の変更を伴う開発と同時に、中小規模の開発行為が行われる見込みで、このような大小の重層的な開発が地域の自然環境や社会環境に与える影響は著しいものと考えられます。

昨日、岩田議員の質問にもございましたが、環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに

当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすのかについて、あらかじめ、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それを踏まえて、環境保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度です。

今後、工場進出が進む本県において、従来の個別アセスの手法では、累積する環境負荷として、その影響を環境保全の措置に反映することが難しい状況です。そのため、従来のアセス対象事業とされていない中小規模事業の集合体による環境への影響についても、適正に評価する手法の導入が必要ではないでしょうか。

この取組の先行事例として、相模原市では、環境アセスメントの規模要件として「複数の造成事業等で個々には対象事業の」「要件に満たないが、隣接した区画で、5年以内に同一事業者により実施され、環境影響が総体として著しいものとなるおそれがある場合には、対象事業と」するとしています。また、千葉市やさいたま市でも、これと似た規定を設けています。

もちろん、複合開発事業としての具体的なくくりや課題は少なくありませんが、先ほど述べた理由から、今後、本県においては検討が必要であると考えますが、県の見解について伺います。

続いて、2点目、地下水涵養指針に定める涵養方策の取扱いについてお伺いいたします。

環境の変化や人口の増加、都市化の進展等により、国内外において、水資源の確保が課題になっています。

世界的にもまれに見る、約100万人を支える熊本の地下水の存在は、私たちの暮らしの基盤であり、宝であります。

しかし、地下水涵養域は、開発や減反政策により減少し、また、涵養に大きな影響を与える阿蘇

の草原も、この30年間で約4分の1減少しています。その結果、地下水位の低下や江津湖における湧水量が減少し、また、半導体企業の進出で、県民の地下水に対する関心はますます高まっています。

これまで、本県は、地下水保全条例に基づき、取水量の10%の涵養を事業者に求めてきましたが、涵養指針規則の改正により、今後は取水量の100%を求めていくことは承知をしております。

その指針において、涵養の方法として、敷地内の雨水浸透の促進や水田湛水などございますけれども、農作物の購入については、地下水涵養機能を維持することが目的である旨明示され、涵養量の増加にはならないのではないかとという専門家の意見もございます。

もちろん、地下水保全地域の農業を買い支えし、守っていくことは重要です。また、小規模の事業者に配慮し、この制度を設けているとの趣旨も理解をしております。しかし、令和3年度地下水涵養計画実施報告集計表によりますと、工業系の事業者の具体的涵養における農作物購入の割合は、約68%になります。

そこで質問ですが、今後地下水の需要がますます増えることを鑑み、取水量の100%の涵養を求めていく中で、農作物購入の割合に上限を設けるなどの検討はされていますでしょうか。

以上の2点について、環境生活部長に見解をお尋ねいたします。

[環境生活部長小原雅之君登壇]

○環境生活部長(小原雅之君) まず、環境影響評価対象事業への複合開発事業の追加についてお答えいたします。

環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、土地区画整理などの事業で一定の規模要件以上のものについて、法

律や条例で具体的に定められています。

議員御紹介の相模原市、千葉市及びさいたま市においてアセス対象事業となっている複合開発事業は、2つ以上の事業が密接に関連して一体的に行われるものを対象としています。

各市に確認したところ、関連性のない異なる事業者による事業の集合体を対象としたものではなく、また、実際には各市条例により複合開発事業の対象となった事例はありませんでした。

なお、本県において、これまで把握している範囲では、一定の規模要件以上の複合開発事業に該当する事例はありませんでした。

このような状況から、現時点では、複合開発事業をアセスの対象事業とすることは考えておりません。

また、相模原市で規定されている同一事業者における隣接した区画で5年以内に実施される複数の造成事業の例を御紹介いただきましたが、こうした事例についても、同一種類の事業で、本県の条例に定める一連の土地の形状の変更に該当する可能性のあるものについては、同様の規定を有する国の取扱いに準じて、環境アセスメントの対象事業になるかどうか、具体の事実に基づいて適切に判断してまいります。

県としましては、今後とも、法律、条例による環境アセスメントを適正に運営、実施することで、環境と調和した形での開発事業が実施されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、地下水涵養指針に定める涵養方策の取扱いについてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、工業系事業者の涵養量全体に占める農作物購入による涵養の割合が68%と高くなっておりませんが、これは、食品関連企業の涵養に商品原料としての農作物の購入が相当量含まれていることが主な要因でございます。

食品関連企業を除いて集計すると、農作物購入による涵養の割合は1%未満と小さく、企業等が涵養対策として、農作物の購入に優先的に取り組んでいると認められる状況ではありません。

このような状況に加え、農作物の購入が涵養域における農地の維持拡大に貢献していることを考えると、現時点で、農作物購入による涵養の割合に上限を設ける必要はないと判断しております。

なお、平成16年度に人工的な涵養を開始して以来、多くの観測井戸の水位や江津湖の湧水量は回復傾向にあることから、現状の取水量と涵養量のバランスを確保することが重要と考えています。

今後とも、企業による涵養の取組の実情を丁寧に把握しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

複合、重層的な事業のアセスについては、一連の考えについて判断されるとのことでした。

しかし、一連の考え方に基づいて個別に判断をするといいますが、一連の事業の取扱いは、明確な基準は示されておらず、曖昧で、解釈次第ではどうにでも判断できるのではないかと思います。

アセスは、一義的には実施主体である事業者が判断して行うものですが、時間も費用もかかる手続ですので、事業者としては、アセスを回避する対応になりがちだと思います。

本県は、今後大小様々な開発が見込まれていますので、対象となるべき事業については適切に実施されるよう、県としても、事業者任せにせず、その判断において、事業者としっかりと協議していただき、環境影響評価条例の目標が達せられるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、涵養域での作物購入の方策は今後とも進



めていかれるとの御答弁でしたが、1日当たり8,500トンの地下水採取が認められたJASM第1工場でも、敷地外涵養の約2割が農作物購入で賄われるようです。

今回この質問をさせていただいたのは、今後、JASMの第2、第3工場と、そういった話もささやかれ、また、ほかの企業も進出をする中で、果たして地下水は足りるのかという県民の懸念の声を多くいただいているためです。

熊本地域には、琵琶湖の約3.2倍相当の地下水が貯留されているとのことですが、それは、深部帯水層も入れた数値であって、実際のところは、利用可能な第1帯水層と第2帯水層は、その約3分の1の100億立米だということは御承知かと思えます。

有明工業用水の未利用水の活用の検討も承知をしておりますが、調査や手続、整備など時間もかかると思いますので、今から表流水も含めた水収支の試算と計画が急務だと思います。

平成22年までは、熊本県水資源総合計画という表流水も含めた総合計画がございましたが、農業用水の需要の低下や人口減少に伴い、今は地下水総合保全計画になっております。

しかし、今後も企業の集積が進むのであれば、表流水の利用や農業用水の合理化も含めた、ベストミックスバランスを考慮した総合計画を全庁挙げて取り組んでいただきたいと要望いたしまして、最後の質問に移ります。

第211回通常国会で成立した、いわゆるLGBT理解増進法に関する県内の取組についてお伺いいたします。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状を踏まえ、国民の理解増進のために成立しました。しかし、今年6月、衆議院内閣委員会

での審議入り後、十分な審議がなされないまま、参議院本会議で可決、成立に至りました。

多様性が尊重され、性的マイノリティーの方もマジョリティーの方も含め、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にしていかなければならないことは言うまでもありません。

しかしながら、この法律が抱える多くの論点については慎重な検討が不足しており、今後、社会の混乱を引き起こす可能性も懸念されます。

実際に起きている社会現象の例を幾つか挙げますと、今年7月、経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員の方が、職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を言い渡しました。

一方で、歌舞伎町では、ジェンダーレストイレを設置する試みがなされましたが、安心して使えないといった声を受け、僅か4か月で廃止となりました。

そして、今年11月、三重県桑名市において、体は男性、性自認は女性の者が女性風呂に入り、逮捕されるといった事件が発生いたしました。

厚生労働省は、同法律が成立した日に、全国の自治体へ、公衆浴場や旅館施設の共同浴室では、これまでどおり身体的特徴で男女を取り扱い、混浴をさせないことを確認する通知を出しておりますが、残念ながら、このように誤った解釈による事案も発生しております。

トランスジェンダーをはじめとする性的マイノリティーの方々への理解を促進していくことが重要なことは言うまでもありません。しかし、それらが、一部の人たちによって誤った解釈や場合によっては悪用をされてしまい、女性や子供の権利と安全が脅かされるなどといったことは避けなけ



ればなりません。

本県でも、この法律が規定する地方公共団体における施策の策定と実施に先立ち、十分な問題点の理解と県民への説明が不可欠であると考えます。

そこで質問です。

本県においては、これまで、LGBTの方々への理解増進のため、どのようなことに取り組んでこられたのでしょうか。また、いわゆるLGBT理解増進法の成立によって、取組方に大きな方向転換などがありますでしょうか。

環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) いわゆるLGBT理解増進法制定後の県内の取組についてお答えいたします。

県では、この法律が制定される前から、熊本県人権教育・啓発基本計画において、LGBTなど性的マイノリティーの方々の人権を重要な人権課題として掲げております。この計画に基づき、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

具体的には、性の多様性に関し、県民の理解の促進が重要だと考えています。これまで、LGBTの当事者を招いたシンポジウムやウェブ講座の実施、企業、団体への研修講師の派遣、さらには県職員への研修など、県民一人一人の正しい理解を促進するための啓発や研修に取り組んでまいりました。

ウェブ講座の視聴回数や研修講師の派遣回数は、現時点で既に昨年度を上回っており、県民の関心は高まってきているものと考えております。

県としては、LGBT理解増進法が制定される前から、LGBTなど性的マイノリティーの方々

の人権を重要な人権課題として取り組んできたところであり、今後も、県民一人一人が、性の多様性も含め、人権尊重の意識や行動を身につけていただけるよう、啓発や研修をしっかりと進めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

引き続き理解促進はしっかりと進めていただきながら、今後も、様々なことに配慮していただき、御対応いただけたらと思います。

以上で質問項目が全て終了をいたしました。

初めての質問で、お聞き苦しいところもあったかと思いますが、今後とも、県民の皆様からいただいたお声を県政に届け、よりよいものにしていただけるよう、私も精進してまいりたいと思いますので、引き続き皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(内野幸喜君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時8分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

住永栄一郎君。

〔住永栄一郎君登壇〕(拍手)

○住永栄一郎君 皆さん、おはようございます。上益城郡区選出・益城町出身・無所属新人の住永栄一郎でございます。人生初めての一般質問でございますので、ちょっととんちんかんなことも言うかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

実は、本日、私、誕生日でございまして……

(拍手)ありがとうございます。これは、仕込んだわけでもなく、お願いしたわけでもなく、今日の日が決まりました。運命さえ感じております。そして、実は、ここ県議会の住所ですけれども、水前寺6丁目18番ということでございます。反対から数字を読んだら816、これ、エイイチローなんですよね。私、ここで仕事をしると、天命だと思って一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

あの7月に起きました上益城の豪雨におきましては、たくさんの皆様に多大なる御支援をいただきました。これからも引き続きしっかり頑張っていきたいというふうに思います。

そしてまた、私、皆様方とちょっと質問がダブるところもあるかと思えますけれども、寛大な心で見えていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

益城町の熊本地震からの復興に係る課題について。

2016年4月、我がふるさと益城町は、震度7を2度という、今までに経験のない未曾有の大震災に見舞われました。熊本地震です。なれ親しんだ町は、ぼろぼろに破壊され、映画のワンシーンかのように、怪獣が踏み崩したかのような、信じられない光景でありました。私が長年住んだ、47年間暮らした自宅も全壊しました。その後も数か月余震が続く状況の中で、苦しみ、もがき、疲労もピークに達していました。しかし、支え合い、助け合い、励まし合いながら、たくさんの方々の御協力と御支援により、何とか日常を取り戻すまでになりました。その節は、熊本県の職員の皆様方にも大変お世話になりました。感謝いたしております。

あれから7年半、町の役場、町の体育館、団地

などは復旧したものの、地元でなれ親しんだお店の商店通りなど、拡張工事もあり、元の状態に戻るには程遠いように思われます。

メインの県道高森線の沿線上にある商工会会員届出の店舗51軒中、元の場所で復帰できた店舗26軒、場所を変えて町内で再開できた店舗4軒、町外に出ていかれた店舗10軒、廃業11軒、町内で店を持続できている割合は60%です。理美容室、貸衣装店、ガソリンスタンド、レストラン、喫茶店、スナック等々、なくなりました。

県の職員の皆様も、町と連携し、代替地を紹介していただいたり、相談に乗っていただいたりと、いろいろな努力をさせていただいてるのとは分かっておりますが、現状はこのような状況です。

道路の完成もあと数年後で、店を営んでいた方々は、なるべくなら元の場所の近くでやりたいと思っておられます。代わりに、町と企業でつくられたコンテナの商店街、25区画のうち、地元のお店が入ったのは1軒だけです。場所の問題やテナント料が高過ぎるなど、問題もあったようです。

とにかく地元にはお店がありません。益城町には、どこにでもあるようなファストフード店、マクドナルドやスターバックス、モスバーガー、すき家、吉野家、うどん屋、そば屋、ありません。ファミリーレストラン、ガスト、ジョイフル、ありません。スーパーは3軒ありますが、足りません。買物も、ちょっとした食事も、熊本市内か菊陽に行くような状態です。

益城の人口が増えておって、約3万4,000人です。政令指定都市の隣町で、高速道路のインターや空港もあります。そのような町ですが、とても不便な状態です。町民は、皆がそう言っています。

住まいや最低限度の日常生活は確保できました。しかし、にぎわいがありません。楽しみがあ

りません。お年寄りも、買物も遠くまで行かなくてはいけない状況です。

益城町の復興なくして熊本の復興なし、蒲島知事からおっしゃっていただいた言葉です。公共の建物や道はできても、にぎわい、利便性、生活の豊かさはまだまだです。

益城町は、熊本地震の復旧、復興の取組の中で、ひと・みどり・にぎわいが主役になることを掲げております。益城の発展のために、いま一度、県の御協力をお願いしたいと思います。

そこでお尋ねですが、益城町のにぎわいを取り戻すためには、土地利用に係る問題があると思います。店舗関係の方々によると、店舗を造る土地がない、自由に建物を建てられる土地が少な過ぎると言われます。

そこで、熊本高森線沿道や市街化調整区域など、益城町における商業土地の利用についてどのようにお考えか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

**○土木部長(亀崎直隆君)** 熊本地震からの復興に係る益城町における商業の土地利用についてお答えいたします。

議員御質問の商業などの土地利用は、まちづくり計画を定めた上で、道路や下水道等のインフラ整備を進めることにより、計画的な土地活用が促進されるものと考えております。

県では、益城町を含む熊本都市計画区域において、まちづくりの方向性を示す都市計画区域マスタープランを策定しており、町は、この方向性を踏まえ、平成28年に益城町復興計画を策定し、熊本地震からの復興まちづくりを進めています。

この復興計画では、県道熊本高森線沿道や木山地区、惣領地区に加え、益城熊本空港インターチェンジ周辺、市街地北側の市街化調整区域について、商業を含む土地利用を想定されています。

益城町のまちづくりを支援するために、県として取り組んでいる県道熊本高森線4車線化事業や木山地区の土地区画整理事業の区域において、事業の進捗とともに、沿道への店舗等の立地が進み、にぎわいが創出されるものと考えております。

また、益城熊本空港インターチェンジ周辺の区域におきましては、地元住民と町が連携し、約60ヘクタールの土地区画整理事業を進めており、店舗等が立地できる用途地域を設定しております。

さらに、市街地の北側の市街化調整区域におきましては、町が都市計画道路の整備を進めており、住宅系の地区計画を策定することで、一定規模の店舗等の立地が可能となります。

このように、益城町が策定した復興計画に基づいて、計画的なインフラ整備と適正な土地利用を図っており、今後、店舗等の立地が進むものと考えております。

県としましては、益城町が掲げる復興の将来像が実現できるよう、県道熊本高森線4車線化事業と木山地区の土地区画整理事業に全力で取り組むとともに、益城町が進めるまちづくりが円滑に進むよう、できる限りの支援を行ってまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

**○住永栄一郎君** 町に言うとは県が、県に言うとは町でとなります。益城町復興計画は策定してあるものの、なかなか目に見えてきません。道路は見えてきます。店がないんです。ですが、分かりました。益城町インターチェンジ周辺の区域で、店舗等が立地できる用途地域を設定しているということ、市街地北側で一定規模の店舗等の立地が可能となるということ、町が策定した復興計画に基づいて今後店舗等の立地が進むということ、期待をしたいと思います。

ただいま市街化調整区域の見直しの調査中とも

お伺いしました。大胆に見直しをしていただくことによって大きく変わるとお思いますので、引き続き、どうぞ御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、大空港構想から懸念される渋滞問題に係る道路整備について質問させていただきます。

県は、今年10月、新大空港構想を策定されました。

これは、平成28年度、阿蘇くまもと空港を熊本地震から創造的復興のシンボルと位置づけ、空港の活性化を産業や暮らしの分野に波及させようと策定された大空港構想Next Stageの進化版だと思っております。

昨今、TSMCの進出により、新たな環境変化をチャンスと捉え、50年、100年先を見据えた空港周辺のさらなる活性化に向けて、新大空港構想を策定したとあります。

新大空港構想では、地域創生の先進地域の実現に向けて、空港機能の強化、産業集積・産業力強化、交通ネットワークの構築、快適な生活ができるまちづくりの4つの柱で取組を推進し、空港周辺地域の活性化を県全体、ひいては九州全体の発展につなげていくとあります。この言葉を聞くだけで、どれほどすごいものができるのかと想像するだけで、熊本県民は、わくわくしていると思えます。

今年3月、空港横に東海大学が新しく生まれ変わりました。そして、もう少し先の話ですが、空港アクセス鉄道もやってきます。

TSMC効果で、空港周辺も新しい工場、企業も次々とやってきます。テクノ・リサーチパーク近隣も、少しずつにぎやかになってまいりました。

そして、同じく3月、阿蘇くまもと空港も新し

くなりました。

利用された方々にお話を伺うと、その評価は賛否両論ですが、今のところ、熊本空港、何点でしょうかね。

新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、日本中が注目している熊本です。その熊本の新しい空港、そして新しい空港を含めたまちづくり、ニュー熊本モデルの本気の計画が必要だと思えます。すばらしい新大空港ができることを期待しております。

さて、その中で1つ心配事があります。

熊本が長年抱えている慢性的な渋滞問題です。

ただでさえ渋滞がひどい熊本ですが、シリコンアイランド九州の中心的な町である菊陽、大津は、熊本空港と隣接した町であり、また、これから工業団地が計画されている熊本市東区も熊本空港のすぐお隣であります。そして、東海大学の学生さん、数年後には2,000人規模になることが見込まれています。これから、この空港近隣で、朝夕、何千人の往来が増えることになるのか分かりません。当然、このことは、近隣の交通渋滞に大きな影響を及ぼすことが考えられますが、想定されているのでしょうか。

私は、益城の中心部、役場のすぐ横に住んでおります。近隣の若者が、ソニーや東京エレクトロンに勤めておりますが、コロナ前までは、菊陽の会社まで20分で行っておったのが、TSMCの影響で、今では1時間以上かかるそうです。まさに想定外の渋滞です。

空港を含めたすばらしいまちづくりを進めるのであれば、まずは周辺の整備、道路を早急に計画、実現する必要があると思えます。今計画されている10分・20分構想はもちろん、進行中の中九州横断道路、九州中央自動車道など、TSMC進出や大空港構想の前から計画していたものです。



状況は大きく変わりました。新しい道路計画が是が非でも必要だと思います。

そこで、抜本的改革として、菊陽、大津から熊本空港、益城インターを經由して町の中心部へ、それから熊本駅、熊本港、東バイパスの上など、都市高速が必要ではないでしょうか。第二空港線は8車線にする必要があると思います。台湾のTSMC周辺は、ほとんどが8車線です。6車線や10車線もあります。都市高速についても、真剣に考えるべきだと思います。

第二空港線は、取り組むなら、建物がない今だと思います。街路樹も大きくなり過ぎて、通行するトラックに当たるほどです。根元は歩道が盛り上がり割れている状態です。今こそ取り組むべきときではないでしょうか。

そして、益城町は、南北の道路が全て渋滞を起こしています。県道益城菊陽線、国道443号は、益城と菊陽を結ぶ道路で、第二空港線、第一空港線を交差します。これも今対策をやらないと、後々大変なことになるのではないかと危惧しております。

抜本的な道路整備と新しいまちづくり、そのぐらいのことをやらないと、町の総合力がアンバランスになります。新生シリコンアイランド九州、新大空港構想にふさわしい、渋滞しない道路が必要だと思います。

そこで、熊本市中心部と空港周辺を結ぶ広域的な道路ネットワーク整備の考え方及び益城町管内の国道443号と県道益城菊陽線における現在の取組状況と今後の整備の考え方について、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、熊本市中心部と空港周辺を結ぶ広域的な道路ネットワーク整備の考え方についてお答えいたします。

県と熊本市では、令和3年に、おおむね20年から30年の道路整備の基本的な方向性を示す熊本県新広域道路交通計画を策定いたしました。

その中で、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、空港までを約20分で結ぶ、いわゆる10分・20分構想を掲げ、この構想を実現する高規格道路として、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路を位置づけました。

このうち、熊本都市圏北連絡道路と熊本空港連絡道路により、熊本市中心部と空港周辺が直接結ばれることとなり、定時性や速達性が大きく向上することと考えております。

県と熊本市では、この道路計画を具体化するため、先月、第1回有識者委員会を開催し、住民参加型の道路計画検討に着手いたしました。今後、住民の皆様様の御意見を把握しながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査検討を進めてまいります。

今後とも、国の協力をいただきながら、熊本市と連携し、熊本の新しい骨格となる熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、益城町管内の国道443号と県道益城菊陽線の取組状況及び今後の整備の考え方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国道443号と県道益城菊陽線は、県道熊本高森線等の主要な道路との交差点におきまして、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生しております。このため、即効性のある取組といたしまして、渋滞が著しい交差点の改良を行っております。

具体的には、国道443号につきましては、熊本高森線の4車線化に併せまして、寺迫交差点の改良を進めております。



また、小池交差点におきましては、今年度内に右折レーンを延伸する改良工事に着手いたします。

次に、県道益城菊陽線につきましても、熊本高森線の4車線化に併せまして、惣領交差点の改良を進めております。

また、砥川交差点におきましては、今年度内に右折レーンを延伸する改良工事に着手いたします。

まずは、これらの交差点改良の早期完成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

また、国道443号は、県北地域と県南地域を結ぶ環状道路として、熊本県新広域道路交通計画に位置づけております。

今後の周辺地域における開発の動向や九州中央自動車道の整備による周辺道路の交通量の変化などを注視し、広域的な道路ネットワークの構築に向けた検討を深めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 10分・20分構想、高規格道路も、先日会合が始まったということで、期待をしたいと思います。

私は、福岡とこれだけ差がついたのは道だと思っています。人口は福岡が倍なのに、渋滞箇所は熊本が倍です。ちょこちょこやっても無理です。大胆に行っていただきたい、そう思います。

引き続き、新大空港構想ですので、新大空港構想に合った道路整備、よろしく願いいたします。

続きまして、異次元の少子化対策について質問をさせていただきます。

2023年1月、岸田首相が、少子化対策のキャッチフレーズとして、異次元の少子化対策に取り組むと力強く発表されました。

6月に国が発表したこども未来戦略方針による

と「少子化は、我が国が直面する、最大の危機」とされています。2022年に生まれた子供の数は、77万747人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字です。

少子化のスピードが加速しています。出生数が初めて100万人を割り込んだのは2016年、2019年には90万人、2022年には80万人を割り込みました。このトレンドが続けば、2060年には50万人を割り込んでしまうことが予想されます。

若年人口が急激に減少する2030年に入るまでに少子化トレンドを反転できなければ、人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となるでしょう。2030年までがラストチャンスです。

私たちはサボってきました。少子化対策が言われ続けて30年近くがたちますが、対策の効果が現れているとは到底言い難い状態です。様々な手を打たれてきたのですが、何をやっても駄目だったということでしょうか。結果的に、我々は対応を怠ってきたと言われても仕方ないのではないのでしょうか。

少子化の大きな要因の一つに、未婚化があります。

未婚の方が増えている要因としては、女性の自立の進展、自分の時間が持てないこと、子供に関わる莫大な教育費を含むお金の問題、配偶者の親の将来的な介護、そして給料、収入が上がってないことが考えられます。

先日、県が公表した「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート調査結果を拝見いたしました。若年層が熊本に定着するために充実させるものについての質問には「子育てをしやすい環境の充実」や「企業の魅力向上」との回答が約80%という結果でした。

企業の賃金アップ、働き方、企業の子育て支援

も、少子化対策には大事であることが分かります。現に、熊本にも、お子さんが生まれると多額のお祝い金を出される企業があることも知りました。

しかしながら、私が思うに、異次元過ぎる少子化対策を打ち出さないと、正直、出生数のグラフの角度が上がらないと思います。一家庭の子供の数があれば増えるほど裕福になるぐらいの政策、子供を産み育てると働く以上に報酬が得られるようなお金の給付の仕組みなどが必要だと思えます。

国は国です。国に従って今までやってきた結果がこの状態です。全国の自治体で、少子化対策の結果を出している自治体は幾つもあります。本県独自の異次元の少子化対策が必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

本県では、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組を開始されていますが、熊本の現状をどう捉え、今後どのように取り組んでいかれるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 令和4年度における本県の出生数は、1万1,875人で、20年前と比較し、3割近く減少しております。

少子化の背景には、経済的不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、子育てや教育に係る費用負担など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

そこで、本県では、安心して子供を産み育てられるよう、幼児教育、保育の無償化や待機児童対策など、様々な子育て支援に取り組んでまいりました。しかしながら、待機児童の減少など一定の効果は見られるものの、依然として少子化に歯止めがかからない状況です。

本来、子供が生まれ育つ環境は、自治体の財政

力によりサービス水準の格差が生じるべきではなく、国において一律に行われるべきものと認識しております。

このような中、国では、子供政策の強化を加速するため、本年6月に、こども未来戦略方針を取りまとめ、次元の異なる少子化対策として、若い世代の所得向上、社会全体の意識改革、全ての子ども、子育て世帯の切れ目ない支援を基本理念とし、現在、児童手当の拡充や育休中の給付金アップ等の施策が検討されております。

県におきましても、今年度から、こどもまんなか熊本の実現を目指し、庁内にプロジェクトチームを立ち上げたところです。特に、少子化の進行を食い止めるためには、福祉、教育分野に発想を限定せずに、企業や県民などに対して、多面的なアプローチが必要と考えております。

先日結果を公表した県民アンケートも、その一環として、子育て環境や意識の実態、若年層が熊本に定着するために必要なものなどを把握し、施策立案の基礎データとするために実施したものです。

その結果によると、若年層が熊本に定着するために必要なものとして、子育てをしやすい環境の充実、働き続けたいと思う仕事や職場環境等との声が多く上げられています。これらの結果を全庁において共有し、今後の施策検討に活用してまいります。

少子化対策は待ったなしの課題です。国、県、市町村がそれぞれの立場で効果のある施策やきめ細かな支援等に取り組むことによる相乗効果と併せて、企業、県民を巻き込んだ子育てを応援する機運の醸成によって、次元の異なる少子化対策につながっていくと考えております。

引き続き、こどもまんなか熊本の実現に向け、必要な施策を国に提案するとともに、県民全体で

少子化問題の危機感を共有し、市町村や企業、関係団体と連携しながら、様々な施策に取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 県も相当努力をしていらっしゃることは分かりました。

2007年に、ソフトバンク社が、出産祝い金として、第3子100万円、第4子300万円、第5子以降500万円という異次元の子育て支援を打ち出しています。

JR九州さんも、来年4月から、第1子30万、第2子40万、第3子以降50万のお祝い金だそうです。

熊本にも、県がやっぴらっしゃる、よかボス AWARDS 2021、大同青果さんが第3子出生祝い金100万円と、企業も頑張っぴらっしゃいます。

実は、行政も、各県各町でそういう支援が増えています。熊本でも、玉名郡和水町が本年度からやってくれました。第4子70万、第5子以降は100万円だそうです。ぜひ他の市町村にも波及するように思っています。ソフトバンクまではいかないとしても、ぜひこれを目指していただきたい。国がやっぴらいただく支援と熊本独自の支援をミックスすることによって、この危機を乗り越えたいというふうに思います。どうぞよろしく願ひいたします。

続きまして、不登校対策について。

2022年度、国の調査によると、小中学校の不登校児童生徒数は、全国、国公私立小中学校で29万人となっております。熊本県内の国公私立小中学校でも5,353人であり、いずれも過去最多で、10年連続増加しております。

私の地元益城町でも、恩師に尋ねてみました。町内に2つの中学校で約1,000人の生徒がおりま

すが、不登校90名、約10人に1人が不登校という現状です。

この状況を踏まえますと、現代社会において、子供たちを取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

文科省では、不登校の定義を「年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としています。さらに、学校には来ることができるが、別室登校など、教室に入れないような児童生徒数を含めると、さらに数字は膨らんでいくのではないのでしょうか。

不登校には様々な要因があります。例えば、いじめや友人関係、学業の不振、生活リズムの乱れ、遊びや非行、そして一番多いのが無気力、不安型です。

この無気力で不安を持った不登校児童生徒が、そのままひきこもりにつながっていくことも危惧しております。ひきこもりは、2023年3月、内閣府調査で、全国、15歳から65歳までの年齢層で推定146万人という実態です。何とかしなければと思っております。

また、若い先生の中には、不登校児童生徒への対応で悩んでいる先生たちもいると思います。教師を志し、大学でしっかり勉強を積んだ22~23の新社会人が、経験もそこそこに、大学期間の実習のみで、多様な現代の子供たちを30人前後見なければならぬ今の現状、今までとは違う教育者の教育が必要かもしれません。

国も、今までいろいろな対策をやっぴらられたと思いますが、この状況を見ると、年々記録更新、打つ手なしといった感じでしょうか。社会をよくしたいのなら、教育をよくしないと駄目だと思っております。

社会と教育の両輪、その元にあるのは教育です。家庭、学校、社会それぞれの役割の中で、教

育の在り方、仕組みづくりを現代に合ったやり方で、根本的に見直す必要があると考えられます。

不登校児童生徒の新しい居場所として、オルタナティブスクールも注目されています。このオルタナティブ、別の選択肢という意味で、一般的な学校とは異なるカリキュラムや教育方法で教育されており、近年注目が集まっております。テレビのニュースや新聞でも目にする機会が増えました。

このオルタナティブスクールを含むフリースクール等の民間施設も、まだまだ課題もありそうです。例えば、子供たちの評定の問題、経済的なお金の問題、通学の問題などです。お金の問題は、公立ならば本来かからない部分ですが、子供を通わせたいけれども、経済的な理由で断念する御家庭もあるとのことでした。

しかし、これから先、日本、超少子化の中で、一人でも多くの不登校児童生徒を出さないためにも、このフリースクール等の民間施設との連携に関する改革が必要だと思われまます。

そこで、熊本県教育委員会では、今後どのような不登校対策に取り組んでいくのか、また、フリースクールへの支援や市町村とフリースクール等の民間施設との連携についてどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

**○教育長(白石伸一君)** 議員御指摘のとおり、全国と同様に、本県の国公私立小中学校の不登校児童生徒数は10年連続で増加しており、学びの保障や社会的自立に向けた支援がますます重要になっております。

県教育委員会では、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した早期発見、早期対応をはじめ、不登校児童生徒を支援する教育支援センターとの連携な

ど、一人一人に応じた支援を行ってまいりました。

今後の不登校対策についてですが、自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活ができる校内別室として、校内教育支援センターの設置、活用に重点的に取り組むこととしています。

また、児童生徒の心身の状況を把握、児童生徒が発するSOS等の早期発見、早期対応につなげる、1人1台端末を活用した心の健康観察の実施にも取り組んでまいります。

次に、フリースクールへの支援や市町村とフリースクール等との連携についてお答えいたします。

県教育委員会では、現在、市町村教育委員会、フリースクール等の民間施設、スクールカウンセラー等の関係者が一堂に会する子供の居場所づくり推進連絡協議会を開催しております。この協議会では、フリースクール等の取組紹介や不登校児童生徒への支援に関する協議を通して情報交換を行い、関係者の連携強化を図っております。

今後、県教育委員会としては、市町村教育委員会と連携しながらフリースクール等を直接訪問し、施設やそこを利用する子供たちの実態把握を進める予定です。

また、各学校に対して、フリースクール等に通う在籍児童生徒の健康状況や学習状況の把握に努めるよう促すとともに、県教育委員会としても、一人一人に応じた支援を実現するための方策について検討してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

**○住永栄一郎君** この問題、待ったなしです。小学校の低学年あるいは幼稚園、保育園の段階から対策が必要かもしれません。先生方に、特別な、専門的な教育プログラムも必要でしょう。



オルタナティブスクール、フリースクールとの連携ですが、学校に行けないが、そちらのスクールなら行ける、であれば、そちらで育て上げればいいと思います。現に、すばらしい高校、そして大学に進学している子供も見てきました。学校法人化の許可も必要かもしれません。内申書が心配です。評定の問題もあります。何しろ、未来を担う子供たちが、健全な心と頭を育ててあげる手だてを県挙げて行う必要があると思います。

次の質問に移ります。

熊本の価値を高める観光振興策について。

私の大好きな熊本。山があって、海があって、観光地もいっぱいあって、肉も魚も農産物も、何を食ってもうまい。そして、水がとてつもなくよい。四季が感じられる。住んでも最高なのが、ここ熊本でございます。

その熊本が今、世界的な半導体メーカーTSMCの進出によって、世界中から注目を浴びています。しかし、本来注目を浴びるべきところはほかにあります。熊本県産の農畜水産物のクオリティの高さ、ほかにない海や山の四季折々の観光地のすばらしさ、これこそが熊本の価値を上げる最も注目されるべきところだと私は思っています。

熊本といえば、くまモン、阿蘇、熊本城が三大有名どころではないでしょうか。

まず、熊本城ですが、日本三名城の一つで、年間来場者数、地震以降年々増えて、7年ぶりに100万人を上回りました。一番多かったときで160万人にもなる一大観光スポットであります。

次に、世界のカルデラ、阿蘇。阿蘇地域は、地震前まで年間1,600万人もの観光客が訪れる観光地です。見どころは満載です。登山、マウンテンバイク、トレッキング、あか牛の放牧、乗馬、温泉。何ととっても、火口をのぞける山なんてないというふうに言われております阿蘇の山です。

先日、エベレストに登られた、世界の山に登られる有名な登山家の方と話す機会がありました。いきなり、あした阿蘇山に登りましょうと、朝6時に草千里集合、阿蘇五岳のうち、2つの山に登りました。すばらしい見晴らしで感動いたしました。その方いわく、こんなに手軽に登れて、四方を見ることができて、景色のいい山はない、日本探しても本当はないですよってことを言われました。空港の名前も、阿蘇くまもと空港と阿蘇の名前が取り入れられています。それだけネームバリューがあると思います。

熊本城、阿蘇以外にも、水前寺公園、パワースポットの神社、様々な水源、溪流、滝、熊本県下の各地の温泉、そして先日国宝となった通潤橋など、魅力的なスポットはいっぱいあります。

そして、意外と出てこないのが天草です。天草は食の宝庫で、ミシュラン、ビブグルマンを取っているすし屋、和食屋、イタリアンなど、何軒もあります。日本有数の生産量を誇るクルマエビ、日本最大級の地鶏「天草大王」、豊富な魚介類、遭遇率ほぼ100%のイルカウォッチング、120の島々から成るロケーションのよさ、きれいな夕日、透き通ったビーチ。天草は、日本のハワイになると私は思っています。そして、何ととっても、天草には空港があります。天草空港を活用した誘客に、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

さらに、もっとすごいものがあります。『ONE PIECE』です。今や世界60の国と地域で漫画が流通し、世界的にも知られています。熊本地震以降、地震で被災した地域に『ONE PIECE』のキャラクター像が県内10か所に建ちました。もちろん、ここ熊本県庁にも、主役のルフィ像が力強く建っています。休日には、日本の方はもちろん、様々な外国の方が、像を前にたくさん写真を撮っておられます。



ただ、像を建てただけで、必ずしも有効利用できてないのではないのでしょうか。著作権があるのは十分分かっております。何でもかんでも自由に使うことはできないのは理解しておりますが、しかし、各地域と協力して、銅像をもっと生かす方法について知恵を絞っていただきたいと思っております。そして、『ONE PIECE』といえば熊本と言われるように、どんどん取り組んでいただければ、熊本にもっとファンが集まるのではないのでしょうか。

こうした魅力満載の熊本県ですが、全国的に見ると、観光の宿泊客数は、コロナ前、2018年の数値で805万人、うち外国人が100万人、全国23位でした。九州では、福岡、鹿児島に次いで第3位です。長崎、大分とほぼ同率という状況です。

お城といえば熊本城、活火山カルデラといえば阿蘇、『ONE PIECE』といえば熊本、そして天草といえば日本のハワイと、誰からも言われるように頑張ってもらいたいと思います。

観光産業は、自治体の財源と雇用を生み出す大事なツールです。

そこで、現状の認識と、これらの観光資源を生かして、これから先、熊本の観光戦略をどのように取り組んでいかれるのか、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) まず、本県観光の現状についてですが、本県の観光客数は、新型コロナの影響により大きく落ち込みましたが、今年度は回復傾向にあります。

直近の観光庁統計によると、今年1月から9月までの本県の延べ宿泊者数は、コロナ前の2019年と比較して102%と、回復率では九州1位、全国5位となりました。また、本年9月のホテル、旅館の客室稼働率は、東京、大阪、北海道、福岡、

広島に次いで、全国6位となっています。インバウンドは、コロナ前と比較して、延べ宿泊者数が約3割増加し、9月の台北線就航、11月の香港線再開により、さらに増加するものと見込んでいます。

こうした流れを追い風に、県内観光資源の魅力向上や誘客促進に向けた様々な取組が進んでいます。

議員御指摘の天草は、海と山が織りなす絶景や食の魅力に加え、宿泊施設や観光施設の開業も相次ぎ、注目度が高まっています。県では、台湾の旅行会社や国内の企業をモニターツアーで天草に招待するなど、リゾートやワーケーション先としての誘客に力を入れています。天草エアラインでも、熊本空港や福岡空港を経由した空路での台湾からの誘客を促進する取組や航空運賃の割引によるワーケーション需要を取り込むための取組が進められています。

また、『ONE PIECE』については、作者の尾田栄一郎さんと集英社の御協力の下、熊本地震からの復興プロジェクトとして様々な企画を展開しています。例えば、10体の像の周辺でしか撮影できないARフォトイベントや現地でしか購入できないミニフィギュアの販売、南阿蘇鉄道とのコラボ列車運行などが、国内外の多くのファンの人気を集めており、被災地の周遊促進につながっています。

引き続き、市町村や観光協会等と連携し、こうした熊本の強みを生かした誘客を進めていく必要があると考えております。

次に、今後の観光戦略については、観光客の数だけを追い求めるのではなく、質の高いサービスや特別な体験などを通して観光客の満足度を高め、観光消費額の拡大により一層重点を置くことが重要と考えています。

現在、観光審議会に諮りながら、次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定作業を進めているところであり、こうした観光の高付加価値化の視点を踏まえ、実効性の高い計画にしたいと考えています。

今後とも、観光産業の基幹産業化を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

**○住永栄一郎君** 今年は、回復率九州1位、全国5位と、すばらしいと思います。引き続き、熊本の魅力発信をお願いいたします。

おまえ、上益城なのに、天草がハワイとかよく言うなどよく言われます。ですが、熊本の価値を上げるには柱が必要です。この柱が高ければ高いほど、周りも一緒に引き上げられます。

我が上益城にも、通潤橋、幣立神社、文楽、蘇陽峡展望台、やな場、乙女河原、恐竜博物館、言い出したら切りがありません。いろいろいっぱいあります。宝は眠っているんです。ぜひとも、これから先もこの観光戦略、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、アリーナの要望をさせていただきます。

昨年まで、プロバスケットボールチーム、熊本ヴォルターズの代表をやっておりました。昨年末には、スタッフの不祥事で、プロスポーツ関係者をはじめ、県、そして熊本県民の皆様には多大なる御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

今、関係者の方々のおかげで、ヴォルターズも元気に頑張っております。ただ、一つだけやり残したことがあります。アリーナの建設です。

本年9月、蒲島知事が、スポーツの施設整備の在り方について、任期中に取りまとめることが困難な状況になったと発表がありました。

バスケットの運営をしていたときは、B1に上るために条件として必要でした。しかし、アリーナの実現は、決してバスケットのためだけではありません。ふるさと熊本の人たちをもっと幸せにしたい、子供が夢を持ち、若者たちも夢を持ち、地域を元気に、人々に勇気と希望を与え、熊本をもっと発展させるためにアリーナが必要なんです。

いろんなジャンルのスポーツで、日本人は世界で大活躍しています。アリーナを使う室内競技は、バスケット、バレーボール、ハンドボール、バドミントン、卓球、スケートボード、格闘技、そしてコンサートまでと、日本人が世界一になっているスポーツが幾つもあります。これはすごいことです。

熊本は、県と各スポーツ団体の力があるから、いろいろな世界大会が順番に来ています。バドミントンもそうですし、数年前のハンドボール、バレーボールもそうでした。

今年、沖縄で、バスケットボールFIBAのワールドカップが開催されました。いろいろな御縁で見に行かせていただきました。もちろん、すごいにぎわい、経済効果もすごかろなと思ひました。

なぜ沖縄に誘致できたのですかと関係者に尋ねると、それは、沖縄にアリーナがあったからです、一言。あるとないでは大違い。日本のトップ、世界のトップのイベントが来るか来ないかです。

昨年、佐賀に8,400人収容のアリーナができました。来年、長崎にアリーナとサッカースタジアムが完成いたします。鹿児島もアリーナ、そしてサッカースタジアム、完成いたします。

**○副議長(内野幸喜君)** 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願ひます。

○住永栄一郎君(続) このままでは、全部持っていかれてしまいます。今熊本で一番広いのは県立総合体育館、約4,000名ですが、あくまで体育館です。

沖縄の行政の方が言っておられました。沖縄県民は、何かを見たいときに、休みを取り、飛行機を取り、ホテルを取り、多額のお金と時間を使っていかなきゃいけないんですよ、県民が得られるべき機会を喪失していると。

私、全国いろいろ回りましたがけれども、どこの自治体もそういうふうなことを言われます。

アリーナは、大会やイベントだけでもありません。全国各地で、防災設備、災害活動の拠点としても大活躍しています。災害の多い熊本だからこそ、アリーナは必要ではないでしょうか。

以前、南は八代、宇城、川尻、駅裏万日山、玉名と、各行政、自治体の方々が積極的に誘致活動を行われておりました。八代、玉名は、新幹線で熊本駅から1駅10分でした。ほかの町、施設もそれほど遠くはありません。できれば鉄道から近いところがいいかと思います。

県民の夢の実現のため、どうかもう一度、このアリーナ建設をテーブルの上ののっけていただけないでしょうか。100年に1度の大チャンスが来ている熊本、今を逃していつできますか。今取り組まなければ、一生できません。アリーナができることによって柱ができる、周りが生きてきます。経済効果は莫大、県全体を盛り上げる大切なツールです。大チャンスです。

蒲島知事、そして熊本県の職員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。もう一度テーブルに上げてください。

以上、最後は私の要望でございます。

時間がちょっと足りませんでした。途中大分はしりましたけれども、皆様方には大変お世話な

りました。ぜひ、これから先も、熊本県民の声をしっかりと県に届けられるように一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。

どうも御清聴、誠にありがとうございました。  
(拍手)

○副議長(内野幸喜君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時9分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木健次君。

[高木健次君登壇] (拍手)

○高木健次君 皆さん、こんにちは。自由民主党・合志市選挙区の、その名も高木健次でございます。今回、また昼からの登壇になりました。大変眠くなる時間帯ですけれども、御協力をいただきまして、1時間御清聴いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

毎年、質問のこの時期になると、私は夢を見ます。何でかという、やっぱり、一生懸命自分で思っていることを、ずっと頭に描いていると、その件についての夢、人物が出てくるんですね。今回、くしくも川上哲治選手の夢をちょっと見ました。もちろん会話はできませんでしたが、10日ぐらい前に。その日のうちに人吉市の川上哲治記念球場、ここへ行ってきました。非常に交通アクセスはいいところですね。山の上にあります。ちょっと寂しいような感じがしましたが、川上哲治さんも、ちょっと私の夢に出てきたときには寂しい感じでおられたかなという感じがしました。

今日は、知事、川上哲治大先生がちょっと笑顔になるような答弁をいただければ大変ありがたい

なというふうに思っておりますので、よろしく力強い答弁をお願いしたいと思います。

といいましても、昨日、知事が5期目辞退ということで表明をされました。私はもう昨日で終わったような感じが何かしまして、大変残念でなりませんけれども、ただ、知事の任期は、まだ4か月ありますから、その辺をしっかりと胸に受け止めていただければありがたいなというふうに思っております。

それでは、今回欲張って6間を用意しましたけれども、万が一手前のほうで時間がかかったら最後まで行き着くことができないかもしれませんので、その節は、どうぞ御理解をいただきたいというふうにも思っております。

早速第1問目に入りたいと思います。

初めに、野球場を含む県営スポーツ施設の整備の在り方についてお尋ねします。

私は、県のスポーツ施設の中で野球場の整備に絞って、その在り方について、平成24年9月定例会から連続して8回、14項目について質問をしてきましたが、今回の質問で通算9回目となります。

知事は、昨年12月定例会で、県営野球場を含むスポーツ施設の整備についての私の質問に対し、今年は、ヤクルトの村上選手や本県ゆかりのスポーツ選手、チームが県民に多くの夢や感動を与え、野球場やアリーナなどスポーツ施設整備を期待する声が多く聞かれた、また、4期目のマニフェストにも掲げ、老朽化、経済波及効果など、企画振興部を中心に様々な検討を行っている、任期中には方向性を示したいと表明されました。

私は、10年目にしてやっと一步前進すると、大きな期待をしておりました。ところが、先般の9月定例会において、東京ヤクルトスワローズの村上選手の言葉に触れ、とてもつらいスピーチであ

る、任期中に取りまとめることが困難な状況と言われました。知事にとっても苦渋の決断であったと思いますが、私としても、この表明を聞いて、正直、大きなショックを受けております。

スポーツ施設の整備については、知事も答弁されましたとおり、県民の機運の盛り上がりが必要であると考えますので、まず、本県の野球関係者の活躍の状況についてお話いたします。

知事に野球場を造ってくださいとお願いした村上選手は、今年のワールドベースボールクラシックにおいて、日本代表の世界一に貢献しました。

また、プロ野球日本シリーズでも、阪神タイガースの大竹選手を含め、県関係者が4人も出場しております。

そのほかにも、独立リーグの火の国サラマンダーズの2年連続日本一や熊本国府高校の選抜高校野球大会出場が確実視されていること、Honda熊本の社会人野球日本選手権の準優勝など、本県の野球関係者の活躍は県民に多くの感動を与え、ますますの盛り上がりを見せているのではないのでしょうか。

次に、他県の野球場の整備状況について話をさせていただきます。

東日本大震災を経験した岩手県では、県と盛岡市が連携し、建設した2万人収容のすばらしいボールパークが、本年4月にオープンしております。この施設は、屋内練習場、ランニングコース、子供の遊び場も整備され、県民の誰もが楽しめる施設になっております。

知事は、災害からの復旧、復興を優先させるために、スポーツ施設の整備の在り方の取りまとめを先送りされましたが、岩手県では、新たにオープンした野球場が復興のシンボルとなっております。

一方で、本県の藤崎台県営野球場について述べ



ますと、築63年を経過し、施設の老朽化がどんどん進み、また、ロッカールームや室内練習場などの設備も整っていない状況です。また、現地での建て替えは困難であると推測されていることから、なおさら早い段階で建設候補地や建設スケジュールを検討する必要があるのではないのでしょうか。

私は、これまで、国のスポーツ施設整備に係る支援制度やPFI手法、企業版ふるさと納税などの活用によるスポーツ施設の整備を提案してきました。

昨日の公明党前田議員の質問に対して、知事は、スポーツ施設は地域活性化に大きく貢献する潜在力を有しているとし、幾つかの市町村においてスポーツ施設の整備に関する検討が始まっている、熊本の県内の状況も十分に注視した上で、市町村や民間事業者と連携を図りながら、引き続き丁寧に検討を進めると答弁されました。

そうであるならば、さらにもう一歩前に進めるために、例えば、県庁内だけで検討を進めるだけでなく、やる気のある市町村にスポーツ施設整備の提案を募って、それを県として支援するというやり方も考えられるのではないのでしょうか。

そこで、今後、老朽化が進んでいる藤崎台県営野球場を含む県営スポーツ施設の整備の在り方について、どのようにお考えなのか、蒲島知事にお尋ねします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 藤崎台県営野球場については、昨年、日本野球機構から聖地・名所150選に認定され、多くの名選手がプレーし、数々の名勝負が生まれた伝統ある球場であります。

一方で、昭和35年10月の完成から63年を経過し、老朽化をはじめとした様々な課題があることは認識しています。平成27年には、約27万人の署

名とともに新たな野球場建設を求める要望書も提出されています。

また、9月定例会で申し上げましたが、東京ヤクルトスワローズの村上選手から、将来の子供たちのために野球場を造ってくださいと言われたことを忘れたことはありません。

野球場などのスポーツ施設は、周辺産業への経済波及効果、雇用創出にも期待できるなど、県民に夢や誇りを与えると同時に、地域活性化に大きく貢献する潜在力を有していると考えています。

先般、プロ野球チーム、火の国サラマンダーズの運営会社が、新球場建設の経済効果などに関する調査を行う方針を示されました。

県としては、このような民間の動きも十分に注視した上で、議員御提案の市町村からの提案を募るなど、様々な形で市町村や民間との連携を図りながら、野球場を含めたスポーツ施設整備ができるだけ早期に実現できるよう、その在り方について、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

[高木健次君登壇]

○高木健次君 今知事から、引き続き検討してまいるという言葉をいただきました。

本当に、知事、私、11年間、このことについては丁々発止の議論をしてまいりました。4か月したら本当に蒲島知事がいないのかなと思うと大変寂しくなるような気がしますけれども、知事は、私は、知事という付き合いじゃなくして、私は小学4年生のときに兄貴を亡くしております。その関係で、知事というよりも、お兄さん、兄貴という感じで、本当に親しく交際をしてきたというふうな感じで、昨日も、蒲島知事も前川会長も、ちょっと涙声でここに立たれたというふうに私は感じました。本当に寂しい限りでありますけれども、ただ、今の言葉どおり、任期中はまだしっかりと頑張るといふことですので、どうぞその



辺は、まだ引き続きお願いをしておきたいというふうに思っております。

また、市町村と連携をしながら、やる気のあるところはそういう施設を応援したいという話もありましたけれども、これは大変面白いのかなという感じもします。例えば、それなりにやっぱりそれなりの支援をしていかないと、やっぱり市町村の規模で、例えば、さっき話した、きたぎんボールパーク、盛岡ボールパークと言いますけれども、約2万人規模、そしてそういう規模の公園の中に、いろいろな子供が遊ぶところがある、アリーナもあるというふうなところは難しいんじゃないのかなと思っています。

ただ、このきたぎんボールパークは、ちょっと調べてみました。地震、そしてあの水害が三陸を襲って、非常に大きな被害を受けました。それで、この球場は、令和5年に竣工して、地震の後ですけれども、総額109億円、そして収容人数が2万人ということで、この経費を盛岡市と岩手県で分けたんですね。盛岡市が60%、県のほうが40%だったんですね。ということは、100億にして60億が盛岡市、県のほうが40億というふうな形でしたけれども、いろいろ事情はあるかと思えますけれども、そして熊本と一緒に、同じように大きな被害を受けたこの県であります。

県民の人口が121万人、盛岡市は29万人、だから、熊本市よりもずっと低い、熊本県よりもずっと人口も少ない。こういうところで、やればできるんだということで、その実証がここでされたんじゃないのかなというふうに思います。

熊本県170万人、熊本市も70万人、この人口を有するところで、何で岩手県にできるものが熊本県でできないのだろうかというふうに私はちょっと疑問に思うところでもあります。ここはやっぱり、やればできるんじゃないのかなというふうに

思っております。

上杉鷹山の「なせば成るなさねば成らぬ何事も成らぬは人のなさぬなりけり」という有名な言葉がありますけれども、しっかりと頑張っていけば、こういうところに行き着くんじゃないのかなというふうに思っております。

ただ、知事が、今回、4月で引退をされたら、この引継ぎは、やっぱり企画振興部長、富永部長のところが大本になるんですね。ということは、富永部長は、7月から半年、熊本に来られて。財務省の生え抜きのキャリアでここに来られたということは、やっぱり財源とか財政面とかいろいろな方法とか熟知しておられると思うんですね。だから、企画振興部でしっかり知事の後と思って引継ぎでやってください。

岩手県にも、総務委員会で一緒に視察をしていたきまして、食事の締めるときに、阿蘇の世界遺産の登録を一生懸命早くやるぞと言われました。付け加えて、球場もやるぞと言われて——言わされた分もあったかもしれませんが、そういうこともしっかりと頭に入れて、一緒になってまた頑張っていきましょう、部長。よろしくお願いをしておきたいというふうに思っております。

そういうことで、次の質問に入りたいと思います。

どうぞ、知事、富永部長、よろしくお願ひしときますね。

次に、新大空港構想の実現に向けて。

空港アクセス鉄道の整備についてお尋ねします。

知事は、昨年の12月定例会で、肥後大津ルートを空港アクセス鉄道の整備ルートとすることを決断され、事業化に向けた各種調査業務を進められております。

そのような中、本年10月には、空港周辺地域のさらなる活性化に向け、新大空港構想を策定されました。

この構想では、空港周辺地域の将来像を「地方創生の先進地域」と位置づけ、その将来像の実現に向けて、4つの柱に基づき取組を推進していくとされております。

そして、私が4つの柱の中で最も注目している空港機能の強化では、空港アクセスの改善等の空港機能の強化と利便性向上に取り組むとあり、空港アクセス鉄道の整備促進が欠かせないとされております。

しかしながら、鉄道の整備には、準備期間を含め10年以上の期間が必要だと聞いております。事業化に向けては、綿密な検討が必要であることは承知しておりますが、整備方針の表明以降、次の動きがなかなか見えてこないことで、県民の関心が薄れていくことを心配しております。

鉄道整備に当たっては、需要をいかに確保するかが喫緊の課題となります。

T SMCの進出決定以降、菊陽町や大津町、私の地元である合志市などを含む空港周辺地域では、半導体関連企業の集積や人口増加が著しい状況にあります。この発展を鉄道利用につなげることが重要です。

また、空港アクセス鉄道に対する県民の関心を高め、御理解をいただくことで、現在鉄道を利用されていない方々も利用したくなるといった好循環が生まれてくると思います。そのためには、県が具体的なルートのイメージを示すことが大事なのではないでしょうか。

もちろん、これから様々な調査検討がなされ、準備が整った上で具体的なルートが公表されるものと理解はしておりますが、肥後大津駅からどこをどのように通過して阿蘇くまもと空港へ至るの

か、私を含め県民の皆様も関心をお持ちではないかと思えます。

そこで質問です。

空港アクセス鉄道の実現に向けて、空港周辺地域の発展を需要にどのようにつなげていくお考えか、また、現時点でどのようなルートのイメージを思い描いておられるのか、蒲島知事にお尋ねします。

また、続けて、空港までのアクセス道路の整備についてお尋ねします。

T SMCの新工場では、10月から製造装置の搬入が始まったとの報道もあり、来年末の稼働開始に向けて、着々と準備が進んでおります。

また、今後の半導体関連製品などの輸出入の需要増に対応するため、熊本空港を運営する熊本国際空港株式会社が、熊本空港に貨物保管施設を緊急に整備するとも報道され、T SMCの本格稼働に向けた周囲の動きも活発化しております。

一方、新工場が建設中のセミコンテクノパーク周辺における渋滞対策は、道路整備をはじめとした様々な取組が行われている一方で、今後、空港に向かう北側からの主要なアクセス道路である国道443号線、先ほど住永議員のほうからも質問ありましたがけれども、その下町交差点や主要なアクセス道路となっている県道熊本益城大津線の空港地下道などでは、さらなる交通渋滞が懸念される所であります。

さて、この空港地下道では、今年5月に車両同士の衝突事故が発生し、約2時間にわたって通行規制が行われ、空港利用者をはじめとした多くの方々に影響が出ました。

過去にも車両の火災や故障に伴う通行規制が行われたと聞いており、T SMCの新工場の稼働後、一たび通行が規制されると、空港利用者はもとより、半導体関連製品の輸送にも多大な時間的

損失が生じ、生産活動に様々な影響が出るものと想定されます。

10月に策定された新大空港構想では、空港周辺地域の交通ネットワークの強化が掲げられており、空港北側からの定時性の確保や地下道における交通事故発生時等におけるリダンダンシーの確保に向けた対策は極めて重要と考えられます。

このような状況を踏まえ、今後、さらなる半導体関連産業集積に伴い、空港への人流、物流の大幅な増加が見込まれることから、信頼性の高い交通ネットワークは重要な課題であると思っております。

このため、新生シリコンアイランド九州の実現には、空港北側からの定時性及び道路利用者の安全、安心の確保に向けたアクセス鉄道の強化が必要不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、今後、空港までのアクセス機能を強化する道路ネットワークの整備が必要と考え、どのように整備に取り組んでいかれるのか、土木部長にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、知事就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、空港周辺地域の活性化とさらなる発展を目指す大空港構想を推進してきました。

そして、本年10月には、さきの構想を策定した7年前には想像できなかった空港周辺地域の大きな環境変化を踏まえ、新大空港構想を策定しました。県としては、この構想に基づき、空港利用者や熊本を訪れる方々の利便性の向上を図るとともに、半導体関連産業の集積、新産業の創出などを通じて県経済を発展させたいと考えています。

構想に掲げている空港アクセス鉄道の整備は、交通ネットワークと空港機能の強化につながるものであり、本構想の基盤となるものであります。

今、本県では、これまでにないスピードで企業の集積が進んでおり、TSMCの進出決定以降、半導体関連企業の新設、増設に伴う立地協定件数は、11月末現在で40件に上っています。また、菊陽町、大津町、合志市などでは、宅地や商業施設の開発が進んでいます。これらの動きもあり、本年8月に民間金融機関が発表した県内の経済波及効果は、今後10年間で約6兆8,500億円に上る見通しとされています。

また、周辺自治体の取組も進んでいます。菊陽町は、原水駅周辺での大型土地区画整理事業に着手されており、空港アクセス鉄道がJR豊肥本線から分岐する大津町は、肥後大津駅を中心としたまちづくりの基本構想を策定される予定です。

このような官民の動きを、関係自治体などと連携して人流の活性化につなげれば、空港アクセス鉄道の移動需要の拡大につながるチャンスと考えています。

また、セミコンテクノパーク周辺では、交通渋滞が深刻な状況で、道路整備のさらなる加速化は喫緊の課題ですが、同時に、公共交通機関の利用を促進し、二酸化炭素排出量を削減するなど、環境に配慮した取組も必要です。

そのためには、公共交通網の充実強化が欠くことのできない視点であり、空港アクセス鉄道は、公共交通網の利便性を高め、自動車交通からの転換を促すためにも、なくてはならないものであると考えています。

新大空港構想に掲げる取組を着実に推進し、人流の活性化を図るとともに、定時性、速達性、大量輸送性に優れ、環境に優しい鉄道の価値を県民の皆様としっかりと共有することで、その移動需要を空港アクセス鉄道の利用につなげてまいりたいと思います。

次に、私が思い描く鉄道ルートイメージにつ

いてお答えします。

空港アクセス鉄道の列車は、熊本駅から約40分かけてJR豊肥本線を通り、阿蘇くまもと空港を目指します。

肥後大津駅を阿蘇方面に向かって通過した後、緩やかに右へカーブし、高架橋により国道57号の上空を通過します。左手には自然豊かで雄大な阿蘇の山々を望み、目の前には豊富な地下水を蓄える田園地帯が広がります。

その後、阿蘇カルデラに源を発する白川を渡り、目前に迫る高遊原台地に達します。そこからトンネルに入り、3キロメートルほどの道のりを緩やかに登ると、その先には、名実ともに熊本地震からの創造的復興のシンボルとなった阿蘇くまもと空港が乗客の皆様をお迎えします。

詳細なルートについては、ルート全体の検討を深めていく中で、利便性や既存施設への影響、コスト面などを考慮して、スピード感を持って検討を進めています。

刻々と変化する空港周辺地域の活力を取り込み、50年、100年先の熊本の発展につなげるためには、空港アクセス鉄道はなくてはならないものと確信しています。

熊本の発展の礎として、早期実現に向け全力で取り組んでまいります。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 空港までのアクセス道路の整備についてお答えいたします。

新大空港構想には、空港周辺地域における定時性、速達性を備えた信頼性の高い交通ネットワークの構築を掲げております。

今後のセミコンテクノパーク周辺における半導体関連企業のさらなる集積により、空港を経由する人の移動や空港から半導体関連製品の輸送の増加が見込まれることから、特に空港北側からのア

クセス機能の強化は重要であると認識しております。

このアクセス機能の強化につきましては、まず、県道熊本益城大津線の空港地下道における空港利用者と通過交通の分散を図ること、セミコンテクノパーク周辺の企業集積地と空港を結ぶ複数の道路ネットワークを構築すること、そして地下道内で交通事故が発生した場合やさらなる物流の逼迫を想定し、迂回路となる代替路線を確保することが重要であると考えております。

この3つの視点を柱として取組を進めてまいります。

まず、空港地下道における交通の分散を図るため、通過交通の主たるルートとなる国道443号の整備が有効と考えており、現在取り組んでいる大津町から菊陽町区間の4車線化を強力に進めてまいります。

また、企業集積地と空港を結ぶ2つの道路ネットワークの構築に向けて、国道325号から県道熊本益城大津線を経由する主たるルートの西側に、菊陽町役場付近の既存の道路を活用し、南北に縦断する新たなルート構築が有効と考えております。

現在整備を進めている都市計画道路菊陽空港線が完成すれば、その先線として接続する県道熊本空港線、通称第一空港線を経由することで、企業集積地と空港が新たに直接結ばれます。その際、第一空港線を局部的に改良をしていくことにより、信頼性の高い道路ネットワークを構築したいと考えております。

これらの取組に加え、地下道内で交通事故等により交通が遮断された場合やさらなる物流の逼迫を想定し、空港までのリダンダンシー確保に向けた検討を行ってまいります。

今後、さらなる半導体関連企業の集積により、



企業集積地と空港を結ぶアクセス道路の構築は、ますます重要になるものと考えており、人流・物流機能の強化に向け、これら3つの視点を柱とした取組をスピード感を持って取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事から、ルートのイメージについても答弁いただきました。

熊本の雄大な自然を感じられるルートであり、私が気にしていた高低差のある高遊原台地も、トンネルで登り、空港に至ることが可能なようで、一安心いたしました。

空港アクセス鉄道は、熊本の将来の発展には欠かせないものだと私も思います。50年後、100年後の熊本県民から、よくぞあのとき空港アクセス鉄道の整備を決断されたと評価いただけるよう、一日も早い整備を目指して頑張っていたきたいと思います。

また、土木部長、大変熱心に答弁が長いものですから、ぐっと時間を押してきました。

空港までのアクセス機能強化を図る上で3つの柱、1つ目が、空港地下道に集中する交通の分散、2つ目が、空港北側から複数の道路ネットワークの構築、3つ目に、迂回路となる代替路線の確保を掲げて取組を進めていくとの土木部長からの力強い答弁をいただきました。

私は、空港へ行く際は、やはり地下道を通っていきますが、地下道の渋滞にはまったときは、飛行機に間に合うのか、事故が起きたらどうなるのか、とても心配です。恐らく、地下道を利用され、同じ思いをされた方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。地下道とは別に新たなアクセス道路ができれば、このような不安の解消につながると思います。

今後、セミコンテクノパーク周辺から空港への

交通量が増えるのは間違いないと思われます。一日も早い実現に向けて取組を進めていただきたいと思います。

時間が大分押してまいりましたので、早口になります。

次に、TSMC進出に伴うセミコンテクノパーク周辺では、基幹となる道路ネットワークとして、国により、九州の大動脈となる中九州横断道路、県では、これを基軸とした大津植木線の多車線化、合志インターチェンジアクセス道路の整備に向けた取組が進められております。

まず、中九州横断道路につきましては、本年9月に、合志インターチェンジから熊本インターチェンジ間の工事が着工され、いよいよ目に見える形で、本格的に現場が動き出しました。

また、県で整備を進めている県道大津植木線の多車線化等については、昨日の答弁で、新たな交付金による別枠での安定的な財源が確保されるとともに、今後5年、10年後の道路ネットワークの姿を示しながら取組を進めるとの発言があり、安心するとともに、大変期待しているところであります。

一方で、私の地元合志市でも、セミコンテクノパーク周辺では、かねてから朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が深刻であり、TSMCの進出に伴い、さらなる交通渋滞の悪化や生活道路における交通事故の増加を懸念する声が私にも寄せられております。

このような地域の声を受けまして、去る10月26日には、田嶋副知事をはじめとしました執行部に対し、合志市議会、地元市区長会、商工関連団体とともに、県道大津西合志線の将来計画に向けた検討の着手や国道387号の4車線化の推進等について、要望を行いました。

特に、県道大津西合志線につきましては、朝夕



の渋滞が著しいことから、地元からの整備要望も強く、将来の4車線化が必要な路線と考えています。

また、県道大津植木線の辻久保バイパスについては、国道387号との交差点付近に大型商業施設の建設が進んでおり、今後さらなる交通渋滞が懸念されることから、早期整備の必要性が高まっております。

このように、セミコンテクノパーク地区周辺の渋滞解消は、地域住民の関心が極めて高く、最も重要な喫緊の課題であり、その抜本策となる道路整備は、今後もさらなる取組の加速化が必要と考えます。

そこで質問です。

中九州横断道路をはじめとするセミコンテクノパーク周辺において進められている道路整備の進捗と今後の取組について、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

**○土木部長(亀崎直隆君)** セミコンテクノパーク周辺での道路整備の進捗と今後の取組についてお答えいたします。

まず、中九州横断道路につきましては、新生シリコンアイランド九州の実現に向け、セミコンテクノパーク周辺の幹線道路ネットワークの中心的な道路として、早期整備が不可欠です。

現在、国において大津熊本道路の用地取得が進められ、本年9月から一部工事に着手されております。

事業のさらなる加速化に向けて、県と合志市で、それぞれ国と協定を結び、その一部区間で用地の先行取得を行っております。

さらに、熊本環状連絡道路につきましては、国の計画段階評価が完了し、現在、県と熊本市で、事業着手の前提となる都市計画決定の手続を進め

ているところでございます。

今後も引き続き、事業推進に向け、国と連携しながら、県として、用地の先行取得や事業化に必要な手続等しっかり取り組んでいくとともに、あらゆる機会を通じて、大津から大津西間の早期事業化など、国に対し、要望を行ってまいります。

次に、県が整備を進めております事業の進捗についてお答えします。

まず、大津植木線の多車線化、合志インターチェンジアクセス道路の整備については、先月、都市計画案の住民説明会を開催するなど、地域との合意形成を図りながら、年度内の都市計画決定に向けた手続を進めております。

また、これと並行して、都市計画決定後速やかに用地取得に着手できるよう、地権者を個別に訪問して、計画案の内容や事業の進め方等の説明を行っており、現在、約8割の方々の訪問を終えたところでございます。

この2つの路線は、セミコンテクノパーク周辺の企業集積地において、横軸、縦軸として重要な道路であり、早期整備が必要と考えております。

このため、大津植木線多車線化区間及び合志インターチェンジアクセス道路の南側のバイパス区間については、国により創設された新たな交付金を活用し、5年後の完成を目指して整備を進めたいと考えております。

国道387号の拡幅につきましては、現在、九州縦貫自動車道と立体で交差する部分の構造や施工方法等の具体化に向けて、道路管理者であるNEXTCO西日本と技術的な協議を重ねております。

この取組を加速させるために、今後、同交付金を活用し、詳細な設計に着手したいと考えております。

また、大津植木線の辻久保バイパスにつきましては、本年9月に全ての用地契約が完了したこと

から、令和7年度の完成を目指し、整備を加速してまいります。

引き続き、セミコンテックパーク周辺における渋滞の早期解消に向けて、国や地元自治体と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 部長、どうも答弁ありがとうございます。まず、早期完成に向けて着実に取組を進めていただいていることに感謝いたします。

セミコンテックパーク周辺の渋滞対策は、まさに待ったなしの状態です。本日、それぞれの道路における進捗状況や県道大津植木線と合志ICアクセス道路のバイパス区間の一部を5年後の完成を目標とすることを示していただきました。私も、地元合志の市民の一人として、とても安心したところであります。

また、答弁にもありましたが、スピード感を持って取り組んでいただくとともに、地域住民、特に地権者の方々に丁寧に説明しながら対応していくことはとても大事だと思います。

今後とも引き続き、一日も早い早期整備に向けて取組を進めていただくようお願いします。

続きまして、次に、TSMC関連のインフラ整備を迅速に進めるための県の土木技術職員の確保について質問します。

令和5年、合志市と菊陽町から、セミコンテックパーク近隣における渋滞対策の強化についてという要望書が提出されました。この要望書は、世界的半導体企業TSMCの工場建設を契機とした半導体関連企業の進出に伴い、深刻化が懸念される交通渋滞について、県に対策の強化を求めたものです。

TSMCの進出は、本県にとって大きな経済効果が期待される一方、近隣の住民は、交通渋滞の悪化などの不安も抱えています。

当日は、私も立ち会い、蒲島知事、田嶋副知事、木村副知事に要望をお伝えしました。

その後、8月に、県は、TSMCの工場周辺一帯の道路整備などを含むインフラ整備計画と今後10年間でその事業費が1,140億円程度になる試算を発表されました。

これだけの事業を早期に実現するためには、職員のマンパワーが必要不可欠です。しかしながら、採用面では、人口減少等に伴い、土木技術職員を目指す学生が減っております。人材獲得競争は激化しており、その確保に向けては強い逆風が吹いています。

特に、給与面では、初任給に大きな差があります。大卒の技術職は、民間で約20万9,000円ですが、県職員は19万2,000円となっています。参考までに、TSMCの大卒の初任給は28万円です。

このような中で、県の業務を滞りなく遂行するための県職員を確保できるのか、私はとても心配です。

総合土木職の確保については、今年度から時期を早め、民間を目指す学生も受験しやすい試験枠、春期SPI方式や下期の民間試験を追加されましたが、土木職の実際の採用見込みはいかがでしょうか。

熊本は、TSMCの進出により、町の姿が一変するほど大転換点にきています。県民は大きな期待と不安を抱いています。特に、交通渋滞は、一日も早く、その解消に向けて対策を進める必要があると思います。

今後、これらのインフラ整備を迅速に進めるための県の土木技術職員の確保について、どのように考えておられるのか、総務部長にお尋ねします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 半導体関連産業の集積

に伴う渋滞・交通アクセス対策が重要な課題となっております。また、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に加え、令和5年梅雨前線豪雨等の災害への対応など、依然として災害対応業務も多くございます。

これらの課題を解決していくためには、議員御指摘のとおり、土木技術職員を適切に配置していく必要がございます。現在、土木技術職員には欠員が生じておまして、その解消に向けて、精いっぱい努力しているところでございます。また、同時に、事業の着実な進捗に向けては、人材の全体調整や業務の効率化といった中長期的な視点でのアプローチをしていく必要もあると考えております。

まず、職員の確保につきましては、今年度、民間志望の学生も受験しやすい試験枠を設けるなど、試験制度等を大幅に見直しました。また、若手職員をリクルーターとした大学、高校へのリクルート活動や採用内定後の辞退を防ぐためのフォロー体制も整えております。

このような取組もございまして、今年度の職員採用試験については、現時点で、昨年度の15人よりも多い22人を確保できる見込みとなっておりますが、今年度の採用目標の28人には達しておりません。さらなる努力、取組が必要と考えております。

また、職員の採用に加え、60歳を超えた職員に対して、引き続き県で力を発揮していただけるよう、働きかけも実施してまいります。

一方、マンパワーの不足に対する中長期的な取組については、土木部全体で業務の調整や効率化に取り組んでおります。

例えば、災害対応に備えた市町村支援のための技術職員の増員を行い、その活用を始めております。さらに、土木職の代わりに建築職の職員を充

てるなど、業務分担を調整しております。

また、工事設計の業務委託に加え、ドローンを活用した撮影や測量、モバイル端末を使用した遠隔臨場やAI道路パトロールなど、新たな技術の導入による業務の効率化の検討も進めております。

全国的な人材獲得競争が生じている中、十分な人材を獲得していくためには、たゆまぬ努力が必要と認識しています。

県としては、緊迫感を持ち、手を緩めることなく、あらゆる手法、工夫を用いながら、職員採用を確実に進めてまいりたいと。新たな課題に対応していくための職員を適切に配置してまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 答弁ありがとうございました。

あらゆる手法、工夫を用いながら職員採用を着実に進めていくという答弁をいただきました。県も大分苦労されながら取り組んでいるんだなということが分かります。

ちょっと調べたんですけれども、熊本県は、総合土木職で、一般土木と農業土木とを一緒に採用やって、そこで交互に職場をやっているということでもありますけれども、その辺も、もうちょっと何か工夫する余地があるのかなというふうにも考えます。

採用して、やっぱりちょっと自分が一生懸命きたところに配属されないと、非常に違うのかなという感じがするんじゃないのかなというふうに思っておりますので、その辺も一考していただければありがたいなというふうにも思っております。その辺をちょっとお願いして、次の質問に入りたいと思います。

有事を想定した国民保護に関する県の取組についてお尋ねします。

昨年12月、国民保護事案等の有事を想定した県の体制について質問させていただきました。

当時、ロシアのウクライナ侵攻のニュース、連日報じられていましたが、1年たった今も厳しい戦闘が続き、今なお多くの住民が犠牲となり、エネルギーや食料など、経済情勢に大きな影響が出ています。

また、中東地域でも紛争が起こり、一般市民に多くの犠牲が出ている現地の様子が連日伝えられ、子供たちが恐怖におびえた日々を過ごし、犠牲となっている惨状を目の当たりにして、心を痛めております。

このような中、我が国周辺も決して安心ということはなく、安全保障を脅かす事態が発生しております。

11月21日の夜には、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、沖縄県で全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発令されました。

さらに、台湾周辺では、中国による軍事演習などの動きも引き続き活発で、我が国を取り巻く環境は、非常に一段と緊迫しております。

Jアラートが発令されたとき、沖縄県での報道やSNSでの住民の反応を見ると、どのように行動してよいのか分からない、どうせ落ちてこないといった意見が多く見られましたが、これは、本県においても同じ状況ではないかと思えます。

また、国では、台湾有事を想定し、沖縄県の離島住民を九州各県に避難させる計画の策定を求めており、10月17日に松野官房長官が来熊された際、知事に対して、有事における他県からの避難住民の受入れについて、検討や準備を進めるように要請されています。

そこで、2点質問です。

1点目は、ミサイル攻撃などから県民の安全を

確保するための県の具体的な取組について、2点目は、国から要請のあった有事における沖縄県からの住民避難受入れの検討について、以上、知事公室長にお尋ねします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) まず、1点目のミサイル攻撃などから県民の安全を確保するための取組についてお答えいたします。

県では、住民避難を迅速に行うため、本年8月に、水俣市で、地域住民の皆さんや地元警察、消防団等の約200人によるミサイル攻撃を想定した避難訓練を実施いたしました。訓練では、実際に防災行政無線でJアラート放送を行い、住民の皆さんには緊急一時避難施設である水俣市文化会館に避難していただきました。

同様の訓練は、来年2月に熊本市で、また、令和6年度も複数の自治体で予定をしており、今後も、市町村や関係機関と連携して、訓練を実施してまいります。

さらに、今年度、県民の皆様には有事の際の取るべき行動を理解していただくための啓発動画を制作しております。この動画は、県のホームページやSNS等での発信、防災センターでの展示を年内にも始めることといたしており、今後の避難方法の普及に活用してまいります。

あわせて、避難先となる緊急一時避難施設の指定も進めておりました。昨年11月末時点での871か所から、本年11月末現在では、1,053か所となっております。

次に、2点目の国から要請のあった有事における他県からの避難住民の受入れについてお答えいたします。

去る10月17日に、松野内閣官房長官から、九州地方知事会の会長である蒲島知事に対し、万が一の有事を想定し、九州各県には、沖縄県の先島諸



島などからの避難住民の受入れの検討、準備を進めてほしいとの要請がございました。

蒲島知事からは、県民かどうかを問わず、国民の安全を確保することは行政の責務であり、国や九州各県と連携を密にして取り組んでいくとの発言があり、10月25日の九州地方知事会議において、各県知事に対し、国から要請があったことをお伝えしたところです。

本県では、来年1月に、国や鹿児島県と共同で実施する国民保護訓練において、鹿児島県の離島から約600人の住民を本県に受け入れる想定で、移動手段や避難先の調整などの図上訓練を実施することといたしております。

この訓練の成果については、今後の避難受入れの検討に生かしてまいります。

本県としては、九州各県とも連携し、有事を想定した国民保護に関して、しっかりと取組を進めてまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 今答弁をいただきました。

大変この問題については、本当に危惧される状況になってきております。いつ何どき日本にミサイルが落ちてきてもおかしくないというような状況で、ウクライナやイスラエルのほうの戦争を見ていると、子供たちが巻き込まれて本当に悲しい思いがいっぱいいたします。そういうことのないように、ふだんからやっぱり日本も安心をしておくばかりじゃできないと思うんですね。ですから、その辺はしっかりこれから取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

最後に、妊娠時から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築についてお尋ねします。

令和4年の全国の出生数は、前年比5.1%減の77万747人です。統計開始以来、初の80万人割れとなり、本県においても、令和4年の出生数は、

1万1,875人と、20年前と比較すると約30%減少し、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いております。

出産、育児をめぐるのは、核家族化などで周囲に頼れない母親が多いこと、出産の高齢化が進み、体調の回復に時間がかかる母親が多いと言われており、令和3年の厚生労働省の調査によると、10人に1人の母親に産後うつへの疑いがあるとされており、

私は、今般、県が実施した「こどもまんなか熊本」の実現に向けた県民アンケートの結果でも、子育てのイメージとして、精神的負担があると答えた人が35.2%、理想の子供の人数より実際に産み育てる予定の子供の数が少ない理由について、これ以上育児の心理的負担に耐えられないと答えた人が11.2%、大変子育てについて負担感を感じている現状が読み取れます。

特に、妊娠から出産後は、慣れない育児に大きな不安を抱える時期です。様々な関係者が、親子の健康に配慮しながら継続して寄り添い、出産前後の生活をしっかりと支えていくことが、ひいては少子化対策につながっていくと強く思うところです。

そこで、こどもまんなか熊本の実現を目指した妊娠時から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に向けた県の取組について、健康福祉部長にお尋ねします。

○議長(淵上陽一君) 健康福祉部長沼川敦彦君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔にお願いします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 県では、妊娠、出産から子育て期にわたる切れ目のない支援体制構築は非常に重要と認識し、市町村において、きめ細かな相談と個々の課題解決のための支援を一体



として行うことも家庭センターの設置に向けた支援を実施しています。

また、伴走型の相談支援で把握した妊産婦を産後ケア事業等に速やかにつなげることなど、市町村におけるさらなる体制強化に向けた支援を行っております。

今後も、県、市町村が一体となり、県内全ての地域で、妊産婦や子供の生活全般に寄り添った支援ができるよう、積極的に取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 いやあ、健康福祉部長、さすがにさえてますよね。

今日は、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、ちょっと欲張り過ぎちゃって、項目が多くなりましたけれども、みんな、やっぱりどの項目もやりたいんですね。どんだんだんだん5項目が、8項目とか10項目に増えていきます。そういうことで、ただ、私意は伝わったかというふうに思っております。

今の熊本県は、TSMCの進出で、本当に、昨日も前川会長のほうからありましたとおり、全国から注目されているという状況です。そういう中だからこそ、しっかりと本県が、よその先頭に立って、すばらしい県政運営ができるように頑張っていってほしいなということで思っております。

私たちも、この県議会、一緒になって、これからの熊本県の問題、課題に一生懸命取り組んで邁進をしたいというふうに思っておりますので、私も随分と年を取りましたけれども、どうぞ皆さん方、かわいがっていただくように最後をお願い申し上げ、私の一般質問の最後まで傍聴に対しまして心からお礼を申し上げ、終了させていただきたいと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。(拍

手)

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明8日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時10分散会



**第 4 号**

**(12月8日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第4号

令和5年12月8日(金曜日)

議事日程 第4号

令和5年12月8日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(48人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 立山大二郎君  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 末松直洋君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 増永慎一郎君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 淵上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君

欠席議員氏名(1人)

前川 收 君

説明のため出席した者の職氏名



知事 蒲島郁夫君  
副知事 田嶋徹君  
副知事 木村敬君  
知事公室長 内田清之君  
総務部長 平井宏英君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 小金丸健君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府高隆君  
健康福祉部長 沼川敦彦君  
環境生活部長 小原雅之君  
商工労働部長 三輪孝之君  
観光戦略部長 原山明博君  
農林水産部長 千田真寿君  
土木部長 亀崎直隆君  
会計管理者 野尾晴一朗君  
企業局長 竹田尚史君  
病院事業者  
管理者 竹内信義君  
教育長 白石伸一君  
警察本部長 宮内彰久君  
人事委員会  
事務局長 西尾浩明君  
監査委員 藤井一恵君

#### 事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長  
兼総務課長 村田竜二  
議事課長 富田博英  
審議員兼  
議事課長補佐 濱田浩史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕(拍手)

○岩本浩治君 皆さん、おはようございます。この演壇、今日で9回目でございます。この演壇に上がるたびに緊張しております。私の姿、顔、ずうずうしく見えると思いますが、本来は小心者であります。

私、9回数えますと、28年2月から令和2年まで、ずっと2月のあの寒い中でさせていただきました。ようやく、冬に入る前が、令和2年の11月から令和3年の11月まで、そしてまた、あの阿蘇の寒い令和2年でございました。そういう中で、今回、この12月の定例会で質問させていただきます。

ただ、6日、知事が5選不出馬をされました。非常に私は残念であります。知事が言われている逆境の中こそ夢がある、不可能を可能にする。私は、この言葉は大変好きで、人生の重さと深さを感じる言葉だと思っております。

私は、従来、私の座右の銘とかありません。ただ、この知事の言葉を、私は、あと残り10年か20年生きているかどうか分かりませんが、その残りを私の座右にさせていただければと知事をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。——知事がよろしいということでございましたので、私、生きている10年か20年、分かりませんが、座右の銘にさせていただきます。そして、知事の代わりに、演壇に立つたびに言わせてもらいます。逆境の中こそ夢がある、不可能を可能にするということで、次回から言わせていただきます。

それでは、通告によりまして、質問をさせていただきます。

まず、阿蘇の世界文化遺産暫定一覧表入りに向けた取組についてでございます。

令和3年3月30日、国の文化審議会から文部科学大臣に対し、世界遺産暫定一覧表の見直しを含めて答申がされました。

そのため、令和3年度を重要局面と捉え、年度当初に、県と阿蘇郡各市町村で構成する阿蘇世界文化遺産登録推進協議会は、文部科学省及び文化庁を訪れ、阿蘇の世界遺産暫定一覧表の記載に関する要望活動を行いました。

世界遺産として登録されるためには、まずは国が、将来世界遺産登録の推薦を予定する資産を世界遺産暫定一覧表に記載し、世界遺産委員会に提出する必要があります。その暫定一覧表に掲載された資産の中から、国は、世界遺産委員会へ世界遺産登録への推薦を行うこととなります。推薦後には、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスが調査及び評価を行い、その勧告を受け、世界遺産委員会において記載の決定が必要です。

そのため、阿蘇においても、これまでに様々な取組が続けられております。

まず、世界遺産登録のために必要な顕著な普遍的価値については、平成30年に、阿蘇世界文化遺産学術委員会を設置し、議論されており、令和2年に、阿蘇巨大カルデラを利用した文化的景観として、また、改定版を令和4年に、「阿蘇カルデラー草地とともに生きてきたカルデラ農業景観」として、暫定一覧表追加資産に係る提案書を文化庁に提出しました。

また、平成30年には、様々な分野の関係機関、団体が連携しながら、阿蘇の世界遺産登録の実現に寄与することを目的として、阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議が設立されました。九州の経済界が連携し、阿蘇の世界文化遺産登録に向けて応援されております。

昨年10月には、阿蘇において、国際ワーキンググループ及びシンポジウムを開催し、阿蘇にお招

きしたイクロム事務局長特別顧問のガミニ・ウジェスリヤ氏とイコモス総会2023科学シンポジウムオーストラリア共同議長のステーブ・ブラウン氏からは、阿蘇は人と自然の共生に価値があり、世界文化遺産にふさわしいとの評価をいただきました。あわせて、お二人の海外有識者と阿蘇世界文化遺産学術委員会の委員から、阿蘇のカルデラ全体に価値がある、阿蘇カルデラ全域を資産範囲とするべきとの御意見があり、その評価は、極めて良好なものでした。

その評価を踏まえ、本年3月23日、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会は、文部科学大臣と文化庁長官に対し、阿蘇の暫定一覧表への早期記載を求める要望書を提出しました。

さらに、本年8月20日には、阿蘇の価値の情報発信や登録の機運醸成を図る第3回阿蘇世界文化遺産登録推進東京シンポジウムが開催され、登壇された有識者の方々からは、世界文化遺産登録に向け、阿蘇の野焼きや放牧、採草などの長年にわたる人々の営みにより形成された文化的景観を、人類共通の<sup>たから</sup>資産として、適切に保全し、未来へ引き継いでいけるように国内外へ情報発信していくべきだとの提言がありました。

このほかにも、様々な取組が行われております。それにもかかわらず、平成20年に暫定一覧表候補としてカテゴリーI aに位置づけられて、今年で15年になります。

知事は、自分の任期中に阿蘇の暫定一覧表への記載を実現させたいとの念願を持っておられるとお聞きしております。

また、これまで開催されたシンポジウムで高い評価をいただいていると思いますが、阿蘇は、いまだ暫定一覧表入りが実現していない状況であります。暫定一覧表に記載されることで、今後の阿蘇の世界文化遺産登録推進に向けた取組も格段に

加速すると思います。

そこで、カテゴリー入りから15年の節目として質問します。

阿蘇世界文化遺産登録のために、まずは暫定一覧表入り実現に向けて、最近の取組はどうなっているのか。また、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。そして、暫定一覧表入りの展望について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

**○企画振興部長(富永隼行君)** 活火山を有する広大な火山カルデラにおいて、1,000年以上にわたる地域の方々の営みにより形成され、守られてきた阿蘇の景観は、人類全体にとって重要な世界的な価値を有しています。この阿蘇の価値を将来にわたり引き継いでいくため、阿蘇の世界文化遺産登録を目指し、現在様々な活動を行っています。

まず、最近の取組についてお答えします。

本年3月、知事が、阿蘇郡市の全市町村長の皆様とともに、文部科学大臣及び文化庁長官に対し、阿蘇の早期の暫定一覧表記載について要望活動を行いました。その際、文部科学大臣から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を引き続き進めていただきたいとの御発言がありました。

現在、御発言を受けて、県と阿蘇郡市の市町村で、大学教授等で構成する阿蘇世界文化遺産学術委員会に諮りながら、将来世界遺産委員会へお示しする阿蘇の顕著な普遍的価値について、さらなる整理を行っています。また、資産候補地の法的保護についても、世界文化遺産に登録されるためには必要となるため、暫定一覧表記載後も見据え、文化財保護法に基づく選定手続を着実に進めています。

文化財保護法に基づく選定手続については、阿蘇の景観を維持してこられた地域の方々に対し

て、丁寧に説明を行い、御理解をいただく必要があります。

阿蘇の資産候補地は広大であります。議員御指摘のとおり、暫定一覧表への記載により、阿蘇地域の機運醸成や行政の体制強化につなげ、文化財保護法に基づく選定手続の期間短縮を図りたいと考えています。そのためには、阿蘇が早期に暫定一覧表に記載されることが必須です。

暫定一覧表入りの展望についてですが、一覧表の見直しは、国の文化審議会において、非公開で審議されるため、審議の状況や今後の見通しについては承知しておりません。

今後の取組についてお答えをいたします。

県としては、暫定一覧表入りの早期実現に向け、引き続き、文部科学省に対し、阿蘇郡市の市町村と連携し要望活動を行うとともに、暫定一覧表見直しの時期にかかわらず、価値のさらなる整理、資産候補地の法的保護、また、世界中の誰もが、阿蘇はまだ世界文化遺産ではないのかと感じていただくための国内外への発信など、今やるべきことに全力で取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

**○岩本浩治君** 企画振興部長から答弁いただきました。

暫定一覧を目指して15年かかっているわけですね。あとどのくらいかかるんだろうというような感じがしておるわけでございます。

ただ、阿蘇の世界文化遺産登録に向けては、蒲島知事をはじめとして、県庁職員の皆さん一丸となって取り組んでいただいていることには深く感謝をいたす次第でございます。

質問で述べましたように、阿蘇でもシンポジウムがありました。そのときに、専門委員、有識者の皆さん方は、阿蘇のすばらしさを言われるんです。普通、すばらしさを言われたら、即決まると

私は思っておったのですが、これがなかなかやおいかぬ。15年かかって、あと今から何年かかるんだろうという感じがしてなりません。

ただ、私が——今まで3回ほど阿蘇でありました。そして、東京でありました。それに出席させていただいておりますが、阿蘇郡市の首長さんは、皆さん参加されております。ただ、残念ながら、阿蘇郡市の市町村議員さんの姿があまり見受けられないわけです。やはり、阿蘇郡市の住民の方々が、世界文化遺産になることの大切な部分を、まだ深く御理解されていないのではないかと考えておるところでございます。

ぜひ、この市町村の首長さんだけでなく、あらゆるシンポジウム開催のときには、市町村議員も出席していただいて、阿蘇郡市民の方々に世界文化遺産のすばらしいことを説明していただかなければならないのではないかと考えておるわけでございます。

阿蘇で、また機会があれば、大いにシンポジウムを開いていただき、県は、どうぞ、文化庁、文部科学省に、答弁ありましたように、大いに働きかけていただきたい、そういうふうを感じる次第でございます。

次に、データを活用した住民サービスの向上について質問をさせていただきます。

先月の11月14日から16日にかけて、地域活力創生特別委員会の県外視察に私も参加し、デジタル、DXや移住、定住等に関する取組について、それぞれの現場を見て、お話をお伺いしました。

その中で、DXに関連し、千葉県柏市にある柏の葉スマートシティを訪問しました。この地域では、民間事業者が柏市と連携し、健康や環境などの社会課題にデジタルを活用して解決するという先進的な取組が進められておりました。

現場の担当者の方から詳しい説明を受けた後、

実際にデジタル技術を体験しました。自分の手のひらをセンサーに乗せるだけで、野菜の摂取量の過不足を教えてくれるサービスや、カメラの前を歩くだけで、歩行姿勢の改善点を指摘してくれるサービスなどを私も実際に体験し、その場ですぐに自分の健康状態を把握できることに驚きを感じたところです。

また、柏の葉地域は、約2万人がお住まいですが、このうち約3,000人が登録され、日々の食事や運動などの健康データや健康診断で計測される血圧などの検診データを蓄積しているとのことでした。これらのデータは、自分のスマートフォンで確認できるだけでなく、データ分析のサービスを利用することで、将来病気になる可能性も分かるとのことでした。

データやデジタルというと、何か難しくて使いにくいものだと思っていました。実際に説明を受けながら使ってみると、意外に簡単で、便利で、役に立つものだと私も非常に感じたところがございます。

熊本県でも少子高齢化が進み、高齢者をはじめ住民の皆さんの健康づくり、生活習慣の改善は大きな課題です。

特に、住民に身近な市町村において、データの活用をさらに進めながら、住民の健康の維持、将来の疾病リスクの低減などに取り組む意義があるのではないかと感じました。

また、健康づくりだけではなく、もっといろいろな分野で生活を便利にする活用方法があると思います。

私が携わっております福祉や介護に関して考えてみますと、例えば、ある施設のショートステイを利用しようとしても、希望日に空きがないというときに、スマートフォンで他の施設の利用予定の情報が瞬時に確認できれば、空きのある他の施



設の利用も容易になります。そういうことが、もっとダイナミックにいろんな福祉サービスの情報を連携させて利用できるとなると、その時々々の事情、ニーズに最も適したサービスの選択や組合せがしやすくなりますし、サービスの提供側も調整がしやすくなるのではないのでしょうか。

もちろん、福祉サービスや介護保険サービスの制度的な取扱いや施設ごとの契約締結の問題など、現在の仕組みをどうするかという課題もあると思いますが、相談支援専門員やケアマネジャーの仕事などもより円滑になると思いますし、ほかにも、子育て、教育など、多くの市町村が直面している共通の課題や私の地元阿蘇地域の主要な産業である観光など、様々な分野でもデータの活用が重要であり、有効ではないかと思えます。

そのため、さらに柏市のような全国の先行事例も参考にしながら、住民に身近な市町村において、データやデジタル技術を活用した住民サービスの向上に取り組む必要があると思えますし、県として今後どのように取り組んでいくのか、デジタル戦略担当理事にお尋ねします。

[理事小金丸健君登壇]

○理事(小金丸健君) 地域が抱える様々な課題を解決し、住民の利便性向上につなげるためには、官民データを活用したデジタル化、DXの推進が重要です。

県内の市町村においても、健康、観光、防災などの分野で、データを活用した住民サービス向上の動きが出てきており、県としても、こうした動きを支援し、加速化していく必要があると考えています。

このため、県では、データの活用促進に向けて、オープンデータの拡充やデータ連携基盤の構築など、環境整備に取り組んでいるところです。

データ連携基盤は、様々なデータを容易に連

携、活用する機能や役割を持ち、新たなサービスの創出に不可欠なシステムとなります。

今年度中にデータ連携基盤の構築を完了し、来年度から、希望する13市町村と共同運用を開始する予定としております。

共同運用することで、市町村の負担を軽減することができ、広域的にデータを連携、活用することも可能となります。本県のような県と市町村による大規模な共同運用は、全国でも早い取組で、2例目となります。

また、現在、県では、住民の健康状態など、個人に関するデータを扱う基盤の構築に向けた検討も進めており、市町村におけるデータを活用したサービス向上の後押しをしたいと考えています。

健康分野に限らず、介護など住民の生活をより便利で快適なものとするために、デジタル技術とデータの活用は極めて有効です。

今後とも、全国の先行事例を市町村と共有しながら、市町村における住民サービス向上の観点から、県全体のDX推進にしっかりと取り組んでまいります。

[岩本浩治君登壇]

○岩本浩治君 デジタル戦略担当理事より答弁をいただきました。

私が携わっております障害者・高齢者施設でデジタル、DXを導入、利用することは、様々な面で役立つ可能性があることを知りました。

考えてみた場合に、健康管理とモニタリングセンサーやモバイルアプリを利用して、入居者、利用者の健康状態をリアルタイムでモニタリングすることができ、これにより、早期の問題や緊急事態に素早く対応できるのではないかと、また、生活支援と自立支援においては、スマートフォン、テクノロジー、ID及びデバイスなど活用して、施設内外の生活環境を改善でき、入居者や利用者



の自立をサポートできると思います。

D Xは、ニーズの収集、分析等を行い、福祉サービスや住民サービスの提供を効果的かつ効率的にし、利用者及び住民の生活を向上させるものと思います。

ぜひ、県においても、様々な分野でD Xに取り組みられることを要望します。よろしく願います。

次に、熊本地域の地下水形成と阿蘇地域の湧水群について質問をいたします。

阿蘇は、九州の水がめと言われ、筑後川など、九州4県の主要6河川の源流域となっていますが、本日は、大津町、菊陽町を通り、熊本市へ流れていく白川に関して質問をいたします。

10月16日の新聞に「地下水涵養、事業者に促す」の見出しで、県が地下水涵養指針を改正したと出ていました。T S M Cなどの企業進出に伴う地下水採取の増加に対応した措置のことです。そこには、指針の改正対象の市町村と重点地域が掲載されていましたが、阿蘇地域は西原村のみで、白川の水源地域である阿蘇市、高森町、南阿蘇は含まれておりません。

熊本県地下水保全条例第25条では、「地下水の採取に伴う障害が生じ、」または「生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定する。」とあります。さらに、25条の2では、「指定地域の中で、特に地下」「水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定する。」とあります。

熊本地域としてくられた熊本市及び周辺地域は、水道水のほぼ100%を地下水に依存していますが、地下水採取許可制を導入した当時、平野部でも台地部でも地下水位の長期的な低減傾向が観

察されていたため、重点地域に指定されております。

この熊本地域は、水が浸透しやすい火砕流堆積物の地層が2層に分かれ、その間に水を通しにくい難透水層が存在するとされていますが、大津町や菊陽町の白川中流域は、この難透水層が存在しないため、この地域の水田はざる田と呼ばれます。

一般的な水田の水の浸透は、1日に1センチから2センチ程度ですが、この地域は、1日に5センチから20センチも浸透する特性があります。

この水をためにくいざる田で水稻作を可能にしているのが、白川から取水する井手と呼ばれる用水路で、この地域には、主要6つのかんがい用の堰があります。

このかんがいに用いる白川の水の源は、阿蘇地域の湧水です。阿蘇谷では、外輪山や阿蘇五岳の湧水が黒川に流れ込みます。南郷谷では、毎分60トンの白川水源や南阿蘇湧水群が10か所で約150トン、高森湧水トンネル公園では32トンの湧水が白川に流れ込んでおり、黒川と白川は、下流域に莫大なかんがい用水を供給しております。

話は戻りますが、熊本市は、地下水低減傾向に危機感を抱き、2004年から、さきのざる田を逆手に取り、白川中流域の農業者等の協力を得て、転作田の作付前後に水を張る湛水により、地下水を涵養するという政策を実施しています。これは、行政域を越えた事業として注目されました。しかし、その水を供給している白川や黒川の水源がある阿蘇地域は、重点地域はおろか、指定地域にも入っておりません。

地下水涵養指針で地下水域を示した図を見ますと、阿蘇の地下水域と熊本周辺の地下水域は分かれています。水田涵養が大きな役割を持つ熊本地域の地下水保全には白川の豊富な水流が不可欠

であり、白川を介して密接な関連を持つと思います。

水源保全には、草原、牧野の管理や森林間伐、刈り草管理が欠かせません。白川流域を主体にした土地改良区では、黒川・白川流域水土里ネット連絡協議会を組織し、様々な活動を行っております。

その一つに、根子岳山麓に地下水涵養を促すための山林原野を阿蘇市から借り受けて保全活動を行っています。熊本地域の地下水を守ることは、すなわち白川を守ることと表裏一体であると思います。

以上を踏まえ、阿蘇地域が指定地域や重点地域にならなかった理由をお尋ねします。

また、阿蘇地域の地下水、湧水の保全の重要性について、どのようにお考えでしょうか。環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

**○環境生活部長(小原雅之君)** まず、阿蘇地域が指定地域や重点地域にならなかった理由についてお答えいたします。

現在指定地域とされている熊本周辺地域、八代地域、玉名・有明地域及び天草地域は、過去に、地下水の水位低下や塩水化、地盤沈下など、地下水の採取に伴う障害が生じ、または生ずるおそれがあったため、指定を行ったものです。

一方で、阿蘇地域については、地下水や湧水等に恵まれ、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていません。また、議員御指摘のとおり、白川を介して指定地域である熊本周辺地域と密接な関連を持ちますが、地下水の水脈において関連性が低いため、指定していません。

なお、重点地域は、指定地域の中で特に揚水規制が必要な地域であるため、指定地域に指定され

ていなければ、重点地域の指定の対象にもなりません。

次に、阿蘇地域の地下水、湧水の保全の重要性に関する見解についてお答えいたします。

白川水源や阿蘇神社周辺の水基などに代表される阿蘇地域の地下水、湧水については、地域の人々の生活、文化の礎として、また、阿蘇の観光資源としてかけがえのない地域の宝であり、次の世代に引き継ぐ必要があります。

また、阿蘇地域の湧水等を源とする白川の豊富な水量は、白川中流域での農業や水田湛水事業を支えており、熊本地域における地下水形成の重要な役割も果たしていることから、本県の大切な財産であると考えています。

このような認識の下、県では、阿蘇地域において、地下水の採取に伴う障害が生じていないか確認するため、現在、阿蘇地域の地下水や湧水の状況について、3か所の県の観測井戸で常時監視を行うとともに、8か所の民間井戸や自噴井戸で毎月観測を行っています。

直近の観測データでは、地下水位や湧水に大きな問題は確認されておりませんが、引き続き、長期的な傾向を注視しながら、関係市町村とも連携し、阿蘇地域の地下水の保全に向けて取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

**○岩本浩治君** 阿蘇地域については、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないこと、また、熊本地域の地下水とは、地下水の水脈においては関連性が低いため、指定されていないとのことでした。しかし、阿蘇地域の地下水、湧水が、白川を介しては密接な関連を有しているという御認識はいただいていると理解しております。

質問でも述べましたが、阿蘇地域の地下水を育

む水田涵養を支えているのは、紛れもなく、阿蘇地域の地下水、湧水を源とする白川の豊富な流量でございます。熊本地域の地下水形成に極めて重要な役割を果たしていると思いますので、阿蘇の地下水は、熊本県の宝として、未来永劫に守り継いでいく県民共有の財産と考えます。

十分にその御認識はお持ちであると思いますが、県としても、ぜひ、そのことを十二分に踏まえて、阿蘇地域の地下水、湧水の保全対策、監視や観測のみならず、森林や草原、農地の維持の問題も含めて、しっかりと進めていただきたいと思います。熊本地域の関係の皆さんからも御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、ヤングケアラー支援対策についてでございます。

ヤングケアラーについては、本県議会でも鎌田議員が2度質問されていますが、今回改めて質問をしたいと思います。

全国では、複数の自治体でケアラー支援条例を制定しています。また、国の2025年度からの第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針案においても、充実する事項にヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組が重要であると記載されるなど、ヤングケアラーに対する認識が高まっております。

日本ケアラー連盟の定義では、ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」とされております。

この問題は、令和2年に、埼玉県が全国初のケアラー支援条例を制定し、その後、国が厚生労働省と文部科学省のプロジェクトチームを立ち上げ、全国調査の結果を公表するなど、大きく取り上げられました。

本県でも、令和3年度と令和4年度の2か年にわたって、県内の学校及び子供本人を対象として、熊本県におけるヤングケアラーの実態に関する調査を実施いたしました。

令和3年度の調査対象は、学校については、小学校は抽出で22校、中学校172校、高校85校です。子供本人については、中学校2年生で1万6,562名、高校2年生で1万5,212名です。

令和4年度の調査対象は、学校については、小学校336校、子供本人については、小学6年生1万6,461人、大学3年生5,756人です。

具体的に、幾つかの事例を紹介します。

令和4年度に実施した小学生の調査結果では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは6.3%、世話の対象は「きょうだい」が主体で79.3%でした。また、就学前から世話をしている子供は20.4%、低学年のうちからが35%でした。核家族化、共働き等、家族構成の変化などが要因となり、幼いうちからケアの担い手になりやすいと考えられます。

我が国は、昔から家族の面倒は家族で見るとの倫理感が存在します。しかし、現代になって殊さら問題になってきたのは、地域のつながりが薄らぎ、各家庭の実態が見えにくくなってきたためと思われれます。

ヤングケアラーの問題としては、学業や社会的つながり、心理面、健康面に与える影響は大きく、日々の生活に影響が出ているとうかがえました。

また、本県の実態調査の結果から、学校現場における家庭内問題への介入の難しさが浮き彫りになりました。学校によっては、教職員間での情報共有や他機関との連携対応も確認されました。

子供と日々接している教員が気づくことが支援につながる第一歩であり、家庭内の状況を把握す

るため、スクールソーシャルワーカーや行政の福祉、子育て部門との連携が重要であると認識されました。

さらに、令和3年度の調査結果では、県内の中高生の2.8%が世話をしている家族が「いる」と回答しており、その8割近くが誰にも相談したことが「ない」と回答しております。

県では、これらの調査結果を踏まえ、専門の相談員を配置し、相談対応を始めております。

私は、福祉、介護、医療、教育をはじめとする関係機関が、ヤングケアラーについて認識を深め、早期に存在に気づき、見守り、寄り添い、具体的な支援につなぐことが必要ではないかと思っております。

そこで質問ですが、現在のヤングケアラーの相談窓口の対応状況はどのようになっているのか、また、今後、県は、ヤングケアラーの支援にどのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

[健康福祉部長沼川敦彦君登壇]

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** ヤングケアラーは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、子供としての時間が奪われ、健やかな育ちや学業に大きな影響を受けるため、その支援は重要な課題です。

県が実施した実態調査において、県内にもヤングケアラーが一定数存在することが明らかになったため、昨年7月には、子供たちをはじめ誰もが気軽に相談できる専門の相談窓口を設置しました。

開設から先月末までの1年余りで、延べ211件の相談があり、障害のある母親の世話をしている子供や若い兄弟の世話をしている子供など18人に対して、関係機関等と連携し、見守りや福祉サー

ビスにつなぐといった対応を行っています。

しかしながら、これらの相談は、ヤングケアラー本人からではなく、全て学校や近隣、知人などからなされたものです。

これは、ヤングケアラーが家庭内の問題であるとともに、幼い頃から家族の世話などに当たっている環境を当たり前と認識していることが要因として考えられます。現に、実態調査においても、誰にも相談をしたことがない子供の割合が高いという結果も出ています。

そのため、相談窓口配置したコーディネーターが自ら地域や学校を訪問するなど、ヤングケアラーを探し出し、直接相談につなげるアウトリーチ型の取組を今年度から始めたところです。

また、市町村や教育機関等と連携し、福祉や教育関係者への研修会等を充実することにより、関係者の理解促進や対応力の向上を図り、早期発見、支援を行う体制を構築してまいります。

さらに、当事者同士が悩みや経験を共有することができるよう、ピアサポーターを発掘、養成し、サロンを開催するなど、ヤングケアラーに寄り添った支援を行ってまいります。

今後引き続き、誰一人取り残さない社会の実現に向け、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーの支援にしっかりと取り組んでまいります。

[岩本浩治君登壇]

**○岩本浩治君** 健康福祉部長から答弁いただきました。

私は、表面化しにくいヤングケアラーの孤独、孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築することが大事ではないかと思っております。そのためには、やはり全国規模のシンポジウムを開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワ



ークの形成を図ることができるのではないかと考えております。

子供の中には、家庭状況を知られたくないと学校や周囲に隠す子供もいたり、家族のケアをすることは当たり前と、問題と自覚していない可能性も子供にはあります。

また、福祉は申請主義で、なかなかヤングケアラーに支援が届きにくいという課題もあります。ぜひ、ヤングケアラーコーディネーターがしっかりと情報収集や実態把握し、適切な支援につなげるように取り組んでいただきたいと思います。

福祉、医療、介護、教育などの関係機関が連携を深め、社会福祉士や臨床心理士などの専門職の対応力を強化していただき、ヤングケアラーに寄り添って対応できるよう、研修を行うなどで人材育成を行い、ヤングケアラーの支援体制の強化を図っていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

施設に入所中の障害者の地域移行支援体制の整備についてでございます。

障害者の権利に関する条約は、御承知のとおり、障害者の人権、基本的自由の享有を確保し、権利を実現するための措置等を定めた国際条約で、我が国も、平成24年にこの条約を批准しました。

昨年、批准後初となる国連障害者権利委員会による審査が行われ、日本は障害者の自立した生活や地域社会への包容が不十分であるとして、障害者が施設を出て、地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すべきなどの勧告が出されました。これを受け、国においては、障害者の地域生活への移行を進めるための制度の改正が進められております。

地域移行の受皿として重要な役割を担うのは障害者グループホームですが、まだまだ供給が追い

ついていないのが現状です。

さらに、グループホームをめぐるのは、今年10月、東京にあるグループホームの運営会社が、利用者から食材費を過大に徴収したり、虐待を行っている疑いがあるとして、国や自治体による監査を受けている問題で、国は、同会社による障害者福祉サービス報酬の不正請求はないか確認するよう、関係自治体に通知を行ったとの報道がありました。

県の担当課に確認したところ、本県には同会社の進出はなく、他のグループホームにおいても問題は発生していないと聞き、安心したところで

ここで本県の状況を見てみますと、令和4年度末現在の障害者手帳所持者は12万人。身体障害者が8万1,000人、知的障害者が2万2,000人、精神障害者が2万1,000人で、県の人口の7.3%を占めております。

そのうち、令和4年度末時点で、障害者支援施設に入所されている方は2,760人で、前年度末と比較すると43人の減となっております。一方、令和4年度末時点で、グループホームの棟数は576棟で、3,024人が入居されており、前年度末との比較では、棟数は27棟の増、入居者数は163人の増となっております。

近年では、社会福祉法人以外の法人がグループホームの運営に新規参入するケースも増えており、徐々に整備が進んでおりますが、今後、量的確保に加え、専門性の高いサービスの提供、すなわち質の向上が必要になってくると考えます。

先般、施設に入所されている知的障害者の親の会の方々とお話する機会がありました。

障害者の中には、意思決定に支援が必要な方や自立して日常生活、社会生活を送るのが困難な方もおられます。親や家族が高齢化していく中、入



所施設からグループホームや地域への移行が一律に進められるのではないかと不安を感じる、親亡き後も安心して暮らせるよう、地域生活実現のための環境整備に力を入れてほしいといった声が多く聞かれました。

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、いつでも相談できる相談支援体制を構築することが重要だと考えます。

県においては、障害者総合支援法や条例、障がい者プラン等に沿って、障害者の意思決定を尊重し、望む地域で安心して暮らせるよう、相談支援や必要な障害福祉サービスの安定供給に向けた体制整備や人材育成等に取り組んでおられると聞いております。

さきに述べた御家族の声にもありましたが、親亡き後も見据えて、障害のある方もない方も共に暮らせる地域社会の実現は、当事者やその家族を含め、県民全体の願いです。

そのためには、グループホーム等、地域における居住の場の量的・質的充実だけでなく、御本人の選択や意思決定を支える相談支援事業の充実や、障害者の重度化、高齢化にも対応できる支援拠点の整備など、地域における包括的な支援体制づくりを早急に進めていく必要があると考えます。

そこで、施設に入所中の障害者の地域移行支援体制の整備についてどのように進めていくのか、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** 本年8月に、障害当事者、家族団体との意見交換を行っていますが、どの団体も地域移行の関心が高く、その支援が非常に重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、グループホームは地域移行に不可欠なサービスです。

このため、まず、量的な充実に向けては、身近な地域でグループホームの利用ができるよう、熊本県障がい福祉計画に基づき、市町村と連携したサービス提供体制の確保に取り組んでいます。

具体的には、開設に当たっての補助事業を実施してきており、最近では、障害者の重度化や高齢化という状況に対応した日中、夜間も介護等を行うグループホームや短期入所を併設したグループホームも増加しているところです。

次に、質的な充実に向けては、グループホームを運営する事業者に対する実地指導等において、不適切な運営があった場合は是正指導や改善に向けた助言を行うほか、管理者や従業者を対象とした研修等を実施し、サービスの質の向上を図っております。

また、障害者総合支援法の改正により、来年度から新たに、グループホームを出て一人暮らしを希望する方への支援や退去した後の地域定着に関する相談支援等が開始されます。

さらに、障害者が地域で安心して生活するためには、住まいの確保だけでなく、意思決定支援や様々な困り事への相談支援、緊急時の対応など、地域での支援体制の充実を図ることも重要です。

そのため、地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの整備や緊急時の対応を行う地域生活支援拠点の機能強化について、市町村や障害福祉サービス事業者、関係団体と連携しながら進めていく必要があると考えております。

現在、くまもと障がい者プランの見直しやこれに基づく障がい福祉計画の策定を進めておりますが、各計画においても地域移行支援対策を着実に推進していくことを盛り込む予定です。

今後も、医療や保健、就労等の関係機関と連携しながら、県の取組の充実を図ることはもちろんのこと、市町村による基幹相談支援センターの整

備など、重層的な支援体制の構築やさらなる機能拡充の取組を支援することにより、障害者が安心して暮らすことができる共生社会の実現に努めてまいります。

○議長(淵上陽一君) 岩本浩治君。——残り時間が少なくなりました。発言を簡潔にお願いします。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 国連障害者権利委員会によりますと、障害者のグループホームも通過施設と位置づけようとしているという話を聞いております。

私は、障害者グループホームを平成5年に開設しました。当時、グループホームはありませんでした。そういう制度はですね。そして、私が障害者と接して、48年寝食を共にして、今現在、私が経営している障害者グループホームは7か所ありまして、55名の障害者が地域生活をしながら、そして自分で働きながら、日々の生活をしておるわけでございます。

グループホームの利用者が、あくまでもグループホームとして通過ということになりますと、福祉部長答弁がありましたように、やはりアパートを整備したり、そして何よりも障害者を理解できる全てのサポートがなければ駄目ではないかと思っております。

ぜひ、障害者が安心して生活できる地域在宅の住まいの位置づけを障害者グループホームは堅持していただきたいと思っております。

ぜひ、障害者グループホームで生活している障害者のために、県のお力も十分に——この国連障害者権利委員会に対して、また、国に対して要望を述べていただきたいと思っております。

以上、私の質問の時間を終わります。

最後まで清聴いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) この際、5分間休憩します。

午前11時1分休憩

午前11時11分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕(拍手)

○前田敬介君 皆様、おはようございます。荒尾市選出・前田敬介でございます。本日5回目の質問ですが、まだまだ緊張しております。しかしながら、一生懸命発言させていただきます。

質問に入る前に、宣伝みたいな形で、実は、荒尾市出身、バレーボール男子日本代表・宮浦健人選手という方が、荒尾市出身でいます。御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、荒尾市出身の荒尾市立八幡小学校、そして、鎮西高校を卒業後、バレーボールアジアユース選手権、アンダー19の日本代表のキャプテンとして選出され、その大会で初めて金メダルを取られた選手でございます。

その後、Vリーグ・ジェイテクトで結果を残してポーランドへ行き、現在では、フランス・リーグA、パリ・バレーに在籍されております。

6月に行われましたネーションズリーグでは、1977年以来46年ぶりに銅メダルを取られまして、海外のファンからは、スーパースターがまた1人日本に現れたという声もありました。

10月に開催されましたワールドカップでは、見事パリ・オリンピックの出場を勝ち取られております。またオリンピックで活躍されますことを願ひまして、そして、皆さんで、バレーボール日本代表、荒尾市出身・宮浦健人選手の応援をよろしく申し上げます。

また、熊本県出身の世界で活躍する選手が熊本県で見れるよう、一般質問初日から出ておりますアリーナ建設、蒲島知事……(発言する者あり)

それでは、発言通告に従い、5項目について一般質問を行います。

初めに、障害者への医療費支援についてお尋ねいたします。

障害者への医療費支援は、自己負担額を軽減する公費負担医療制度として、自立支援医療、指定難病に係る医療、小児慢性特定疾病に係る医療などといった、法律に基づいて、医療費の自己負担額の一部を国、県、市町村が公費で負担するもののほか、全国で実施されている重度心身障がい者医療費助成事業というものがあります。

重度心身障がい者医療費助成事業は、実施主体が市町村で、市町村は、条例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を図るために、対象者の医療費助成を行います。県は、市町村が助成した経費の2分の1以内を補助するという県単独事業です。

受給対象者は、障害の程度が重度に区分される身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者及び福祉手当受給相当者となっています。

この事業により、対象医療費の自己負担額としては、1医療機関等につき、入院の場合が月2,040円、入院以外の場合が月1,020円となり、医療保険給付後の自己負担額から自立支援医療等による給付や高額療養費を控除した額との差額が市町村から助成されることとなります。

この受給対象者は、障害の程度が重度に区分される人であり、1人で生活するのが困難で、家族や施設の方に付き添われて通院する人や入院が長期にわたる人も少なくありません。

そこで、この重度心身障がい者医療費助成事業

における市町村から受給対象者への医療費助成の支給方法について質問いたします。

まず、支給方法については、償還払い方式と現物給付方式があり、償還払い方式は、病院等で診察、治療、投薬などを受けた後、一旦病院窓口で医療保険給付後の自己負担額の全額を支払って、さらに、役場の窓口へ領収書と併せて医療費助成の請求書を提出し、後日、支払った費用の全額または一部を払い戻してもらう方法です。

現物給付方式は、病院等で診察、治療、投薬などを受け、病院等での窓口支払いは、既定の軽減された自己負担のみを支払い、医療費の請求は病院等から役場に直接行い、病院等が支払いを受ける方法です。

償還払い方式について、県民の方から、現物給付方式にならないのか、病院に本人を連れて行って、また、市役所へ行って申請しないといけない、お金は後から返ってくるけど、病院の窓口では一旦支払う必要があり、支払いが多いときは大変だといった声がありました。

市役所に現状を確認したところ、付添いの方が高齢化してきて、病院に行ったり重心医療費助成の請求に市役所に行ったりで大変という意見は市民から寄せられている、現物給付方式にできたら受給対象者のメリットは大きいと思う、しかし、システム改修や新たな予算措置等のハードルがあり、市単独の取組では、現物給付方式への早期移行はなかなか厳しいのが現状との反応がありました。

類似の県単独事業である乳幼児をはじめとした子供への医療費支援を行う子ども医療費助成事業では、県内のほとんどの市町村が現物給付方式を導入しています。

一方で、障害者への医療費支援である重度心身障がい者医療費助成事業は、熊本市と天草市のみ

が現物給付方式と償還払い方式の併用としており、ほかの43市町村は償還払い方式のみの現状です。

重度心身障がい者医療費助成事業での現物給付方式の導入は、受給対象者及びその御家族の負担軽減につながります。ぜひ、財政規模にかかわらず、県内全市町村が取り組めるよう、県が先頭に立って推し進めていただきたいと考えます。

そこで質問いたします。

県は、現物給付方式の導入についてどのように考えているのか、また、現物給付方式の導入市町村が広がらない理由は何か、さらに、今後の取組の方向性についてどのように考えているか、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 重度心身障がい者医療費助成事業は、市町村が実施主体となり、心身に重度の障害のある方の医療費負担の軽減を図ることを目的に実施しているもので、健康の保持や生活の安定を確保する上で、非常に重要な事業です。

現在、県内の多くの市町村で償還払い方式を導入しているところですが、議員御指摘のとおり、現物給付方式は、障害者御本人やその御家族にとって負担が少なく、利便性が高い方式です。

一方、市町村にとっては、現物給付方式を導入した場合、一般的に医療機関に受診する患者数が増え、医療費の増加につながるとして、その波及増分は、当該自治体が負担するものとされ、国において国民健康保険の国庫負担金の減額調整が行われること、また、医療システムの導入や更新に加え、国民健康保険団体連合会等へ審査や支払いの事務委託により財政負担が増すことなどから、導入が進んでおりません。

そこで、県では、現物給付方式の導入を市町村

が少しでも進めやすくなるよう、これまでも、国に対し、国民健康保険の国庫負担金が減額される制度の撤廃を求めてきたところです。

今後も、他県とも連携し、引き続き国に対する制度撤廃の要望を行ってまいります。

また、各市町村の課題や実情を丁寧に把握しながら、国民健康保険団体連合会等の関係団体に対し、実情を把握するための調査を行い、システム導入や事務委任しやすい環境づくりを進めることで、障害者御本人やその御家族の負担軽減となる現物給付方式の導入に向けた支援に取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 健康福祉部長より御答弁いただきました。

県も、国に対し、国庫負担金減額解消等のため、取り組まれているということでした。そして、現物給付方式の導入に向けた支援に取り組んでまいると、前向きな御答弁と受け取らせていただきます。

市町村が負担なく取り組めるよう、県の最大のバックアップ、何より、支援を受けていらっしゃる皆様のためにも、少しでも早く実施できるよう、よろしく願いいたします。

次に、ノリ養殖業の振興について質問いたします。

本県の海面養殖業生産量の約7割を占めるノリ養殖ですが、温暖化による海水温の上昇により、養殖に適した海水温の期間が短くなることで、養殖ができる期間も短くなっています。

また、イスラエルとハマスによる紛争やウクライナ侵攻の影響などもあり、燃油や資材価格の高騰に伴い生産経費が増加するなど、ノリ養殖業を取り巻く環境は毎年厳しくなっています。

そのような中、全国的に漁業就業者の減少が進



んでおり、本県においても例外ではなく、平成30年時点での漁業就業者数は5,392人で、昭和63年の1万7,467人から、この30年間で31%まで減少しており、高齢化が進む地域の現状を鑑みると、今後さらに漁業就業者の減少が懸念されます。

ノリ養殖において、この漁業就業者の減少に少しでも歯止めをかけるためには、漁業を取り巻く環境の進化が求められてきているのではないかと考えます。

私の言う漁業を取り巻く環境の進化とは、養殖にかかる手間を減らし、生産にかかるコストを下げることで、継続的に漁業経営ができる環境を整備することです。

現状でも、後継者がおり、3世代、4世代、次の世代につなげる漁業者は、進化に向けて、自身で最新のノリ摘採船を導入したり、省エネ型の乾燥機等に更新したりできていますが、後継者がいない漁業者やノリ養殖への新規参入者は、自身で進化に必要なノリ摘採船や乾燥機などを導入、維持していくことは、設備投資としては相当高いハードルではないかと考えます。

そのため、これから先、後継者がいない漁業者が、可能な限り安心してノリ養殖を続けていく、または新たな就業者確保につなげていくためには、養殖や乾燥作業の分業によるシステム化が必要となってきます。

乾燥作業の分業化としては、ノリを共同で乾燥するための施設を整備し、複数の漁業者で利用することが挙げられます。

例えば、熊本北部漁協では、全11経営体のうち1経営体を除き、共同乾燥施設を利用されております。その効果として、漁業者は、海上での養殖作業に専念でき、将来の乾燥機の更新など、設備投資への不安がないことから、後継者等の就業にもつながっております。

特に、新規就業となれば、養殖に必要な漁船や資材の準備だけでよくなり、就業開始時の初期投資を大きく抑えることができることから、国の長期研修支援事業を活用しながら、独り立ちにつなげていくことができます。

そう考えると、養殖への新規漁業者を増やすためには、共同乾燥施設の整備が欠かせなくなっているのではないかと考えます。

そこで、今後、ノリ養殖の漁業就業者の減少に歯止めをかけ、発展させていくためには、どのように省力化やコスト削減といった進化に取り組み、ノリ養殖を振興していくのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 本県のノリ養殖業は、全国第4位の生産額を誇り、平成26年度から9年連続で生産額が100億円を超えており、本県水産業において主要な漁業です。

ノリ養殖業の振興を図るため、県ではこれまで、担い手の育成、確保や安定した養殖生産に向けた様々な取組を進めてまいりました。

まず、担い手の育成、確保では、漁業団体や関係市町と連携した漁業研修開始前のマッチング研修や就業時の漁船や漁具のリース制度の導入など、就業希望者の掘り起こしから就業、定着まで、切れ目のない県独自の支援体制を整備するとともに、昨年度から就業希望者への事業承継の取組を支援しています。

また、温暖化に伴う高水温に耐性のある新たな品種の開発や適切な生産スケジュールの提案など、安定した養殖生産のための取組を進めています。

さらに、生産体制の整備として、漁業団体や市町と連携し、高性能の摘み取り船の導入や共同乾燥施設の整備など、生産コストの低減や作業の省



力化による経営基盤の強化に向けた取組を推進しています。

中でも、共同乾燥施設の整備では、整備後の加工経費が4割削減されたほか、海上での養殖作業と陸上での乾燥作業の分業により、労働時間が6割削減されるなど、大幅な低コスト化や省力化の効果が確認されています。

初期投資が低減されるほか、乾燥作業からの解放による労働環境の大幅な改善が、親元からの独立就業や異業種からの新規参入などの新たな担い手確保にもつながっています。

県では、平成26年度から、11地区で共同乾燥施設の整備に係る経営シミュレーションを行い、各地区での検討を進め、協議が調った地区では、国の事業を活用した整備を推進してまいりました。

このような取組の結果、漁業協同組合や民間企業が整備した共同乾燥施設が3地区で計7棟に増えたほか、来年度は、民間企業が新たに1棟を整備、稼働させる予定です。

県としては、施設整備の効果を検証し、漁業者へ周知することにより、引き続き地域での検討を進め、共同乾燥施設のさらなる普及拡大を進めてまいります。

今後とも、本県のノリ養殖業が持続的な漁業として発展できるよう、漁業団体や関係市町と連携し、できる限りの振興策を積極的に進めてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 農林水産部長より答弁いただきました。

県は、本当にいろいろな手段で取り組んでくださっていると思います。施設の効果をたくさん言われて、検証ということでしたが、答弁でもたくさん結果が出ておりますので、これからは、その結果をしっかり発信して、どれだけでもうけると

か、どれだけ楽になるとか、それを発信するタイミングだと思っております。

国の施設整備も船舶の購入も、お話によると、1.5倍ぐらいの金額に跳ね上がって、なかなか取っかかりづらいというお話もあっております。国の補助事業に加えて、もしよろしければ、県のさらなるプラスアルファの支援をできればと思います。

昨年も、金額は100億を超えて、連続で超えているという話ですが、やはり枚数はちょっと減っているという状況がございますので、やはりそれを挽回できるようお力をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続いての質問に入らせていただきます。

3、4番の質問は、昨日の住永議員と質問がかぶっているところがありますが、同世代の声がそれだけたくさんあるということと聞いていただければと思います。

多子世帯をはじめとした子育て世帯への支援の在り方について質問いたします。

我が国の少子化は深刻さを増し、昨年の出生数は80万人を割り込む77万747人で、明治32年の調査開始以来、最少となったとのことです。合計特殊出生率も1.26で、前年の1.30より低下し、政府は、予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいると発表しております。

少子化の主な原因としては、未婚化や晩婚化の進展や若者の結婚及び出産に関する意識が変化していること、依然として男女別賃金格差が存在し、育児や家事に対する女性の負担が大きいことが挙げられています。

今回は、その中で、多子世帯を取り上げさせていただきます。

令和5年6月に県が実施した「こどもまんなか熊本」の実現に向けた子供・子育てに関する県民

アンケート調査では、社会人の方に、理想の子供の人数と現実的に持つ子供の人数を尋ねています。

理想の子供数を3人以上と回答した人は59.5%でしたが、現実的な子供数を3人と回答した人が29.8%であり、その差は29.7ポイントでした。理想としては子供を3人以上持ちたいと考えている人のうち、現実には3人以上持っていない、または持つことはないだろうと考える人が多いということが分かりました。

アンケートでは、理想を追い求めることができない理由についても尋ねています。

現実的に産み育てる予定の子供が理想よりも少ないと回答した方たちに対して、その理由を尋ねると、子育てや教育にお金がかかり過ぎると回答した人が55.3%と過半数を占めました。

年代別でその内訳を見てみると、20代の86.8%、30代の77%、40代の62%が子育てや教育にお金がかかり過ぎると回答しており、それぞれの年代で最も多い回答数でした。さらに、若い人ほど子育てにかかる金銭的な不安の強さも明らかになりました。

よって、3人以上の子供を産み育てたいと考えている若い子育て世代の金銭的な不安を和らげる施策を打つことが、少子化対策には有効であるとの結論が導かれるわけですが、実際に第3子以上を産み育てている多子世帯が熊本県にはたくさんおられます。

熊本県の子供が3人以上いる世帯数の割合は、令和4年で、全国平均17.5%より高く25.3%であり、全国第6位です。熊本県に住んでいる皆さんの現役多子世帯は、経済的な不安の中で子育てをしているのではないのでしょうか。

私自身は、独身で子供がいませんが、周りには子育て真っ盛りの家庭ばかりで、3人、4人、5

人と子供を持つ家庭がたくさんいます。しかし、話を聞くと、いろいろ値段が上がって大変、習い事もあるけん保険解約したばい等、生活の大変さを聞きます。

少子化対策は待ったなしです。3月の記者会見において、岸田総理は、2030年代に入ると、我が国の若年人口は、現在の倍速で急減し、少子化は歯止めの利かない状況になることが予想されており、2030年代に入るまでの6～7年間で、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと話されました。

一方、20代の人口が急激に少なくなる2025年が少子化対策のリミットであり、若者に届く即時策の必要性を訴える有識者もおられます。

そこで、2点お尋ねします。

1つは、多子世帯の経済的な負担の軽減策についてです。

県では、子供医療費助成の拡充や、国が小学校就学前までに限定している兄弟姉妹の範囲を18歳未満まで拡大してカウントした場合の第3子の保育料を無償化する事業、そして、兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯の第3子以降の子供への利用料の助成について取り組んでおられます。

熊本のさらなる少子化対策を推進するため、もう一步多子世帯への経済支援の拡充をしてはいただけないでしょうか。

2つ目は、子育て支援についてです。

私の周りの多子世帯は共働きが多く、経済的な支援だけでなく、子育て環境整備による支援も重要ではないかと考えております。

子供を安心して産み育てられる社会づくりを推進するため、全ての子育て世帯に対し、今後どのような子育て支援に取り組まれるのでしょうか。

以上2点について、健康福祉部長にお尋ねしま

す。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) まず、1点目の多子世帯への経済的な負担軽減策の拡充についてお答えします。

本県の人口が減少局面を迎えている中において、3人以上の子供を産み育てる多子世帯数の割合は、他都道府県と比較して高い傾向にあり、その負担を軽減することは、本県の少子化対策を考える上で重要であると認識しております。

本県では、多子世帯への経済的支援として、満3歳未満の第3子以降の子供への保育料無償化や放課後児童クラブを利用する兄弟姉妹の第3子の利用料助成を市町村と連携しながら取り組んでおります。

国は、本年6月に、こども未来戦略方針を閣議決定しました。現在、この方針に盛り込まれている児童手当の第3子以降の加算等について議論が行われております。

このような国の動きを注視し、県と市町村との役割分担を踏まえながら、これまでの各事業の成果を検証した上で、効果的な多子世帯への支援について考えてまいります。

次に、2点目の子育て支援についてお答えします。

保育や放課後児童クラブなどを含めた子育て支援については、市町村が地域の実情に応じて、その充実強化を図っていくことが重要です。

県では、こうした取組について、安心こども基金等を活用しながら支援しているところです。

具体的には、来年4月に努力義務化される妊産婦、子育て世帯及び子供への支援を一体的に行うこども家庭センターの設置に向けた支援を行っております。これにより、きめ細かな相談支援を切れ目なく行う体制が整い、家庭の状況や個々の課

題に応じた伴走型支援が可能になります。

また、乳幼児や小学生等の保護者を会員として、預かり等の援助を受けたい方と援助を行いたい方とのマッチングを行うファミリー・サポート・センターを設置し、地域内での相互援助による子育て支援体制の整備を行っています。

さらに、体調不良の子供を安心して預けることができる体制を整えるために、病児保育事業を推進しております。

今後も引き続き、市町村と連携しながら、全ての子育て世帯の生活全般に寄り添った支援が充実するよう、積極的に取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 健康福祉部長より答弁いただきました。

先日、岸田総理より、3人以上子供がいる多子世帯について、2025年度から、子供の大学授業費等は無償化、教育費の負担軽減で、子供をもうけやすくする、こども未来戦略に盛り込み、月内に閣議決定するというニュースがありました。

国も、多子世帯に目を向けています。県も、予算の問題がありますが、例えば、保育園等の副食費についても、保育料と同様に、18歳未満までの兄弟姉妹の範囲において、カウントした第3子分を無償化するなど詰めていけば、大きく予算を使わずに実施できる施策もできると思います。ぜひしっかり検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

次に、不登校児童生徒への対応について質問いたします。

文部科学省による令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、全国の不登校児童生徒数は、平成25年度から令和4年度にかけて10年連続で増加しており、過去最多の29万9,048人となっております。

県内においても、令和4年度不登校児童生徒数、つまり、1年間30日以上連続、断続して欠席した児童生徒の数は5,353人に上り、喫緊の課題だと考えます。

本県でも、令和2年度に、教育大綱及び第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランを策定し、夢を実現し、未来を創る熊本の人づくりを進めてきておられます。

その中でも、不登校児童生徒に対し、関係機関や専門家と連携し、児童生徒が自ら進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していけるよう支援する施策を実施されています。

愛の1・2・3運動プラス1の徹底やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携した早期支援、教育支援センター等整備支援事業連絡協議会の開催、市町村の教育支援センターの設置促進及びその機能拡充の支援、フリースクール等民間施設との連携などにも積極的に取り組まれておられます。

ここで1つ御紹介したいのが、我が地元荒尾市の取組です。

これまで、荒尾市では、不登校ゼロ、いじめ見逃しゼロの学校づくりを目指し、小中学校における不登校の未然防止と早期対応及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた様々な支援を行っています。

また、早い時期から、教育支援センターである小岱教室を設置して、不登校児童生徒への支援を進めています。

令和2年度には、新規に、県の教育支援センター等整備支援事業により、国、県から補助を受けて、荒尾第三中学校に校内教育支援センター、ハートフルルームを設置しています。

さらに、令和4年度には、市内中学校全てにハートフルルームの設置を行っています。

この校内教育支援センター、ハートフルルームは校内にあるため、通級している生徒を出席と扱うことができます。また、中学校区の小学生の受入れも行っており、小中学校で連携した不登校児童生徒支援の取組につながっております。

このハートフルルームでは、不登校状態にある児童生徒を対象に、常時2名の指導員、教員免許保有者が、午前8時20分から午後4時20分まで勤務しています。来室した児童生徒への対応ばかりでなく、自宅にいてなかなか登校できない児童生徒を迎えに行き、登校を支援したり、家庭での教育相談等の支援を行ったりするアウトリーチ型支援の取組も行っております。

このアウトリーチ型支援により、家から出ることが難しかったり、保護者の送迎等が困難な児童生徒も通級できるようになっております。小学生の支援にもつながっております。

校内教育支援センターでの支援内容は、荒尾市の教育支援センターである小岱教室と同様に、学習支援や相談支援等ではありますが、普通教室が近くにあるため、授業や学校行事の参加や見学についても、直接の参加だけでなく、1人1台端末を活用したオンラインでの参加や視聴も行われており、学級担任や教科担任とのスムーズな連携につながっています。

児童生徒一人一人の状況に応じて、学校の生活リズムや学習の雰囲気を感じながら、自分たちのペースで活動することができています。

また、小岱教室、校外適応指導教室に通級していた生徒が普通教室に戻るための準備教室としての機能も果たしています。

現在、3つの中学校のハートフルルームで合計31名が活用しています。

ハートフルルーム設置以降、中学校では、不登校が減少しています。また、これらの不登校対策



を実施して以来、小岱教室や3つのハートフルルームに通級して中学校を卒業した生徒の多くが高校に進学しています。これらの生徒は、高校進学後、ほぼ無欠席で登校することができている生徒も多くいます。

11月に、地元の荒尾市にある岱志高校の文化祭に行きましたが、昨年まではハートフルルームに在籍していた生徒の高校での活動の様子を実際に見ることができました。学校行事の中で、友達と一緒に生き生きと活動していました。

また、県教育委員会からも、荒尾市に視察に行かれたというお話も聞いております。

このように、市の取組が徐々に結果として見え始めております。荒尾市の校内教育支援センター設置をはじめとする不登校対策の取組は、非常に効果があると考えます。

誰一人取り残されない学びの保障のために、このような県内の取組を広げていく考えはないか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 校内教育支援センター設置をはじめとする不登校対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場を確保するため、これまで市町村教育委員会と連携し、教育支援センター等の新規設置や機能拡充の取組を進めてきたところでございます。

議員御指摘の校内教育支援センターにつきましては、令和5年3月に通知された文部科学省の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランにおいて、その設置を促進することとされています。

この校内教育支援センターは、学校内の空き教室などを活用し、学校には行くことはできるけれど、自分のクラスには入りづらい児童生徒が利用

できる場所として運営されています。自分に合ったペースで学習、生活でき、早期に学校生活等への意欲を回復しやすいなどの効果が期待されています。

現在、県内20市町村に39教室が設置されており、県教育委員会としても、引き続き設置促進に向け、しっかり取り組んでまいります。

また、県教育委員会では、平成28年度から、各市町村教育委員会関係者等による教育支援センター等整備支援事業連絡協議会を開催し、校内教育支援センターの活動状況など、不登校対策について、情報共有や協議を行っています。

今年度の協議会では、荒尾市教育委員会から実践発表していただき、校内教育支援センターを設置後、2年間で荒尾市内の中学校における不登校児童生徒数が半減したという報告がありました。

また、保護者による送迎がないとセンターを利用できない児童生徒に対して公用車で送迎を行う、さらには、不登校に加え自宅外に出ていくことも難しい児童生徒の家庭に支援員が訪問するなどのアウトリーチ型の支援についても有効という報告がっております。

県教育委員会といたしましては、今後も各市町村教育委員会と連携を図りながら、荒尾市をはじめ、先進的な取組を県内の市町村に広め、不登校児童生徒の学びの場の確保に努めてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 教育長に御答弁いただきました。

教育支援センター等整備支援事業連絡協議会で荒尾市の取組を共有されているとのことでした。いい結果が出ておりますので、今後、施策の一つとしても、一部でもいいですので、活用できればと思います。また、取組に少しでも県の支援をいただければ、市のほうも喜ばれると思います。よろしく申し上げます。



続きまして、有明海沿岸道路の建設促進について質問いたします。

有明海沿岸道路は、佐賀県、福岡県、熊本県の3県を結び、有明圏域定住自立圏の確立など、有明沿岸地域から天草方面に点在する観光資源をつなぐ新たな観光ネットワークの形成など、様々な効果が期待されている高規格道路です。

令和5年度現在、佐賀―福岡間の約6割が開通し、沿線で開催されているイベント等の集客、三池港のコンテナ量、九州佐賀国際空港の利用者数などは着実に増加し、企業等の立地も進んでおり、開通路線の利用は1日2万台を超えています。

熊本側は、平成10年に、大牟田市から熊本市まで約30キロの整備方針が決定しました。

大牟田市の三池港インターチェンジから長洲町間の約9キロメートル区間が、平成27年に都市計画決定され、三池港インターチェンジから荒尾北インターチェンジまでの2.7キロメートルについて、有明海沿岸道路の連絡路として事業化。今年度、荒尾北インターチェンジから南側2.2キロメートルの荒尾道路が新規事業化され、長洲から玉名市区間の第1回計画段階評価が開催されました。

見た目でも、地元荒尾市の競馬場跡地において、大島高架橋の橋脚6基、工事中を含めて10基が姿を現し、三池港インター付近の用地買収も始まり、地元の期待も高まっております。

一方、期待が大きいゆえに、進捗状況が気になる声はかなり多くなっております。

先月11月14日、東京のホテルグランドアーク半蔵門にて、初となる有明海沿岸道路建設促進大会が開催されました。蒲島知事はじめ、熊本県選出の国会議員の皆様、国土交通省出身の参議院議員の佐藤信秋先生、足立敏之先生、有明海インフラ

整備促進議員連盟顧問の前川收議員、会長の内野幸喜議員や委員の県議、有明海沿岸道路建設促進期成会会長の大西熊本市長、副会長の浅田荒尾市長をはじめ、沿線自治体の委員、首長の皆さん、議長の皆様、経済団体の皆さんが勢ぞろいで盛会に大会が開催されました。

国土交通省からも、道路局長や九州地方整備局の道路部長も参加していただきました。

道路局長からは、熊本県側におきましては、令和3年度から工事に着手しまして、今年度は荒尾道路を新たに事業化させていただいたところがございます、それに続く長洲町から玉名市間につきましては、計画段階評価の着手に向けて準備を進めている段階でございます、また、福岡県内につきましては、昨年の11月、大川佐賀道路の大野島インターチェンジから諸富インターチェンジ間1.7キロメートルが開通いたしましたので、この有明海沿岸道路で初めて福岡と佐賀県がつながったところであります、現在、残る事業中区間につきましては、早期の完成を目指して工事を進めているところでございます、国土交通省としましては、引き続き、この有明海沿岸道路のミッシングリンクの解消、また、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますと、期待の持てる御発言がありました。

また、有明海インフラ整備促進議員連盟の委員からは、国に対し、三池港インターチェンジのフルインターチェンジ化の要望や長洲―玉名間の計画段階評価に向けた進捗状況の確認がなされました。

三池港インターチェンジについては、現在、福岡・佐賀方面への北向きのハーフインターチェンジとなっており、三池港インターチェンジからつながる連絡路が開通しても、荒尾方面への乗り降

りができません。

このため、熊本方面への南向きのインターチェンジを追加整備し、三池港インターチェンジをフルインターチェンジ化することで、大牟田市や地元荒尾市の住民にとって、利便性を大きく向上させることになると考えています。

今後も、自治体が一致団結して、有明海沿岸道路の建設促進に向けて、引き続き取り組んでまいり所存でございますが、今申し上げました三池港インターチェンジのフルインターチェンジ化に向けてどう考えておられるか、また、有明海沿岸道路の現在の進捗状況と早期整備に向けてどのように取り組まれていくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

**○土木部長(亀崎直隆君)** 有明海沿岸道路は、九州の循環型高速交通ネットワークの形成に不可欠な路線であり、荒尾・玉名地域をはじめとする有明海沿岸地域はもとより、県全体の発展のために大変重要な道路であると認識しております。

まず、議員御質問の三池港インターチェンジにつきましては、フルインターチェンジとして計画されておりますが、暫定的な整備により、福岡・佐賀方面へのハーフインターチェンジとして供用されております。

このインターチェンジが位置する大牟田市と隣り合う荒尾市は、歴史的に結びつきが強く、相互の交流も活発な地域であり、平成25年には、有明圏域定住自立圏を形成する協定が結ばれております。

加えて、現在、荒尾市では、令和8年度のあらお海陽スマートタウンのオープンに向けて整備が進められており、今後ますます交流が活発化することが期待されています。

このため、三池港インターチェンジから熊本方

面への乗り降りが可能となるフルインターチェンジの早期整備が不可欠と考えており、県としても、国に対して強く働きかけてまいります。

次に、有明海沿岸道路の進捗状況と早期整備に向けた取組についてお答えいたします。

三池港インターチェンジ連絡路につきましては、大島高架橋の橋脚工事が着実に進捗し、加えて、先日成立しました国土強靱化予算等により、国の当初予算約15億円に約6億円が増額補正され、事業の加速化が期待されます。

また、今年度新規事業化されました荒尾道路につきましては、現在調査、設計が進められており、本事業においても、当初予算5,000万円に3億円が増額補正され、一層の進捗が見込まれます。

さらに、長洲一玉名間につきましては、今月4日に、国の社会資本整備審議会道路分科会の九州地方小委員会が開催され、事業化に向けた手続の一つである第1回計画段階評価が実施されました。

このように、有明海沿岸道路の整備推進に向けた取組は、今年度大きく前進しております。

県では、これらの取組をより一層加速させるため、先月、県議会、有明海沿岸インフラ整備議員連盟、地元期成会の皆様とともに、本路線では初めてとなる建設促進大会を東京都内で開催し、知事を先頭に、チーム熊本として一丸となって、整備推進に向けた要望活動を行ったところでございます。

今後も引き続き、県議会、県選出国會議員のお力添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行うことで、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 土木部長より御答弁いただきました。さらに延伸すること、感謝いたします。

補正で、連絡路6億、荒尾道路3億、合計9億、当初と合わせて計24億5,000万と、予算も増えています。知事はじめ県議の先輩方、近隣期成会の皆様とともに、延伸に向けてさらに頑張っていくよう、御協力よろしく申し上げます。知事、あと4か月ありますので、よろしくお願い申し上げます。

すみません。最後に、要望をさせていただきます。

梨における国内での花粉供給体制構築に向けた支援について要望いたします。

中国の火傷病発生に伴い、日本への侵入防止に万全を期すため、令和5年8月30日に、中国からの梨花粉の輸入が停止されました。

梨は、同一品種の花粉では結実しない性質があるため、他品種の花から採取した花粉で授粉を行う必要があります。

通常、同時期に開花する他品種があれば、その花粉を採取し、あるいは蜜蜂等の虫による受粉が可能ですが、梨「新高」は、開花が早く、同時期に開花する他品種がないため、授粉するための花粉をあらかじめ準備しておく必要があります。

今回、突然の輸入停止で、産地では、令和6年産の授粉用花粉が不足している状況です。花粉がなければ、結実が安定せず、生産量に影響を及ぼす可能性があります。

産地では、令和6年産の生産安定に向け、様々な検討を行っている段階ですが、今後は、輸入花粉に頼らない体制整備も必要であると考えます。

そこで、県に要望いたします。

まず、令和6年産に向け不足する授粉用花粉の確保についてです。

産地では、花粉が多く取れる品種を早く開花さ

せて花粉を採取する方法を検討しているところで。しかし、これまで輸入花粉に頼ってきた産地では、このような花粉採取するための技術、労力、機器が不足しているため、取組に対し、二の足を踏んでいます。

先日、国の経済対策で、花粉採取の実証に係る機器等の支援が打ち出されたところですが、県においても、ソフト面の支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。

2つ目ですが、これからも中国からの輸入花粉に頼ることは難しいと考えます。ほかの梨生産産地に頼っても、将来同じようなケースが懸念されます。

そのため、今後は、輸入花粉に頼らない国内での花粉の確保に向けた体制構築が必要と考えています。

国内でそのような取組がないか調べてみると、主産地の鳥取県や千葉県では、JAが花粉確保体制を構築されていました。

そこで、先日、JAたまなの理事と梨部会の皆様と、千葉県のJAいちかわが行っている花粉銀行を視察してきました。

この花粉銀行は、梨生産者が持ち込んだ花やつぼみ等をJA職員が開葯して花粉を採取し、生産者に渡す仕組みです。職員が行う作業については手数料が発生しますが、部会員の約半数が利用しており、労力が不足する生産者にとってはありがたい取組だと感じたところです。

改めて、国内での花粉の確保に早くから取り組まれている千葉県のJAに感銘いたしました。

本県でも、このような花粉の確保体制を構築することが急務です。さらに、花粉採取専用園の設置や花粉の採取に適した省力的な樹形の導入等も検討材料の一つです。

国の経済対策でも、花粉の確保に向けた体制構

築に対する支援が打ち出されたところですが、産地での話し合いなどの下準備に対する支援であり、次年度以降の支援は不透明です。

次年度以降の手厚い支援について、国に対して働きかけていただくようお願いします。

加えて、国内での花粉の採取は、耕作放棄地を活用した専用園の整備や新たな雇用創出につながり、中山間地域の活性化にも寄与すると考えます。

県内梨生産者のため、生産地維持のため、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問、そして要望、終わりました。

実は、私、最初に5回質問したと言いましたが、実は、知事に対しての質問、一度もやっておりません。最初のこれが何か初めてのものかもしれませんが、次は、絶対知事への質問、そして答弁をいただきたいと思います。

一生懸命頑張りましたが、聞きづらい点もあったと思いますが、本当にありがとうございます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

**○副議長(内野幸喜君)** 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時9分開議

**○副議長(内野幸喜君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕(拍手)

**○西村尚武君** こんにちは。天草市・郡選出・自由民主党の西村尚武でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先日16日に、知事より、次の選挙には出馬しないとの発表がありました。私も知事の出馬を期待

していましたが、知事の発表以降、私の周りでも、出馬されないとの発表を受け、残念だというような声が多く寄せられています。また、16年間頑張っていたと、感謝の言葉も多く寄せられています。あと任期まで4か月ほどあります。これから、特に御自愛いただきながら、御活躍いただきたいと思っております。

また、知事には、水産振興では大変お世話になりました。本日も、水産振興に関しまして、質問と要望を1問ずつさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、私の地元の牛深では、昨年の暮れにハイヤ大橋の橋桁部分にトラブルがあり、ある期間通行禁止になっていましたが、即対応していただき、暮れのブリの出荷に間に合う形で通行止めを解除していただきました。現在、本修理の工事を着工していただいております。この県の財政厳しい中で、大きな予算をかけていただきました。御礼を申し上げます。

では、一番目の質問をさせていただきます。

中学校部活動の地域移行について質問いたします。

昨年12月定例会の一般質問におきましても同様の質問をしておりますが、本県公立中学校における部活動の地域移行に向けた取組について、改めて質問をさせていただきます。

前回の質問時点では、県の推進計画の策定前だったこともあり、市町村では、いかなる対応を取るべきか苦慮しているという状況があり、県と市町村の役割分担の明確化を図っていただきたいとの質問をいたしましたところ、白石教育長から、国が公表する予定のガイドラインの内容を踏まえ、速やかに県としての推進計画を作成し、市町村への説明を行っていく旨、回答いただいたところ です。



この時点では、中体連へのクラブチームの参加については、日本中体連の動向に従って、県中体連も検討していくとのことでありましたが、本年の県中体連からクラブチームの参加が可能となるようお答えをいただきました。

将来の夢に向かい、日々練習に励む生徒は当然のことながら、生徒を支える親や関係者の皆様からも、大変ありがたいことと、感謝の声が私のところにも届いております。

また、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画につきましても、本年4月に策定いただき、県教育委員会が市町村との連携を取りながら進めていただいておりますことにつきましても、重ねて感謝申し上げます。

私の地元天草市におきましても、この推進計画に沿って部活動地域移行コーディネーターを設置し、学校教育研究委員会における部会の設置や、市内校長会や教頭研修、市スポーツ協会研修会などの機会を捉えて、説明や意見交換を行っているようでございます。

一方で、このように協議、検討を進める中では、指導者の確保に向けて、生徒数など地域の実情も異なる中で、一律に決めることができない部分も多いという意見を伺っているところです。特に、天草市のように広域な地域や自治体では、どうしても協議に時間を要することになりますし、指導者の不足や移動に要する経費がかさむという実情もあるようです。

そこで、県推進計画策定後の県内の状況について、さらには、指導者の確保に向けた体制づくりや移動経費に対する支援の在り方等について、現在の検討状況や今後のスケジュールを含め、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、地域移行推進計画

策定後の県内の取組状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、本年4月に、公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定し、令和7年度までを改革推進期間として、まずは休日の部活動の地域移行に向けて取り組んでいるところでございます。

5月には、各市町村に対して、地域移行への取組状況や課題等についてのアンケート調査を行うとともに、個別ヒアリングを実施するなどして、各市町村が抱える課題の把握や地域移行への助言等を行ってまいりました。

各市町村の取組状況についてですが、既に4市町で18の部活動が地域クラブに移行しています。また、21市町村が地域移行に向けた検討組織を設置し、そのうち12市町村においては、国の委託事業を活用して、コーディネーターの配置や指導者の確保、生徒の参加費用に対する支援等に関する実証事業を実施しているところでございます。

次に、指導者の確保に向けた体制づくりについてですが、県教育委員会では、市町村が求める指導者と指導を希望する人材を結びつけることを目的とした地域クラブサポーターバンクを今月開設する予定でございます。来年1月から、市町村の間合せに応じて、指導者等の紹介を行ってまいります。

なお、生徒の移動経費に対する支援についても、地域の公共サービスやスクールバスなどの送迎サービスを利用した取組について、市町村の実証事業における課題を共有し、有識者やスポーツ・文化関係団体等から成る推進協議会で在り方を検討していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてです。

県教育委員会では、来年2月に地域スポーツサポーター研修会を開催し、指導者の資質の向上と



新たな指導者の確保に取り組むこととしています。さらに、各市町村の担当者を集めた研修会を開催し、県内外における先進事例を紹介するなどして、各市町村の取組を後押ししていきたいと考えています。

引き続き、各市町村における課題を共有しながら、部活動の地域移行が円滑に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁をいただきました。

昨年12月に引き続き、中学校部活動の地域移行について質問をさせていただいたわけですが、国が昨年12月に示した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの中では、部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、「地域の持続可能で多様な環境」を一体的に整備すると述べられています。

多様な地域の実情を酌み取り、生徒が希望を持ち、その実現に向けて地域が一体となって支える仕組みづくりについて、令和7年度までの改革推進期間の中で、国にも要望を上げていっていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

次に、教員の確保と業務負担の軽減について質問いたします。

現場の教員におかれましては、社会情勢の変化に伴い、多様化する教育現場への対応や長時間労働を余儀なくされる現状の中で、日々御尽力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして感謝を申し上げます。

先日、今年度の公立学校教員採用選考の志願倍率が、前年度から0.1ポイント減少し、2.7倍となったとの報道に接しました。教育現場の働き方改

革も進められておられるとは思いますが、教員不足の状況は深刻な問題だと思われます。

熊本県教育大綱におきます基本方針に掲げる「子供たちの「夢」を育む(熊本の人づくり)」の実現のためにも、教員の確保がますます必要であると思いますが、教職の担い手確保に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

もう1つ気がかりなのは、教育現場にあっては、一人一人の子供の特性に応じた丁寧できめの細かい教育を実践する必要にも迫られているため、現在の教員数を維持しながら、業務負担の軽減を併せて模索しなければならないというジレンマを抱えている点です。

実際の教育現場では、児童への対応と保護者の要望対応の間でストレスを抱え、辞めていく教員も少なくない聞いています。

県におきましては、全ての就学前の子供が、生きる力の基礎を身につけ、たくましく心豊かに育つことを願い、肥後っ子ががやきプランを策定し、推進されていると承知しています。

一方で、教員の成り手確保や教員の雇用維持につなげるためには、業務負担の軽減による働きやすさを実現していく必要もあります。

教員の確保に向けて、教職の魅力を発信していくために、県として今後どのように教員の働き方改革、特に業務負担の軽減に取り組んでいくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 教員の確保と業務負担の軽減の取組についてお答えいたします。

まず、教員の確保についてですが、質の高い人材を一人でも多く確保するため、これまでも様々な取組を行ってまいりました。

具体的には、教員志望者を増やすため、高校や大学を訪問して教員のやりがいをアピールした

り、教員の魅力をPRする動画を作成し、教員の魅力発信を行っています。

また、採用選考考査の実施に当たり、年齢制限の撤廃や一次考査の免除対象者拡大などの見直しを行い、募集人員の確保に取り組んできたところでございます。

さらに、来年度に向けて、新たに大学推薦制度の導入や教員免許を所有していない方も受考可能とした社会人対象の特別選考の実施を予定しているところでございます。

これらの取組に加え、昨年度から、教員免許所有者の掘り起こしにも取り組んでおり、いわゆるペーパーティーチャーを対象とした講習会を開催しています。今年度は、10月に県庁で講習会を開催し、37人に参加いただいたところですが、明日12月9日には、天草市で開催することとしております。

今後、本県の教員が選ばれる職業になるよう、あらゆる手段により人材の確保に努めてまいります。

次に、教員の業務負担の軽減についてお答えいたします。

これまで、働き方改革の一環として、業務のICT化や外部人材の活用、部活動の見直しなどに取り組んでおり、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合も年々減少しております。

特に、業務のICT化については、今年度から、県立学校において、学校徴収金を管理するシステムや学校と保護者間の連絡をデジタル化するソフトなども導入しています。引き続き、テストの採点を支援するソフトの導入を検討するなど、ICTのさらなる活用を図ってまいります。

また、外部人材の活用については、教員業務をサポートするスタッフとして、小中学校に約160人の教員業務支援員を配置するとともに、スクー

ルソーシャルワーカーやスクールローヤー等の専門家による相談、助言等を行うことで、教員の負担軽減につなげています。

今後も、学校現場とも連携しながら、外部人材のさらなる活用を図ってまいります。

県教育委員会としましては、教員が子供たちとしっかり向き合うことができる魅力ある学校づくりに向けて、引き続き、教員の確保と業務負担の軽減に全力で取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁をいただきました。

私は、マスコミの影響が分かりませんが、もっとブラックなイメージを持っておりました。今の答弁を聞きまして、少しは安心いたしました。

熊本県教育大綱におきます基本方針に掲げる「子供たちの「夢」を育む(熊本の人づくり)」の実現のためにも、教職員の確保がまずは必要ですので、教職の担い手確保に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

さて、もう1つ気になりますのは、1校当たりに必要な教職員不足の要因の一つとして、特別支援学級の増加や常に目配りや手配を必要とする児童が増加しているということです。

実際の教育現場では、児童への対応と保護者の要望対応の間でストレスを抱え、辞めていく教職員も少なくないと聞いています。

そのような中、国におきましても、子供に関する政策や支援が複数の省庁にまたがる現状を見直し、虐待や少子化などの待ったなしの課題解決につなげるため、本年4月にこども家庭庁が発足して取り組まれることとなりました。

また、熊本県におきましても、全ての就学前の子供が、生きる力の基礎を身につけ、たくましく心豊かに育つことを願い、肥後っ子がやきプランを策定し、推進されているところです。

県においても、子供に係る施策展開については、複数の部署がまたがり進められていることと思いますが、今回のこども家庭庁発足に伴い、どのような連携を取りながらスピード感を持って取り組まれているのか。

さらに、さきに述べました教職員の維持、確保につなげるために、就学前の子供への対応が喫緊の課題だと思われていますが、今回のこども家庭庁発足に伴い、その辺りでどのように変わっていくのかという課題があると思います。このことに関しても、具体的に進めていただきたいと思います。

次に、県立高等学校入学者選抜制度改革について質問いたします。

高校入試は、子供たちや保護者にとって、将来の進路につながる重要な選択の機会です。社会の状況に応じて必要な制度の改善が求められるとともに、中学校3年間の取組の成果を十分はかることなど、いつの時代も変わらず重視すべきことがあるのではないかと思います。

本県で現在実施している高校入試は、現在の制度となって10年以上がたつと聞いています。現在の入試制度では、生徒や保護者が進路について考える時間が限られていることや入試の期間が長期化しているといった課題があると聞いています。現状を踏まえて制度を見直すことは大切なことだと考えます。

こうした中、本県では、本年3月、外部有識者による検討委員会から、今後の入学者選抜制度の方向性について、提言が出されました。

提言では、改善の方向性として、現行の前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化すること、受験生全員に学力検査を課すこと、受験生の多様な能力や個性等が評価される制度にすること、高校が自校のスクールミッションやスクールポリシーを反映して選抜できる制度にすることが示され

ました。

また、現在、県立高校の入試は、2月上旬に実施する前期(特色)選抜を皮切りに実施していますが、入試の実施時期を中学校の学習を確実に終えて受験に臨める3月上旬とすることも提言に示されています。学力だけでなく、多様な視点で子供たちの力をはかることは重要です。

また、本県が県立高校の魅力化を進める中で、高校の特色を生かした入試を行うことは、子供たちにとっても、多様な選択肢の中から自分の得意な面や伸ばしたい力を踏まえて進路を考える上で大変有意義なことであり、提言の趣旨は理解できます。

提言では、前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化するとされており、入試制度が大きく変わることについては、受験生や保護者も気にしているのではないかと思います。

10数年ぶりの大きな改革となることから、新制度の内容については、県民の十分な理解を図ることも必要ではないかと思います。

現在、教育委員会では、提言を踏まえて新制度を設計していると聞いていますが、具体的にはどのような入試制度になるのでしょうか。

新たな入試制度の方向性と実施に向けたスケジュールについて、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、新たな入学者選抜、いわゆる入試制度の方向性についてお答えいたします。

ポイントは3点あります。1点目は、入試の日程についてです。

現行2回に分けて実施している前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化して実施いたします。

2点目は、入試の内容についてでございます。

一本化した入試では、受験生全員に学力検査を

課すとともに、受験生の多様な能力等を評価する検査を行います。

具体的には、5教科の学力検査と調査書によって中学校の学習の成果をはかる選抜を実施するとともに、それぞれの高校の学科、コースの特色を踏まえ、高校ごとに面接や実技等を行い、多様な能力をはかる選抜を併せて実施いたします。

3点目としては、入試の実施時期でございます。

中学校でしっかりと学ぶ時間や自身の進路を考える時間を確保するため、入試は3月上旬に実施いたします。

以上のことにより、子供たちの学びや進路選択を保障した上で、高校での学びにつなぐことを目指します。

また、現在12月頃から3月にかけて行われている入試事務を、可能な限り短縮化、省力化し、中高双方の教育活動をより一層充実させることにもつなげたいと考えております。

次に、今後の実施に向けたスケジュールについてお答えいたします。

今月から新制度の素案についてパブリックコメントを実施し、今年度中に新制度の概要を決定する予定でございます。

その後、3年程度の周知期間を設け、今年度の小学6年生が高校入試を受験する令和9年3月実施の入試から新制度を適用したいと考えています。それまでの間、高校ごとの詳細な選抜方法を定めるとともに、生徒及び保護者などに対して、新制度の趣旨や内容についてしっかりと周知してまいります。

最後に、外部有識者による検討委員会の提言でも示されたとおり、公私立を超えて子供たちの学力を保障するという観点から、入試の実施時期などについて、私立高校との調整が必要不可欠だと

考えております。

今後も、中高の校長会や各市町村教育委員会などと連携を図りながら、よりよい制度の実現を目指してまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁をいただきました。

検討委員会の提言にありましたが、現行の入学選抜制度になって約10年が経過し、生徒数や受験者数の減少が見られるとともに、この間、高等学校を取り巻く社会の環境は大きく変化しました。

令和2年、2020年には、少子化の進展による生徒数の減少等による定員割れの進行といった県立高校を取り巻く状況を踏まえ、県立高等学校あり方検討会が設置され、高校魅力化のための具体的な施策として、令和3年、2021年3月に、「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくりへ～」という提言がまとめられたこともあります。

最近の一般質問でも、高校の魅力化というテーマでの質問がよく目につくようになりました。私も、以前に牛深高校の魅力化というテーマで質問をさせていただきました。

また、他県の高等学校入学選抜制度改革の提言として、「生きる力」の育成をめざし、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」とそれらを活用して問題解決を図っていくための「思考力、判断力、表現力その他の能力」の育成のバランスを重視するとともに、生涯にわたって学ぶ主体を育むため、「主体的に学習に取り組む態度」を高めることを求めている。」という文言がありました。私も大いに共鳴いたしております。

また、答弁を受けまして、中学校で学ぶ期間を十分確保するためには、私学の専願・特待生入試を2月上旬、一般入試を2月下旬、そして県立高



校の入試を3月上旬に実施するのが理想ではないかと思えます。

県全体で子供たちの学びを保障するという観点で、ぜひ、公私を超えて、県全体で考えていただければと思います。慎重に、丁寧に進めていただきたいと思えます。

次に、地域医療体制の整備に向けた看護職員確保について質問をさせていただきます。

私は、これまでも、離島の医療体制を整備するためのドクターヘリの導入や地域の中で安心して子育てができる体制の充実策などについて質問をまいりました。執行部におかれましては、迅速かつ的確に施策に反映し、御対応いただいておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、今回は、看護職員の確保による地域医療体制の整備について質問をいたします。

言うまでもなく、少子高齢化や過疎化が進む中で、各種産業における担い手不足は深刻化しており、特に医療従事者である看護職員が不足している現状は、地域住民が地域の中で安心して生活する上で、早急に解決すべき喫緊の課題となっています。

そのような中、県においては、現在、第8次計画策定に向けた検討作業が進められている第7次熊本県保健医療計画の基本目標に、安全、安心な暮らしに向けた、一人一人の健康づくりと地域における保健医療の提供を実現するための施策として「地域の保健医療を支える人材の確保・育成」を大きな柱の一つに掲げ、取り組んでいただいているところです。

また、2016年の熊本地震発生による看護職員の辞職に伴う看護職不足を早急に改善し、医療供給体制の構築を目指すためのくまもと復興応援ナース制度を2017年度からスタートしたと記憶してお

りますが、この取組により、地震により甚大な被害を受けた阿蘇地域においては、地震からの復興に向けて、看護職の確保にも一定の成果があったようです。具体的には、阿蘇地域には74人の方が看護職として就業され、7人の定着があったと伺っています。

病院病床100床当たりの看護職員数で県内各地域を比較しますと、地域ごとに格差があり、看護職の偏在は顕著な状況です。

私の出身地域である天草地域も、県平均を大きく下回る看護職員数であり、年々高齢化が加速する地域でもあるため、看護職不足は大変憂慮すべき大きな課題となっています。

この地域偏在を、平準化までとはできなくとも、保健医療計画の目的に沿って、着実に是正していくことが求められるのではないのでしょうか。

そこで、看護職員数に地域格差がある現状の中で、先ほど申し上げたように、くまもと復興応援ナースのような看護職確保の充実策を、県全体の取組として広げていく必要があるのではないのでしょうか。

看護職の地域偏在を是正し、県内各地域において看護職を確保できる取組を推進していくために、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、熊本県保健医療計画の検討状況等も含めて、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 保健所管轄区域ごとに病院で働く看護職員数を病床100床当たりで比較しますと、熊本市以外の全ての区域で県全体の平均を下回っており、議員御指摘のとおり、地域偏在は顕著な状況にあります。

そのため、県では、看護職を目指す学生に対する熊本県看護師等修学資金貸与制度において、熊本市以外の県内の医療機関等に勤務した看護職員



には、5年の勤務で返還を免除する特例を設けています。加えて、僻地を有する地域で勤務した看護職員にあっては、3年で返還を免除することとし、地域偏在の是正に取り組んでおります。

また、熊本地震への対応として一定の成果を上げた、議員御紹介のくまもと復興応援ナース制度の仕組みを参考に、今年度から新たにくまもっと活躍ナース制度に取り組んでおります。

この制度は、熊本市以外の地域を対象に、1か月からの短期就労を県外等から受け入れ、これをきっかけに長期就労にもつなげることを期待する制度です。

県看護協会に設置している看護職の就労あっせんを行う県ナースセンターにおいて、地域偏在が顕著な阿蘇や天草などの魅力を全国に発信しつつ看護職員を募集するとともに、その地域で受入れ可能病院を募集し、マッチング支援を行っております。

現在、第8次熊本県保健医療計画の策定を行っておりますが、先ほど申し上げました看護職員の地域偏在を是正する取組はもちろん、高校生の1日看護体験等による看護師等学校養成所への入学を促す施策についても掲載することとしております。

また、看護職のライセンスを持ちながら、現在業務に従事していない、いわゆる潜在看護職の復職支援など、看護職員の確保対策についても、本計画に位置づけていく予定です。

県としましても、地域医療を支える看護職員の確保及び偏在是正につきましては、大変重要な課題と認識しており、今後とも、関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁をいただきました。

今年度から開始されたくまもっと活躍ナースに

ついては、大変期待するところであります。

コロナ禍を受けて、都市部から地方への移住熱が高まっているという現状の中で、活躍の場を地域に求める看護職者も一定数あるのではないかと思います。地域医療の担い手を確保するとともに、移住、定住による人口増加にもつながる、一石二鳥の取組だと感じました。

しかしながら、現状では、天草地域での受入れ実績はないとのことですので、地元自治体と連携しながら、受入れ可能な病院施設の増加を図るとともに、看護職員の確保を図り、持続可能な地域医療体制の構築につなげていただくことを切に希望いたします。

何度も申し上げますが、人口減少により地域の様々な担い手が不足している中で、外部人材をどのように活用していくか、また、外部人材のスキルを地域の人々の暮らしにどのような形で落とし込んでいくかが、今後ますます重要とされます。

どうか執行部におかれましては、今年度中に策定される第8次熊本県保健医療計画においても、地域医療の確保に係る幅広い視点での施策を反映していただき、今後迎える超高齢化社会に向けた取組について、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

次に、魚類養殖業の振興について質問させていただきます。

本県におきまして、本年6月から9月までの長期にわたり、3年連続で赤潮被害が発生し、その緊急的な対応やその後の支援、また、国への陳情、要望など、迅速に取り組んでいただいております。心より御礼を申し上げます。

さて、令和2年7月には、水産庁は、水産施策の柱として、養殖業成長産業化総合戦略を策定し、今後の取組の方向性を示しています。

具体的には、2030年までにブリ類、マダイなどの増産を行い、輸出を強化することとしています。ブリ類の生産量は、平成30年、2018年の14万トンから24万トンにする目標であり、輸出額は、160億円から10倍の1,600億円とする目標としています。また、マダイにつきましては、平成30年、2018年の6万トンから11万トンにする目標であり、輸出額は、50億円から12倍の600億円とする目標としています。

本県の場合、ブリ類の生産量は、令和3年に5,300トンで全国7位、マダイの生産量は、令和3年に9,754トンで全国2位となっており、いずれも国の生産量に大きく寄与しています。

ブリ類、マダイの増産や輸出増額の目標設定など、国において具体的な数値を示したことは、魚類養殖業にとって、今までにないほど産業成長の絶好のチャンスとなっていることは間違いありませんが、現時点で国から増産に向けた具体的な方策などは示されていない状況です。

こういう中ではありますが、県では、持続的な魚類養殖業の振興に向け、養殖業者らとの意見交換等を行い、現場の実態を十分に把握し、施策に反映していただくとともに、様々な補助事業などが十分に活用できるよう、情報共有を行う必要があります。

一方、私が懸念していますのは、30年ぐらい前から続く県の水産関係職員の減少です。以前は80名以上いた技術系職員が、現在は60名程度になっております。そのため、以前より環境調査や赤潮調査のための現地回りをした際に、生産者との交流や情報交換、職員による環境指導、飼育指導、魚病対策指導などの時間が十分に確保できなくなることで、生産者との接点が少なくなり、国や県からの情報が一方通行となってしまっているのではないかと心配しています。

熊本県は、全国でも珍しく、養殖魚中心のフィレ加工場が天草地域、栖本から牛深地区に8社も存在しており、さらに、大手企業においても、魚類養殖や水産加工場への参入を希望しているような現状があると聞き及んでおります。

現在、JAS Mの第1工場建設を中心として進んでいる県北地域の半導体関連産業の集積化のように、県南地域においては、これまで以上に天草地域を中心とした養殖魚の輸出促進や赤潮対策も視野に入れた環境保全に配慮した持続的な魚類養殖業の生産振興を、関係者が一体となって進める必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本県の重要な産業である魚類養殖業の振興に向け、環境に配慮した持続的な養殖生産や輸出振興の取組に加えて、県の水産業普及指導員や水産研究センターの研究職員らによる赤潮情報や魚病診断などの普及・指導体制について、どのように進めていかれるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 魚類養殖業において持続的な生産を行うためには、適切な給餌や養殖漁場の底質の保全、改善等により、有害赤潮の発生抑制にもつながる良好な漁場環境を確保することが重要です。

これまで県では、各漁業協同組合が定めた漁場改善計画の実現に向け、漁場ごとの水質や底質等、漁場環境の保全、改善に必要な取組を推進しています。

具体的には、養殖業者等による環境負荷が少ない配合飼料への転換や養殖魚の飼育密度の適正化の取組に加え、漁場環境のモニタリング調査を支援してまいりました。その結果、多くの漁場において、設定した底質環境の基準を維持するなど、成果が見られています。

本年5月には、八代海の各養殖漁場において、養殖業者による海底耕うんの取組を支援するなど、漁場の底質改善に取り組みました。

また、より効率的かつ適切な給餌を行うために、ICTを活用し開発した自動給餌システムについて、今後はAIで養殖魚の状態や漁場環境に応じた給餌量の自動調整ができないか、検討しているところです。

また、国の研究機関や大学との連携を進め、新たに、赤潮の原因となる有害プランクトンの増殖の抑制ができる対策を検討してまいります。

次に、普及・指導体制については、養殖現場のニーズを踏まえ、飼育や赤潮、病気等に係る技術や情報を速やかに養殖業者の方々と共有し、確実に対策を実施していくことが必要です。

そのため、現地での検討会の開催やICTを活用した情報共有体制を整備することにより、効果的で効率的に普及、指導ができるよう取り組んでまいります。

最後に、輸出の振興については、熊本県海水養殖漁業協同組合などで構成する協議会による販路開拓の取組を支援しています。

その結果、本県水産物の輸出額は、北米や韓国を中心にブリやマダイが増加するなど、令和4年度は過去最高の27億7,000万円となっており、世界的な食料需要の増大もあることから、さらに拡大が期待できます。

今後、本県水産物の輸出をさらに増加させるために、北米やアジア圏のシェア拡大を図るとともに、EUなどの新たな国への販路開拓に向け、現地での展示会や商談の取組を支援してまいります。

今後とも、本県水産物の柱である魚類養殖業の振興に向けて、漁業団体や国、地元自治体とも連携し、積極的に取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁いただきました。

魚類養殖業の振興について答弁をいただいたわけですが、私が申し上げるべくもなく、日本は海に囲まれた国でございます。古来より農業もそうですが、海産物を基に今があると思っています。

牛深は、県の第3種漁港であり、熊本県の所管であります。昔は、まき網船の漁業基地として栄えた地域でありました。そのまき網船が、諸事情により1船団、1船団と減っていき、今では昔のまき網船もなくなりました。そのような中で、水産振興を図るために、養殖業、水産加工業に力を入れてまいりました。

その養殖業の中でも、今一番に課題であるのが赤潮対策であると思います。

赤潮に関しては、根本的な解決は難しいということは理解しております。沈降式のいかだが赤潮抑制に効果があるというような情報もありますが、はっきりとした検証もされていないと思いますし、費用対効果という面でもどうなのかという点もあります。また、赤潮の発生も、漁場環境で違ってくると思います。

地元でも、養殖関係者の皆さんとも、他地域の実例等参考にしながら、県のお力をお借りしながら協議していきたいと思います。

また、養殖魚の輸出に関しましても、福島第一原発の処理水の海洋放出による影響で、他国でも大国と言われる国の輸入禁止措置の影響が大きく出ています。輸出可能な他国への販路拡大につきましても、県の御支援をお願いいたします。

過去、コロナ禍の中での輸出の抑制、3年連続の赤潮被害、そして今回の他国の輸入禁止措置と、魚類養殖業におきましては、非常に厳しい状況であります。自助努力では克服できない局面に來ております。持続可能な魚類養殖業の生産振興

を実現するためにも、県、そして国の助成が必要です。よろしくお願い申し上げます。

次に、天草エアラインの現状と今後の展望について質問させていただきます。

天草エアラインについては、熊本都市圏と天草地域を90分で結ぶ、いわゆる90分構想の一環として、県内で唯一の高速交通体系の空白地域という社会的ハンディを克服するために、平成12年から運航を開始しております。

熊本県が主体となり、地元自治体と連携した様々な支援により維持いただくことで、島というハンディキャップを背負う住民の移動の利便性向上につなげていただいております。心から感謝を申し上げます。

天草出身であります私といたしましても、熊本地域、福岡地域までの移動の利便性の高さはもとより、天草地域に大きな災害が発生した場合には、救助、救援の拠点として重要な役割を担うことが予想され、今後もエアラインを維持していくことが何より重要だと感じているところです。

天草エアラインの運営につきましては、令和3年度に、県とエアラインの協議に基づき策定された中期計画に沿って進められていると伺っております。特に、中期経営計画の取組の柱の一つであります国交省や民間の航空会社などを構成員とした地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合、リミテッド・ライアビリティー・パートナーシップを略してLLPと呼ばれる取組があります。2019年10月から活動が開始されており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、地域航空会社の垣根を越えた地域航空路線の維持発展に関する様々な取組が進められていると聞いております。

しかしながら、燃料費の高騰、機材整備における為替の影響などもあり、厳しい経営が続いてい

る状況だと思います。

コロナ禍における厳しい情勢の中でも、何とか、県や地元自治体の支援により、昨年度も運航の継続と経営の安定化が図られたと聞いております。しかしながら、いつまでも県や地元自治体の支援が継続できるというわけでもないことは言うまでもありません。

そのようなことから、天草エアラインでも、10月から利用料の値上げが実施され、経営改善に向けて取り組んでおられることは評価できると感じております。

しかし、なお、収入増加による経営改善を図るためには、就航率を上げていくとともに、欠航に起因する利用低下を防ぐための信頼性の確保が何よりも必要です。

そこで、3点質問します。

1点目に、天草エアラインの経営状況や中期経営計画の進捗状況について、2点目に、LLPにおける協議の具体的内容について、3点目に、信頼性の確保や利用者の利便性向上などを踏まえた今後の展望について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、1点目の天草エアラインの経営状況及び中期経営計画の進捗状況についてお答えします。

経営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の旅客数は2万4,000人で、コロナ前の平成30年度の7万4,000人と比較して約70%減少し、収入も大幅に減少しました。その後、令和4年度は5万2,000人まで回復したものの、依然として厳しい経営状況にあります。

このため、天草エアラインでは、需要の減少に対応した減便運航や経費の節減に取り組まれている



ます。また、県及び地元市町では、運航維持確保応援金等により支援し、経営の安定化と安全運航の確保を図っています。

中期経営計画の進捗状況については、令和3年度の計画策定以降、天草エアラインでは、新たに旅行業の登録を行い、地元密着型の旅行商品の造成、販売を始めたほか、職員の採用・育成計画に基づく運航乗務員の確保に取り組むなど、着実に計画を実行されています。

現在、来年度からの残り2か年の計画期間について、顧客サービスと業務効率の向上を目的に、DXの導入等を柱とした計画の見直し作業が進められています。

県としましては、引き続き、筆頭株主として、経営安定化に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、2点目の地域航空路線の維持に向けたLLPの取組についてお答えします。

これまで、日本航空や全日空といった航空会社の垣根を越えた新たなコードシェアの創設、地域航空他社との協働によるPRの実施など、他社との協業による取組が推進されてきました。

当初予定された4年の活動期間を迎え、本年10月から、新たな地域航空会社の加入も可能となる協議会に移行されました。

今後も、安全運航のための技術協力などに取り組まれる予定で、天草エアラインの経営面をはじめ、様々な効果が享受されることを期待しています。

最後に、今後の展望についてお答えします。

天草エアラインの課題の一つに、欠航を減らすこと、すなわち就航率の向上が挙げられます。

今後、予防整備の充実や衛星を活用した着陸方法の高度化による悪天候時の就航率改善などが図られる予定です。加えて、利便性の維持向上のため、

運航ダイヤの見直しも検討されています。

県としましては、天草エアラインが命の翼としての天草地域の医療提供体制の確保や地域振興の一翼を担っていただけるよう、しっかりと支援してまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 答弁をいただきました。

冒頭でも申し上げましたが、天草地域にとって、天草エアラインは、医療従事者等が利用する命の翼でありますし、地域振興、観光振興の一翼を担い、さらには、災害時の拠点という面から、なくてはならない存在です。

また、答弁にもありましたように、内部業務のDX化やアプリ導入なども利用者の利便性向上につながることは間違いのないので、ぜひ進めたいところですが、現在の天草エアラインの限りある人員数では、いいシステムを導入しても、限られた利用となり、大器小用、これは大きい器を小さい用途で使うという意味ですが、その大器小用となる可能性も否めないところであります。

県と地元自治体でも、連携しながら、必要とする人員を確保し、企画力と戦略性を高めながら経営強化に取り組んでいただくよう、検討をいただきたいと思います。

最後に、要望を1つさせていただきます。

海業振興モデル地区の取組について要望いたします。

令和4年3月25日に閣議決定された水産庁の新たな漁港漁場整備長期計画の基本方針の中で、今後5年間に取り組むべき重点施策の一つとして、「<sup>うみぎょう</sup>海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得向上」が掲げられたところです。

その主な施策としましては、海業による漁村の活性化のため、海業等を漁港、漁村で展開し、地



域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことや地域の水産業を支える多様な人材の活躍に向けて、年齢、性別や国籍等によらず、多様な人材が生き生きと活躍できる漁港、漁村の環境を整備することが目標として示されました。

そして、その成果目標として、今後5年間で、全国でおおむね200万人の都市漁村交流人口の増加を図ることや、漁港における新たな海業等の取組件数を、同じく今後5年間で、全国でおおむね500件とすることを定めています。

水産庁では、成果目標の達成に向けて、海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、海業に取り組む地域をモデル地区として昨年11月から公募され、全国12地区をモデル地区として選定して、その支援として、海業振興における課題の整理や関係者間協議、海業の計画策定などについて、コンサル等——天草市においては漁港漁場漁村総合研究所を派遣して協力、支援が行われているところであります。

天草市におきましては、県内唯一の……

○副議長(内野幸喜君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○西村尚武君(続) 第3種漁港である牛深漁港で申請を行い、令和5年3月8日に、海業振興モデル地区に選定されました。

海業振興モデル地区に選定された牛深漁港地域について、海業の振興やにぎわいの創出などに向けた振興計画の策定作業が、実のあるものとしてしっかり前に進むよう、県としても、様々な角度から今後有益となり得る支援や助言等をいただきますよう、ここに要望するものです。どうぞよろしく願いいたします。

これで用意いたしました質問と要望は以上でございます。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(内野幸喜君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明9日及び10日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る11日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時8分散会



**第 5 号**

**(12月11日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第5号

令和5年12月11日(月曜日)

議事日程 第5号

令和5年12月11日(月曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第47号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)
- 知事提出議案の上程(第48号から第56号まで)  
質疑
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第56号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第57号)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(48人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君

- 杉 嶋 ミ カ さん
- 立 山 大 二 朗 君
- 斎 藤 陽 子 さん
- 堤 泰 之 君
- 南 部 隼 平 君
- 本 田 雄 三 君
- 岩 田 智 子 君
- 前 田 敬 介 君
- 坂 梨 剛 昭 君
- 荒 川 知 章 君
- 城 戸 淳 君
- 西 村 尚 武 君
- 池 永 幸 生 君
- 竹 崎 和 虎 君
- 吉 田 孝 平 君
- 中 村 亮 彦 君
- 高 島 和 男 君
- 末 松 直 洋 君
- 前 田 憲 秀 君
- 松 村 秀 逸 君
- 岩 本 浩 治 君
- 西 山 宗 孝 君
- 河 津 修 司 君
- 楠 本 千 秋 君
- 橋 口 海 平 君
- 増 永 慎 一 郎 君
- 高 木 健 次 君
- 高 野 洋 介 君
- 内 野 幸 喜 君
- 山 口 裕 君
- 岩 中 伸 司 君
- 城 下 広 作 君



西 聖 一 君  
 鎌 田 聡 君  
 淵 上 陽 一 君  
 坂 田 孝 志 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

欠席議員氏名(1人)

緒 方 勇 二 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
 副 知 事 田 嶋 徹 君  
 副 知 事 木 村 敬 君  
 知事公室長 内 田 清 之 君  
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
 企画振興部長 富 永 隼 行 君  
 理 事 小 金 丸 健 君  
 企画振興部  
 球磨川流域  
 復興局長 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
 環境生活部長 小 原 雅 之 君  
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
 観光戦略部長 原 山 明 博 君  
 農林水産部長 千 田 真 寿 君  
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
 会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
 企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
 病 院 事 業 者  
 管 理 者 竹 内 信 義 君  
 教 育 長 白 石 伸 一 君  
 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君

人事委員会 出 田 孝 一 君  
 委員 長  
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
 兼 総 務 課 長  
 議 事 課 長 富 田 博 英  
 審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
 議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、8日に引き続き一般質問を行います。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕(拍手)

○斎藤陽子さん 皆様、おはようございます。菊池郡選出・自由民主党の斎藤陽子でございます。これまで議員としての経験もない私が、今回、県議会議員として初めて一般質問をさせていただきます。不慣れな中、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、精いっぱい努めてまいりますので、最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

新大空港構想の交通ネットワークについて質問させていただきます。

これまで、阿蘇くまもと空港を創造的復興のシンボルと位置づけ進められてきた大空港構想ですが、このたび、新たに新大空港構想が発表されました。

現在、県内の各所で事業の拡大や新規企業の進出などが進む中、空港機能のさらなる強化と企業

集積に伴うまちづくりに取り組むとのことで、大変期待をしています。

先日、県議会の高速交通ネットワーク特別委員会において、台湾に実際に視察に行かせていただきました。

現在、熊本空港と台湾を結ぶ飛行機を就航しているスターラックス社とチャイナエアラインにおいて、現状を聞かせていただいたところ、熊本―台北線の現在の利用率は80%から90%で、とても人気がある路線であるとのこと。利用者のうちの約7割が観光で、3割がビジネスとなっております。観光目的で多くの方に利用していただいている現状です。さらに、観光に加え、ゴルフやスポーツ、物流などの新たなニーズにも期待を寄せる声をいただいた一方で、熊本空港に到着してからの交通アクセスの問題、また、県内につながるアクセスの改善を求める御意見をいただきました。

12月3日から、チャイナエアラインでは、週2往復から週4往復に増便されており、チャイナエアライン、スターラックス航空と合わせて、熊本―台北線は週に11往復となりました。

今後、2024年12月には、TSMC第1工場の稼働開始、関連企業の進出、ホテルも複数開業が予定されており、空港周辺ではますますの混雑が予想されます。

現状において、既に空港周辺では、交通渋滞、駐車場不足、タクシー不足など、課題が山積しており、空港を中心とした交通ネットワークの充実には、早急に取り組んでいかなければならないと考えます。

空港の利用者は、ビジネス、観光、そのほか様々な目的であり、多様なニーズに対応できる交通ネットワークの充実を早急を実現していくことで、空港機能の強化を図ることや地域のにぎわいづくりにも直結していくものと考えます。

そこで質問です。

新大空港構想の中でも最も重要である観光も含めた交通ネットワークの構築をどのようにして実現していかれるのか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 今後、県内で増加が見込まれるインバウンドやTSMC進出に伴うビジネス客への対応のためには、議員御指摘のとおり、空港を中心とした交通ネットワークを充実させる必要があると認識しています。

特に、自家用車を使用しない観光客等の移動手段確保のため、公共交通の充実を図ることが重要です。

現在、阿蘇くまもと空港と熊本市中心部のアクセス手段として、空港リムジンバスが運行されています。利用者の増に伴う増便や特別快速便の運行など、空港へのアクセスの利便性向上を図る取組を進めております。

また、JR豊肥本線と連携したアクセス手段として、県では、町や空港運営会社等とともに、肥後大津駅と阿蘇くまもと空港を無料で結ぶ空港ライナーを運行しています。今年度は、月平均1万人を超える方に利用いただき、自家用車によらない空港アクセス手段の一つとして定着しています。

一方で、空港から県内各地の観光地へのアクセスについては、阿蘇などの主要な観光地へ、バスなどの公共交通によるアクセス手段はあるものの、観光客の多様な移動ニーズに対応するためには、さらなる充実が必要と考えております。

そのために、引き続き、運転士不足などの交通事業者が抱える課題の解決を後押しし、公共交通で観光地を周遊できる環境など、持続可能な公共交通の構築を目指した取組を推進してまいりま

す。

現在の九州の他空港の状況を見ますと、地下鉄を軸としている福岡空港、高速道路に隣接する鹿児島空港など、空港へのアクセスにはそれぞれの特徴があると考えています。

阿蘇くまもと空港は、九州の中心に位置し、市街地と観光地の両方に直接アクセスが可能な利点を生かし、自動車と公共交通のベストミックスにより、その利便性を高め、九州のセントラル空港としての拠点性を強化することが重要です。

県としては、空港アクセス鉄道や道路交通網の整備と併せ、既存の公共交通の機能強化を図り、様々なニーズに対応した多様な交通手段の選択が可能となる交通ネットワークづくりを目指してまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

**○斎藤陽子さん** 企画振興部長より、空港を中心とした交通ネットワークの充実は大きな課題であり、利便性の高い九州のセントラル空港としての拠点性が重要であるという御認識の下、多様なニーズに対応できる交通ネットワークづくりを目指すとの御答弁をいただきました。

先日、蒲島知事は、高木議員からの空港アクセスの質問に対し、より具体的な阿蘇くまもと空港周辺の未来像を語られました。私も議場から知事のお言葉を聞いており、頭の中で想像しながら、わくわくした気持ちで聞いておりました。

熊本の空の玄関である阿蘇くまもと空港、その周辺の未来像については、地域の皆様のみならず、県民の皆様が最も注目する熊本の未来像であると思います。空港を中心とし、ビジネス、観光、通学、生活など、多様なニーズに対応する交通ネットワークの構築は、空港を利用する皆様はもとより、県民の皆様の生活の質の向上や県経済の活性化にも貢献するものだと考えます。

しかし、新大空港構想の実現には時間を要します。長期的取組を進める上でも、常に変化している細かい課題にもしっかりと向き合っていただきたいと思います。

質問でも申し上げましたが、大津町では、新規ホテルの建設が複数予定されております。例えば、インターネットの宿泊予約サイトで宿泊地を選ぶために検索しようとする、大津町、菊陽町、益城町などは、検索エリアが不明瞭で分かりにくく、空港からの交通アクセス手段も、便利とはとても思えないような案内となっています。

ぜひ、空港利用者の視点、これから熊本にお越しになる皆様の視点、空港周辺や熊本県内でお客様をお迎えしようと準備をしてくださっている皆様の視点で、幅広い意味での交通ネットワークづくりに期待を申し上げたいと思います。企画振興部長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

地下水保全について御質問いたします。

先日、TSMCが熊本県内に3つ目の工場建設を検討していることがニュースになりました。

この第3工場は、最先端の半導体の生産を視野に入れておられるとのことで、これらの半導体産業の集積が進めば、今後、さらに多くの関連企業が、菊池郡周辺、さらには県内全体に進出することが予想されます。

100年に1度とも言われているこのビッグチャンスである一方、県民の多くの皆様が心配をし、関心を寄せているのが、地下水保全、環境保全の問題であります。

県内では、井戸水から発がん性のおそれが指摘されるPFOS及びPFOAなどの有機フッ素化合物が検出され、住民に不安が広がっているという報道もあっています。地表からの浸透だけではなく、地下の水脈を通じて広がる可能性もあるよ

うですが、県民の安全、安心のためには、河川水や地下水を対象とした定期的な水質調査がこれから必要不可欠と思われま

す。このような中、減少が心配される地下水を地域ぐるみで育もうと、大津町では新たに、冬場の田んぼに水を張って地下水を蓄える冬期湛水に取り組む活動も始まりました。

農業を守り、水を守るという認識の下、これまで以上に地下水保全、環境保全に取り組んでいかなければならないという地域の取組は、非常に意義深いものがあります。

地下水保全の観点から、安全な水質の問題、それから地下水の量の問題、共に注意深く監視を続けることが必要と考えます。

そこで質問です。

地下水保全、環境保全の必要性がより一層高まる中で、熊本の地下水を守り生かすためには、新たな地下水の涵養に取り組み、涵養量と採取量を調整することが重要だと思われま

すが、今後どのようにして涵養を促し、涵養量を増大させていくのか、お尋ねします。また、仮に水質が基準値を外れた場合に、具体的にどのように対応されるのか。

以上、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、地下水涵養への県の取組についてお答えいたします。

熊本地域の地下水は、地下水をたたえる地域特有の地質と農業の営みなどによって育まれてきました。

平成16年度からは、地下水を保全するため、白川中流域等で人工的な地下水涵養が開始されましたが、田んぼに水を張る湛水事業には、地元の団体や農家の協力が不可欠です。

そのため、J A S Mの取水量に見合う地下水涵

養の実現に向け、本年5月に、J A S M、県、菊陽町、水田湛水に取り組む2団体で、地下水涵養の推進に関する協定を締結いたしました。

現在、この協定を基に、地下水涵養を行う面積や期間の拡大、稲作の生産拡大などについて、農業団体や地元の農家を交えて検討を重ねています。

その成果の一つとして、大津町瀬田地区において、冬期湛水事業が11月から開始されました。水を通しやすい水田が広がる白川中流域においては初めての取組であり、年間100万トンを超える涵養が実現される見通しです。

この瀬田地区の冬期湛水事業をモデルとして、課題や対策を地元の方々と共有し、さらに、他の地区にも涵養の取組が広がるよう、関係者と連携し、取り組んでまいります。

さらに、工業用地や宅地等における雨水浸透ますや雨庭、浸透性の調整池の設置など、様々な対策を検討し、涵養量の増大を図ってまいります。

次に、水質が基準を超える場合の対応についてお答えいたします。

地下水の水質が法令で定める環境基準を超過した場合は、市町村と連携し、住民に飲用を控えるよう周知徹底を図るとともに、必要に応じ、汚染範囲を把握するための追加調査を速やかに行います。

また、有機フッ素化合物であるP F O S及びP F O Aについては、その健康影響が十分把握されていないため、国において、暫定的な指針値50ナノグラム・パー・リットルが定められています。この指針値を超える場合は、国の手引に沿った同様の対応を速やかに行います。

これらに加えて、規制外の金属類や化学物質についても、8月から水質に関する環境モニタリングを実施しています。このことにより、新たな工







し、スポーツを活用して自然災害やコロナ禍で落ち込んだ経済を回復させ、地域振興につなげるため、熊本県スポーツツーリズム推進戦略、くまもつと旅×スポーツ推進戦略が策定されました。

さらに、令和4年1月17日、スポーツを通じた観光や交流人口の拡大を推進する官民組織として、くまもつと旅スポコミッションを設立し、熊本の雄大な自然、温泉や豊かな食などの観光資源と各地で実施されている様々なスポーツの取組などを組み合わせた観光色の強いスポーツツーリズムを推進し、計画の実現に向けて取り組んでおられます。

このような中、皆様御承知のとおり、本年7月15日に、リポビタンDチャレンジカップ2023日本代表対オールブラックス・フィフティーン戦、10月には、第1回マイナビツール・ド・九州2023が阿蘇地域で開催されました。また、11月には、世界バドミントン連盟の国際大会、スーパー500、熊本マスタースジャパンが開催されるなど、まさしくラグビーワールドカップ日本大会開催等におけるレガシーの持続的な継承に取り組まれており、今後のスポーツコミッションのさらなる活性化を期待するところでもあります。

そこで質問です。

熊本県スポーツツーリズム推進戦略、くまもつと旅×スポーツ推進戦略は、本年度までの計画となっておりますが、これまでの3年間の戦略の成果と課題についてどのように考えておられるのか、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) スポーツツーリズム推進戦略の成果と課題についてお答えします。

県では、令和3年11月に策定したスポーツツーリズム推進戦略において、集客力のある大規模スポーツ大会の誘致、体験型プログラムの開発、地

域スポーツの掘り起こしを基本方針に掲げ、これまで様々な取組を進めてまいりました。

この推進戦略の策定時はコロナ禍でありましたが、ポストコロナを見据え、まず、大規模スポーツ大会の誘致に積極的に取り組みました。

その結果、議員御紹介のとおり、本年7月のラグビー日本代表国際試合、10月のツール・ド・九州、そして11月の国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンと、3つの国際スポーツ大会を誘致し、開催を実現することができました。

これらの大会は、選手たちの一流のプレーが多く、多くの県民に感動と勇気を与えるとともに、国内外から合わせて約6万人の観戦者が訪れ、宿泊や飲食、交通など、県内に経済効果をもたらしました。また、おおむね円滑な運営ができたことで、今後の大会誘致に向けての自信にもつながりました。

国際スポーツ大会の開催は、この推進戦略における最も大きな成果と考えています。

また、体験型プログラムの開発では、地域の観光協会やガイドなどと連携し、南阿蘇村の農村を巡るサイクリング商品や球磨川でSUPとテントサウナを楽しむ商品などの開発を進め、ウェブサイトなどで販売を開始しました。

さらに、地域スポーツの掘り起こしでは、市町村や地域のスポーツコミッションとスポーツ合宿誘致等に向けた意見交換を行うとともに、県内各地域で開催されるスポーツ大会やイベント、スポーツ施設等の情報を取りまとめ、ホームページ等で広く発信しました。

一方、主な課題としては、大規模大会向けに造成した観戦ツアーや体験型プログラム商品の販売実績が少ないこと、地域のスポーツ大会等を訪れた選手や観戦者が観光周遊等も楽しめる受入れ体制が十分でないことなどが挙げられます。

このため、旅行会社や市町村、地域のスポーツコミッションなど、関係機関と協議、検討を進め、地域経済への波及効果が一層高まるよう取組を進めてまいります。

今後とも、本県の強みである雄大な自然や温泉、食などを生かした熊本らしいスポーツツーリズムの確立を目指してまいります。

[斎藤陽子さん登壇]

○斎藤陽子さん 観光戦略部長より御答弁をいただきました。

平成27年にスポーツ庁が設立され、第2期スポーツ基本計画においては、2021年度までに、全国に170か所地域にスポーツコミッションを立ち上げることが目標に掲げられました。

この国の方向性に合わせて、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びようこそくまもと観光立県推進計画を踏まえるとともに、第2期熊本県スポーツ推進計画と連携を図り、スポーツによる地域活性化を目指し、このスポーツツーリズム推進戦略が作成されたものと思います。

部長に御答弁をいただいた大規模スポーツの誘致、体験型プログラムの開発、地域スポーツの掘り起こし、この3つの基本方針にて取り組まれてこられた成果は、これまでテレビの中の遠い存在であったスポーツ国際大会を、県民の皆様、特に子供たちが間近でトップスポーツに触れるよい機会となり、併せて大きな経済効果につながったものと思います。

一方で、課題についてですが、大会誘致、プログラム開発、地域スポーツの掘り起こしの3つの柱に加えていただきたいのが、マネジメント、ディレクション機能です。

大会の企画、運営だけではなく、観客動員、宿泊、食事、交通、観光、そして災害などのリスクマネジメントや誘致活動も含め、総括して全体の

進行管理を行う機能が必要であると考えます。

現状では、各サービスのそれぞれに担当窓口があるため、受益者がなかなか必要な情報やサービスにたどり着いていない現状もあるかと思えます。

菊陽町には、新しい体育館もでき、合志市、益城町、西原村、大津町と県民運動公園周辺地域には、体育館などのスポーツ施設が充実しています。ディレクション業務が機能することで、各地域資源を活用した取組も可能であり、そのディレクション機能こそが、官民組織のくまもつと旅スポコミッションと言えるのではないのでしょうか。

将来実現するであろうスタジアムやアリーナを持続的に運営していくためにも、ディレクション機能の充実についても、ぜひ御検討いただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現について質問をさせていただきます。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現という視点で、まず最初に、不登校問題について質問いたします。

2016年の熊本地震、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大というこれまで誰も経験したことのない危機に直面し、学校はもちろん、社会全体が混乱し、私たちの生活は大きく変化しました。

熊本地震のあった4月に小学1年生だった子供たちは、現在中学2年生になっているのではないのでしょうか。この間、これまで当たり前だった全てのことが大きく変化しており、子供たちにとっては、制限の多い窮屈な環境だったと思います。

今年の5月に新型コロナウイルスが2類から5類に移行し、通常の生活に戻るかのように思われましたが、これまでの混乱の影響は大きく、子供

たちが抱えている課題は、より一層深刻化していると感じています。

先日の新聞報道で、熊本県内の小中学校と高校で、昨年度不登校だった児童や生徒の数が6,130人に上り、過去15年で最も多かったという記事が掲載されました。この6,130人というのは、あくまで文部科学省が規定とする不登校に当てはまる人数であり、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒の出現率は、全国で4番目に多いということです。

また、いじめの認知件数は6,033件で、前の年度より724件増えたほか、児童生徒同士のけんかなどの暴力行為は519件で、前の年度より245件増加したというように、子供を取り巻く環境は深刻な状況であり、早急な対応が必要であると思えます。

今回、前田敬介先生からも質問がありましたとおり、義務教育である小中学校では、子供たちの多様なニーズの受皿として、市町村において小中学校の実情に合った様々な取組が進んでいるようであります。

子供たちの学びの保障として、中学校までに自立して生きていくための基礎を養い、高校では社会に出ていくために必要な能力を養うため、特に、高校は、定められた単位を取得する必要がありますが、出席日数が足りないと進級や卒業ができず、退学につながる場合も多くあります。

様々な問題を抱えている子供たちの学びの機会を少しでも広げ、社会とつなげていくためにも、学校には大きな役割があるのではないのでしょうか。

特に、高校は社会につながる重要な教育機関であるという認識の下、県立高校の果たす役割や取組には大いに期待しています。

そこで質問です。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現のために、県内の不登校の現状についてどのように考えるのか、今後の県立高校の不登校対策についてどのように取り組んでいくのか。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、不登校の現状に対する認識についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒数は、全国同様、本県でも増加しています。

令和4年度の調査によると、県内の小中学校においては10年連続で増加し、それまで3年連続で減少していた高校においても増加に転じており、生徒指導上の喫緊の課題であると考えています。

不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因を的確に把握するとともに、学校や家庭、関係機関で情報を共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応が必要です。

また、支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が自ら進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指す必要があることや、不登校が学業の遅れ、進路選択上の不利益などにならないようにすることに留意しなければなりません。

そのようなことから、県教育委員会としては、関係機関と連携して、在籍児童生徒の心身の健康状況、学習状況等を把握し、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要と考えています。

次に、県立高校の不登校対策についてお答えいたします。

高校は、実社会への出口にもなりますので、社会的自立を目指していけるよう支援することが重要であると考えています。

具体的な不登校対策として、入学直後から充実した支援が実施できるよう、中学校から申し送られた新入生全員の情報を丁寧に確認しています。出身中学校へ高校職員が出向いて、より詳細な情報を聞き取る場合もあります。また、定期の家庭訪問だけでなく、生徒の心身の不調が見られた際にも早期に家庭訪問を実施し、家庭との連携を図っています。

登校が困難になった生徒に対しては、教室とオンラインで接続した別室での登校を促すとともに、関係機関やスクールカウンセラー等の専門家とも連携しつつ、不登校支援会議を開催するなど、教室復帰を目指す取組を行っています。

これらの取組の成果もあり、今年度の県立高校1年生のうち、中学3年次不登校だった生徒の約7割は、高校入学後、登校できるようになっています。

今後も、誰一人取り残さない学びの保障を目指し、生徒一人一人に寄り添った不登校対策を推進してまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

**○斎藤陽子さん** 教育長より、高校は特に実社会への出口にもなるので、より重要であるとのお考えの下、県立高校においては、関係機関と連携し、一人一人に寄り添った対応に取り組んでおられるとの御回答をいただきました。

子供たちの心身の不調に早期に対応するための取組として、ソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携は非常に重要だと思いますが、現在は、なかなかカウンセリングの予約が取れない、場合によっては3か月先になることもあると聞いています。この専門家へのつなぎの間こそ一番重要であり、手だてが必要な期間だと思います。

不調を訴える生徒を一人残して、家族が仕事に

出かけたり外出をしなければならない状況は、生徒だけではなく、御家族の心身の健康を害することにもつながります。

支援を必要としている生徒が孤立していかないように、早急に対応ができるよう、環境の整備をぜひお願いいたします。

また、私は、教育警察常任委員会に所属しており、先日、委員会の管外視察で、札幌市の夜間中学校、星友館中学校を視察させていただきました。

そこでは、10代から80代までの生徒が、それぞれのカリキュラムに合わせて学びを進めることができるシステムを構築されており、とても斬新な中学校の姿を拝見させていただきました。そこに通う生徒の中には、昼間はアルバイトをして、夜間中学校に通いながら通信制高校にも同時に所属している、いわゆるダブルスクールで学んでいる生徒もいました。

いよいよ熊本においても、来年4月から、夜間中学校、ゆうあい中学校が開校します。ぜひ、誰一人取り残さない学びの保障を実現するために、なるべく制限を除外し、生徒一人一人に寄り添った取組が実現しますようお願いしたいと思います。教育長、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

部活動の地域移行についてお尋ねいたします。

この課題については、今回、西村先生が質問されまして、現在の県の取組についての御説明はいただいたところでもありますので、違うところで質問をさせていただきます。

熊本県では、令和元年に、小学校の部活動が地域に移行されました。当時は社会体育と言っておりましたが、現在は、社会体育ではなく、地域移行の取組になっておりますので、今回の質問では地域移行とさせていただき、質問をさせていただ



きます。

現在、小学校部活動の地域移行から5年が経過していますが、県内の様々な地域の皆様から、既に地域に移行されている小学生の地域スポーツに関する課題として、やりたいスポーツ種目の教室が近くにない、指導者がいない、活動場所の確保が難しい、送迎が大きな負担になっている、教室が始まる時間が遅い、クラブチームに入り、練習時間、練習日が増大し、親の負担が大きくなった、文化部は、まだ移行ができていない部活もあるなどの課題に加え、これまで、学校部活動では、支援クラスの子供も部活動に参加できていたが、地域には受皿がなく、とても困っているというような声が上がっています。

これまで見えていなかった様々な課題、子供たちの困り事があるのではないかと思います。

そこで、1点目の質問です。

中学校部活動の地域移行を進める上で、小学校の移行は終わったことではなく、移行後の現状についても注視する必要があり、小学校部活動の地域移行のその後の現状の把握が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、先日ありました部活動に関する市町村アンケート調査の結果からは、指導者の確保が課題であることから、指導者バンクをつくり、登録を増やしていくとのことでありました。

熊本県では、小学校の部活動地域移行の際、平成28年に指導者バンクを創設したように思います。しかし、指導者は思うように集まらず、活用が難しかったように思います。

今後、新しく取り組まれるということですが、中学校部活動地域移行の他県の先進事例として、岐阜県では、子供たちや保護者に直接アンケートを実施し、どのようなスポーツをしたいのかなどの調査結果を基に、指導者の資質や資格を明確に

して指導者を募集し、子供たちとのマッチングができるように準備を進めておられます。

さらに、現在、こども家庭庁において、子供と接する職業に就く際に、性犯罪歴がないことの証明を求める新たな仕組みである日本版DBS制度の導入が検討されています。

県内においても、子供を性被害から守るためのこの制度の導入を当然検討すべき事項であり、指導者バンクの活用については、まだまだ協議が必要であると考えます。

そこで、質問の2点目です。

このことを踏まえて、中学校の部活動の地域移行に係る地域の受皿づくりをどのように進めていくのか。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、小学校部活動の社会体育移行後の現状についてお答えいたします。

本県では、平成30年度末までに、小学校の運動部活動を社会体育に移行いたしました。その際、多くの市町村において、総合型地域スポーツクラブが、その受皿となりました。

当時、熊本市を除き、運動部活動に入っている児童は約9,000人おり、総合型地域スポーツクラブに加入する児童数は、移行前の平成29年度は約3,900人でしたが、令和3年度には約8,400人に増加しています。

また、小学校部活動の社会体育移行後の成果については、学校、学年、男女の枠を超えた児童の交流の活発化や低学年の子供のスポーツへの参加、文化芸術活動への体験機会の増加などが挙げられます。

一方、議員御指摘のとおり、地域によって指導者が不足していることや参加できる活動が限られること、活動場所の確保が難しいことなどの課題



があることも事実でございます。

そのため、県教育委員会では、市町村を訪問するなどして、社会体育移行後の状況を把握するとともに、地域における課題の解決に向けて、新たな指導者確保のための研修会などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、市町村と課題を共有しながら、子供たちがスポーツや文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、中学校部活動の休日の地域移行に係る受皿づくりについてお答えいたします。

地域移行を進めるに当たって、最も重要な役割を担うのが、地域の受皿の存在です。その受皿としては、総合型地域スポーツクラブをはじめ、地域自治体、スポーツ少年団、地域にある既存の文化芸術クラブなどを想定しています。

県教育委員会では、本年8月に、有識者やスポーツ・文化関係団体等から成る推進協議会を設置し、地域において課題となっている受皿の整備や指導者の確保、指導者等の登録基準などについても検討を行っているところでございます。

今後、小学校部活動移行の現状なども踏まえながら、子供たちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を持続的に確保できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

**○斎藤陽子さん** 教育長より御答弁をいただきました。

この部活動の地域移行の問題は、多くの皆様に関心を寄せる子供たちにとって重要な問題であると思っています。

まず、小学校部活動の地域移行後について、各市町村の担当者に意見を聞いているということは、小学校部活動の地域移行後の状況に課題があり、引き続き注視が必要であるという御認識であ

ると理解をいたしました。

今後、決して放置することのできないこの課題の解決に取り組んでいくためにも、県には、市町村としっかり連携協力し、ぜひ子供たちの声や地域の声にも耳を傾けて取り組んでいただきたいと思っております。

また、中学校部活動の移行については、受皿として、総合型スポーツクラブをはじめ、地域自治体、スポーツ少年団、地域にある既存の文化芸術クラブなどを想定するとのことですが、これは国の方針に書いてあるとおりのことでもあります。そういう方法もあるという広い視野を持ちながら考えていくべきだと思いますし、中学校の部活動移行は、一体誰のためにやるのかという本質が忘れられているように思います。その答えは、ぜひ、推進協議会を立ち上げられたとのことですので、皆様に協議をしていただきながら考えていただくことに加えて、当事者である子供たちの声も聴きながら向き合っていただきたいと思っております。

私がこれまで長年地域スポーツに携わってきた経験から御意見を申し上げるならば、文化部を含めた部活動の地域移行は、子供たちにとって、今よりもっとよくなっていくという前提で、多様なニーズに応える地域の環境を整えていくことだと思います。目の前の子供たちが幸せになることで、大人も幸せになり、地域もよりよくなっていくのだと考えます。

引き続き、部活動の地域移行の問題は、子供たちに関わる全てのことに関係する問題であり、学校や地域だけでなく、社会全体の課題として捉え、誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現に向けて、白石教育長、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

かなり早くなってしまったんですけども、初めての経験ですので、ちょっと早口で聞きにくか

ったかなと思って申し訳ございません。まだ新人ですので、プラスアルファで考えて言うことはできませんけれども、私なりに精いっぱい取り組ませていただきました。

以上をもちまして、全ての質問が終了いたしました。

現在、少子高齢化、人材不足などの課題に加え、さらに、物価高騰により生活に不安を抱える声も大きく、明るい未来が想像しにくい状況にあるかと思えます。

そんな中、私のふるさとである菊池郡では、TSMCの進出により、大きな変化を迎える千載一遇のビッグチャンスと言われる中、政治経験もない私を、地域の皆様が県議として選んでくださいました。そこには、これまでなかなか届いていなかった子供たちの声、女性の声、様々な現場の声を県政に届けてほしいという強い思いを地域の皆様に託していただいたものだと受け止めています。

今後も、地域の皆様、県民の皆様とのつながりを大切にしながら、全身全霊取り組んでまいりたいと思います。

恐れていたブザーを一度も聞くことがなく、ここまで来てしましまして、これまでの先生方の中で、ブザーを聞くたびに心拍数が最高に上がっておりましたけれども、私はブザーを聞かずに終了することになりました。

引き続き、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

時間が余って申し訳ございませんでした。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時開議

○議長(瀧上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕(拍手)

○西山宗孝君 皆さん、こんにちは。宇土市選出・自由民主党・西山宗孝でございます。

今年春先より、コロナも5類へと移行され、県内も地域の行事など復活し、地域経済も活況を増しているところであります。中でも、スポーツ、声出し応援もできなかった中で、いよいよ声出し応援、これらの規制もなく、高校野球をはじめ多くのスポーツが活況をなしてまいりました。

私もスポーツ観戦大好きでありまして、バスケット、それからラグビー、野球と、声出し応援に、今年は特に甲子園で母校が出ましたので、応援に駆けつけました。

スポーツといいますと、我々県民も国民も非常に元気をいただくということで、皆さんも少しずつ元気になられたと思います。中でも、大谷選手、やってくれました。10年間契約で1,000億円、日本円にして。1年でどれぐらいだとか、昨日、いろいろ家族で話し合っておりましたけれども、とてもじゃないけど想像もつかないような金額で、すごいなと思いました。これも、やっぱり国民あるいはこれからスポーツなりをする若者にも元気を与えてくれると思っております。

我が熊本出身の村上選手も、また後を追って近い将来はメジャーリーグに行ってくれるんじゃないかと期待しております。村上宗隆選手を私も引き続き応援していきたいと思っております。

その一方で、この10月27日には、全国町村会会長で、10期36年にわたり嘉島町長を務められました荒木泰臣前町長がお亡くなりになりました。

数々の御功績については、皆様も御承知のとおりです。

私にとりましては、東海学園の高校、大学の先輩ということもあり、政治家になる前から、長きにわたり、公私ともに御指導を賜りました。冷静沈着の中にも、押しの強い方であったと思います。ここに、改めて哀悼の誠をささげ、心からの御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日で9回目の質問の機会をいただきました。5月の改選以降、議会、常任委員会、特別委員会の管内外の視察をはじめ、自民党の各部会や議員連盟などを通して、たくさんの政策課題にも触れることができました。一方で、地元からも、県政あるいは国政に関わる多くの声もいただいています。限られた項目となりますけれども、時間いっぱい質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、熊本都市圏の防災を支える体制の強化についてお尋ねをいたします。

先般、県庁新館に整備された新防災センターを訪れ、改めて見学と説明をいただいたところですが、1階の展示資料室では、多くの見学者を前に、担当職員から、県の大規模災害の歴史や県民一人一人ができる災害対策などについて丁寧な説明などもあっており、参加者の皆様の間では、さらに防災の認識が高まっておられるように感じました。引き続き、幅広い県民への啓発を期待するところです。

この新防災センターの整備に合わせて、昨年8月に、新たな九州を支える広域防災拠点構想を取りまとめられたところですが、本県は、九州の中央に位置するという地理的優位性に加えて、熊本地震や令和2年7月の豪雨という未曾有の災害を経験したことも相まって、ますます九州の防災拠点としての役割を担うにふさわしい県で

あるとの認識が、県内外に広がっている状況にあると思います。

九州の防災拠点として熊本県が担う機能として掲げられている緊急時のプッシュ方式による支援物資の物流がますます円滑化されていくためには、集積拠点施設やサポート基地などの支援体制を、今後充実強化していく必要があります。平時にこそ有事を想定した十分な準備や対応が求められており、いざというときに備えたハード、ソフト両面の充実を、今こそ図っていく必要があります。

九州を支える広域防災拠点構想の中において、支援物資の集積拠点整備の強化に資する補完施設として、物資集積拠点のさらなる拡充が課題と上げられております。また、県内全エリアへの拡充の必要性が述べられております。

今後、九州を支える広域防災拠点構想を推進していく上で、熊本県内の支援機能強化を図ることは喫緊の課題であり、県防災計画などを振り返り、実態に沿った見直しや肉づけを進め、日常的に防災学習や防災訓練のできるようなフィールドとなり得る防災公園の設置に向けた検討も、併せて進めていく必要があるのではないのでしょうか。

私は、令和3年2月定例会の一般質問におきまして、県政における宇土地域の振興について知事にお尋ねをした際、知事からは、現段階では広域的な防災公園のような施設整備を目指す構想はないとしつつも、県全体の発展のために重要な地域であるとの認識を明らかにされ、さらに、強みである宇土市の拠点性を生かした取組について、地元としっかりと連携しながら進めてまいりますという御答弁をいただいております。

宇土市は、さきの熊本地震の際、被災地としてプッシュ方式により国や県内外からたくさんの支

援物資をいただきました。その経験、反省を基に、発災初期の支援、その後の支援の在り方を学び、令和2年の県南豪雨の際には、宇土市のボランティア団体では、県内外から届く多くの支援物資を届けるための支援拠点を宇土市に設け、被災地が望む必要物資や、あるいはこれを仕分けして送る流れをつくり、被災地側からの多様なニーズに応えることを実証、確認をされました。

熊本都市圏北部には、菊陽町防災公園をはじめとした広域の大規模の運動公園等々も周辺に集積しておりますが、災害時における物理的な支援拠点の整備としては、都市圏の南部を支える、あるいは都市圏の北部に、両方、こういった支援基地の充実が必要ではないかと思えます。

特に、都市圏南部におきましては、都市圏の周辺部、宇土市辺りには、そういった広域的な規模の大きいものはありませんので、ぜひとも県南、県北にこういった機能を集積していただければと思っております。

防災公園に対する認識や防災機能強化の必要性について、知事公室長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨等の大規模災害の経験を生かし、県内の防災体制のさらなる強化を進めるとともに、日本の災害に対する安全保障に貢献するため、九州を支える広域防災拠点構想の取組を進めているところでございます。

まず、議員御指摘の緊急時のプッシュ方式による支援物資の供給体制につきましては、同構想に基づき、グランメッセ熊本を集積拠点とし、そこから県内の各避難所や他県が指定する場所等に迅速かつ効率的に支援物資を届ける計画としており、輸送用のヘリポートの整備やトラック輸送等流通事業者との協定の締結などに取り組んでおり

ます。

さらに、災害の発生地域や状況に応じて、県内各地域に機動的に物資搬送が行えるよう、県との協定に基づく県内11か所のJA選果場等のほか、宇土アリーナなど市町村が指定する73か所の施設をグランメッセ熊本の補完拠点として活用することとしております。

議員御質問の熊本都市圏におきましても、この補完拠点を活用した災害対応訓練を実施しており、本年10月の県総合防災訓練では、宇城市にある県博物館ネットワークセンターを活用して、緊急物資輸送訓練等を行ったところでございます。

また、防災学習機能につきましても、本県の回廊型震災ミュージアムにも位置づけられている県防災センター展示・学習室や宇土市役所新庁舎などがあり、災害の経験や教訓、自助、共助等を学ぶ場として、既に多くの県民、市民の皆様にご利用をいただいているところです。

さらに、議員御紹介の菊陽町の取組のように、新たに市町村において、自助、共助、公助の視点から、防災公園等の拠点整備が進められています。

県としては、市町村の取組とも十分連携をしながら、人口や都市機能が集積する熊本都市圏の防災機能の強化を図っていくことが必要だと考えております。

加えて、現在、本県においては、南海トラフ地震の発生や国民保護法に基づく他県からの避難住民の受入れなど、危機管理上の新たな課題への対応も求められており、これまでも増して、広域的な視点での防災機能の強化が必要になるものと認識しております。

来年1月には、国及び鹿児島県と共同で、県内市町村への避難住民の受入れを想定した国民保護に関する訓練を実施することとしております。



これらの訓練結果等を十分に検証し、熊本都市圏を含めた県内の危機管理対応力を高めるとともに、引き続き、本県が九州の広域防災拠点としての役割を果たせるよう、必要となる防災施設の整備や機能の強化につきましても、関係市町村ともしっかりと連携しながら検討を進めてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 今朝もニュースで聞かれた方もいらっしゃると思いますけれども、国からの発信で、ミサイル攻撃に備えた避難の在り方についての――八代市にそういった避難受入れ体制をつくるべきであるかどうかということで、まあ国からの発信でありましたので、今朝県の方にも聞いたんですけれども、まだ具体的に八代市にするとかどこどこにするとかということではなくて、県内ではそういった拠点も含めてこれから整備をしていかなければならない、これは有事に備えてということですので、災害等全般も含めたところになるかと思えます。

本県が九州の広域防災拠点として、その機能を十分に発揮していくためには、熊本都市圏の防災機能の強化という足元の取組が大変重要であると、先ほどの公室長の答弁でお伺いいたしました。

答弁にあった国民保護に関する訓練の結果を検証して、都市圏を含めた災害対応力を高めるため、必要となる防災施設の整備や機能の強化について検討を進めると伺いました。

県北を含む熊本都市圏の機能をさらに強化するためには、平時より県民の防災教育をフィールドにおいても常時体験できる、あるいは県民のこういった防災意識を高めるためには、通常の訓練だけではなくて、この防災公園なるものの存在が非常に私は重要であると思っておりますし、また、

全国にも、国あるいは地方において、そういったフィールドによる防災公園の整備も実例としてっております。ぜひとも必要でありますので、そういった機能の強化の中でも、こういった防災公園等々についても御検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問になりますけれども、熊本観光の魅力創出と宿泊税の導入についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、今年5月、2類から5類に変更されました。これを受けて、全国的に観光需要も大きく回復し、コロナ禍以前の水準にほぼ回復している状況であります。外国からの観光客数も回復しつつあります。

観光地の保全目的や観光振興に係る基盤整備経費の財源とするための宿泊税導入の検討も全国各地で始まっておりますし、既に導入している自治体も多くあります。

熊本市では、令和5年10月に、宿泊・旅行業関係者や学識者らによる検討委員会を設置し、宿泊税導入の是非を含めて諮問を行い、来年3月に答申を受ける方針であるとの報道もっております。

宿泊税は、地方自治体独自に設ける法定外目的税で、観光振興施策の財源などに役立てることが大きく期待されております。九州では、福岡県、福岡市、北九州市が2020年4月に初めて導入し、長崎市も本年度に新設しております。

福岡市では、2022年までの3年間で、計37億の宿泊税収入があります。税収は、大型コンベンションの誘致や受入れ環境の強化などに広く活用されているところであります。

宿泊税を導入した全ての自治体では、宿泊税の使い方について、観光振興も含まれており、その税収は、観光地の案内板設置や海外へのPR、あ



るいは観光地までのシャトルバス運用やシェアサイクルなどの環境に配慮した様々な観光振興策に充当されています。

九州では、福岡、長崎に次ぐ観光地として魅力のある熊本を今以上に全国に発信していくためには、現状の財政的な面を考えると、一定水準の特定財源を持ちながら、県内各地域の観光振興を図ることが必要ではないかと思えます。

既に実施されている福岡の場合は、福岡市と北九州市以外の地域に宿泊した場合の宿泊税は200円です。全て県税収となり、福岡市内に2万円未満の宿泊料金で宿泊した場合には、宿泊税は200円ですが、そのうち県税が50円、福岡市税が150円として、観光客の負担にならないように収入が区分されているなど、宿泊税導入に向けて検討すべき課題はたくさんあると思えます。

また、県南においては、いまだ観光客数が完全に復活していないところもあるやに聞いております。

このように、宿泊税について、観光振興財源として、その魅力や税負担の課題、そして導入に伴う観光客の減少のおそれなどもあります。様々な観点から、観光業関係の方々に寄り添って、正面から議論を尽くしていくことが何よりも重要ではないかと思えます。

熊本観光の魅力創出強化にも資することにもなるので、この宿泊税の導入について、今後どのように取組を進めていかれるのか、観光戦略部長にお尋ねをいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

**○観光戦略部長(原山明博君)** 熊本観光の魅力創出と宿泊税の導入についてお答えします。

宿泊税は、持続可能な観光の実現に向けた自主財源を安定的に確保する上で有効な手段と考えますが、本県においては、現在、既に導入している

自治体の成果と課題等を把握するなど、研究を行っている状況です。

宿泊税については、議員御紹介のとおり、福岡県、福岡市、北九州市をはじめ、3都府県5市1町で導入されています。

福岡県では、令和4年度に約13億円の宿泊税収入がありますが、例えば、宿泊施設改修等の受入れ対応強化や市町村の観光施策のための財政支援など、県全体の観光の底上げを図るために活用されており、宿泊客や市町村から評価する声が寄せられていると聞いております。

一方、宿泊事業者からは、旅行者の減少に対する懸念や税の申告、納入等の手続きが煩雑で負担であるとの声も上がっているとのこと。また、他県の例では、県内からの宿泊者が多い地域での宿泊税導入は、結果的に県民の税負担を増加させるものだという意見も出されています。

本県では、県全体としての延べ宿泊者数はコロナ前の水準に戻っていますが、地域によってばらつきがあり、被災地などは、まだ回復途上にあります。これらの状況を踏まえると、現時点において、宿泊税を県税として県全域に導入することについては、慎重な検討を要すると考えています。

熊本市においては、宿泊税検討委員会を設置して、導入の是非を含めた検討を開始しており、現在、市内の宿泊事業者や来訪者を対象にアンケート調査を実施していると聞いています。

県としては、熊本市を含めた県全体の観光振興に取り組んでいることから、この検討委員会にオブザーバーとして参加しています。委員会の議論やアンケートの結果を注視するとともに、熊本市と緊密に意見交換を行いながら、宿泊税について、様々な角度から研究を深めてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

**○西山宗孝君** 税の新設を後ろ向きに考えるので

はなく、観光振興財源の確保と地域住民の平穏な生活を保障していくためのコストであるという視点で、ぜひ前向きな議論をお願いしたいと思います。

法定外目的税としての宿泊税の導入は、観光県熊本の魅力創出強化に向けて、今後様々な施策を展開する上で、財政的な基盤の一翼を担うことにつながるものであります。安定財源を確保しての継続的な息の長い観光振興は、コロナ禍で行われました一過性の振興策と比較すると、より地域や関係団体の要望に沿った政策を実行することなど工夫を凝らせば、地に足のついた取組になるということが十分期待できると思います。

先ほども御答弁ありましたように、今熊本市が鋭意進めておりますこのタイミングで、県、市連携で協議していく、検討しながら進めていくというお話もありましたが、ぜひとも、熊本市、熊本県合わせたところで、この税の導入についても検討いただきたい、そういう機会が、チャンスが今到来していると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、主要幹線道路の景観保全整備についてお尋ねをいたします。

今年の夏も、11月中旬までは夏日が記録されるなど、酷暑が続きました。我が家の庭も雑草が茂り、幾度となく市のシルバー人材センターなどをお願いする夏となりました。

県道沿線においても、雑草が道路に広がり、道路交通に支障を来すこともしばしばありましたし、沿線の景観形成にも支障を来していました。

広く幹線道路に目を向けますと、熊本から天草に向かう宇土市の東西を抜ける国道57号にあっては、JR三角線も並走しており、沿線には、干潟で有名な有明海の美しい景観スポットや『ONE PIECE』のジンベエ像もあり、地域の方々より、

この雑草の多さには苦情を受けることがしばしばありました。また、この沿線は、県南の重要な観光ルートでもあり、旅行関係者の方々からも建設的な意見も伺っております。

交通への支障もさることながら、沿線地域の景観も阻害しています。地域より多くの要望もありまして、その都度道路管理者へお願いする機会も増えてまいりました。

国道57号では、宇土市の地域の行政区長会連合会より、令和3年に、市、県、国へ、除草や、あるいはガードレールの整備、舗装などについて、整備の要望が出された経緯もありました。

道路の維持管理目的として、除草作業のみでなく、沿線景観を保全するための取組として、県内主要幹線道路沿線の保全活動が効率的にできるような仕組みの導入の検討も必要ではないかと考えることが多くなりました。

今年6月議会の一般質問においては、我が党の坂梨議員から、河川、道路等の維持管理について貴重な質問もありました。

本日は、北海道札幌市からせたな町における道路管理者と地域住民との協働で、当該路線に求められる役割や目指すべき方向を検討し、その中で景観保全活動を進めて大きな成果を成し遂げてきた国道230号における協働型道路マネジメント検討会の事業例を紹介しながら、本県の今後の道路管理の在り方についても、お尋ね、御提案をさせていただきますと思っております。

先ほども、観光県熊本についての施策を質問いたしましたが、本県の観光は、アジアを中心としたインバウンドも後押しになって、これまで以上の誘客が期待されています。

地域住民とともにおもてなしの心を醸成していくことを念頭に進めてきた北海道における取組は、7年目を迎え、沿道の景観づくりに大きな成

果を出すことに加えて、子供たちあるいは地域の社会教育にも大きな成果をもたらしていると聞いております。

本県は、北は阿蘇から南は八代、天草にかけ、多くの魅力ある観光資源があります。県では、今年10月に開催されたツール・ド・九州2023などのビッグイベントの際には、緊急対応で道路やその沿線の景観整備がなされて、美しい熊本を提供するとともに、天草街道おもてなし一斉除草であるとか、ロード・クリーン・ボランティア事業やマイ・リバー・サポート事業などに取り組んでこられました。

しかし、年間を通して、特に夏場における除草においては、県内一斉に対応することは大変難しい面もあることや、また、予算も人材も十分とはいえない事情もあって、現状に対して対策が追いつかないのが実情であります。

今後、道路維持管理のためのDX化やボランティア啓発も必要であります。景観保全の観点からも、もう少し地域に密着した手法も必要であると思います。先ほどの北海道の実例が全国で広がっていると伺っておりますが、熊本県としてどの程度認識をお持ちでしょうか。

県も、マンパワー不足の中で、地域の住民、関係する機関と知恵を絞って、個人や関係機関、それぞれの責任、役割を明確にしながら、持続可能な管理、保全の在り方を真剣に検討する時期になっていると思います。

そこで質問ですが、人材不足や財政事情に加え、観光の視点から、今後の道路沿線の環境景観の保全をどのように考えていかれるのか、また、SDGsの観点から、持続可能な社会づくりを背景に、主要幹線道路の景観保全整備に向けた取組を今後どのように進めていかれるのか、現状の認識と併せて、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 県では、車両や歩行者の安全で円滑な交通を確保する目的で、道路区域内において、除草や街路樹の剪定等による維持管理を行っております。

加えて、沿線景観の保全、整備という観点からは、観光地につながる道路の景観向上等を行う緑のウェルカムプロジェクトや住民の皆様が参加して道路の美化活動を行うロード・クリーン・ボランティア事業などにも取り組んでおります。

このような沿線景観の保全を持続的、発展的に進めていくためには、これまで以上の取組が必要であり、議員御提案の地域住民等との協働は、有効な手法の一つであると認識しております。

現在、ロード・クリーン・ボランティア事業への参加団体は、20年前の69団体から、昨年度末には541団体に増えるなど、着実に地域に根づいてきております。

このような活動の高まりを、美化活動の枠を超えて、熊本の魅力ある観光資源を生かすための沿線景観づくりにつなげていくことが必要であり、その際には、子供たちなど世代を超えて幅広く参加いただくことも重要だと考えております。

このため、まずは、沿線景観の魅力的な主要幹線道路をモデル路線として選定し、ロード・クリーン・ボランティアの皆様をはじめ、地域住民や関係機関の方々を協働の対象として、沿線景観を持続的に保全、整備していく新たな仕組みを検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 質問でも述べましたが、道路は道路管理者、あるいは鉄道敷は鉄道会社、JR、民地は行政不介入といったような縦割りで、何となく地域の方々も仕方がないことだと諦めている事例がいろんなところであっているのではないかと

思います。

この道路の景観あるいは除草あるいはガードレール、道路等々の整備については、令和4年度で見ますと、予算ベースなんですけれども、除草作業関係予算で14億円強、舗装関係で30億、あるいは道路安全関係、ガードレールや線引き等々で3億、これは令和4年度で約48億ぐらいの予算がありますが、恐らく、この県内全域を見ながら、この予算では十分足りない、その分追いついていかないということが現実だと思いますが、こういった予算の充実も必要だと思うんですけれども、こういった事業を執行する土木の事業者の方々に加えて、先ほど申しました地域の方々、一体となって熊本の道路の景観をつくっていくことは非常に大切なことであるし、これから先も必要になってくると思います。

おもてなしの心とか、そういったものはたくさんあるかと思いますが、やっぱり目で見て美しい道を、県外から来られる方々あるいは県内から来られる方々が、旅行に行く、訪れるということについては、これはまさしく熊本の心の一つではないかと思いますので、ぜひとも御検討の上、事業を推進させていただきたいというふうに思います。

次に、水産業の担い手支援対策についてお尋ねをいたします。

去る10月24日より、海の再生環境特別委員会において、岩手県を中心に、管外視察研修に参加させていただきました。

非常に充実したこの2泊3日の研修でありましたけれども、その中で特に私が印象に残ったのは、いわて水産アカデミーです。お聞きになった方は少ないかもしれませんが、国内有数の漁場として知られる三陸海岸を舞台に漁業を営む若者たちが学ぶ学校であります。

この学校のコンセプトに、「岩手で漁師になる！その強い想いを、いわて水産アカデミーは全力で支えていきます。」とありました。(資料を示す)今スライドに映っていると思いますが、また、その中に、漁業経験や知識がなくても、漁業をなりわいとして、そういう決断をした人が、着実にその目的に向かって歩み始め、漁師になれるようしっかりと後押しをする、実践重視の漁業研修機関、それがいわて水産アカデミーですとありました。

岩手県では、県内の漁業関係団体と市町村単位の新規漁業就業者育成協議会及び県で構成するいわて水産アカデミー運営協議会を組織し、漁業の中核を担う人材の育成を目指していわて水産アカデミーを設立されております。

1年間を通して、座学や実際の漁業現場での実践を積んで研修する機関です。受講料は11万8,800円とありましたが、これは、国や市町村の様々な支援制度を活用することで賄っていくこともできるようであります。

熊本県内には、設置目的やその体制には違いがありますが、第一次産業の担い手育成機関として代表的なもの、県立農業大学校や、あるいは林業大学校などの機関がありますが、それぞれに大きな成果が出ており、特に農業大学校の出身者には、本県の農業のリーダーとして第一線で活躍している多くの人材が輩出されております。

少子高齢化が本県においても急速に進む中、多業種にわたって人手不足も心配されております。その中でも、水産業へのこ入れには、鋭意県も努力をされているところではありますが、人手不足や後継者不足に対する不安は、いまだ払拭されておりません。

農林水産省の漁業センサス報告書によりますと、漁業就業者は、高齢化等により減少傾向が続



いており、平成15年には熊本県内で約1万人だったのが、それ以降1万人を割り込み、15年後の平成30年には5,400人程度と半減しております。

一方、ノリや魚類養殖の産出額については、農林水産部、とりわけ水産研究センターの職員の皆さんのたゆみない努力によって、右肩上がりが見られるところであります。

(資料を示す)この棒グラフが就業者数のグラフでありまして、折れ線のほうが水揚げ高という表になっております。

また、漁業者の方々の本当に努力で、今年も秋芽ノリが何とか入札に上がるというような状況も、相当久しぶりのノリの話でありますけれども、しかしながら、漁業就業者の高齢化も進んでいることから、このままでは、本県の漁業就業者の減少に伴い、生産量がさらに減少し、消費者へ水産物が安定して供給されなくなってしまうおそれもあります。

熊本の豊かな海の恵みをなりわいとする人々の雇用を維持し、担い手を確保することは、地域経済の発展はもとより、県内水産業の振興を図る上で、まさに喫緊の課題であります。

本県においても、新規就業者の確保に向けて、国の支援制度も活用しつつ、座学や実際に漁協や漁業者による実技研修などが行われております。

しかし、これらの取組が研修制度として体系化されていないことから、漁業就業者を希望する方々に対して広く周知した上で、漁業就業を希望する方にとって、もっともっと認知度を高めていただく必要があると思います。

そこで、本県におきましても、岩手県の水産アカデミーなどを手本にしながら、漁業の就業希望者に向けた魅力的な研修体制を構築することが必要であると考えますが、今後の漁業就業者の確保に向けて、就業を望む方々が夢と希望を持って参

加したくなるような研修機関の設置や、現就業者にとって、さらなるプライドを持てるような水産業の育成の在り方などについて、どのようにこれから取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、新規就業者の確保に向けて、漁業団体や市町で構成する熊本県漁業就業支援協議会を組織し、東京や福岡での漁業就業フェアへの出展や漁業体験プログラムの企画、運営などに取り組んでいます。

漁業へ就業するには、漁場の特性、漁法に応じた特殊な操業技術の習得や、これを踏まえた安全性の確保が重要と認識しています。

県水産研究センターにおいては、国の制度を活用し、就業希望者に座学と実践を組み合わせた3か月から2年間の研修を提供しています。また、漁業者に雇用された新規就業者には、現場での実践研修を行っています。これまでに延べ23名が受講されており、来年1月から新たに2名が研修を受ける予定です。

さらに、本県独自の取組として、就業後のミスマッチを防ぎ、定着につながるよう、就業前研修の前に、最長6か月のマッチング研修を、漁業団体や市町と連携して行っています。

就業間もない漁業者や若手漁業者の育成についても、漁業に関する法律や資源管理型漁業など、時勢を捉えたテーマを取り扱ったセミナーや現場のニーズに対応した新たな技術習得のための実務研修を開催しています。

引き続き、稼げる漁業の実現に向けた実践力が身につく研修となるよう取り組んでまいります。

独立しようとする漁業者には、必要となる漁具や漁船について、県独自のリース制度による設備投資の支援を行い、安心して就業できる体制づく



りにも取り組んでいます。

議員御紹介の岩手県の研修体制につきましては、本県の取組をさらに充実するため、参考になると考えています。

引き続き、漁業団体や市町と連携し、将来の水産業を支える担い手の確保に向け、情報発信を充実するとともに、いわて水産アカデミーの取組も参考にしながら、漁業就業希望者や若手漁業者が将来に夢を持てる魅力ある研修内容や研修体制の在り方について検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

**○西山宗孝君** 最近の若い担い手に加えて、サラリーマンから中途退職して農業や林業、漁業に転職されるUIJターンの方々も増えつつあると聞いております。人口減少、担い手不足、経営の難しさなど、水産業を取り巻く後ろ向きな話は幾らでもあります。ここで我々は立ち止まるわけにはいかないんです。

熊本は、農業県であり、林業県であり、そして漁業県でもある。蒲島県政において、水産業にも力を注いでいただきました。水産県熊本の漁業にさらに光を当てて、魅力ある水産業をPRし、新規就業者を確保していく取組をぜひ進めていただきたいと思います。

今朝もニュースで、玉名か長洲だったのか確認できませんでしたが、ノリ養殖の現場で、親方が外国人を手取り足取りその現場で研修している……(発言する者あり)荒尾でしたっけ、見せていただきました。

ぜひとも、この現場では親方たちも待っておりますし、また、私の地元には、親子3代にわたって漁業を営む家庭があるんですけれども、やっぱり今の若手は、経営分析一つにしましても、あるいはノリの研究にしましても、県とか行政に任せただけじゃなくて、自分自身でDX化を進めなが

ら勉強しております。

また、最近、漁業の服装も、昔と違って非常に彩りもよく、格好いい服装も、海では輝いている漁師が多いんです。こういったことも含めて、憧れるような、そういった啓発をしていただきたいと思います。

いわて水産アカデミーの取組が、まさしく全てが好事例であると言っているわけでもありません。そういった認識を持って、少なくともこの研修センターなるもの、研修施設となるもの、あるいは研修期間が——開設の理念ぐらひは市民に、県民に示せるような、就業者に示せるような、そういったことも視野に入れながら、今後検討していただきたいと思います。

宇土市の場合は、一次産業、農林水産業を含めて、この地域の発展こそが中心部の市街地の商店街の活性化に即つながらるような都市構造にもなっておりますので、どうかよろしく願いしておきたいと思います。

続いて、くまもとアートポリス事業の推進と展望についてお尋ねをいたします。

質問に当たって、改めてスマートフォン片手に、フリー百科事典ウィキペディアでくまもとアートポリスを検索してみました。

そこには、海外メディアにおいても、熊本県全体が建築博物館である世界に類を見ない地域と紹介されておりました。次々に建設される個性的で魅力的な建築物の数々、始まった当初の華々しい取組が記憶にある方もいらっしゃるかと思います。

30数年前になりますが、私も、前職、元の職場で、この事業に少しの期間関わった一人として、この取組を改めて思い起こしたところです。

しかしながら、本県を取り巻く情勢としましては、熊本地震や県南豪雨、さらには、コロナ感染

対策といった困難案件を抱えていること、また、TSMC進出による開発ラッシュが続いていることなどから、アートポリスといった課題は、あまり大きく取り上げてこれなかったような気がいたします。

一昨年には、一般質問で、アートポリス事業の進捗についてお尋ねをしたところでありましたが、これも復興さなかで、現状をお尋ねするにとどまっておりました。

しかしながら、県担当部局、土木部、建築の皆さんによって、4年に1度のアートポリス展や建築作品の推進情報の発信など、地道な努力もあって、本年7月には、震災復興のシンボルとなる震災ミュージアムK I O K Uが、南阿蘇村にアートポリス事業として建設されました。

くまもとアートポリスの基本理念は、熊本県を舞台に豊かな自然や歴史、風土を生かしながら、後世に残り得る建築的文化資産として優れた建物を造るということにあります。

文化的資産価値の高い建物が、県内各地域に散在し、美しい景観を形成していくことは、本県の文化の振興はもとより、観光振興という面からも、大きく歓迎される取組であると思います。

本県の足元では、TSMCの進出に伴い、台湾をはじめ世界各国から多くの外国人が熊本を訪れ、その素地も整いつつあります。この機会に、アートポリス事業を、公共建築物にとどまらず、民間施設にも波及させ、より広がりのある県民運動として、これまで以上に一層盛り上げていくべきではないかと思えます。

熊本県の文化遺産として、未来へ歴史を刻む事業として、国内外の著名な建築家や研究者などから大きな期待も寄せられております。

そこで、海外生活や研究、大学教育などにおいても、幅広い人脈と豊富な経験をお持ちの蒲島知

事に、くまもとアートポリスの事業推進に向けた御認識と展望をお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 議員御紹介のとおり、くまもとアートポリスは、他県にはない熊本独自の建築文化事業であります。建築文化の向上に貢献した取組を評価され、日本建築学会文化賞をはじめ、多数の賞を頂いております。

このプロジェクトで多岐にわたって指導や助言等を行うコミッショナーとして、これまで、磯崎新氏、高橋誠一氏、そして現在の伊東豊雄氏と、世界的な建築家に就任いただいております。これまでの御尽力に対し、改めて感謝の意を表したいと思います。

さて、県内には、国宝に指定された通潤橋、また、青井阿蘇神社など、優れた建造物があります。アートポリスの建造物も、国内外から高い評価を受けています。そのことが、熊本が建築博物館として注目されているのだと考えています。

アートポリスは、これまで、42か国で開催された海外巡回展や海外の専門家を招いたシンポジウムの開催などの効果があり、海外から多くの見学者が訪れています。

先月も、韓国の建築団体が、7月に完成した熊本地震震災ミュージアムK I O K Uを訪れ、阿蘇の美しい風景に溶け込んだ建築の中で、熊本地震からの創造的復興の取組を学ばれたところであります。

これまで、県内各地に完成した108のアートポリスの建造物は、地域社会に溶け込み、本県の建築文化、都市文化の向上や観光資源として地域活性化に貢献してきました。

熊本地震や豪雨災害においては、伊東コミッショナーから助言を受けて、被災された方々が少しでも安らぎを感じる仮設住宅やコミュニティーの

場となるみんなの家の整備に取り組むことができました。

木造の仮設住宅やみんなの家は、とても温かみを感じられ、利用している方々にも明るい笑顔が戻り、アートポリスの新たな可能性を感じたところです。

現在、技能者の育成につながる木材加工場や廃校の小学校を利活用するプロジェクトなど、民間施設にも広がりを見せています。

全国で唯一無二の事業として、36年間アートポリスを継続してきたことは、熊本県として誇りであり、県民とともに育んできたことは、とても意義があると思います。

今後は、TSMCの進出により、台湾をはじめとした外国人の方々が来訪する機会が増えます。それをチャンスと捉え、建築展をはじめ、様々な場面で、県内の優れた建造物の情報を国内外へ積極的に発信するとともに、建築文化の向上に大きな役割を果たしてきたアートポリスの意義、成果を広く伝えてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 過去には、富山県、岡山県、広島などでも、この熊本と同じような取組を行われたと私も記憶しております。細川知事から蒲島知事に至る4代の知事によって、このような事業が継続しているのは、全国でも熊本県だけであると聞いております。

アートポリス事業としては、八代市立博物館未来の森ミュージアムをはじめ、完成したプロジェクトは、県内108例に及んでおります。

先日、来年春に開業が予定されておりますこども図書館、こども本の森 熊本の館長に女優の宮崎美子さんが就任されるというニュースがありました。その図書館の設計は、アートポリス事業を引っ張ってこられた、世界的にも有名な、ある

いはアジアや広く世界に作品もお持ちの建築家の安藤忠雄さんでありまして、本事業も、アートポリス事業の成果の一つではないかと思えます。どうか引き続き、この宝物を未来に向けて活用、発信していただきたい。

特に、建築部局の方々とヒアリングの中でお話しする中で、あまり海外の経験もない方々がいらっしやっただので、知事、もっと建築、土木部局にも、海外へも視野を広げていただいて、建築の作品、街についても勉強していただくように御指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますが、介護人材不足の対策について、要望を1つお願いしておきたいと思えます。

超高齢社会を迎えている我が国において、2040年には、少子化によって進んできた若年世代の人口減少と団塊ジュニア世代が高齢化するタイミングが合わさることによって、社会保障を支える生産年齢人口が大きく減少し、労働者不足が深刻化すると見込まれており、今後の介護人材の確保は、本県においても大きな課題の一つになると言われております。

現在、国においては、来年度の介護報酬改定に向けて、様々な検討がなされております。その中で、介護職の処遇改善も検討課題に上がっており、一部報道によりますと、介護職員の賃金については、月額6,000円という話も聞いております。

これは、本年度の熊本県の最低賃金引上げが過去最大の45円であったことで、既に全産業で月額7,200円程度の底上げとなっており、6,000円程度の介護職員の賃金では、これではちょっとという御意見が多いのではないかと思います。

国に対して、機会を捉えて、介護人材の確保につながる取組への必要な財政措置や介護のイメー

ジを向上させる魅力の発信なども積極的に要望することも、併せて必要であると考えます。

介護人材の確保に向けて、賃金引上げにとどまらず、職員の負担軽減を図るための施策について、国への要望活動を含め、県としても強い取組をお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で通告しておりました質問及び要望を全て終わりました。

本議会一般質問の最終日、最後の登壇となりましたが、一般質問初日に、我が党の前川会長の質問に答えられました蒲島知事の不出馬宣言には、県下に激震が走りました。

蒲島知事、お気持ちに変化はありませんでしょうかと問いたくなるのは私だけではなくて、多くの県民の中には、そういった気持ちを持っていると思います。

知事には、私が県議になりましてから、6度の質問、答弁をいただきました。主に地域づくりの視点からの質問でしたが、そのたびに、真摯に、県民にも分かりやすい言葉で答弁をいただきました。

今議会において知事選不出馬の表明をされた蒲島知事の思い、数々の蓄積については、今後、熊本づくりに大きく生かされていくものと確信しています。残された期間、引き続き県政課題に強力なリーダーシップを発揮されますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第47号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

知事提出議案の上程(第48号から第56号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第48号から第56号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第48号から第56号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第48号から第56号までを一括して議題といたします。

---

第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

第49号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

第50号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第4号)

第51号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

第52号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

第53号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

第54号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第55号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について



第56号 熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算は、先月29日に成立した国の令和5年度補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策などに対応するものです。

具体的には、物価高騰の影響を受けた生産者、事業者への支援、半導体関連産業の集積に伴う対策、防災・減災、国土強靱化等の推進に要する経費などを計上しています。

また、職員の給与改定等に必要な条例改正の提案とともに、給料、期末・勤勉手当等の増額に要する経費も計上しています。

これらにより、追加提案分の補正額は437億円となり、冒頭提案分と合わせた12月補正予算の総額は541億円、補正後の一般会計予算額は1兆46億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案のうち、第55号及び第56号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

[人事委員会委員長出田孝一君登壇]

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に追加提案されました議案第55号及び議案第56号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第55号につきましては、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表等の引上げ改定を行うものであり、適当であると考えます。

次に、議案第56号につきましては、令和6年4月に県立ゆうあい中学校が開校することに伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案第48号から第56号までに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第56号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第47号までにつきましては、さきに配付の令和5年12月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第48号から第56号までにつきましては、さきに配付の同一一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[各委員会別一覧表は付録に掲載]

日程第4 請願の委員会付託

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審



査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

---

#### 知事提出議案の上程(第57号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第57号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第57号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第57号を議題といたします。

---

#### 第57号 収用委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

#### 日程第5 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明12日は、各特別委員会開会のため、13日から15日までは、各常任委員会開会のため、18日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ

って、明12日から15日まで及び18日は休会することに決定いたしました。

なお、16日及び17日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時7分散会



**第 6 号**

**(12月19日)**



令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第6号

令和5年12月19日(火曜日)

議事日程 第6号

令和5年12月19日(火曜日)午前10時開議

- 第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案第57号 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉嶋ミカさん  
立山大二郎君  
斎藤陽子さん  
本田雄三君  
岩田智子君

前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
鎌田聡君  
瀧上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君



吉 永 和 世 君  
松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君  
岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君

欠席議員氏名(2人)

堤 泰 之 君  
南 部 隼 平 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
人 事 委 員 会  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門

事務局次長 村 田 竜 二  
兼総務課長  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議事課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算特別委員長報告

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月定例会において決算特別委員会に審査を付託いたしました議案第35号から第54号までについて、決算特別委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを議題といたします。

ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

高野洋介君。

[高野洋介君登壇]

○高野洋介君 おはようございます。

去る9月定例会において決算特別委員会に付託されました令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案第35号から第54号までの審査の経過並びに結果について御報告いたします。

第1 審査方針

本委員会は、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復興途上にある中、新型コロナウイルス感染症の影響も続く中での令和4年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理

的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1) 歳入は適正に確保されたか。
  - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
  - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
  - 3 執行体制に問題はなかったか。
  - 4 法令違反等はなかったか。
  - 5 前年度決算特別委員会の指摘事項はどのように処理されたか。

以上が本委員会の審査方針であります。

## 第2 決算の概要

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計合わせて、歳入予算現額1兆5,439億1,200万円余に対し、収入済額は1兆3,684億3,900万円余、また、歳出予算現額1兆5,439億1,200万円余に対し、支出済額は1兆3,139億9,100万円余となっております。

その結果、歳入歳出差引き額は544億4,800万円余で、さらに、翌年度へ繰り越すべき財源204億2,300万円余を差し引いた実質収支額は340億2,400万円余となっております。

次に、流域下水道事業会計では、総収益32億400万円余に対し、総費用は30億2,000万円余で、差引き1億8,300万円余の純利益となっております。

病院事業会計では、総収益20億7,900万円余に対し、総費用は15億8,000万円余で、差引き4億9,900万円余の純利益となっております。

電気事業会計では、総収益19億5,700万円余に対し、総費用は22億4,000万円余で、差引き2億8,300万円余の純損失となっております。その結果、令和4年度末の累積欠損金は2億9,600万円余となっております。

工業用水道事業会計では、総収益9億3,800万

円余に対し、総費用は10億9,200万円余で、差引き1億5,300万円余の純損失となっております。

その結果、令和4年度末の累積欠損金は53億2,400万円余となっております。

有料駐車場事業会計では、総収益1億800万円余に対し、総費用は3,600万円余で、差引き7,200万円余の純利益となっております。

以上が決算の概要であります。

## 第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済については、一般会計で前年度比約6,000万円の増、特別会計で約6,300万円の減であり、一般会計で約23億円、特別会計全体で約32億円となっております。

引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平、公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において、事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和4年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政については、県債残高、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率が昨年度よりも増加している状況です。

本県が令和3年10月に公表した中期的な財政収支の試算では、熊本地震、豪雨災害及び新型コロナ

ナウイルス感染症に係る歳出は減少していく一方で、社会保障関係経費や災害関連の県債償還に伴う公債費の増加により、令和4年度から8年度までに、累計で186億円の財源不足が生じると見込まれています。

さらに、半導体関連産業の集積促進に係る社会資本整備や公共施設の老朽化対策等の推進など、新たな行政需要への対応もあり、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中、新しいくまもとの創造の実現と今後の景気動向や地方財政をめぐる状況に的確に対応していくためにも、将来負担を考慮した予算編成を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んでいくことを求めるものであります。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では、一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組み、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等  
審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

(共通)

- 1 未収金対策については、様々な事情があるが、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、適正な債権管理と徴収対策に努めること。(企画振興部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、教育委員会、警察本部)
- 2 公務員志望者が減少傾向にある中で、今後本県において適切に職員を確保していくためには、時間外勤務状況の的確な把握や勤務評価を適正に行うとともに、業務量に応じた人員の配置や働きやすい環境を整備するなど、魅力ある職場づくりを推進すること。

また、職員定数管理の見直しを行うこと。  
(総務部、健康福祉部、環境生活部、農林水産部、土木部、警察本部)

(総務部)

- 3 熊本地震復興基金については、基金の設置期間10年という期限の中で、引き続き有効に活用されるよう努めること。

(企画振興部)

- 4 地域振興を目的として実施している地域づくりチャレンジ推進事業、移住定住促進事業等については、非常に効果的で、地元での期待も大きいので、今後も地域のニーズに応えられるよう、一層事業の推進に努めること。

(環境生活部)

- 5 地方消費者行政推進事業について、消費生活相談員配置を含めた消費者行政推進のための市町村補助金が減っているため、今後、適切な相談対応体制等が維持できるよう、市町村とも連携し、国へ粘り強く要望して財源確保に努めること。

(商工労働部)

- 6 火の国ハイツの法人解散に伴う残余財産の処分や今後の活用策について、都市公園区域内という土地の利用制限など難しい部分もあるが、県民総合運動公園に係る渋滞対策や駐車場確保などの課題にも絡んでくるので、関係部局と連携し、スピード感を持って取り組むこと。

(観光戦略部)

- 7 くまもと再発見の旅事業については、制度設計の不十分さ等により、助成金の返納などが生じているが、今後は、今回の事案を真摯に受け止めた上で、県内の観光振興により積極的な姿勢をもって取り組むこと。

(農林水産部)

8 新規就農者への補助金に係る返還金の未収金について、発生予防対策として連帯保証制度等を導入することは、新規就農者の減少につながりかねないので、そのメリット、デメリットを慎重に検討すること。

(土木部(流域下水道事業会計))

9 球磨川上流流域下水道及び八代北部流域下水道については、人口減少に伴い今後経営的に厳しくなると考えられ、一方で、熊本北部流域下水道については、企業集積に伴う流入量の増加が予想されるので、関係市町村と連携し、老朽化対策も含めた施設整備を検討しながら、今後の事業経営に取り組むこと。

(企業局)

10 工業用水道事業全体では長年赤字が続いているが、赤字の要因である有明及び八代の両工業用水道事業については、引き続き経営改善に努めるとともに、有明工業用水道事業の半導体関連産業用工業用水としての活用などについて、調査研究が進むよう、体制整備を含めて取り組むこと。

(病院局)

11 新型コロナウイルス感染症への対応について、こころの医療センターは、病院で働く方々の理解の下、精神医療が必要なコロナ患者の受入れに大きく貢献したと認められる。

次期第4次中期経営計画については、病院で働く方々の勤務環境に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を十分生かして策定すること。

(教育委員会)

12 いじめ事案については、学校側から教育委員会への報告が遅れることがないよう連携を強化し、迅速かつ適切に解決に向けて学校と教育委員会が協力するとともに、引き続き、

子供たちからの声に対して的確に対応すること。

(警察本部)

13 警察職員の酒気帯び運転による検挙について、各職員は、一人一人その立場を自覚するとともに、組織としても、今後の再発防止を徹底すること。

## 第5 結論

本委員会は、慎重に審査を重ねた結果、本委員会に付託されました令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案のうち、議案第35号から第49号まで、第51号、第52号及び第54号については、全員賛成または多数賛成をもってそれぞれ原案のとおり認定することに決定し、議案第50号及び第53号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。決算特別委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、9月定例会提出議案のうち、議案第36号から第49号まで、第51号、第52号及び第54号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも認定であります。決算特別委員長の報告のお



り認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号外16件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号及び第53号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも原案可決及び認定であります。決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第50号外1件は、決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第35号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第35号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、去る11日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第56号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求

めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係2議案、請願7件及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の12月補正予算は、児童養護施設等及び里親委託に係る措置費や医療、介護、保育施設等への物価高騰対策に要する経費、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、21億7,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,323億2,500万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託業務等に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加等があります。

病院局の12月補正予算は、来年度の年間委託業務に係る債務負担行為の追加及び職員給与改定関係の経費、1,100万円余の増額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は17億3,200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてありますが、和解及び損害賠償額の決定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約し、御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対策支援は、医療機関や施設等に対しては、今回で3回目となり、大



変喜ばれているが、1回目、2回目のときはどの程度申請があったか、また、保育所等への同様の支援について、手を挙げていない市町村はあるのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰対策支援は、ほぼ全ての医療機関や施設等が申請している、また、保育所等への支援は、全市町村が実施しており、市町村独自で実施したところを除いた39市町村が県からの交付金を受けて実施しており、このうち約半数の17市町村が県からの交付金に上乘せをして実施しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、施設等によっては支援が足りないという話もあり、担当課で施設等へ改めてヒアリングを行い、施設等の意見を国に伝え、次の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に反映してもらえるようにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、部長総括説明において、今年度改定を予定している第8次保健医療計画では、在宅医療の推進にも重点的に取り組むとの説明があったが、在宅医療の推進は、実際地域の中でどの程度進んでいるかとの質疑があり、執行部から、現行の第7次保健医療計画の中で、在宅医療の推進に係る指標を幾つか設定しているが、目標値に対して約90%進捗している項目もある一方、約50%の項目もあり、一概にどの程度進んでいるかどうかの評価は難しい、引き続き、在宅医療はしっかりと進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、マイナンバーカードの普及が進む中で、県内の医療機関や介護施設等をネットワークで結び、診療や介護に必要な情報を共有して各サービスに生かすシステムであるくまもとメディカルネットワークとマイナンバーカードのひもづけはどの程度進んでいるのかとの質疑があ

り、執行部から、本県では、国に先駆け、くまもとメディカルネットワークの整備を進めているが、将来的には国のシステムへの移行も視野に入れて取り組んでいる、国には、国のシステムの構築に当たり、既存の各地域の医療等情報ネットワークと連携するよう要望しており、引き続き、国のシステムの内容や移行スケジュール等を注視していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県では、くまもとメディカルネットワークがある程度うまくいっているので、今後は、これを活用する形で、マイナンバーカードとのひもづけを進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金に係る損害賠償額の決定について、県の過失により多額の損害賠償額が生じているが、今後どのように再発を防止するのか、具体的な取組を示す必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、組織的に複数人で確認を行うとともに、改めてチェックリストを作成し、さらに、関係機関と事務処理の段階から連携を図り、徹底して再発防止に努めていくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を求める意見書を別途御提案申し上げます。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

[吉田孝平君登壇]

○吉田孝平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係3議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の12月補正予算は、令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金の返納金や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、4億3,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて182億6,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

商工労働部の12月補正予算は、高騰する電気・ガス料金の負担軽減のため、特別高圧電力及びLPガス利用事業者の支援に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、27億2,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて842億3,800万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

観光戦略部の12月補正予算は、豪雨被災地の観光プロモーション等の支援に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、5,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総

額は、39億3,900万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

企業局の12月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、500万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて65億2,400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の12月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、70万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億1,200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。専決処分報告及び承認について外2議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、ホワイト物流推進事業について、この事業は具体的にどのようなものかとの質疑があり、執行部から、この事業は、物流の効率化のため、ホワイト物流推進運動に参画し、自主行動宣言をした運送事業者及び荷主企業を支援するもので、具体的には、運送事業者に対しては、貨物自動車1台当たり5万円、軽貨物は1台当たり1万5,000円を、荷主企業に対しては、実際に要した経費の4分の3を助成し、ともに上限は100万円となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、運送事業者や荷主企業だけでなく、再配達を極力少なくし、置き配を推進するといった、利用する消費者側の意識の転換も大事だと思うが、今回の補正予算には、消費者の意識改革に向けた取組は含まれているのかとの質疑

があり、執行部から、本年9月の補正予算により、消費者を含めた2024年問題に対する理解促進のための新聞広告を行い、周知啓発を行った、今回の補正には、啓発セミナーの開催費用が含まれており、このような取組を通じて、消費者へ広くこの問題に対する理解を浸透させていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、運送事業者がサービスとしてやってきた荷主企業の荷物の積卸しなど、これまでの慣行を見直すことを荷主企業に理解してもらえない場合、相談窓口や第三者が入る仕組みはあるのかとの質疑があり、執行部から、国土交通省は、トラックGメンを設置し、荷主企業に対して働きかけを行っている、県としても、県内企業や荷主を対象とした啓発セミナーの開催等により、荷主企業の理解を促進したいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、運転手の人材確保のためには賃上げが必要だが、価格転嫁には荷主企業の理解が必要である、国と連携して、県からも荷主企業に対して理解を求めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、くまもと産業復興エキスポの開催について、当初の見込みより出展の申込みが増えたとのことであるが、その内訳はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、県内企業が多く出展を予定しているが、台湾の経済団体を通して20から30社と多くの出展希望があり、台湾の高雄市や連携協定を結んだ北海道からも出展予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、くまもと産業復興エキスポは、商談や人材確保の視点もあると聞いている、毎年開催することで、参加すればビジネスチャンスを得られるというようなメリットも出てくると思うので、来年度以降もぜひ開催してほしいとの

要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成または多数賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係8議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の12月補正予算は、令和5年梅雨前線豪雨による災害からの復旧に要する経費等、16億4,600万円余の増額補正と、国の経済対策分として、農林水産施設の防災、減災などの事業に要する経費等及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、102億6,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて887億9,200万円余であります。

あわせて、ゼロ国債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、

工事請負契約の締結について外7件であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、単県代替農地緊急基盤整備事業について、TSMC関連の代替農地の基盤整備費用として7,000万円の予算が今回計上されているが、どのような内容なのか、また、代替農地の地権者と耕作者が異なってくると思うが、事業の進め方についてはどのように整理しているかとの質疑があり、執行部から、この事業の内容は、農地のマッチングにより現在候補地となっている4ヘクタール分の農地の簡易な基盤整備費用である、また、事業実施に当たっては、貸借前の農地であるため、地権者からの同意と関係する市町からの合意を得るとともに、基盤整備後は、地権者と耕作者が農地中間管理機構を介して適正な価格で貸借契約を行うこととなるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業は、オール単県事業で実施することであるが、地権者等の負担金はどのようになるのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、県営工業団地の整備に伴うもので、県が原因者であること、また、来年8月の耕作開始に間に合わせる必要があり、緊急性があるため、地権者や耕作者から負担金を取らずに実施する、なお、今後は、国庫補助事業を活用し、基本的な枠組みの中で実施することとなるとの答弁がありました。

次に、委員から、土地改良区体制強化事業について、土地改良区によっては、令和4年度決算から財務諸表の作成が義務づけられ、多くの事務を限られた時間で処理することとなっているが、職員数の少ない土地改良区が多い中で、適正な会計処理への対応ができていのはどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、財務諸表の作成

が必要な土地改良区については、平成30年度から巡回指導を行ってきており、現時点でその導入は全て完了している、不慣れなところには、引き続き巡回指導を実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、漁業取締り船代船建造に係る設計業務委託事業について、今回、新船を建造することであるが、漁業取締りを担当する職員の採用が十分にできていない現状において、今後必要な人員を確保していくことは可能なのかとの質疑があり、執行部から、職員確保に当たっては、取締り業務の効率化を図るとともに、船員養成課程のある天草拓心高校とも連携するなどして、採用に向けて取組を強化していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、豚熱に係るワクチン接種に伴う風評被害として、豚の価格への影響は発生しているのかとの質疑があり、執行部から、豚熱のワクチン接種については、九州以外の地域では以前から行われており、今回の接種の影響で豚の価格が下がることはないと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、ワクチン接種により県内の豚肉の輸出への影響はあるのかとの質疑があり、執行部から、ワクチンを接種したことに伴い、豚肉の輸出はできなくなっている、ただ、全国的に見ても、豚肉の輸出量はごく僅かであるため、県内外の豚肉生産には影響はないと考えているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。



議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

[松村秀逸君登壇]

○松村秀逸君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係7議案及び条例等関係10議案であります。

まず、予算関係議案の概要につきまして申し上げます。

今回提出された土木部の12月補正予算は、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設等の復旧に要する経費等、15億6,200万円余の増額補正と、国の補正予算に対応した防災・減災、国土強靱化や半導体関連産業の集積に伴う道路整備等に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、252億5,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,517億2,300万円余であります。

あわせまして、ゼロ県債を含む債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。工事請負契約の締結について外9議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国土強靱化関連の国補正予算の本県への配分額は、チーム熊本として力を結集して国に働きかけた結果、九州、全国でも上位にランクされている、これに加え、大津植木線の多

車線化等に対する国の財政支援については、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金として、国土交通省ではなく内閣府から交付される、これは、半導体関連インフラの整備のあおりを受けて、他の道路や河川の整備等への影響がないよう国へ要望し、別枠で予算を確保いただいたものである、このようなことを県民にも分かりやすく示してほしいと思うがどうかとの質疑があり、執行部から、国土強靱化関連予算については、関係者の御尽力により、県、市町村の合計で全国12位、九州で2位の配分額をいただいた、これを早期に執行し、国土強靱化対策及び半導体関連インフラ整備を着実に推進していくことが重要と考えており、引き続き業務に邁進していく、さらに、予算の内容について、国土強靱化や別枠の半導体関連交付金など、目的別に分かりやすく示したいとの答弁がありました。

次に、委員から、半導体関連産業の集積に伴う排水対策について、半導体関連産業企業の進出がどの程度増えるのか予測ができない中、どのような規模感を目安に下水道の整備を行うのかとの質疑があり、執行部から、下水処理場は、企業の進出状況に合わせて排水を処理できるよう、段階的に整備していく考えである、企業の進出に関する情報は、商工部局とも連携して把握し、事業計画に適切に反映していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、しっかりした情報をつかみながら、二度手間とならないようにしてほしい、また、下水処理場を整備する場合、処理水をどこに流すかという問題もあり、関係先等の理解が得られるよう、しっかり対応しながら進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認するこ



とに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

[末松直洋君登壇]

**○末松直洋君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係11議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の12月補正予算は、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当の不足分やこども図書館の開館に向けた準備に要する経費等、13億5,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,291億2,400万円余であります。

あわせまして、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の12月補正予算は、職員の時間外勤務手当の不足分や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、7億4,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、409億600万円余であります。

あわせまして、警察棟空調設備更新工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外10議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、こども図書館設置準備事業に係る繰越明許費の追加について、改修工事の進捗は、来年春の開館予定に影響しないのかとの質疑があり、執行部から、図書館本体の工事については、年度内に完了する予定であるが、外構や舗装等一部の周辺工事が完了しない可能性があるため、繰越しの設定を行うものであり、年度内に工事を完了し、来年春の開館を迎えられるよう、しっかり取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、県立高等学校半導体関連人材育成事業業務委託に係る債務負担行為の追加に関連して、工業高校等においては、今後、半導体関連人材の育成等も見据えて、最新の機械設備が必要となると思うが、その整備状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、県内高校全ての機械設備を一度に最新のものに更新することは難しいが、今後も予算の範囲内で必要に応じて順次更新していくとともに、民間企業等と連携し、企業が保有する機械設備を活用した学習を実施するなど、就職後の実践につながるような教育を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、県立高校で半導体関連人材の育成を担う教員の育成については、民間人材の活用等も含め、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、半導体関連人材の育成においては、専門的かつ高度な知識が求められるため、半導体関連企業での実践研修の受講等を通じて、教員の半導体に係る知識、技術の向上に取り組むとともに、生徒に対しても、大学の施

設見学や半導体関連企業による出前授業など、民間企業等と連携した学習に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、県立高等学校入学者選抜制度改革について、令和3年3月に外部有識者による県立高等学校あり方検討会からの提言を受けてから、令和9年度の新制度の実施まで6年もかかるとのことであるが、どのような経緯があるのかとの質疑があり、執行部から、令和3年3月の提言の後、さらに県立高等学校入学者選抜制度検討委員会による2年間の検討を経て、本年3月に提言があったこと、その中で、学校や生徒側に対して十分な周知期間を確保することが必要とされたことから、実施までの期間を要するものとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、急速に少子化が進む状況においては、時期を失しないように早急に取り組んでいくことが重要であり、この入試制度改革と併せて、もう1つ重要な課題である募集定員の在り方の検討についても、スピード感を持って取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、専決処分された警察車両のフェリー船内における事故の損害賠償額の決定について、今回の事故は、車両のサイドブレーキのかけ忘れという単純なミスによるものであるが、今後の再発防止策はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、複数の者によるサイドブレーキの確認を徹底するとともに、大型車両で出動する際の運転訓練の実施や上司による運転上の諸注意等も併せて行うなど、再発防止に努めていくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

[岩本浩治君登壇]

○岩本浩治君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係9議案及び請願1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度12月補正予算は、熊本地震からの創造的復興や災害からの復旧、国の補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策に関連する事業に要する経費のほか、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、541億1,200万余の増額補正であり、補正後の令和5年度の一般会計の予算総額は、1兆45億6,800万余であります。

あわせて、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外8議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本地震復興基金交付金につ

いて、県の広域的課題分として50億が残っているが、市町村にスポーツ施設整備の提案を募り、それを支援するようなことに活用できないかとの質疑があり、執行部から、50億円については、基金の目的である熊本地震からの早期の復旧、復興、さらにその先にある創造的復興など、県の広域的な課題で活用を考えている、また、スポーツ施設整備の在り方について、委員提案の方法も含め、丁寧に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、職員給与費の時間外勤務手当について、今回の増額要求がどのように算出されたのか教えてほしいとの質疑があり、執行部から、TSMCの進出や業務の活性化などの事情を踏まえて、各部局において今年度末までに必要となる時間外勤務手当の所要額の見込みを積み上げた上で、知事部局全体分として一括して計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、業務量が増大する中で、特定の部署に業務が集中しないよう考慮しながら、働き方改革や人材確保を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立劇場管理運営業務について、コロナ禍で利用者が減少したと思うが、現状は回復傾向にあるのか、また、県内の文化振興において、県立劇場の果たす役割は非常に大きいですが、管理運営業務の費用の中で十分に賄っていきけるのかとの質疑があり、執行部から、施設利用率は、最も低かった令和2年度に30%前後まで落ち込んだが、現状では80%前後まで回復し、おおむねコロナ禍前に戻りつつある、管理運営委託の経費については、今期の管理運営委託業務の経費を検証し、それに昨今の光熱水費の高騰などの外的な要因を上乗せした上で、令和6年度以降の管理運営委託業務の経費を設定しており、妥当なものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、補正予算の追加提案分の物価高騰対策支援関係について、対象となる交通事業者やLPガス事業者などに対し、いかに早く支援を届けるかが大事となるが、その点についてどのように考えるかとの質疑があり、執行部から、今回の物価高騰対策支援は、継続的な事業が主となっているので、予算編成においては、できるだけこれまでの事業スキームを継承し、速やかに支援を届けることを念頭に置いて議論をした、必要な支援を速やかに実施したいとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の第4期中期目標について、TSMCの進出やコロナ後のインバウンドの増加などの状況から、県立大学が中核的な役割、教育を行うことが本県の発展にとっても必要だと思うが、中期目標の中の国際交流などは、予算が伴わなければ難しい、新年度に向けてどのように考えているかとの質疑があり、執行部から、県立大学としては、これまでの大学運営を継承しつつ、将来を見据えて、県のこれからの担う人材を育成することが必要と考えており、DXやグローバル化の推進等、時代の要請に応える人材の育成に重点を置いた目標を設定している、グローバル人材育成、地域貢献、大規模災害からの復興、再生、DXの推進などに要する経費については、通常の運営費交付金に上乗せをして予算を要求しており、引き続き、目標の達成に向けてしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(淵上陽一君)** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕

**○星野愛斗君** 熊本維新の会の星野愛斗です。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、職員の給与等を増額するものであり、一般職や特別職と併せて8つの条例改正を1つにまとめた議案であります。

日本維新の会は、結党以来、身を切る改革を行うことを掲げ、知事や議員といった特別職の報酬削減を主張しており、それを実行しております。本県議会における我が熊本維新の会としても、同様の思いです。

また、昨今の物価高騰などで県民の皆様の生活は逼迫しており、このような中で、我々議員を含む特別職の報酬を増額改定することは、県民の皆様の理解を得られるとは到底思えません。よって、本議案に賛成することはできません。

しかし、それは、改めて申し上げますが、特別職や議員に限ったことであり、それ以外の一般の職員の給与等増額については否定をするものではありません。

そのため、本議案の一般の職員の給与等に関する条例については賛成ですが、やむを得ず本議案に反対をいたします。

ちなみに、これは執行部の方々への要望になりますが、今回、県では、これら一般職や特別職等、複数の条例改定を一本化し、1つの議案としてまとめて上程をされておりますが、熊本市では、先日、別々の議案として上程をされておりました。国においても、一般職、特別職等、それぞれ改正する法律案は別々の議案となっております。

今回まとめられております改定される条例では、基本給、期末手当ともに上がるものや期末手当のみが上がる条例等、それぞれの条例が全く同じ内容というわけでもありませんし、仮に個別の議案として上程をしたとしても、一括で採決を行う今の仕組みであれば、議事進行上、それほど時間の増えるものでもありませんので、今後、こういった給与等に関する議案においては、国や市に倣い、個別の議案としていただきますよう、執行部の皆様への要望とし、以上で私の討論を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第2号から第15号まで、第17号から第35号まで、第37号から第54号まで及び第56号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御



異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外51件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

この際、議案第16号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長(淵上陽一君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

○議長(淵上陽一君) 次に、議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(淵上陽一君) 次に、議案第55号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告は、原案可決であります。総務常任委員長の報告のとおり原案

を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(淵上陽一君) 次に、議案第36号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告は、原案承認であります。経済環境常任委員長の報告のとおり原案を承認することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第7号から第13号までを一括して採決いたします。

ただいまの厚生常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、請第7号外6件は、厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第14号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第14号は、総務常任委員長の報



告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

---

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

---

### 知事提出議案第57号

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る11日の会議において提出されました知事提出議案第57号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第57号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第57号を議題といたします。

---

第57号 収用委員会委員の任命について

---

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 議員提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

---

議員提出議案第1号

国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫

西 聖一

城下 広作

熊本県議会議長 瀧上 陽一 様

.....  
国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。また、本県においても、平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨等による災害などにより、県内各地で甚大な被害が相次いでおり、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取り組みは、一層重要となっているため、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国土強靱化のための予算・財源を確保いただき深く感謝する。本県においてもこれを積極的に活用し、国土強靱化地域計画に基づき、今後起こり得る自然災害に備え、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる「災害に強く安心・安全な熊本づくり」に取り組んでいるところである。

しかしながら、その取り組みは未だ道半ばであり、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取り組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組むことが重要である。

そうした中、本年6月の「国土強靱化基本法」の改正により、今後の施策の継続性が明記されたところであり、本県においても、改正国

土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後も切れ目なく、着実に国土強靱化の取り組みを進める必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 2 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期限を延長すること。
- 3 「緊急浚渫推進事業」において、「農業用排水路」の浚渫や樋門からの排水先となる「滞筋」の浚渫に係る費用について、事業の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上 陽一

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 松本 剛明 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

農林水産大臣 坂本 哲志 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

内閣官房長官 林 芳正 様

国家公安委員会委員長 松村 祥史 様

国土強靱化担当大臣 松村 祥史 様

内閣府特命担当大臣 (防災) 松村 祥史 様

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

---

委員会提出議案第1号

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月19日提出

提出者 厚生常任委員会

委員長 楠本千秋

熊本県議会議長 淵上陽一様

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を求める意見書  
医療機関や介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所、保育所等の社会福祉施設等は、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要不可欠な社会基盤であり、県民に安全・安心で質の高い医療や福祉サービスを提供するため、診療報酬や介護報酬等の公的価格により運営されている。

現在の我が国の制度では、国が定める公的価格については数年に一度、その時々社会情勢等を勘案して改定されているが、改定までの間、急激な社会情勢の変化による水光熱費や燃料費、食材料費、診療材料等の高騰に対しては柔軟な対応ができず、また、公的価格という性質上、利用者等には価格転嫁ができないため、経費が嵩み、医療機関や社会福祉施設等の経営に大きな影響が生じる。

特に、長期化したコロナ禍において、利用控えによる減収や感染症対策に要する経費の増加に加え、昨今の物価高騰の影響で、医療機関や社会福祉施設等の経営は著しく逼迫している。このような状況では、医療機関や社会福祉施設等に従事する方々の給与を引き上げることもで

きず、結果、他業種との給与格差は益々広がり、人材不足の問題に更に拍車をかけるものとなっている。

よって、国におかれては、今後も県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるために必要な質の高い医療や福祉サービスを安定的に提供できるよう、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬及び保育等の公定価格について、より実態に即した適切な改定を行うとともに、次期改定までの間に急激な物価高騰等が発生し、医療機関や社会福祉施設等の経営に著しく影響があると認められる場合においても、臨時的な改定で単価を引き上げ、経営状況の改善を図るなど、国の責任において既存の制度により対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上陽一  
衆議院議長 額賀福志郎様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
総務大臣 松本剛明様  
財務大臣 鈴木俊一様  
厚生労働大臣 武見敬三様  
内閣府特命担当大臣 加藤鮎子様  
(こども政策)

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

#### 議員派遣の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

#### 議員派遣の件

令和5年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和5年度九州各県議会議員交流セミナー  
(1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立

を目指す。

- (2) 派遣場所 福岡県
- (3) 派遣期間 令和6年1月29日(月)から1月30日(火)まで
- (4) 派遣議員 高野洋介、西山宗孝、岩本浩治、高島和男、中村亮彦、池永幸生、城戸 淳、本田雄三、坂梨剛昭、南部隼平、幸村香代子、高井千歳

---

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年12月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

---

○議長(淵上陽一君) 令和5年12月定例会の閉会

に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も、無事全日程を終了することができました。議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部の皆様方の御協力に、内野副議長共々心から感謝申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、猛威を振った新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、様々なことが以前のように動き始めた1年だったと思います。

そのような中、県議会においては、4月の統一地方選挙を経て、各年代別構成が均衡し、女性議員も5人に増えるなど、多様な人材の参画の下で活動がスタートし、幅広い分野で議論が行われました。

まず、世界から注目されるTSMCの熊本進出については、100年に1度のビッグチャンスであり、さらに、JASMの第2工場の検討が報道されるなど、県民の期待も高まっています。

県議会でも、新生シリコンアイランド九州の実現や経済効果などを最大限に生かすための施策を推進する一方、交通渋滞、地下水の保全や水質の維持、人材不足や農地の確保、県土の均衡ある発展など、様々な課題についても活発な議論が行われました。

また、空港周辺地域のさらなる活性化に向けて、10月に策定された新大空港構想につきましても、国内外からの誘客や相互交流の推進、アクセス鉄道を含めた交通ネットワークの整備、空港周辺地域の活性化など、様々な観点から議論が行われました。

そして、熊本地震からの創造的復興については、震災ミュージアムKIOKUのオープンや南阿蘇鉄道の立野一高森間の全線運転再開など、着実に歩みが進められています。

また、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興



では、命と清流を守る緑の流域治水の取組が進められ、県議会でも、被災者支援のほか、新たな流水型ダム、環境影響評価などについても議論が重ねられました。

私も、九州各県議会議長会の会長として、6月には、大規模災害への財政措置等の要望事項を取りまとめ、政府等への提言を行ったところです。

そのほかにも、燃料費や物価高騰への対策、豪雨や赤潮等の災害対応、国際スポーツ大会の開催、こどもまんなか熊本の実現、2024年問題、振り返れば、本当にたくさんの県政課題等についても、知事や執行部の方々との議論を重ねてまいりました。

そして、本定例会では、これまで16年間にわたり、卓越したリーダーシップを発揮し、県政のかじ取りを担ってこられた蒲島知事が、次期知事選には出馬をしないことを表明されました。

改めまして、蒲島知事のこれまでの功績に対し、敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

来年は、4月の知事の任期満了まで、蒲島県政の総仕上げの年であるとともに、新たな知事による県政の始まる年でもあります。現在のよき流れをさらに確かなものとするため、非常に大事な1年になります。

今後とも、県政が抱える様々な課題等に、オール熊本の精神で共に頑張ってまいりましょう。

最後に、県民の皆様方には、御健勝で新春を迎えられ、来年が幸多い年でありますよう心から御祈念を申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

1年間、大変お世話になりました。（拍手）

午前11時15分

# 付 録



令和5年12月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	12月19日 原案可決
〃 第2号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	〃
〃 第3号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算 (第3号)	〃
〃 第5号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第6号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第7号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正す る条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制 定について	〃
〃 第11号	財産の取得について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	財産の取得について	〃
〃 第14号	財産の取得について	〃
〃 第15号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第16号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第17号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第18号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第19号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第20号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第21号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第22号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第23号	当せん金付証券の発売について	〃

知事提出議案	第 24 号	公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について	12月19日 原案可決
〃	第 25 号	公立大学法人熊本県立大学定款の変更について	〃
〃	第 26 号	和解及び損害賠償額の決定について	〃
〃	第 27 号	訴えの提起について	〃
〃	第 28 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 29 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 30 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 31 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 32 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 33 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 34 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 35 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 36 号	専決処分の報告及び承認について	12月19日 原案承認
〃	第 37 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 38 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 39 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 40 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 41 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 42 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 43 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 44 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 45 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 46 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 47 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 48 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)	12月19日 原案可決
〃	第 49 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 50 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第4号)	〃
〃	第 51 号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
〃	第 52 号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃



知事提出議案	第 53 号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	12月19日 原案可決
〃	第 54 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 55 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 56 号	熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 57 号	収用委員会委員の任命について	12月19日 原案同意
9月定例会 知事提出議案	第 35 号	令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	12月19日 認 定
〃	第 36 号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 37 号	令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 38 号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 39 号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 40 号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 41 号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 42 号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 43 号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 44 号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 45 号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 46 号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第 47 号	令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付け	

		に係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	12月19日 認 定
9月定例会 知事提出議案	第48号	令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
〃	第49号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第50号	令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算 の認定について	12月19日 可決・認定
〃	第51号	令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について	12月19日 認 定
〃	第52号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定に ついて	〃
〃	第53号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及 び決算の認定について	12月19日 可決・認定
〃	第54号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定に ついて	12月19日 認 定
議員提出議案	第1号	国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書	12月19日 原案可決
委員会提出議案	第1号	診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・ 保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な 対応を求める意見書	〃

令和5年12月定例会

## 議 長 諸 般 の 報 告

### 12月定例会における議長からの諸般の報告

#### 第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

#### 第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

去る10月10日、人事委員会委員長から、県職員の給与等について報告及び勧告がありましたので報告します。

※ 報告及び勧告の詳細については、人事委員会から先に配布のとおり

令和5年12月1日

熊本県議会議長 洲上 陽一

令和5年12月熊本県議会議案各委員会別一覧表

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳入全部……………( 2 ) (事項別 明細書 2)</p> <p>歳 出</p> <p>1 総 務 費</p> <p>1 総務管理費……………( 4 ) ( " 13)</p> <p>2 企 画 費……………( 4 ) ( " 14)</p> <p>3 徴 税 費……………( 4 ) ( " 15)</p> <p>4 市町村振興費……………( 4 ) ( " 16)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 7 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 10 ) ( " 40)</p> <p>第4表 地方債補正……………( 18 )</p> <p>○議案第 7 号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 1 )</p> <p>○議案第 8 号 熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正す る条例の制定について……………(条 3 )</p> <p>○議案第 11 号 財産の取得について……………(条 6 )</p> <p>○議案第 23 号 当せん金付証票の発売について……………(条 18 )</p>	<p>○議案第 24 号 公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定に ついて……………(条 19 )</p> <p>○議案第 25 号 公立大学法人熊本県立大学定款の変更について……………(条 24 )</p> <p>○議案第 28 号 指定管理者の指定について……………(条 27 )</p> <p>○議案第 29 号 指定管理者の指定について……………(条 28 )</p>
--	---



<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	
○議案第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第5号) ……( 1 )	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
2 民 生 費	
1 社会福祉費……………( 4 ) ( 明細書 17)	
2 児童福祉費……………( 4 ) ( " 18)	
3 生活保護費……………( 4 ) ( " 19)	
3 衛生費のうち	
1 公衆衛生費……………( 4 ) ( " 20)	
3 医 薬 費……………( 4 ) ( " 22)	
第2表 繰越明許費補正のうち……………( 7 )	
第3表 債務負担行為補正のうち……………( 10 ) ( " 40)	
○議案第 6 号	
令和5年度熊本県病院事業会計補正予算 (第2号) ……( 27 ) ( " 50)	
○議案第 26 号	
和解及び損害賠償額の決定について……………(条 25 )	
○議案第 30 号	
指定管理者の指定について……………(条 29 )	
○報告第 1 号	
専決処分の報告について……………(条 47 )	

<p>□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局)</p>	
○議案第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号) ……( 1 )	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
3 衛生費のうち	
2 環境衛生費……………( 4 )	事項別(明細書 21)
5 商 工 費	
1 商 業 費……………( 5 )	( " 28)
2 工 鉱 業 費……………( 5 )	( " 29)
第2表 繰越明許費補正のうち……………( 7 )	
第3表 債務負担行為補正のうち……………( 10 )	( " 40)
○議案第 5 号	
令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号) ……( 26 )	( " 49)
○議案第 12 号	
財産の取得について……………(条 7 )	
○議案第 31 号	
指定管理者の指定について……………(条 30 )	
○議案第 36 号	
専決処分の報告及び承認について……………(条 35 )	

<p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)……………( 1 ) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 4 農林水産業費 1 農 業 費……………( 5 )( 事項別 明細書 23) 2 畜 産 業 費……………( 5 )( " 24) 3 農 地 費……………( 5 )( " 25) 4 林 業 費……………( 5 )( " 26) 5 水 産 業 費……………( 5 )( " 27) 9 災害復旧費のうち 1 農林水産業災害復旧費……………( 6 )( " 36) 第2表 繰越明許費補正のうち……………( 7 ) 第3表 債務負担行為補正のうち……………( 10 )( " 40) ○議案第 15 号 工事請負契約の締結について……………(条 10 ) ○議案第 16 号 工事請負契約の締結について……………(条 11 ) ○議案第 17 号 工事請負契約の締結について……………(条 12 ) ○議案第 18 号 工事請負契約の変更について……………(条 13 ) ○議案第 19 号 工事請負契約の変更について……………(条 14 )</p>	<p>○議案第 27 号 訴えの提起について……………(条 26 ) ○議案第 32 号 指定管理者の指定について……………(条 31 ) ○議案第 33 号 指定管理者の指定について……………(条 32 ) ○報告第 2 号 専決処分の報告について……………(条 48 ) ○報告第 3 号 専決処分の報告について……………(条 49 )</p>
--	--

<p>□建設委員会関係（土木部）</p>	
○議案第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）……………（ 1 ）
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 土 木 費	
1 河川海岸費……………（ 5 ）	事項別 （明細書）……………（ 30 ）
2 港 湾 費……………（ 5 ）	（ " ）……………（ 31 ）
3 都市計画費……………（ 5 ）	（ " ）……………（ 32 ）
9 災害復旧費のうち	
2 土木災害復旧費……………（ 6 ）	（ " ）……………（ 37 ）
第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 7 ）	
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 10 ）	（ " ）……………（ 40 ）
○議案第 2 号	
令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 （第2号）……………（ 20 ）	（ " ）……………（ 47 ）
○議案第 3 号	
令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算（第1号）……………（ 23 ）	
○議案第 4 号	
令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第 3号）……………（ 25 ）	（ " ）……………（ 48 ）
○議案第 20 号	
工事請負契約の締結について……………（条 15 ）	
○議案第 21 号	
工事請負契約の締結について……………（条 16 ）	
○議案第 34 号	
指定管理者の指定について……………（条 33 ）	
○議案第 35 号	
指定管理者の指定について……………（条 34 ）	
○議案第 37 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 36 ）	
○議案第 38 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 37 ）	
○議案第 39 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 38 ）	
○議案第 40 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 39 ）	
○議案第 41 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 40 ）	
○議案第 42 号	
専決処分の報告及び承認について……………（条 41 ）	

<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>7 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………( 5 ) ( 明細書 33)</p> <p>8 教 育 費</p> <p>1 教育総務費……………( 6 ) ( " 34)</p> <p>2 社会教育費……………( 6 ) ( " 35)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 7 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 10 ) ( " 40)</p> <p>○議案第 9 号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………( 条 4 )</p> <p>○議案第 10 号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について……………( 条 5 )</p> <p>○議案第 13 号 財産の取得について……………( 条 8 )</p> <p>○議案第 14 号 財産の取得について……………( 条 9 )</p> <p>○議案第 22 号 工事請負契約の変更について……………( 条 17 )</p>	<p>○議案第 43 号 専決処分の報告及び承認について……………( 条 42 )</p> <p>○議案第 44 号 専決処分の報告及び承認について……………( 条 43 )</p> <p>○議案第 45 号 専決処分の報告及び承認について……………( 条 44 )</p> <p>○議案第 46 号 専決処分の報告及び承認について……………( 条 45 )</p> <p>○議案第 47 号 専決処分の報告及び承認について……………( 条 46 )</p> <p>○報告第 4 号 専決処分の報告について……………( 条 50 )</p>
--	--



令和5年12月熊本県議会議案定例会議案各委員会別一覧表  
(追号)

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p> <p>○議案第 48 号</p> <p>令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第6号) ……( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳入全部……………( 2 ) (事項別 明細書)</p> <p>歳 出</p> <p>1 議 会 費</p> <p>1 議 会 費……………( 4 ) ( " 13)</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 4 ) ( " 14)</p> <p>2 企画費のうち……………( 4 ) ( " 16)</p> <p>3 徴 税 費……………( 4 ) ( " 17)</p> <p>4 市町村振興費……………( 4 ) ( " 18)</p> <p>5 選 挙 費……………( 4 ) ( " 19)</p> <p>6 防 災 費……………( 4 ) ( " 20)</p> <p>7 統計調査費……………( 4 ) ( " 22)</p> <p>8 人事委員会費……………( 4 ) ( " 23)</p> <p>9 監査委員費……………( 4 ) ( " 24)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 6 ) ( " 60)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 6 ) ( " 63)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 7 ) ( " 78)</p> <p>6 大 学 費……………( 7 ) ( " 84)</p>	<p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 8 )</p> <p>第3表 地方債補正……………( 11 )</p> <p>○議案第 55 号</p> <p>熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について……………(案 1 )</p>
---	---

<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	
○議案第 48 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第6号) ……( 1 )	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
3 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………( 4 )	事別 明細書 25)
2 児童福祉費のうち……………( 5 )	" " 30)
3 生活保護費……………( 5 )	" " 32)
4 衛生費のうち	
1 公衆衛生費……………( 5 )	" " 33)
2 環境衛生費のうち……………( 5 )	" " 35)
3 保健所費……………( 5 )	" " 38)
4 医薬費……………( 5 )	" " 39)
第2表 繰越明許費補正のうち……………( 8 )	
○議案第 54 号	
令和5年度熊本県病院事業会計補正予算 (第3号) ……( 20 )	" " 128)

<p>○議案第 48 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 4 ) ( 明細書 ) ( 14)</p> <p>2 企画費のうち……………( 4 ) ( " ) ( 16)</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………( 4 ) ( " ) ( 25)</p> <p>2 児童福祉費のうち……………( 5 ) ( " ) ( 30)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 5 ) ( " ) ( 35)</p> <p>5 労働費</p> <p>1 労働費……………( 5 ) ( " ) ( 41)</p> <p>2 職業訓練費……………( 5 ) ( " ) ( 42)</p> <p>3 労働委員会費……………( 5 ) ( " ) ( 44)</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 5 ) ( " ) ( 45)</p> <p>4 林業費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 52)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 60)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 63)</p> <p>3 観光費……………( 6 ) ( " ) ( 65)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 8 )</p>	<p>○議案第 51 号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号) ……( 17 ) ( " ) ( 105)</p> <p>○議案第 52 号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号) ……( 18 ) ( " ) ( 113)</p> <p>○議案第 53 号 令和5年度熊本県有料駐車事業会計補正予算(第1号) ……( 19 ) ( " ) ( 122)</p>
---	---

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 48 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第6号) ……………( 1 )

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

6 農林水産業費のうち			
1 農業費のうち……………	( 5 )	事別 明細書	45)
2 畜産業費……………	( 5 )	"	48)
3 農地費……………	( 5 )	"	50)
4 林業費のうち……………	( 6 )	"	52)
5 水産業費……………	( 6 )	"	56)
第2表 繰越明許費補正のうち……………	( 8 )		



<p>□建設委員会関係（土木部）</p> <p>○議案第 48 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>8 土 木 費</p> <p>1 土木管理費……………（ 6 ）（明細書 66）</p> <p>2 道路橋りょう費……………（ 6 ）（ ” 67）</p> <p>3 河川海岸費……………（ 6 ）（ ” 69）</p> <p>4 港 湾 費……………（ 6 ）（ ” 72）</p> <p>5 都市計画費……………（ 6 ）（ ” 73）</p> <p>6 住 宅 費……………（ 6 ）（ ” 75）</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 8 ）</p> <p>○議案第 49 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 （第3号）……………（ 12 ）（ ” 92）</p> <p>○議案第 50 号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第 4号）……………（ 15 ）（ ” 96）</p>	
--	--

□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)

○議案第 48 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第6号) ……( 1 )

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

9	警 察 費			
1	警察管理費……………	( 6 )	( 明細書 )	76)
2	警察活動費……………	( 7 )	( " )	77)
10	教育費のうち			
1	教育総務費のうち……………	( 7 )	( " )	78)
2	小学校費……………	( 7 )	( " )	80)
3	中学校費……………	( 7 )	( " )	81)
4	高等学校費……………	( 7 )	( " )	82)
5	特別支援学校費……………	( 7 )	( " )	83)
7	社会教育費……………	( 7 )	( " )	85)
8	保健体育費……………	( 7 )	( " )	87)

○議案第 56 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例の制定について……………(条 35 )

令和5年12月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	1
厚 生	7
経 済 環 境	
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	8

		総務常任委員会	
令和5年12月6日受理		請 第 14 号	
件 名	教育費負担の公私間格差・自治体間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
城下 広作 西 聖一 幸村 香代子	鎌田 聡 岩田 智子 星野 愛斗		
<p>(要 旨)</p> <p>1 ICT環境の整備や施設の耐震化を進め、専任教員を増員するため、国に向けて経常費助成の拡充要請をすること。</p> <p>2 熊本県単独予算による学費補助制度を拡充すること。</p> <p>3 年収350万円未満世帯までに入学金の補助をすること。</p> <p>教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校においては、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や、家庭を直接支援する制度の充実が必要となるので、上記の事項について請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>2010年度に「高校無償化・就学支援金制度」が始まり、それまで経済的な理由で私立学校への進学をあきらめざるを得なかった子どもたちが進学するようになり、2022年度熊本県内の私立高校生の割合は全日制高校全体の37.8%に上っている。これは、全国で5番目に高い割合であり、これまで各校で取り組まれてきた教育実践と、生徒一人一人への手厚い対応が世間に評価され、就学支援金制度の創設と結びついた結果だと考えている。</p> <p>しかしながら私学には課題も山積しており、国が進めるGIGAスクール構想に伴うICT環境の整備や、地震等の災害に備えるための施設の耐震化も公立学校に比べて進んでいない。特に近年大きな問題になっているのが、学校現場の教員不足である。私学では専任教員が不足している穴埋めをいわゆる非正規雇用の教員で補っており、熊本県内私学の非正規率は46.6%にも上っている。そのような非正規教員は1年ごとの期限付きであることも多く、入学者数が少なれば雇い止めされるかもしれないという身分の不安定さを抱えながら勤務しなければならない。このような状態が続けば、各校の文化の継承や教育の質を保つことも難しくなる。私学が入学者数に左右されない安定的な運営を行うためには、国による経常費助成の拡充が強く求められる。</p> <p>2020年度より国の就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯については一律39万6,000円が支給されるようになり、該当する世帯では実質授業料無償となった。制度の拡充に伴い、多くの自治体では単独予算を「学費補助の拡充」や「入学金補助の創設」に充てることで私学に通いやすい環境を整えているが、本県では単独予算による上乘せが行われていない。同様に、現在本県の入学金の補助は生活保護世帯に限られており、それ以外の家庭には負担が大きく残ったままである。</p> <p>ついては、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」や私立学校振興助成法第4条の「私立学校への補助」を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。</p>			

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 7 号	
件 名	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇等の医療機関を取り巻く社会情勢や医療機関の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により医療機関の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>9月に医療費の動向が公表され、医療費（収入）だけをみると、医療機関の経営状況は良くなっているように見えるが、オミクロン株の流行によるコロナ患者数の急拡大など、コロナ対応が主な要因である。</p> <p>コロナ対応で医療費（収入）が増えた側面もあるが、これは医療界が一致団結して、コロナにしっかり向き合っただけの証である。その分、感染対策経費の増加、追加的人員の確保など、患者数拡大に対応できる体制を築くためのコスト（支出）も上昇している。</p> <p>コロナ対応を除くと、コロナ前の水準以下であり、2020、2021年度のコロナ禍による医療費減少のダメージがそのまま残っており、単に「経営が好調に転じた」ということではない。</p> <p>加えて、昨今の水道光熱費、食材料費等の物価高騰に対し、診療報酬は公定価格であり、この負担を他に転嫁できないため、物価高騰への対応も必要である。</p> <p>また、2023年度の春闘が3.58%、人事院勧告が3.3%で実現されたが、医療・介護分野の賃金上昇は公定価格の下で半分程度の水準（1%台）にとどまっている。医療・介護分野従事者約900万人の賃金を上げることで、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現が見込める。賃上げは「従来の改定」とは別に検討する必要がある。</p> <p>また、診療報酬は2年に1回行われていることから、昨今の物価高騰や人件費高騰等への医療機関への支援は国及び地方自治体による交付金により実施頂いているところであるが、次期改定までに物価高騰等による医療機関への経営逼迫が起きないように、診療報酬での速やかな臨時的な加算措置が必要である。</p>			



		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 8 号	
件 名	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者      住 所      氏 名		
前 川      收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇等の歯科医療機関を取り巻く社会情勢や歯科医療機関の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により歯科医療機関の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>歯科医療機関は、コロナ禍においても感染症対策を徹底し、県民の皆様への歯科医療提供を継続して行ってきた。しかしながら、慢性的な歯科衛生士不足やパラジウム等の歯科材料、光熱費の高騰など、歯科医療機関を取り巻く厳しい社会情勢の中、政府からは持続的な賃上げが呼び掛けられている。</p> <p>今年の春闘では平均賃上げ率3.58%、人事院勧告では3.3%の上昇が示されており、歯科界も、「賃上げ」という国の重要政策を踏まえ、来春の春闘への対応が必要である。そのためには、公定価格の引き上げを通じた医療従事者への賃上げ対応が不可欠であり、このことが、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現につながり、経済の活性化も見込める。</p> <p>30年近く類を見ない物価高騰には、一時的ではなく、恒常的な対応が必要である。しかしながら、公定価格により運営する歯科医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができない。歯及び口腔の健康を保つことは、健康増進や介護予防に重要であり県民の健康寿命の延伸に大きく寄与する。歯科医療機関の経営安定のため、また、これからも県民に安全・安心で質の高い歯科医療を提供するためにも、社会情勢に応じた適切な対応を強く求める。</p>			

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 9 号	
件 名	診療報酬・介護報酬の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度診療報酬・介護報酬改定において、物価高騰や賃金上昇等の薬剤師・薬局を取り巻く社会情勢や薬局の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により薬局の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>薬剤師・薬局は、コロナ禍においても十分な感染対策を講じた上で必要な医療提供体制や医薬品の提供体制が確保できるよう努めてきた。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、急速に経済状況が改善する中で、政府を挙げて賃金のベースアップが求められており、医科・歯科と同様に公定価格で運用される薬局においては、急騰する物価や賃金上昇を販売価に転嫁することができないため、極めて厳しい経済状況に陥っている。加えて、6年連続の薬価引き下げによる急激な資産の目減りに、昨今の医薬品供給不足が拍車をかけ、適切な医薬品提供を維持・継続するための備蓄費用の増加が著しく薬局経営を圧迫しており、薬局はベースアップどころか必要な人材の確保にも窮している状況にある。</p> <p>また、医療DXの推進による電子カルテ、オンライン資格確認システム、電子処方箋システムなどの導入・維持管理、さらに、昨今のサイバー攻撃へ対応するためのサイバーセキュリティ体制の構築など薬局が対応しなければならない課題が山積している。</p> <p>令和6年度診療報酬改定に関しては、国民が安心して生活できる医療提供体制・地域医薬品提供体制確保のためにも、現在の状況を改善できるように、適切な財源の確保を強く求める。</p>			

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 10 号	
件 名	介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>令和6年度介護報酬や障害福祉サービス等報酬、保育等の公定価格において、物価高騰や賃金上昇等の介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所、保育所等を取り巻く社会情勢や施設の現場の実態を踏まえた改定を行うこと 以上、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会福祉法人経営においては、燃料、食材費などあらゆる項目の物価高騰により、これまでに例を見ないほど深刻な影響が生じている。本会の調査では、物価高騰前と比較すると全国で1施設当たり平均1.25倍もの負担が生じている。福祉施設・事業所の収入は公定価格で定められており、安易な支出削減はサービスの量・質の低下に直結し、また、法人の判断で利用料等の価格への転嫁をすることはできないことから、経営状況は逼迫し、経営努力のみでの対応はすでに限界にきている。</p> <p>経営状況の悪化は、喫緊の課題である福祉人材確保にも大きく影響する。国においては、今年の春闘の平均賃上げ率3.58%に対して、介護職員は1.42%と大きく下回ることから、その差額約2%について、今回の経済対策として補正予算案を決定されたところだが、これはあくまでも令和6年2月～5月分の賃上げ分のみであり、恒久的な措置となっていない。</p> <p>社会福祉法人が、国民・地域住民の生活を守り、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、福祉サービスの継続に必須の物価高騰対策とともに骨太方針など政府方針で盛り込まれたすべての福祉従事者の更なる処遇改善・賃上げが必要である。</p>			

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 11 号	
件 名	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度の公定価格改定において、物価高騰や賃金上昇等の保育所等を取り巻く社会情勢や保育所等の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により保育所等の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会を支えるインフラである保育の現場では、恒常的な人手不足の中、配慮を要するこども増加等、保育士の負担は増加する一方、保育士と全産業の労働者の平均賃金間には依然として約5万円の差があることから、公定価格の基本単価の引き上げも含め更なる処遇改善を要望する。</p> <p>また、昨今の国際情勢などに起因する燃料価格や食材料費等の急激な高騰は、保育施設の運営に大きな影響を与えている。今後さらなる物価上昇も予想されるなか、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、保育所等の安定経営が脅かされることがないようきめ細やかな対応が必要である。</p>			

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 12 号	
件 名	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度の公定価格改定において、物価高騰や賃金上昇等の保育所等を取り巻く社会情勢や保育所等の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により保育所等の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会を支えるインフラである保育の現場では、恒常的な人手不足の中、配慮を要するこどもの増加等、保育士の負担は増加する一方、保育士と全産業の労働者の平均賃金間には依然として約5万円の差があることから、公定価格の基本単価の引き上げも含め更なる処遇改善を要望する。</p> <p>また、昨今の国際情勢などに起因する燃料価格や食材料費等の急激な高騰は、保育施設の運営に大きな影響を与えている。今後さらなる物価上昇も予想されるなか、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、保育所等の安定経営が脅かされることがないようきめ細やかな対応が必要である。</p>			



		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 13 号	
件 名	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度の公定価格改定において、物価高騰や賃金上昇等の保育所等を取り巻く社会情勢や保育所等の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により保育所等の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>国家戦略において教育はまさに最も重要な未来への投資かと思う。ヘックマン等の研究成果によれば、幼児期への教育投資が最も効果的な投資との考察もある。乳幼児期における教育実践の現場に立つのが保育士や教師ということになる。より質の高い教育を実践するためには、資質の優れた人材の確保が必要だが、現状では量、質とも大変困難な状態となっている。その是正のためには処遇の改善が急務と推察される。特に給与において現状では公立の小中学校の教員の平均を比しても5割に満たない状態である。その格差是正のために公定価格改定においても格段のご配慮をお願いする。</p> <p>また、急激な円高等で園運営に必要な全ての経費が著しく増加し、経営も圧迫されてきている状況となっている。臨時的な加算措置を迅速に講ずることをお願いする。</p>			

令和5年12月1日

議長 洲上陽一 様

決算特別委員長 高野洋介

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
9月定例会 議案第35号	令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第36号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第37号	令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第38号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第39号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第40号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第41号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第42号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第43号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第44号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

議案番号	議案名	議決結果
9月定例会 議案第45号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
9月定例会 議案第46号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
9月定例会 議案第47号	令和4年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
9月定例会 議案第48号	令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
9月定例会 議案第49号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
9月定例会 議案第50号	令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
9月定例会 議案第51号	令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について	認定
9月定例会 議案第52号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	認定
9月定例会 議案第53号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
9月定例会 議案第54号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について	認定

令和5年12月13日

議長 淵上陽一 様

総務常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 7 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 11 号	財産の取得について	原案可決
第 23 号	当せん金付証券の発売について	原案可決
第 24 号	公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について	原案可決
第 25 号	公立大学法人熊本県立大学定款の変更について	原案可決
第 28 号	指定管理者の指定について	原案可決
第 29 号	指定管理者の指定について	原案可決
第 48 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

議案番号	議 案 名	議決結果
第 55号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決



令和5年12月13日

議長 淵上陽一 様

厚生常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 6 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 26 号	和解及び損害賠償額の決定について	原案可決
第 30 号	指定管理者の指定について	原案可決
第 48 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 54 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和5年12月13日

議長 渕上陽一 様

教育警察常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 9 号	熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 13 号	財産の取得について	原案可決
第 14 号	財産の取得について	原案可決
第 22 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 43 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 44 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 45 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 46 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

議案番号	議案名	議決結果
第 47号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 48号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 56号	熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和5年12月14日

議長 洲上陽一 様

経済環境常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 5 号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 12号	財産の取得について	原案可決
第 31号	指定管理者の指定について	原案可決
第 36号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 48号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 51号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 52号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 53号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和5年12月14日

議長 淵上陽一 様

農林水産常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 15号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 16号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 17号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 18号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 19号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 27号	訴えの提起について	原案可決
第 32号	指定管理者の指定について	原案可決
第 33号	指定管理者の指定について	原案可決
第 48号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決



令和5年12月14日

議長 洲上陽一 様

建設常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 2 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3 号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 4 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 20号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 21号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 34号	指定管理者の指定について	原案可決
第 35号	指定管理者の指定について	原案可決
第 37号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 38号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

議案番号	議案名	議決結果
第 39号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 40号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 41号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 42号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 48号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 49号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 50号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決

令和5年12月定例会提出

## 閉会中の継続審査申出一覧表

### 総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

### 厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

### 経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

### 農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

### 建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

### 教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

### 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

### 海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

### 地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

### 議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和5年12月定例会提出  
 請願委員会審査報告一覧表  
 閉会中の継続審査申出一覧表

		内 訳					
委員名	採 択	不 採 択	撤回許可	継続審査	計		
総務		1			1		
厚生	7				7		
経済環境							
農林水産							
建設							
教育警察							
議会運営							
高速交通ネットワーク整備							
海の再生及び環境対策							
地域活力創生							
計	7	1			8		

総務常任委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
5・12・6 請第14号	教育費負担の公私間格差・自治体間格差をなくし、子どもたちにもゆきとどいた教育を求める請願	城謙西岩幸星 下田田村野 広聖智香愛 作聡一子子斗			○	



厚生常任委員会								
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者	住所	氏名	結果		継続 審査
						採択	不採択	
5・12・1 請第7号	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第8号	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第9号	診療報酬・介護報酬の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第10号	介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第11号	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第12号	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		
5・12・1 請第13号	保育の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願	前川 川 隆 夫	前川 川 隆 夫			○		

